

2022-2023 ヨーロッパ短期海外研修

研究レポート

一橋大学経済学部

～ 目次 ～

1. フランスにおけるイスラム系移民の社会的統合と排除
宇野有紀
2. 議席配分から考える欧州議会の本質
～EUにおける「平等」な議席配分とは～
加藤和也
3. フランスにおけるイスラム系移民の社会的統合と排除
宇野有紀
4. ブルトン語とフランスの地域言語政策
李旻炯
5. フランスの生活水準の実態 — 労働と福祉の観点から —
千坂貴子
6. フランスにおける移民の子孫が抱える学業困難
田邑瑞希
7. NATO 式の「核共有」は日本に適用できるのか
中島義貴
8. フランスの PACS（連帯民事協約）が日本に与える示唆について
陳暁
9. 日本における女性管理職登用にかかるクォーター制導入の意義～日仏比較の視点から～
臼井理咲子
10. EU における環境政策とスマートな街づくり
戸塚菜生
11. ドイツが財政健全化を達成できた要因に関する考察
胡千恵
12. ドイツ政府による高等教育への出費の検証と、日本での実現可能性
マッケープ ブレンナン 礼

アジア通貨危機とユーロ危機：

2つの通貨危機からの経験と両地域の通貨の展望

The Future of the Currency in Europe and Asia

2年・経済学部 神津昂希

序論

1999年1月1日、EU加盟国のうち11カ国において単一通貨ユーロが採用され、EUだけでなく世界にとって新たな歴史の1ページが開いた。前例のない快挙に世界から注目が集まり、アジアにおいても地域共通通貨の構想が議題にあがるなど、共通通貨誕生がもたらした影響は非常に大きなものとなり、ときの話題を席卷した。しかし、ユーロを巡る航海は順風満帆とはいかず、2009年のユーロ危機を境に大きく座礁し、EU内、世界でのユーロへの期待や羨望はあえなく散ることとなった。1930年以来の世界恐慌到来とまで騒がれたユーロ危機は、事実そこまでの規模の災害には発展せず終息をみたが、それでも確かな爪痕を残し、危機以前のユーロの在り方だけでなく、ヨーロッパ統合そのものに対する疑問を呈したのである。しかし、そこから再建の道を経て10年がたった今、ユーロはたしかな影響力をつけ、現在ではアメリカドルに次ぐ世界通貨の地位を得たと言える。一方、アジア地域も1997年には大きな嵐に襲われることとなった。アジア通貨危機である。「アジアの奇跡」とまで謳われた急速な経済成長に逆風を与えたこの危機はその規模と特異性からアジア地域だけでなく、世界をも震撼させた。しかし、それは地域経済圏での協定の必要性を考えさせるうえでは大きな追い風となり、現在に至る地域連携の原点になった出来事ともなった。事実、この危機の後にアジア地域は連携を深め、世界の中でもたしかな経済的地位を確立したと言える。

そのような歴史的推移の中で、2022年現在、両地域は再び大きな危機に直面している。2020年よりいまだ猛威を振るう新型コロナウイルス—COVID-19

一という危機である。目下出口が見えない状況ではあるが、従来とは異質なこの危機は既にヨーロッパ、アジアを含む世界に不可逆的な影響を及ぼしている。

以上の歴史的推移を受けて、本稿では、通貨という側面からヨーロッパ、アジア両地域の今後の行方を分析する。具体的には欧州の共通通貨であるユーロが今後どのような地位を獲得するのか、一方で、アジア地域では、ユーロ導入に触発されて生じた 21 世紀初頭のアジア共通通貨構想が今後現実のものとなるのか、という問いに一つの視座を提供することを目的とする。

1. ヨーロッパにおける共通通貨：ユーロ

1-1 ユーロ危機とは？

1-1-1 ユーロ導入の背景

ユーロ危機が一体どのような危機であったのか、その疑問を解く前に、そもそも共通通貨がなぜ導入されたのかを理解することは今後の議論の土台を形成する意味で有意義なことだと思われる。ゆえに、ここでは多少の紙面を割いてユーロ導入の目的やその推進力について説明することとしよう。

通貨統合の計画が本格的に登場したのは 1962 年のことであった。1958 年に発足した欧州経済協力体（EEC）が 4 年間の第一段階を経た後、62 年に「第二段階における行動計画」を発表し、その中で経済政策の統合と通貨統合を掲げたのだ（池田 1979 年、19 頁）。当然この段階の計画は目標的なものであり、具体的な構想が決まっていたわけではないが、欧州において早い段階から通貨統合が議論されていた点は注目に値する。また、通貨統合と並んで経済政策統合の必要性が認識されていた点も注意すべきである。各国の経済政策における明らかな隔絶は国内の実体経済に乖離を生み経済統合が危ぶまれるため、政策上も統一性が求められるということだ。しかしここで、経済政策統合と通貨統合のうちどちらを優先するかという問題が生じた。EEC における中心国であったドイツ、フランスのうち、前者は経済政策を、後者は通貨を先に統一すべきだと主張し、対立が先鋭化したのである。最終的にはドイツが妥協する形で、通貨統合を優先し共通の通貨を持ったうえで経済政策の統合を加速させるアプローチがとられ、そのなかで通貨統合が進められていった。

このような背景のもと、紆余曲折を経て、1979年にユーロの前身となる ECU（欧州通貨単位）が創設される。これは EC 加盟国の通貨を加重平均することで作られたバスケット通貨であり、あくまで計算単位としての通貨であったが、これによって為替変動の軽減など大きな恩恵がもたらされた。例えば、ECU 参加国の企業からすると、同じく ECU 参加国との貿易取引において相手国通貨で取引するよりも、ECU で取引した方が為替変動を小さくでき、結果リスクが小さくなる。ECU には自国通貨も一定のシェアを占めているため、ECU を用いた方が相手国通貨の変動が与える影響が小さくなるからだ（赤羽 2021 年、125-126 頁）。このように、通貨バスケット制を用いることで域内の為替変動を抑制し経済活動を活性化させることが可能になったが、ECU を安定させるには、自国通貨の安定が必要となる。このため、ECU 参加国は、欧州通貨制度（EMS）のもと、自国通貨の対 ECU 為替変動幅を上下 2.25% 以内に収めるよう経済・金融政策を行うことが求められた。このように、EMS のもとでの ECU 利用に一定の成果を見た EC はいよいよ単一通貨の導入に舵を切ることになるが、ECU を経て最終的にユーロを導入するに至っては欧州域内、域外両面での、経済的・政治的思惑の両方が複雑に絡んでいた。当時、ヨーロッパの EC 参加国内では、「域内の非関税障壁の除去により単一市場を創出し、企業間の競争や経営の合理化を通じてヨーロッパの経済を再活性化」（星野 2015 年、16 頁）させることが掲げられていた。しかし、単一市場を確立する上では、各国為替レートの変動が足枷となる。単一市場の統一的運営にとっては、為替レートの変動による為替相場の不安定性は制度運営を困難たらしめるからだ。それゆえ、為替レートの変動を恒久的に排除するために単一通貨が構想されたのである（星野 2015 年、16 頁）。また、これと関連して EMS におけるドイツマルクの優位を是正したいという仏や伊の願望も作用した。当時、信用力の高さからマルクが EMS 内で支配的となっており、他国は自国通貨をマルクと同程度安定的にするために一方的な調整の負担を強いられていたことから（星野 2015 年、19 頁）、仏や伊はより公平な通貨体制を希求していたのだ。ECU の利用はドルの排除と為替の安定を一定程度もたらしたが、結局のところ、ドルに代わってマルクが支配的になってしまったのである。これらが共通通貨を要求する経済的インセンティブであった。

一方で、この 1980-90 年代という時期にあって、社会保障体制の修正とドイツのヨーロッパ化という政治的圧力が単一通貨の導入を推進した点も見逃してはならない。冷戦体制崩壊の中で、ドイツ再統一への動きが加速する中、欧州各国はドイツの封じ込めという問題に直面していた。第二次世界大戦から半世紀経過してもなお「欧州人には、『ドイツはいざとなると何をやり出すか計り知れない』とする思いが強い」という宮田の指摘から、彼らがドイツをどう処理するかに神経をすり減らしていたことが窺える（宮田 2000 年、68 頁）。ここで、最終的にドイツ封じ込めの戦略的手段となったのが通貨統合であったのだ。彼らは、共通通貨の誕生により欧州で一本化した金融政策をとることで、過去のようなドイツの暴走は阻止できると考えたのである。また、91 年のソ連崩壊とその後の東欧諸国の離脱という冷戦体制の完全崩壊にあたり、西側欧州諸国の社会保障政策変更にあっても通貨統合が深く結びついていた。自由主義諸国の勝利が明白になった瞬間、彼らは社会主義諸国との対抗上充実させていた福祉制度とその膨大な財政支出から解放されたのだが、国家として早々に福祉政策への支出削減を実行することは明らかに国民からの不満と反発を買う。そこで彼らが目を付けたのが、財政赤字を GDP 比 3%以内に収めるというユーロ導入にかかる条件であった。つまり、彼らは福祉政策の縮小を実施するうえでの大義名分として単一通貨導入を積極的に推したのである。このように、冷戦体制の終焉を受けた政治的要因によっても、ユーロの導入は促進されたのであった。

最後に、上記のような欧州域内の要因に加え、世界経済の安定と発展に貢献するという世界規模での目的もあった。将来的にユーロがドルに比類する国際的通貨となることで、通貨政策、金融政策におけるアメリカの支配から脱し、安定した国際通貨レジームが構築できると期待されたのだ。これは当然、世界経済の安定と発展に繋がるが、それだけでなく、ユーロ、ヨーロッパの影響力拡大という重要な側面も孕んでいた。ヨーロッパの政治統合という究極的目標が、米ソという大国に肩を並べ、国際的地位を上昇させることにあったのは疑う余地がないが、ユーロの導入は、金融のフィールドにおける同様の挑戦であったと言える。

このように、ユーロの導入には、共通通貨ゆえの金融・経済的恩恵に加え、当時の政治情勢が小さくない影響を与え、同時に、世界的規模での期待と戦略がバックアップするなど複雑で多元的な要因が絡み合っていたのであり、利害を異にする様々な主体が各々の問題を解決するための最善の共通解として単一通貨を推進していたのであった。

1-1-2 ユーロ危機はどのような危機であったのか

ユーロの誕生について基本的な背景を導入したので、ここでは、今節の本題であるユーロ危機がどのような危機であったのかの分析にあたることとしよう。

一般的には、ユーロ危機は、2009年のギリシャ政権交代を機に巨額の財政赤字が見つかったことによる債務危機への高まりを端緒に、最終的にユーロ経済圏の崩壊の蓋然性が高まった一連の危機として説明されることが多い。しかし、中條が指摘するように、ギリシャの財政問題はあくまでユーロ危機のトリガーであり（中條 2016年、445頁）、因果は一対一で対応していない。むしろ、ユーロ危機とは、EU統合のそれまでの構造的欠陥・脆弱性と、世界金融危機に端を発する複数の危機の複合的結果として生じた災害として説明することができる。つまり、市場や経済政策などの経済面で各国の収斂が進まず、大きなショックに対して非対称な影響が生じてしまうような構造上の脆さが根底にあり、その上で複数の危機が勃発したために、これほどまでに深刻な危機に発展してしまったということだ。この点を踏まえ、以下では、時系列に沿ってユーロ危機の本質を紐解いていく。

ユーロ危機の原点ともいえる世界金融危機は2007年9月に遡る。アメリカでサブプライム住宅ローン問題が発生し、それに関与していたヨーロッパの銀行が被害を受けた。仏のパリバ傘下の投資信託が経営危機に陥ったのを皮切りに、独や英でも銀行の経営危機が取り沙汰され、欧州全体での金融システムへの不安が高まったのだ。これが第一の危機である。さらに、これに追い打ちをかけるように翌年リーマンショックが発生し、欧州の金融危機が決定的になったのに加え、深刻な金融危機に起因して経済危機が生じた。各国はこの第二の危機に対応するため財政支出を強化したが、結果として政府債務を増大させる

ことになった。これが後にアイルランドやスペインなどで債務危機を惹起する一因となったのだが、いずれにしろ、ギリシャの財政問題以前に金融危機と経済危機という2つの危機が欧州を襲っていたことは注意すべきである。そしてこの危機への対応に追われていた最中、2009年に顕在化したのがギリシャの財政赤字問題であった。「ギリシャ政府がEUに報告している財政統計の粉飾が露呈し、しかも上昇修正幅が他国ではほとんど見られないほど大きなものだったことから、ギリシャ政府に対する信頼が著しく損なわれ」（羽森 2013年、101頁）、その結果、ギリシャの債務不履行が不安視されるようになったのである。さらにこの債務危機は、同じく莫大な財政赤字や公的債務を抱えていた周辺国—イタリア、アイルランド、ポルトガル、スペイン—に瞬く間に波及し、共通通貨ユーロへの信用も大きく失墜した。最終的にこれらの債務危機は、危機に瀕した国への投資を行っていた欧州諸国の銀行の経営を直撃し、銀行の破綻、さらにはそれによる欧州全体での金融システム崩壊の蓋然性を急激に上昇させ、ユーロ圏自体が瓦解するのではないかとまで恐れられた。こうして、世界金融危機から始まった危機は徐々に悪化し、最終的にユーロ危機という欧州全体を震撼させた一大問題へと増悪することになったのだ。

1-1-3 各国の対応、EUとしての対応

上記において、世界金融危機が如何にしてユーロ危機へと伸展することになったのかという歴史的推移を考察してきたが、なにも、政府やEUは手をこまねいていたわけではない。事態の鎮静化を図るにあたり、彼らはたしかに対応策を講じていた。その点に関し、以下では一連の危機の中で各国、EUがどのような対応をとっていたのかを議論する。

まず、世界金融危機に端を発する金融危機に対しては、EUレベルでの金融緩和策と各国レベルでの支援策があった。前者は欧州中央銀行（ECB）によるもので、政策金利の引き下げのほか、後には、カバードボンドの購入による金融機関への資金供給などを行った。一方で、後者は各国政府による対策で、破産のふちにある銀行への公的資金注入や中央銀行による巨額の流動性供給が行われた（星野 2015年、99-100頁）。また、各国政府は、その後の経済危機においても景気対策として財政支出を実施していたが、これは前節で触れたと

おりである。このように、EU、政府両方において対応策は講じられていたものの、実際はこれらの各国の対応が危機を悪化させることとなった。それは、星野の指摘にもあるように、各国が自国の金融機関救済を優先した結果、財政赤字を増大させ2つの危機に続く債務危機を惹起する要因となっただけでなく、ユーロ圏の金融市場の分断を促すことで危機を悪化させたためである（星野2015年、111頁）。つまり、本来なら統一された単一の金融市場のもと、EUが一体となって危機に対処すべきはずが、EU統合にかかる構造的欠陥のために、統一された解決が果たせなかったのである。

次に、債務危機、銀行危機への対応になるが、この頃になってようやく、EU全体としての解決策が示されるようになった。債務危機への療法としてGIIPS—債務危機の危険が極めて高かったギリシャ、イタリア、アイルランド、ポルトガル、スペイン—に対する大規模な国債買い支えや長期・低金利の資金供給が実施されたのち、銀行危機に対しては、ECBドラギ総裁のもと、ユーロ圏の国債を無制限に買い入れるOMTプログラムが実行されたほか、ESM—銀行への直接融資や資本投入による救済—や、ヨーロッパの銀行に対する統一された監督体制を備えた機構建設のための銀行同盟が設立されたことで、最終的に危機は鎮静化することになった。

1-1-4 ユーロ危機がもたらした影響

上記のユーロ危機とその一連の対策によってもたらされたのは、通貨統合段階でのヨーロッパ統合に対する楽観論への反省および、欧州の目指した統合とは真逆の政治的分解、分離であった。

ユーロ導入に先立つ通貨統合戦略において、経済政策の収斂・統合を進め、そのうえで単一通貨を導入すべきだとする立場と、経済的収斂を進めるために一挙に通貨統合を推進すべきだという立場が対立しており、最終的には後者の戦略がとられ、単一通貨ユーロが誕生したことは既に述べた。この点に関し、問題となったのは、彼らが期待していたような経済的収斂が誘引されなかった点に尽きる。ユーロ参加国に内在する経済的相違—経済構造や経済力の相違は、ユーロ導入により是正され、経済上の収斂が進んで経済格差は縮小するだろう

という楽観的期待は儂く散り、むしろユーロ参加国、さらには各国内の社会階層間での格差は拡大してしまったのだ。

この点においては、単一通貨を構想する上で議論される最適通貨圏のモデルにも合致するところがある。最適通貨圏とは、対象とする地域において個別の通貨を用いるより、単一の通貨を導入し、そのもとでの単一の経済・金融政策を実施する方が、デメリットよりメリットの方が大きくなる経済圏のことを指す。20世紀末からの一連の研究により、最適通貨圏の条件としては、各国で異なる経済ショックが生じないような同質的経済構造があること、開放的な経済の下、自由な貿易活動が可能なこと、資本や労働力などの生産要素が十分に移動しやすいこと、などが主に必要であることが示されたが、ユーロ圏においては、最初の条件が著しく欠落していたのである。この認識はユーロ成立前後から存在していたが、単一通貨の導入の帰結として金融市場や労働市場が統合され、最終的に経済構造の収斂が進むのではないかという予想がされていた。つまり、もともと最適通貨圏を満たしてはいないが、単一通貨という同質な経済ショックを与えることで、それが経済構造の同質化を生むような流れを生み、結果として最適通貨圏が事後的に形成されると期待されていたのである。

しかし、通貨統合によっても経済上の十分な収斂は見られず、各国は依然として国家単位での経済政策を行っていた状況であった。超国家的通貨であるユーロに対し、共通の政策がとられることなく一とられたとしても経済構造の不一致のために期待されるほどの効果を発揮できず一政策の中心は国民国家による三者三様のものであったのだ。このような構造的不備を内包した状態でのユーロ危機は、当然のごとく更なる格差を生み、債務危機からの脱却のため、厳しい財政緊縮や構造改革を施した南欧地域では国民が負担をおわされる形となって、失業、貧困など現在にも続く問題が噴出した。一方で、比較的早期に危機から回復したドイツは欧州での影響力を強め、当初の目的とは反対の「ヨーロッパのドイツ化」が叫ばれるようになっている。総じて、ユーロ危機は欧州に潜在的な格差を顕在化させ、当初の理念とは乖離した政治的分解を引き起こしており、その中で、統合にまつわる楽観論への猛省を促す契機となる惨事であったと言えよう。

1-2 コロナ危機とユーロ—COVID-19がユーロに与えた影響—

今なお猛威を振るう新型コロナウイルス蔓延はユーロとその経済圏にどのような影響を与えているのか。異なる危機であるとはいえ、ユーロ危機で明らかとなった種々の課題は目下の危機へ生かされているのか—これが今節で取り扱う本旨となる。

コロナ危機は EU 加盟国間の格差を拡大させるのではないかという懸念は初期の段階で現実となった。伊藤の指摘にあるように、世界的蔓延直後、観光業や宿泊業を強みとするスペインやイタリアがコロナ蔓延の影響を強く受けた一方、輸出型製造立国のドイツは比較的小さな影響で済み（伊藤 2020 年、23 頁）、はやくも経済構造の違いという問題がコロナ危機でも強く作用する形となったのだ。これに加え、初期段階で各加盟国が感染拡大防止のため国境閉鎖や自国の産業保護に走ったことで、EU の単一市場が分解し EU 経済全体に負の影響が生じた（星野 2022 年、5-6 頁）だけでなく、それらが各国主導の非対称な対応であったため、コロナ対応上の大きな混乱が生じることとなった。財政面においても、過去のユーロ危機から完全に脱却できていないうえ、上述のように経済構造が第三次産業中心の中でコロナ危機が直撃した南欧諸国や、経済が発展段階のため経済力、財政力でユーロ圏平均に劣る東欧、中欧諸国は財政出動が限られていた一方、ドイツをはじめとする財政が健全な北部は比較的大規模な支援を国内に発せられ、危機の影響を低下させることに一定程度成功していた。

しかし、過去の反省から、このような格差を看過し、EU の統合が脅かされる事態は避けなければならないとの認識は当然早くから存在した。EU、ユーロ圏は「世界金融危機がユーロ危機に発展したように、コロナ危機が単一市場、単一通貨の危機に発展することは阻止しなければならない」（伊藤 2020 年、24 頁）との危機感を早くから感じ取ってはいたのだ。

この意識のもと、EU ではルール緩和と資金援助という 2 つの方策がとられた。前者は年間財政赤字を GDP 比 3%以内にするといった財政ルールの適用を停止するものである。各国の財政支出を拡大させる意図をもった景気対策であり、この例外的な対策も評価に値するが、注目すべきは後者の対策だ。

この資金援助政策は国家、企業、労働者へのセーフティネットを提供する5400億円規模の危機対応パッケージと、国家への補助金、融資を提供する7500億円規模の復興基金を主な柱とするもので、これらが従来のEUには見られなかった画期的な支援だとして内外から好意的な印象と評価を得ているのだ。前者は支援対象に企業、労働者が含まれている点で市民に手厚い支援と言え（星野 2022年、10頁）、資金の殆どが金融機関救済に使われ、厳しい財政緊縮や構造改革が国民の犠牲をもたらしたユーロ危機時の対応とは大きく異なっている。これはESMや銀行同盟など、統一的なガバナンスの改善が図られてきたことによる恩恵であり、まさに亡羊補牢の策と言える。一方、後者の復興基金一次世代EUでは、補助金は高失業国、低所得国、コロナ危機の打撃が大きい国に対して厚めに配分されるため、最初に言及した困窮国の受給額が大きくなり、格差是正の効果が期待されている（伊藤 2020年、25頁）のだが、それだけでなく、この補助金の財源としてEU共通債券が発行されることになった点にもポイントがある。このEU内債務共通化は将来的に債券市場、資本市場の統合がEU、ユーロ圏で進み、結果として財政統合を推進する第一歩となるのではないかという意味で大変画期的な政策なのだ。もし現実として財政統合が実現するならば、それはユーロ危機以降完全に露呈した経済収斂上の乖離という問題を解決し、ユーロ圏の結合を高めることになり、国際的なユーロの価値も著しく上昇する可能性がある。現実問題としての今後のユーロの動向については次節に譲るが、以後のユーロを規定する上での大きな一歩が踏み出されたことは間違いないだろう。

さて、上記のようなEUの対策はユーロやその経済圏にどのような影響を与えているのか。為替相場においては、このような手厚く、かつ革命的な危機対応への期待からユーロは比較的高水準にあり、経済圏においても、「ユーロ危機の際に起きたような、国債利回りの高騰や乖離、また加盟国間で銀行間での貸出金利の乖離も起きていない」（星野 2022年、13頁）。ここから、通貨や金融・経済面に関して言えば、現時点でEUは過去の反省も生かしつつ、可能な限りの方策をとれていると言えるのではなかろうか。総じて、コロナ危機はユーロ危機という未曾有の災害からの教訓と対策を発揮する場となり、その

中で、苦しみながらも更なる統合へ向かって新たな一步を踏み出す契機になりつつあると言える。

1-3 ユーロの展望

ユーロ導入以降、僅か 20 年の間に欧州は 2 つの危機に対応することになった。その過程で、導入当初に期待されたドル挑戦への期待は見る影も薄れているが、それでもユーロはドルに次ぐ国際通貨として今日まで命脈を保っている。では果たして、ユーロは今後どのような道を辿るのか。この点に関し、今節ではユーロが今後も存続するのか、そして国際的影響力は拡大するという命題に答えていく。

前節で確認したように、コロナ危機ではユーロ危機の反省が生かされ、ユーロ崩壊につながる危機の進展は食い止められているほか、将来的な財政統合に向けられた一步が踏み出された。この事実からユーロへの明るい希望も見られるが、現実はそう上手くいくだろうか。事実として、コロナ危機では経済収斂が十分に進展していないという従来からの課題が浮き彫りとなり、財政統合に関しても、コロナ禍での一時的な対応に終わる危険性が生じている。当然ながらこのような課題への解決には EU、ユーロ圏としてのマクロ的団結が求められるが、コロナ危機が新たな一步の契機となった一方で、それは、各国の思想の相違を改めて明確にする契機にもなり、そのような団結の難しさが認識されている。例えば、儉約 4 カ国として知られるオランダ、オーストリア、デンマーク、スウェーデンはこれまでの巨額の資金を構造改革や投資に十分に活用してこなかった南欧諸国に不信感を抱いており（星野 2021 年、55 頁）、前節で説明したコロナ復興基金の内容に最後まで異議を唱えていた。ユーロの長期的存続のためには経済収斂、さらなる統合が不可欠だが、それがどれほど困難かということが認識される形となっているのだ。

さらに、このような内的問題に加え、外的にもユーロの存続にかかわる変化が生じている。中国人民元の台頭と、デジタル通貨の台頭だ。

これは第二章で詳述するが、ドル依存、ましてやアメリカの覇権からの脱却を図る中国は一帶一路戦略に力を入れ、同時にデジタル人民元を導入するなど、経済面で急速に影響力を拡大している。通貨上のこの拡大はアメリカへの挑戦

というユーロ導入初期の目的と同じものがあり、その勢いは当時の EU にも勝るとも劣らないものがある。

さらには、民間のフィールドでもフェイスブックがディエムというデジタル通貨を準備している。多くのユーザーを抱えるフェイスブックがデジタル通貨を提供するとあって、その潜在的利用者は米ドルの利用者をしのぐと言われており、今後クレジットカード企業や消費者向け企業がグローバルレベルで提携する可能性からも、国際通貨に今後少なくない影響を与えることが予想されている（高屋 2021 年、150-154 頁）。

これらを踏まえると、総じて、ユーロの長期的存続は達成される可能性がまだあるにしろ、国際的影響力の拡大はかなり困難だと思われる。通貨としてのユーロの利用割合は、輸出契約通貨のシェア、外貨準備のシェア、外国為替市場でのシェアなどを見るとドルには匹敵していないものの、ドル以外の通貨と比較すればかなり高い水準にあり（高屋 2021 年、138-146 頁）、これまでのユーロ利用の蓄積から、人民元やデジタル通貨との競合の中でもしばらくは現在地位を保持すると考えられる。今まで確認してきたように、ユーロ圏の根本的課題が未解決であることはユーロの存続にマイナスに作用する可能性は高いが、これまで、大きな危機に直面しながらも最終的にはお互いに歩み寄って EU としての政治的団結を発揮してきた実績と経験を考慮すれば、基本的問題の未解決がそのままユーロの完全失墜につながることはないと期待してよいだろう。一方、事実として金融面、財政面での統合の不備は金融システムの安定を著しく減退させるほか、この点に関し、今後満足のいく統合が導かれる可能性は低く、これは当然の帰結としてユーロの国際的地位上昇を妨げるだろう。以上から、ユーロの今後の趨勢は現在の地位を保持したままであると言える。しかし、この地位に胡坐をかいて目下のコロナ対応で失敗したのなら、ユーロ危機以降ユーロ圏外でのユーロ利用が減少したことの二の舞を演じることになり、後々人民元やデジタル通貨に取って代わられる可能性も否定できない。その意味でも、今後のユーロを規定する 1 ページとして、今後、欧州が十分な対応を、特に経済収斂を進めるための対応をとる重要性は付記しておこう。

2. アジアにおける通貨—共通通貨の構想—

2-1 アジア通貨危機とは？

2-1-1 アジア通貨とはどのような危機であったのか

アジア通貨危機は 1997 年 7 月のタイバートの急落という通貨危機が瞬く間に周辺国へ拡大し、アジア規模での通貨急落という一大事に発展した惨事である。これは、急速な経済成長を遂げ、「アジアの奇跡」とまで言われた当時のアジアを激震させ、アジア各国を数年の経済停滞へと追い込むことになった。ここでは、20 世紀末のこの一大事件がどのように引き起こされ、そしてどのようにアジア各国へと伝播したのかを、震源国であるタイを起点に説明する。

20 世紀後半の当時、経済発展において途上国であったタイは通貨制度としてドルペッグ制と呼ばれる実質的な固定為替制度を取っていた。これは政府が市場に介入して自国通貨をドルと固定価格で連動させるというもので、比較的価値の低い新興国通貨の価値を安定させるために実施されていた。

ここで、当時の世界情勢に目を向けると、世界はまさにレーガン政権主導のレーガノミクスの影響の真っ只中であつた。1985 年のプラザ合意を経て世界は円高ドル安のなかにあつたのだが、これに恩恵を受けたのがタイをはじめとするアジア新興国である。ドルペッグ制により同じく通貨安となつたタイでは競争力が拡大し輸出が増加、その結果経済成長が進んでいったのだ。そしてここに目を付けたのが、それまでに巨額の資本を蓄積していた投資主体である。当時の先進国では低金利状態が続いており、当然ながら彼らはより良い投資先を探していた。一方のタイをはじめとする新興国は、経済成長のための資金が国内だけでは賄えず、オフショア市場からの資金供給を必要としており、ここで両者の利益が一致した。つまり、限界成長性が高く金利の高い新興国へとオフショア市場の大量の資金が流入し、これを用いて新興国が経済基盤を強化することが可能となつたのだ。当時急速に拡大していた金融市場のグローバル化—つまりクロスボーダーの金融資本取引の急拡大—の影響もあつてこのトレンドは加速し、タイなどの新興国は海外資本の流入に依存する形での輸出志向を強め、急激な経済成長を達成していった。

しかし、このような成長は長く続かず、1995 年以降雲行きは怪しくなつていった。この年の阪神淡路大震災やその前後での日本バブル崩壊により円安が進行、結果、安全資産としてのドル買いが進んで実質的な円安ドル高へと為替

レートが変化したのである。当然ドルペッグ制をとるタイもその煽りを受け、輸出が後退、経常収支赤字が拡大していった。96年のタイ株式市場の暴落やバブル崩壊も打撃となり、タイ経済の成長性、安全性そのものに疑問符が付けられるようになっていった。この状況下で、パーツの切り下げを期待するヘッジファンドによって投機アタックがかけられるようになり、最終的に97年5月のアタック後、タイ金融当局は固定為替制度を放棄せざるを得なくなって、変動的な管理フロート制に移行した。これをもってタイパーツは一気に急落し、通貨危機が発生するに至ったのである。

そして危機はこれに留まらず、同じような経済ファンダメンタルズを持つ周辺国—インドネシア、韓国、マレーシア—へも信用不安と市場パニックが波及し、各国通貨価値を急落させることになった。こうして、タイでのパーツ急落による通貨危機が一連のアジア通貨危機へと拡大したのである。

2-1-2 各国の対応、「アジア」としての対応、IMFの対応

上記の一連の危機の間、各国はどのような対策を講じたのか。結論としては、新興国であった各国が実行可能な国内対策は限られており、最終的には、大部分の国がIMFへの支援を要請するという帰結になった。しかし、IMFの支援は危機を悪化させ、危機に瀕したアジア各国の景気回復を遅らせたとの側面が強い。この点に関し、今節では、一連の危機への対応についてIMFの対応を中心に、その帰結とともに提示する。

アジア通貨危機が勃発する寸前、アジアでは、パーツを買い支えるために自国であるタイのほか、マレーシアやシンガポールが参加する金融協力の試みが散発的には存在した。しかし、村瀬の「それまで存在する唯一の短期信用取り極めであるASEANスワップ協定は、総枠が2億ドルと僅少で、巨額の通貨危機の前では無力であった」（村瀬 2007年、138頁）という指摘から分かるように、膨大な資金フローの変動の前では効果的な対策は皆無に等しい状況であった。事実、タイだけでも危機前年の1996年に145億ドルもの外国資本が流入していた一方、1997年には217億ドルもの資金が流出に転じ、その差は362億ドルにも上っていたのである（中條 2011年、23頁 表）。ゆえに、大

規模な支援を求めて、特に影響の大きかったタイ、インドネシア、韓国が IMF へ支援を求めたのは致し方ないことであった。

では、IMF はこの支援要請に対し、どのような回答を与えたのか。その内容は、財政・金融緊縮などの条件付きの融資であった。それは具体的に、財政を引き締めて輸入を抑制し、国際収支の健全化を図る財政緊縮や、国内の信用引き締め、公定歩合の引き上げにより国内金利を高く設定し、短期資本流出を防いで為替レートの安定化を図る金融引き締めなどであったが（今井 2003 年、10 頁）、結果としては、このような強い制限により企業活動が抑制され、一部金融機関の破綻、景気低迷、デフレなどの更なる不安を惹起させることになったのである。さらに、IMF は開発独裁、縁故主義、脆弱な金融機関などのアジア的構造問題の改革までも条件に付けたため、ただでさえパニックに陥っていた市場をさらに混乱させることになった。つまり、本来、時間をかけて再編すべきこのようなミクロ的構造の改革を条件につけたため、改革プログラム自体の実行可能性に対する不安や懐疑を誘引し、景気回復の予想を遅らせることに繋がったのである（国宗 2000 年、38 頁）。この点に関しては、今井も、もともと一時的な国際収支赤字に対し、外貨の貸し付でその改善を図ることを期待されて設立された IMF が、構造改革を迫ることで事態を一層悪化させ、通貨危機から金融危機、経済危機にまで発展する要因となったと主張している（今井 2000 年、11 頁）。

事実、IMF による支援が発表されたのちの混乱で、タイやインドネシアでは政権交代が生じ、経済にも混乱が波及する形となった。このような IMF のコンディショナリティー条件付き融資—には発表当時から批判も多く集まったが、結局実行に移され、上述のような二次的混乱を伴いつつも、1998 年後半以降徐々に資本流入が復元し、通貨も回復基調が見られはじめることで、アジアでの通貨危機は終息を見ることとなった。

2-1-3 IMF の対応の誤算から見えるアジア通貨危機のかたち

上述の通り、アジア通貨危機とはタイのバーツ暴落を契機とする通貨危機がアジア各国—インドネシア、韓国、マレーシア—にも波及し、それらの通貨価値も減価させることになった一連の危機であり、そこには、IMF の条件付き

支援が危機を悪化させ、政治情勢にも混乱をもたらして金融・経済危機にまで発展したという側面が潜んでいたことを確認した。支援の発表当時から上記の厳しい条件付けに懸念や批判が噴出し、事実として危機を増悪させたことから、IMFの対応が危機管理の点で失敗であったことは火を見るよりも明らかだが、なぜ IMF の支援が危機の鎮火とは真逆の方向に作用することになったのか。今節では、この点を明らかにすることで、アジア通貨危機の深層部分を解明するとともに、次節でのアジア通貨危機の影響へと橋渡しをすることを目指す。

振り返ると、IMFが融資に当たり提示した条件とは財政・金融面での緊縮政策ならびにアジア的構造の改革であった。後者の構造改革については、IMFの管轄外であり、それゆえにパニック下の市場にさらなる混乱を惹起した点は既に述べたが、前者の内容については、実はそれ自体革新性に富んだものではなく、過去に適用され一定の効果を示した内容であったのだ。例えば、アジア通貨危機以前の1994年メキシコ通貨危機でも同様の対策がとられ、危機収束の一因になっていた。ここから示されることは、アジア通貨危機はそれまでの通貨危機とは発生要因の異なる危機であったということだ。後の研究で、これらは一般的に第一世代モデル（以下、第一型と省略）、第二世代モデル（第二型）として区別されており、詳しい説明には立ち入らないものの、前者は「国全体のファンダメンタルズに起因し、マクロのバランスシートが債務超過（返済能力なし）」（橋本 2006年、11頁）に陥ることによる危機、後者は「流動性危機のタイプで、長期的には返済能力があるものの、短期的な外貨の流動性不足」（同上）に陥ることによる危機として区別される。そして、上記の危機について峻別するならば、メキシコ通貨危機は第一型、アジア通貨危機は大部が第二型ということになるのだ。高阪の指摘にもあるように、たしかに深刻な通貨危機を経験したタイ、インドネシア、韓国、マレーシアもマクロ経済上のパフォーマンスはほぼ平均的であって（円居 2000年、53頁）、若干の経済不安が見られたタイに至っても、通貨危機が必ず発生するというほどには悪化していなかったのである（小田 2000年、128頁）。このことから、アジアの危機が経済ファンダメンタルズに起因する第一型とは毛色が異なっていたことが分かるだろう。

しかしながら、一つ看過してはならないのはアジア通貨危機の「大部」が第二型であったという点である。この点を詳述すると、アジア通貨危機は第一型のタイの通貨危機と、第二型の周辺国の危機という複合的なものであったということが言える。震源国タイの経済状況は、先述したように通貨危機が絶対的に生じるほど悪くはなかったが、バブル崩壊後に露呈した金融部門の脆弱性や為替レートの上昇による輸出の減少など、将来的な経済悪化の要素を抱えており、通貨危機が発生しないと切り切れるほどファンダメンタルズが良好とは言えなかったのだ（小田 2000年、128頁）。これに関しては高木も、対外借入制約条件を用いた統計的分析により、タイは危機発生のタイミングで対外的な返済可能性を満たしておらず、ファンダメンタルズに危機の要因があったと結論付けている（高木 2003年、22頁）。ここから、タイの危機は経済ファンダメンタルズ上の問題から生じた第一型危機であったと言えるのだ。

一方、インドネシアや韓国などの周辺国は、タイよりもファンダメンタルズが健全であり、長期的な返済能力は保持していたと考えられる—これは先程の高木の分析でも示されている（同上）。しかし、経済ファンダメンタルズにおけるタイとの類似性から信用不安が飛び火する形となり、事実、マクロ的な経済状況は良好であったにも関わらず、バンドワゴン効果—ある国の危機が同一地域の投資リスクの再評価を促し、投資家の行動を一転させる効果—によって投資家の資金引き揚げを促し、資本の逆流が生じて短期的な外貨の流動性不足に陥った。こうして周辺国は第二型の通貨危機に見舞われたのだが、このような各国の経済状況—いかなればそれは危機の種類、性質—の違いを認識できず、各国に対して IMF が一律の対応をとったために危機を悪化させることになったというのが真実であった。つまり、タイとその他の国における危機の性質の違いを看過したまま、それまでの危機対応と同じ対策を各国一律に講じたことで、実体経済との乖離がさらなる悪影響を及ぼすに至ったと言える。

2-1-4 アジア通貨危機がもたらした影響—共通通貨構想の萌芽—

ここまでの、アジア通貨危機が第一型と第二型の複合的な危機であり、IMFがその認識を欠いたまま、ただでさえ厳しい条件が付いた資金援助を一律に被害国へと実施したことで、かえって危機の悪化をもたらしてしまったことを確

認した。これを受けて、アジアでは、地域の主導と連携に基づく経済協力体制が構築、拡充されることになっていくが、これこそが、この地域がアジア通貨危機から得た教訓であったと言える。

1997年12月にはASEAN首脳会議に日中韓の3国が参加するASEAN+3が初めて開催され、これ以後、アジア共通の問題に対し地域間での緊密な協議・連携を提供する枠組みとなっていく。そこでの成果としては例えば、流動性の提供により通貨危機の予防と危機勃発時の早期解決を図る目的で締結されたチェンマイ・イニシアティブ（CMI）がある。これは具体的には、既存のASEANスワップ協定の拡大と、ASEAN加盟国と日中韓の間でのスワップ協定網の新設からなり、2003年末までに、総額365億ドル規模のセーフティネットとして確立された（中條 2011年、66頁）。ほかにも、資金フローや各国の経済状況について情報交換を行い、適切な政策運営を促すことで投機アタックや投資家の信認防止を図る、危機予防策としての経済サーベイランス（中條 2011年、70頁）や、アジア域内の巨額の資金（貯蓄）が直接アジア地域に還元されるような経路を作り、これを民間事業者が長期的な資本形成に使えるような大規模債券市場を形成する構想—アジア債券市場イニシアティブ（ABMI）—（橋本 2006年、76頁）が開発されたが、これらはまさに、一連のアジア危機における流動性不足や制度的脆弱性、資金源問題といった根本的要因に対処しようとするものであり、極めて大きな成果だったと言える。また、これは軽視されがちだが、一連の対策が地域主導で達成された点も強く評価されるものであった。それまで米ドルに従属し、危機管理の面でもIMFへ強く依存していたアジア地域が強固な独立性、自律性を獲得するための端緒になったからだ。この点に関しては、IMF支援の失敗がラテンアメリカを発展途上国として想定した「米国製の国際標準」の処方箋に則っていたことにあると指摘し、各地域に見合った「地域標準」の処方箋の構築と、地域間での対応を可能とする政治経済的リーダーシップの確立を説いた高阪の問題意識（高阪 2000年、43頁）に符合する部分もある。

さて、このような政策面での進展と並行して、アカデミックな領域で構想されたのがアジア共通通貨構想であった。危機再発防止のため地域としての一体性が称揚されていたことや、欧州で単一通貨が誕生した刺激もあいまって、ア

ジアでも、同様に通貨統合を目指せるのではないかという議論が盛んになったのである。

一連の危機で脆弱性が露呈した融市場を健全化させるなどして域内通貨の安定性を確保するとともに、欧州に倣い、アジア通貨単位（ACU）やアジア通貨制度（AMS）なるものを開発して共通通貨の土台を醸成し、最終的にユーロのような単一通貨を導入するというのが大方の共通項であったと考えられるが、細かな論点を含めれば、その構想は多種多様であり、それほどまでに熱心な議論がされていたと言える。これらの帰結については第三節に譲るが、禍を転じて福と為すが如く、アジア通貨危機が共通通貨の着想という革新性に繋がっていたことは注意すべきところである。

総じて、アジア通貨危機は域内での連携、協力の必要性を認識させ、今日まで続くアジア地域の団結を創造する端緒となると同時に、アジアでの共通通貨構想という壮大な野望の原点となったと結論付けられる。

2-2 コロナ危機とアジア通貨—COVID-19がアジア通貨に与えた影響—

確認から3年がたった今もなお新型コロナウイルスの拡大と脅威は収まるところを知らず、今後もこの感染症との戦いは続くと思われる。その中で、アジア—特に本稿の目的に沿う形で、アジアの通貨—に対しコロナは如何なる影響を与えたのか。これが今節で議論する内容である。しかし、アジアを構成する国々の通貨について一つ一つ分析することは紙面的にもデータのにも有益性に欠け、なにより本稿が最終的に議論すべきアジア共通通貨の実現性から乖離することになる。よって、ここではアジアでの中心的地域組織であるASEANについて、現在までのコロナ危機の影響を分析することとし、それをもって次節でのアジア共通通貨構想へと橋渡しをすることを目指す。

コロナによる最も大きな影響としては、感染防止のため取られた国境閉鎖による人流、物流の制限と、米中対立を背景とする地政学的力学の変化という2つが挙げられる。

前者に関しては世界共通の影響ではあるものの、これまで域内での生産ネットワークやサプライチェーン、労働力移動という推進力により経済成長を遂げてきた（伊藤 2021年、16頁）アジア、特にASEANにとってはより大きな打

撃となった。しかも、ASEANがEUとは違って連携に基づく政府間組織であることから、妥当ではあるが、各国が地域よりも自国の対応を優先させることになり（Ruland 2021年、77頁）、ネットワークの分断解消や地域的支援の取決めは遅れることになったのだ。実際、各国は国境を閉ざした中で、自国の経済支援のため免税や現金給付などの刺激策を優先実施したが、その中で、シンガポールやマレーシアなどの比較的裕福な国は巨額の支援を実施できた一方、ミャンマー、カンボジアなどの国力の弱い国は最低限のニーズさえ殆ど満たせない程度の支援に留まる（Ruland 2021年、76頁）など各国ごとの対応には避けられない格差が存在した。この点は欧州の初期対応とも類似するが、先述の通り政府機関であるASEANで地域的なコロナ支援が遅れることになった点で、地域の分断はアジアの方が大きかったと言えるかもしれない。

一方の后者は、ASEAN外部の米中問題に起因するものだが、ASEANに対しても重要な側面を孕んでいる。アメリカ前大統領のトランプ氏と中国政府との間での罵り合いは記憶に新しいが、そのような不和、対立が堂々と世間に晒されることになったのはコロナ危機を契機としてのことである。自身のコロナ感染対策失敗を中国に転嫁したトランプ氏と、それへの反発ならびにコロナ前後の香港、台湾などの地政学的問題に対する干渉に我慢ならなかった中国との間で先鋭化した米中対立（朱・丸山 2021年、74頁、90頁）は両国の枠を飛び越え、どちらに与するかという暗黙的な問いかけの形で周辺国へも余波を与えている。ASEANに関して言えば、コロナ支援の一環として中国から提供された医薬物資や医療チームへの恩恵という好意面と、南シナ海で激化する領土問題という反感面から分かるように、間で揺れている状態と言える。当然各国ごとの対応も異なってくるだろうし、そうなればASEAN内での別の分断要因となる可能性も否定できない。最終的な動向については、今後の行方に注目するほかないだろう。

当然、上記以外にも考えられる影響は存在するが、ASEANにおけるコロナの影響としては、流通の制限からくる域内の経済的分断の予兆と、現在進行中の米中対立問題の余波、さらにそこから生じる政治的分断の予兆という2つが深刻なものだと言える。

2-3 アジア通貨の展望

2-3-1 中国人民元の行く末

今後のアジア地域を占ううえで、中国の影響—特に、人民元の影響—を無視することは決してできないだろう。それは明らかに、単なる一通貨の影響を超えて、アジア、そして世界での通貨体制の趨勢に大きな意味を持つからである。この意識のもと、今節では中国人民元の展望について議論を展開する。

2016年、急激な資本流出と外貨準備の減少から、中国金融当局は厳しい資本流出規制を断行した。通貨の国際的利用を高めるには国際資本を自由に移動できることが不可欠であり、この点から中国人民元の国際化はペースダウンしたとの見方が強かったが、近年の一帶一路戦略やデジタル人民元の導入など、依然国際化を後押しするファクターは強力に存在している。アジアのほぼ全域をはじめアフリカ、ラテンアメリカ地域の一部国々までも構想に含みつつある壮大な一帶一路戦略では、これらの地域に資金や技術を提供し、交通網、発電施設などのインフラ建設を支援する形で政治的・経済的影響力を拡大してきた。コロナ危機においても、これらの地域に医療的支援をする形で戦略的関係を深めていることは周知のとおりである。このようにして徐々に経済圏を拡張してきたなかで、今後はこれらの地域との貿易で元の利用を加速させ、元の影響圏も拡大することが予想されている。実際、これまでのロシア、イラン、ベネズエラなどに加えてサウジアラビアも石油取引の元建てが検討されているほか、一帶一路戦略上の重要なパートナーとされるパキスタンでは、中央銀行が保有する外貨準備の中で人民元が既に支配的となっているとされる（Mathews 2019年、12頁）。

このような長期経済戦略だけでも十分に威力の大きいものだが、これを補完する位置づけで、デジタル人民元の導入も開始されている。13億人もの中国国民が国内外問わず人民元で送金・決済できるようにすることで、一気に人民元の国際化を進め、「一帶一路」構想に参加する国々を含みつつ、人民元が国際通貨として流通する「人民元圏」を樹立することが可能になるという訳だ（茶谷 2021年、35頁）。これは人民元の信用を高め、一帶一路の領域を押し広げる効果も見込める。そうなれば、一帶一路と（デジタル）人民元との間に正の循環が生まれ、人民元の国際化は急加速するだろう。

ここまで来れば、ドル依存からの脱却、そしてアメリカの覇権への挑戦は理想論でもないと思える。当然、世界大戦終戦以降確立されたドル体制とその依存状態を打破するのは一筋縄ではいかず、ユーロのように儂く散る可能性も否定はできない。過去の通貨危機においてもドルはその優位を保持しており、それほどまでに、ドルの生命力とそれへの世界経済の依拠は大きいのである。それでも、中国が経済上着々とアメリカに接近していること、コロナ危機を巡って影響力を強めていること、そしてなにより、事実として人民元圏が伸展していることを考えれば、ドルを「凌駕」するには至らないまでも、一帯一路地域を中心にドルに「匹敵」しうる強力な人民元圏が形成されるのは間違いないと考えられる。

2-3-2 アジアの共通通貨は実現するか

本章第一節において、アジア通貨危機を契機に共通通貨構想が盛んになり、制度設計や導入手順を巡って様々な議論がされていたことを確認した。しかし、2007年の世界金融危機と、それに起因したユーロ危機を目の当たりにし、単一通貨導入後の課題やそもそもの実現可能性に懐疑の念が向けられることになり、これらの構想は後退を迫られることになってしまった。共通通貨構想はあっけなく地に落ちてしまったのだ。そこから激動の20年程を経た現在、アジアでは中国人民元が新たな通貨圏を形成しようとしている。そのような中で、アジアでの共通通貨構想はどうなっていくか、現実として導入可能なのか。ここでは、本稿の本質であるこれらの論点を整理し、回答を与えることとする。

1997年のアジア通貨危機を受けて、アジアではドルペッグ制のリスクが強く認識されるようになり、各国は変動相場制へと移行するとともに、再発防止のための地域連携がとられるようになっていった。ASEAN+3でのCMIやABMIである。これらの成果もあって、2021年時点での世界のGDPに占めるこの地域のシェアは28.9%となり、アメリカの23.6%を超えるなど、大きな成長を遂げてきた（グローバルノート 2022年）。

しかし、シンガポールやマレーシアとミャンマー、ラオスの間に見られるように、金融制度での発達度の乖離は著しく、中井が指摘するように、アジアにおいて最適通貨圏の理論は成立困難であるのが現実だ（中井 2021年、73

頁)。つまり、共通通貨を導入することは理論的にはデメリットの方が大きく、現実的でないということだ。勿論、EUのように自発的にショックを与え、内生的に最適通貨圏を形成し、それによって共通通貨の導入を正当化するというやや強引な方法も考えられるが、アジアにおいて当時の欧州ほど熱心に通貨統合を目指す動機はない。そもそも、欧州では2度の大战の反省に立ち、平和を確保しようとする政治的主導のもと地域統合が進められたのに対し、主に東・東南アジアでは多国籍企業の投資や輸出など、民間企業が主体となって市場統合が進み、その後から地域統合が伸展してきた過去がある（村瀬 2007年、214頁）。つまり、もともとこの地域に通貨統合、そして究極的な政治統合を希求する動機はなく、あくまで「よりよい」経済のため、ここまで地域的協力が推進されてきただけなのだ。であるから、やはり共通通貨の構想は実現困難だということになる。

ただし、食欲なまでに「よりよい」経済を実現したいなら、むしろ共通の通貨制度は構築されるべきだと言える。2015年のASEAN共同体（AEC）発足に見られるように、自由貿易協定の拡張などによって域内経済の相互交流や相互関係が深化するにつれて、通貨を安定させるための共通の通貨制度、為替制度の重要性は上昇するからだ。前述のように域内の経済規模は世界的に見ても巨大であり、今後もその規模は拡大するとみられている。であれば、ドルへの依存を軽減し、ドルの変動に強い強固な貿易・経済体制を構築するという意味でも地域独自の通貨制度設計が必須になってくるのだ。

この考えのもと、本稿はバスケット通貨によるアジア地域通貨単位（AMU）の導入を主張する。具体的には、ASEAN+3の通貨を中心とするバスケット通貨としてのAMUである。バスケット通貨のアイデア自体は決して真新しいものではないが、コロナ禍における現在において、その導入を再提起することには以下の意義があると考えられる。

1 つには、コロナ危機によって寸断されたアジアの経済をポストコロナの時代に再結合させ、緊密化させるための証左になるということだ。人・物の移動が制限され各国を結んでいた糸が切れ始めている今、完全にその糸が切断される前にAMUを本格的に構想することは、経済的な結びつきを担保し、自由な

経済活動が再開されるであろうコロナ後の世界においてアジアの協同を促す強い原動力となるはずだ。

2 つには、コロナ危機によって先鋭化した米中対立と中国の人民元経済圏という大きな渦の中で生き残るための結びつきを確保することにある。断じて中国人民元が悪だという訳ではないが、この地域に人民元通貨圏が誕生することは、結局のところ現在のドル体制における頭がすげ代わることに過ぎない。人民元に依存するようであるなら、それが根本的な問題解決になっていないのは明白だ。一方で、アメリカに与しドルの中で生きることも当然、解決にはならない。そこで、米中から距離を置いて AMU という共通単位を生み出すことで、冷戦期のいわゆる第三世界のように、独自の影響力を保持することができるのだ。しかも、バスケット通貨ゆえに、AMU に占める人民元のシェアを高めると言った柔軟性も併せ持っている。へたに通貨統合をして硬直的な通貨を所有するよりも、伸縮性のある AMU の方が政策面での対応も簡易だろう。

このように、不透明な時代だからこそ発揮される恩恵も大きい。この意味で、今 AMU を構想することは今後のアジア地域を規定する上で重要な意義を持つのだ。各国が自国中心主義に走らず、長期的関係を見据えた戦略のもと連携をとることが望まれ、その中で AMU が議論されることが期待される。

3. まとめ

3-1 ユーロ

第一章では、単一通貨ユーロの軌跡と今後の行方について議論をしてきた。その中で、一貫して問題となってきたのは経済構造・経済政策の収斂の停滞であったことが認識されたことだろう。最終的な経済統合のための手順を巡って、まずは通貨統合を、そのうえで経済構造や政策面での統一を図ろうとする立場が取られたわけであるが、その後の約 15 年間に於いて期待されたほどの収斂が得られなかったために、脆弱な土台のもとユーロ危機が拡大、深刻化してしまったのであった。ユーロ危機は、安定的な経済統合のためには通貨だけでなく、それを運用するための構造、政策の統一も不可欠であることを痛感させた。これ以降、金融面でのガバナンスの強化など一定の歩み寄りは見られたが、依然として収斂は満足のいくものではなく、この点の不備はコロナ危機を巡って

も再度照射された。幸いにして、コロナ危機ではユーロ危機での教訓が活かされ、EU としての救済策も早くに打ち出され、ユーロ圏の崩壊に直結するような一大事には発展していない。また、EU 共通債券の発行による財政統合の兆しが見られ、長年の懸念であった経済収斂の問題にも解決がなされるかという期待も強い。コロナ危機により EU 内、ユーロ圏が一枚岩ではないことが改めて明確になり、現実として財政統合とそれによる経済収斂が達成されるかという懐疑心は少なくないが、これがユーロの結合と強化を図るうえで不可欠な要素である以上、遅かれ早かれ全力を傾けた討議が必要となる。ユーロがこれまでに獲得してきた信用と利用実績から、中長期的にユーロが国際世界で生き残ることは難しくないだろうが、その地位を安定的なものとするにはこの経済収斂が一つの分水嶺となるだろう。

3-2 アジア通貨

第二章では、アジア地域における共通通貨の実現可能性を念頭に、それに繋がる重要なマイルストーンとしてアジア通貨危機を起点に議論をしてきた。タイ、マレーシアをはじめとする東南アジア諸国は、アジア通貨危機において壊滅的な影響を受けたが、これを機に ASEAN+3 が創設され、地域主導、地域連携の経済体制が整備されていった点は確認した通りである。また、これと軌を一にしてアカデミックな領域でアジア共通通貨構想が熱心に研究されはじめた点も簡単に述べたが、このような地域構想が生まれた背景には、ユーロを導入した欧州に並ぶ経済規模をアジア地域が獲得できるというポテンシャルが認識されていたことは間違いないだろう。実際、共通の通貨制度を導入することは実現していないものの、アジア、特に ASEAN+3 の経済力は伸長し続けてきた。

しかし、ここへきてコロナ危機がアジアを襲い、それまで企業ベースで発展してきたこの地域の経済網が衰退の危機に瀕している。さらに、近年の中国の台頭とその経済圏の拡大によって、政治的にも連携、協力の形が問われることになっている。一带一路構想やデジタル人民元の導入により着々と人民元の国際化を図る中国は、近い将来、人民元経済圏を樹立し、その影響力を拡大するだろう。それは当然、経済学的なものに限らず、政治的な効果もある。このようにして、今までのアジア、特に東、東南アジアを規定していた要素が変容し

つつあるのだ。本稿では、このような複雑極まりない状況下で、ASEAN(+3)での結びつきを保持するという観点から、この地域での共通の通貨、すなわちAMUを導入することの意義は大きいと考えた。これまで、経済活動の最適化のために様々な制度を拡充してきたが、さらにそのレベルを押し上げる段階にきているのではないだろうか。アジア通貨危機によって発生し、ユーロ危機によって一度はついていた共通通貨制度は、コロナ危機によって再び議場に上がる機会を与えられるべきだろう。

結論

本稿では、欧州とアジアにおいて、通貨という側面から両地域の将来に一つの視座を提供しようと試みた。最終的には、欧州におけるユーロは今後も一定の国際影響力を持ち、現在の地位を暫くは保持するだろうが、その影響力を拡大するのは比較的困難であるということ、一方、アジアにおいては、一帯一路構想参加国を中心に中国人民元圏が形成されると考えられるが、その範囲は限定的であり、ASEAN+3としても共通の通貨制度—AMUを構築して経済、政治上の結合を図る必要があるとの結論を下したが、これは第三章でまとめたとおりである。

当然、2022年現在進行中のコロナ危機がどのような転換を迎えるかは予断を許さない状況であり、欧州、アジア両地域において、今後の対応が注目される場所である。また、経済状況だけでなく、政治的動向も注意すべき領域だ。究極的な政治統合のための一ステップとして、通貨統合が欧州において成功したように、通貨制度を考えることは、それと連結した政治的問題を考えることでもあるからだ。アジアにおいても、AMUを構想することは、中国人民元圏との関係、すなわち、大局的にはASEAN+3と中国との政治問題を考えることでもある。そういった意味では、経済面と並んで政治面の分析を行うことで、相互に補完的な一つ領域を通貨という一つの視点から練り直すことが可能になるだろう。ここでは経済面でのアプローチが中心となったが、政治面でのアプローチも組み合わせ、より深化した議論を行うことが今後の課題と言える。

参考文献

- ・赤羽裕「アジア地域通貨単位（AMU）建取引の有用性と必要性」『国際経済』、第72巻、2021年、121-159ページ。
- ・飴野仁子・高屋定美・田村香月子・徳永昌弘『グローバル金融危機と経済統合』関西大学出版部、2012年。
- ・池田健「EMS（欧州通貨制度）成立迄の欧州通貨統合の推移」『駒大経営研究』、第11巻1号、1979年、15-28ページ、<http://repo.komazawa-u.ac.jp/opac/repository/all/23032/KJ00000099985.pdf>（2022年8月11日最終日アクセス）。
- ・伊藤亜聖「コロナ以後のアジア—2020年上半期の複眼的記録—」東大社研現代中国研究拠点編『コロナ以後の東アジア—変動の力学—』東京大学出版会、2020年、11-18ページ。
- ・伊藤さゆり「産業経済 コロナ危機で浮かぶユーロ—復興基金で示したグリーン・リカバリーへの意思—」『経営センサー：産業と経営の情報誌』2020年10月15日、[https://cs2.toray.co.jp/news/tbr/newsrrs01.nsf/0/2F5487840816D94149258603002D8F93/\\$FILE/K2010_019_025.pdf](https://cs2.toray.co.jp/news/tbr/newsrrs01.nsf/0/2F5487840816D94149258603002D8F93/$FILE/K2010_019_025.pdf)（2022年8月10日最終日アクセス）。
- ・今井讓「グローバリゼーションとアジア通貨・金融危機について」今井讓編『アジア通貨危機と金融市場』御茶の水書房、2003年、3-20ページ。
- ・小田尚也「為替投機の理論とアジア通貨危機」国宗浩三編『アジア通貨危機—その原因と対応の問題点—』アジア経済研究所、2000年、115-144ページ。
- ・久保田哲夫「アジア通貨危機とIMF改革—新しい出発に向けて—」今井讓編『アジア通貨危機と金融市場』御茶の水書房、2003年、21-68ページ。

- ・ グローバルノート「世界の実質 GDP 国別ランキング・推移」『GLOBAL NOTE』2022年1月4日、<https://www.globalnote.jp/post-1332.html>（2022年8月11日最終アクセス）。
- ・ 高阪章「金融グローバル化とアジア経済危機」国宗浩三編『アジア通貨危機—その原因と対応の問題点—』アジア経済研究所、2000年、23-46 ページ。
- ・ 朱建榮「アフターコロナの中国政治社会—聞こえてきた「前進」の地響き—」東大社研現代中国研究拠点編『コロナ以後の東アジア—変動の力学—』東京大学出版会、2020年、65-76 ページ。
- ・ 高木信二『通貨危機と資本逃避』東洋経済新報社、2003年。
- ・ 高屋定美「国際通貨としてのユーロの可能性—国際通貨ユーロは沈まないのか—」蓮見雄・高屋定美編『沈まぬユーロ—多極化時代における 20 年目の挑戦—』文真堂、2021年、127-162 ページ。
- ・ 茶谷淳一「デジタル人民元は基軸通貨・国際通貨となりうるか？—現代基軸通貨・国際通貨考 その1—」『名古屋短期大学研究紀要』2021年3月15日、
https://ohka.repo.nii.ac.jp/index.php?active_action=repository_view_main_item_detail&page_id=13&block_id=21&item_id=262&item_no=1（2022年8月11日最終日アクセス）。
- ・ 中井教雄「ASEAN 域内における為替レート変動の要因分析」『アジア市場経済学会年報』2021年
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jafame/24/0/24_73/_pdf/-char/ja（2021年8月11日最終日アクセス）。
- ・ 中條誠一『アジアの通貨・金融協力と経済統合』文真堂、2011年。
- ・ 中條誠一『人民元は覇権を握るか—アジア共通通貨の実現性—』中公新書、2013年。
- ・ 中條誠一「通貨統合の理論から見たユーロ危機」『経済学論纂』、第56巻3-4号、2016年、429-446 ページ。
- ・ 西村陽造『幻想の東アジア通貨統合—日本の経済。通貨戦略を問う—』日本経済新聞出版社、2011年。

- ・橋本優子『アジア通貨危機を超えて—危機の背景と影響、協力体制への模索—』三菱経済研究所、2006年。
- ・羽森直子「ユーロ危機の原因」『流通科学大学論集』第22巻1号、2013年、99-123ページ。
- ・星野郁『EU経済・通貨統合とユーロ危機』日本経済評論社、2015年。
- ・星野郁「ユーロの安定はどのように確保されるのか」蓮見雄・高屋定美編『沈まぬユーロ—多極化時代における20年目の挑戦—』文眞堂、2021年、35-61ページ。
- ・星野郁「新型コロナ危機を受けたEU及び加盟国の対策と統合の行方」『国際経済』2022年3月9日、
https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaikeizai/advpub/0/advpub_kk2022.f01/_pdf/-char/ja（2022年8月17日最終日アクセス）。
- ・円居総「アジア危機の本質、教訓と国際金融協力」国宗浩三編『アジア通貨危機—その原因と対応の問題点—』アジア経済研究所、2000年、47-84ページ。
- ・丸川知雄「コロナ危機をチャンスに変えようと模索する中国」東大社研現代中国研究拠点編『コロナ以後の東アジア—変動の力学—』東京大学出版会、2020年、77-92ページ。
- ・宮田良一「ユーロ導入の真の理由と導入のもたらす種々の問題」『神奈川県立外語短期大学紀要・総合篇』第22号、2000年、67-78ページ、
https://doi.org/10.20686/tgkt.22.0_67（2022年8月10日最終日アクセス）。
- ・村瀬哲司『東アジアの通貨・金融協力—欧州の経験を未来に活かす—』勁草書房、2007年。
- ・Jeffrey Frankel, “The euro crisis: Where to from here?”
Journal of Policy Modeling 37, no.3(2015):428-444,
<https://citeseerx.ist.psu.edu/viewdoc/download?doi=10.1.1.696.2068&rep=rep1&type=pdf> (Accessed August 11, 2022).
- ・John A. Matthews, “China’s Long Term Trade and Currency Goals: The Belt & Road Initiative.” *The Asia-Pacific Journal* 17, no.1(2019):1-23.

- Jurgen Ruland, “Covid-19 and ASEAN: Strengthening State-centrism, Eroding Inclusiveness, Testing Cohesion.” *International Spectator* 56, no.2(2021): 72-92.
- Karl Whelan, “The past, present and future of euro area monetary-fiscal interactions.” *International Economics and Economic Policy*, March 1, 2022, <https://link.springer.com/content/pdf/10.1007/s10368-022-00531-y.pdf> (accessed August 11, 2022).

議席配分から考える欧州議会の本質

～EUにおける「平等」な議席配分とは～

An Analysis of the Distribution of Seats in the European Parliament

一橋大学経済学部 2年 加藤和也

1. 序論

本研究の動機の根幹は平等の問題への関心にある。様々な事柄において、「平等」の定義が一意に定まらないことに私は興味を抱いてきた。その最も分かりやすい例の一つが経済格差である。資本主義経済と経済格差は切り離せないとはいえ、富める者はますます富み、貧しき者はますます貧しくなる状況と、国民全員がある程度同じ経済レベルで暮らす状況の2つを考えたときに、どちらがより「平等」であると感じるかは個人の主観によるところが大きい。平等な分け方、と表現するときその分配方法は一見一意に定まりそうであるが、現実の諸問題に対しては複数の方法が考えられてしまう可能性があるのである。ところで経済格差といえば、EUの東欧諸国と西欧諸国で経済レベルにおいて大きな差が存在するという話はよく耳にするもので、高校の地理の教科書でも必ずといっていいほど取り上げられている。このようにEU内の格差問題は経済が議論の中心の印象があるが、政治的な平等に関してはどうなのだろうかと気になった。より具体的には、現行の欧州議会の議席配分は平等であるのかという疑問が浮かんだ。ここで二つの両極端な「平等」を考えてみる。

(A) 一つは一票の価値をそろえる人口比例的な議席配分で、例えば人口100万人につき一人の議員を各国から選出するなどである。(B) もう一つは各国に同じ数だけの議席数を与える配分で、形式的には各国の立場や発言力をそろえるものである。後述する通りEUという組織においてはこれらの議席配分の

方法は全く異なる意味合いを持っている。現行の欧州議会の議席配分はこのどちらとも異なるものになっているが、本稿の大まかな流れとしてはまず欧州議会の役割や現状の議席配分などを確認し、2つの「平等」な議席配分について考察する。そして欧州議会の本質、すなわち欧州議会は何の代表の集まりであるのかを明らかにして、それにふさわしい議席配分の方法を提言する。

2. 本論

第1章 欧州議会の役割

欧州議会の議席配分についてこれから議論していくうえで、欧州議会とはどのような機関であって、どのような重要性を持っているのかをここで明確にしておく。EUの主要な機関として欧州委員会、EU理事会、欧州議会の3つを挙げることができるが、まず「欧州委員会はEU全体を、EU理事会は加盟国政府を、欧州議会はEU市民を代表」¹している。これら3つの機関はバランスを保って存在しているといえるが、その関係は三権分立原則に則ったものではなく、単純にEUの諸機構と国家が持つ組織を一対一で対応させることはできない。例えば欧州議会は、日本の国会に近いが唯一の立法機関ではない（EU理事会も立法過程において重要な役割を持っている）点で異なり、EU理事会も同様に国会に近いが、その構成員は選挙で選ばれているわけではないという点で異なる²。

続いて欧州議会の役割について詳しく見ていく。1つ目は立法権限であり、EU法が各加盟国に対して直接適用性（EU法を加盟国法に置き換えることなく、加盟国内でも直接的に適用することができる性質）と優越性（EU法と国内法が矛盾する場合に前者を優先する性質）を持っている³ことから、この権限の重要性が分かる。ただし欧州議会が立法発議権は持っておらず、EU理事会との共同立法権限を持っていることに注意したい。2つ目は立法発議請求権

¹ 池本大輔・板橋拓己・川嶋周一・佐藤俊輔『EU政治論－国境を越えた統治のゆくえ』有斐閣、2020年、108－109項。

² 同上、109－110項。

³ 国立国会図書館議会官庁資料室「EU（欧州連合）－EU法について」『リサーチナビ 国立国会図書館』2022年7月21日、
<https://rnavi.ndl.go.jp/jp/politics/eu-law.html>（2022年8月4日最終アクセス）。

であり、これは立法発議権を独占している欧州委員会に対して立法発議を求める権利である。立法権限において法案の発議と決定が一体化していないことは、議会そのものの役割を考えれば問題であるため、この請求権も重要であるといえる。しかしながらこれを欧州議会が多用してしまえば、欧州委員会が排他的に持っている立法発議権に反することから、欧州議会はその行使を最小限にとどめている⁴。3つ目は欧州委員長の最終決定権であり、欧州議会が持つ行政統制の権限として最も重要なものである。かつては欧州理事会によって指名された委員長候補者を欧州議会が承認するという主従的な関係であったが、2008年にEU条約新规定が加わったことで欧州議会が欧州委員長の最終決定権を握ることになった⁵。4つ目は欧州委員就任予定者に対する公聴会であり、各加盟国が出す委員会候補者の承認が注目される。実際に候補者の就任を阻んだこともあり、2019年にはハンガリー、ルーマニア、フランスの候補者を承認しなかった結果、欧州委員会の発足が遅れ、欧州議会の力を示した事例もある⁶。以上4つの役割以外にも、欧州委員会を総辞職させる非難動議権や、欧州委員会への書面や口頭による諮問など、欧州議会はEUにおいて非常に重要な役割を担っている。

第2章 欧州議会の選挙制度と現行の議席配分

この章では本題に移っていくための準備として、欧州議会議員がどのように選出されるのか、そして各加盟国に対する議席配分はどのようなものであるかについて確認する。

欧州議会議員選挙は5年に一度実施され、各国ごとに直接選挙で行われる。しかしながら、この選挙をどのような方式に基づいて実施するかはそれぞれの国の判断に任されており、加盟国は大まかに言えば、比例代表制・複数の選挙区の設定・最低得票率の設定の3つの原則に従って選挙制度を決めることができる⁷。実際ドイツやフランスでは政党代表比例名簿制がとられているのに対

⁴ 鷲江義勝『EU－欧州統合の現在』創元社、2020年、88項。

⁵ 同上、88項。

⁶ 同上、88項。

⁷ Ina Sokolska “The European Parliament: electoral procedures” *Fact Sheets on the European Union* 2022年5月（2022年8月4日最終アクセス）。

してアイルランドでは単記移譲式制がとられているなど様々で、統一されていない⁸。また、各国の選挙では国政政党ごとに選出されるが、欧州議会では政党や国をこえて形成される会派に所属して活動する。

続いて現行の議席配分についてみていくが、その方法は序論で述べた議席配分の二つの「平等」な方法（A 及び B）とは異なる。かつては加盟国ごとに議席数が定められていたが、2007 年のリスボン条約以降は、各国の人口に比例して最小の 6 議席と最大の 96 議席の間でそれぞれの国に配分することと、総議席数を 750 議席（議長を加えると 751 人）以下にすること、と規則が改定された⁹。ではそれぞれの議席数はどのように決められているかといえ、逓減比例の法則に基づいており、人口の少ない国には正確な比例配分よりも多い議席数が与えられるようになっている（そのためこの観点からいえば大国に不利なように議席が配分されているとも考えられる）。しかしながら実際には議席の配分に定められた具体的な計算方法や方策はないため、これまでの議席数を慣例的に引き継いできた¹⁰。次章ではこの議席配分が抱える問題点について分析していく。

第 3 章 議席配分の平等性の考察

第 1 節 逓減比例の原則に基づく分配の問題点

前章で述べた通り、欧州議会の現行の議席配分は人口に逓減比例するよう決められているが、当然常に変化する各国の人口を議席数に反映することは難しいにしても、5 年に一度の選挙でも前回の議席数を引き継いでいるのは流石に問題がある。そもそも人口比例に基づく分配が平等であるかどうかは一旦さておき、議席配分を人口の逓減比例に基づくとしているならば、少なくとも選挙のたびに議席配分が見直されるべきであるからである。実際加盟国の中でも人口増加率は大きく異なっており、例えば 2015 年から 2020 年にかけての人口増加率はリトアニアでは -0.07% と人口は減少傾向であるのに対し、ドイツでは

⁸ 池本・板橋ほか前掲書、121 項。

⁹ “Official Journal of the European Union, C 306, 17 December 2007” *An official website of the European Union* <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:C:2007:306:TOC>（2022 年 8 月 5 日最終アクセス）。

¹⁰ Ina Sokolska 前掲書（2022 年 8 月 5 日最終アクセス）。

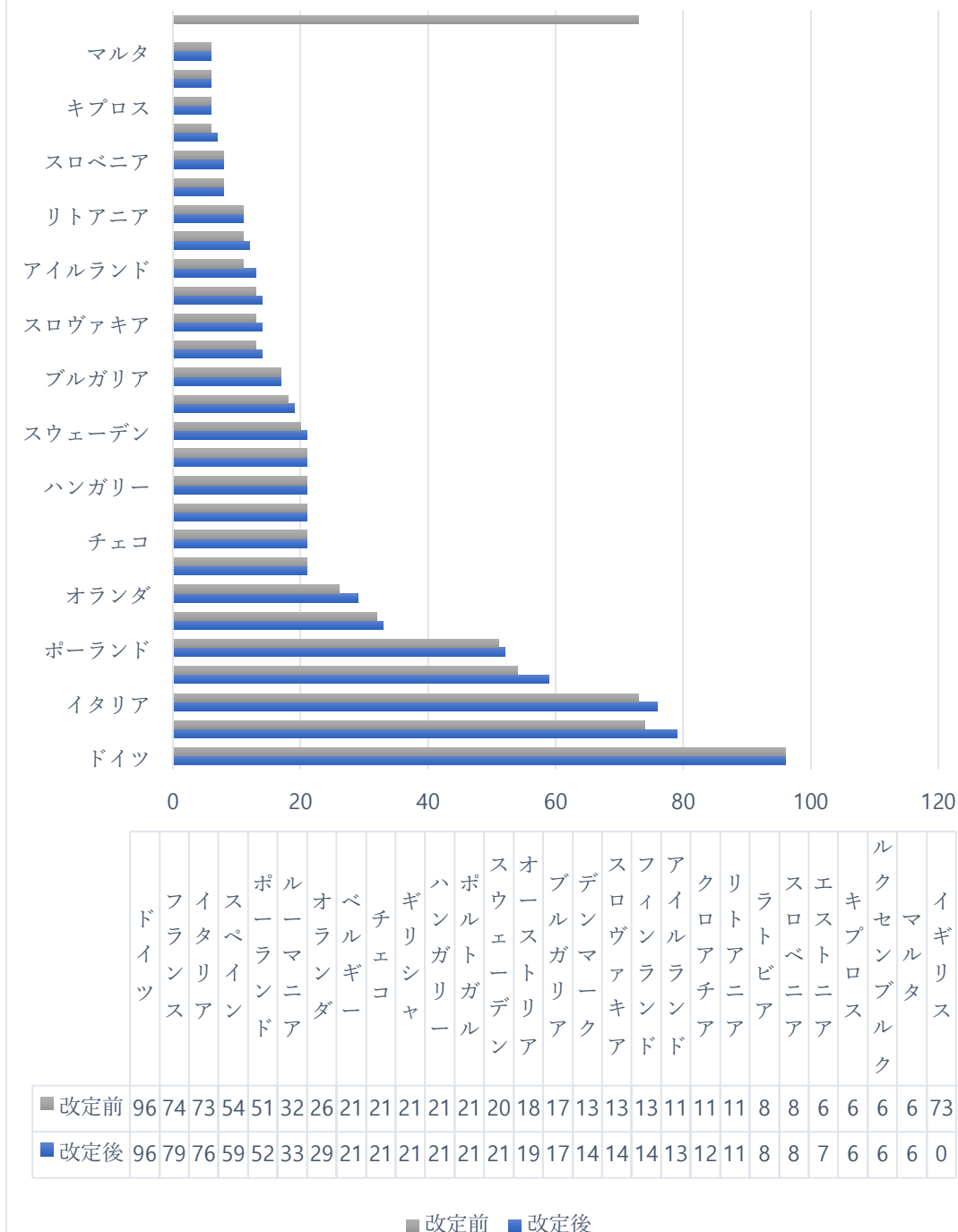
0.02%と人口は増加傾向にある¹¹。さらにはドイツのような人口の多い国でこのように変化があると人口比例の状態からそれだけ離れてしまう。ドイツの議席数は2015年も2020年も96議席であるが、その間に81,787（千人）から83,784（千人）へと人口は増加しており、2015年では約85万人に一人の割合で議員が選出されていたのに対し、2020年では約87万人に一人の割合へと変化している¹²。この数字だけを見ればドイツが欧州議会に与える影響力が低下したといえるのではないだろうか。具体的な議席配分の方式を持たずに議席数を慣例的に引き継ぐことはこのような類の問題を引き起こしているのである。ただ2019年のイギリスのEU離脱（ブレグジット）に伴って2020年には議席配分の見直しが行われた。そこではイギリスがそれまで持っていた73議席のうち27議席を加盟国内で再配分し、残りは将来の新規加盟国や選挙制度改正のために留保することが加盟国全会一致の原則に基づいて決定された¹³。その結果議席配分は以下の図のように変更された（図1）。この変更ではそれまでの不均衡を改善することが意図されたが、それでもなお残存する問題点については次節で扱うことにする。

¹¹ 総務省統計局「人口・面積（4）」『世界の統計2022』2022年3月
<https://www.stat.go.jp/data/sekai/pdf/2022a1.pdf#page=15>（2022年8月5日最終アクセス）。

¹² 同上（2022年8月5日最終アクセス）。

¹³ 前田篤穂「欧州議会、ブレグジットに伴い議席配分を見直し」『日本貿易振興機構 ビジネス短信』2020年2月3日
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/02/f29a566b65f98050.html>（2022年8月6日最終アクセス）。

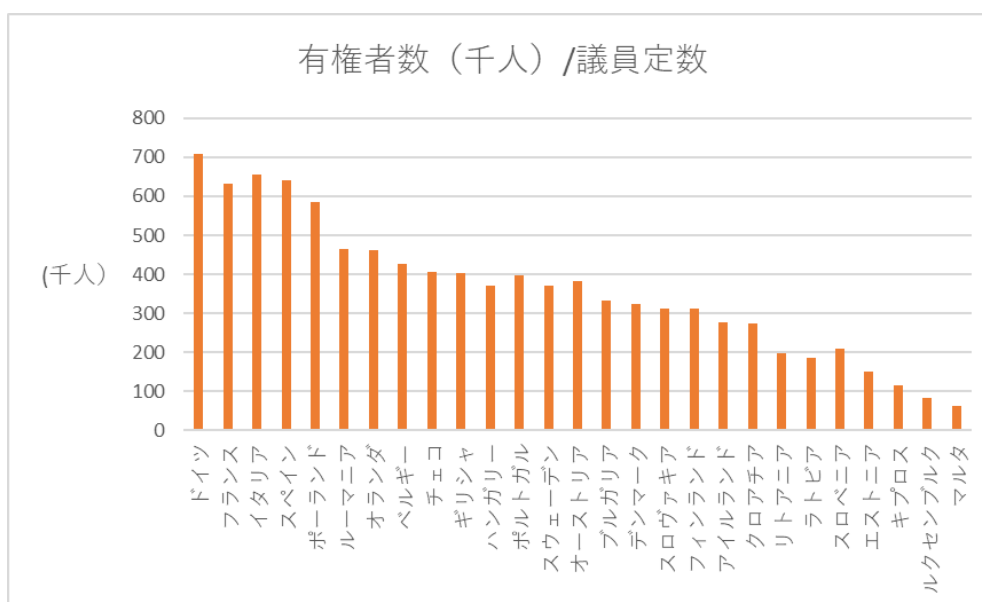
ブレグジットによる議席配分の変化



(図1) ブレグジットによる各加盟国の欧州議会議席数の変化
(出所) 欧州議会(2020)をもとに作成

第2節 現行の議席配分に見る一票の格差問題

選挙における有権者の政治的平等性を計る指標として最も分かりやすいのが一票の格差である。先に述べたように、欧州議会議員選挙では加盟国ごとに有権者数が異なるため、選出される議員の定数がそれぞれ設置されているが、ある国の有権者数（各国の正確な有権者数は国によって見つかるデータの年次が異なるなどの理由から、以下2020年時点の各国の20歳以上の人口を有権者数と呼ぶことにする）をその国の議員定数（ブレグジット後の定数を採用している）で除した値を国同士で比較すると大きく異なっていることが分かる（図2）。これはつまり、同じ一票でも国によってその価値が異なっていて、加盟国の間で一票の格差問題が生じているということにほかならない。例えばドイツでは有権者約71万人に1人の割合で議員が選出されているのに対し、マルタでは約6万人に1人の割合になっており、ドイツとマルタの間に実に12倍もの一票の価値の格差があることを意味している。各国の人口が常に変動することや、人口規模の大きく異なる中で国を単位として選挙区を設定していることを加味したとしてもあまりに大きすぎる格差である。



（図2）EU各加盟国における有権者数（千人）を各議員定数で除した値（出所）総務省統計局「世界の統計2022」等¹⁴をもとに作成

¹⁴ ルーマニア、ブルガリア、クロアチア、キプロス、マルタに関しては「eurostat 2022」をもとに作成。その他の国に関しては「世界の統計2022」をもとに作成。

日本でも一票の格差問題がよく取り上げられているが、現在日本の衆議院選挙は一票の価値の格差が2倍未満になることを一つの基準としている。これは2014年の衆議院議員選挙において、最大2.13倍の格差があったことを最高裁判所が違憲状態であると判決したのを受けて、2017年の公職選挙法改正によって選挙区の議席数が調整されたことによる¹⁵。一票の価値の格差が二倍未満であれば平等であるといえるのかという疑問が残るが、これに関して最高裁判所判事の林景一は「実際問題として、厳密な1対1という較差を実現するのは困難であるし、そのために過度に人工的な区割りをすることが適当とも思われない。しかし、一般的には、一人二票というべき事態となることは原則として許容できない¹⁶」と述べている。この考え方を借りるとするならば、欧州議会議員選挙において、マルタ国民はドイツ国民と比較したときに一人約12票持っているという事態が起きている。議員一人を選ぶ際にこれほどまで大きな格差が有権者に生じているのは決して平等とは呼べない。

第3節 人口比例の観点から考える理想の議席配分

前節では欧州議会の現行の議席配分に大きな一票の格差問題があることを確認した。この節では完全人口比例にできる限り近づけたときに議席配分がどのように変化するのかを試算する。その方法としてはまず各国の有権者数がある共通の定数で割り、その商を整数に丸めたものの合計が現行の総議席数である705になるように定数を調整する。各選挙区の有権者数を共通の定数で割りその商を四捨五入したものをその選挙区の議席数とするこの方式はウェブスター方式と呼ばれ¹⁷、長く支持されてきた方式の一つでもある¹⁸。この方式で求めた配分方法に基づいた議席配分が図3である。定数は504,000に設定すると総

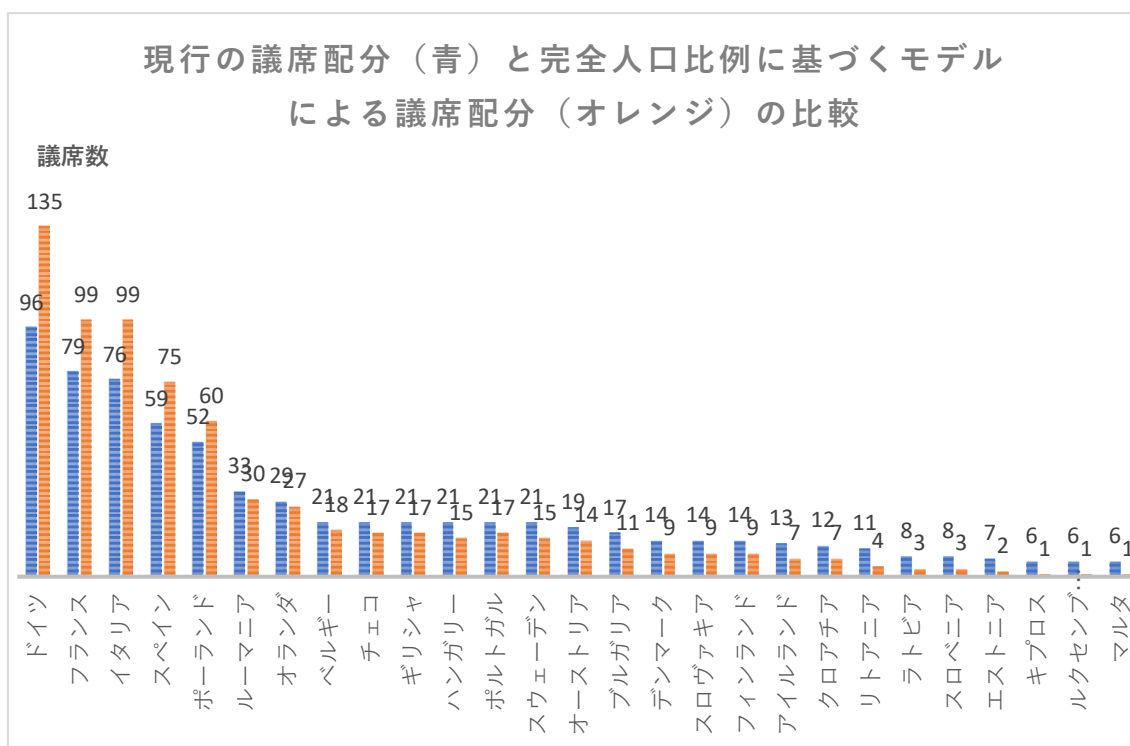
¹⁵ 「区割り法が成立 「1票の格差」2倍未満に」『日本経済新聞』2017年6月9日 https://www.nikkei.com/article/DGXLASFS09H05_Z00C17A6EAF000/ (最終アクセス2022年8月8日)。

¹⁶ 「選挙無効請求事件」『最高裁判所判例集』2017年 https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/091/087091_hanrei.pdf (最終アクセス2022年8月8日)。

¹⁷ 一森哲男『議席配分の数理-選挙制度に潜む200年の数学-』近代科学社、2018年。

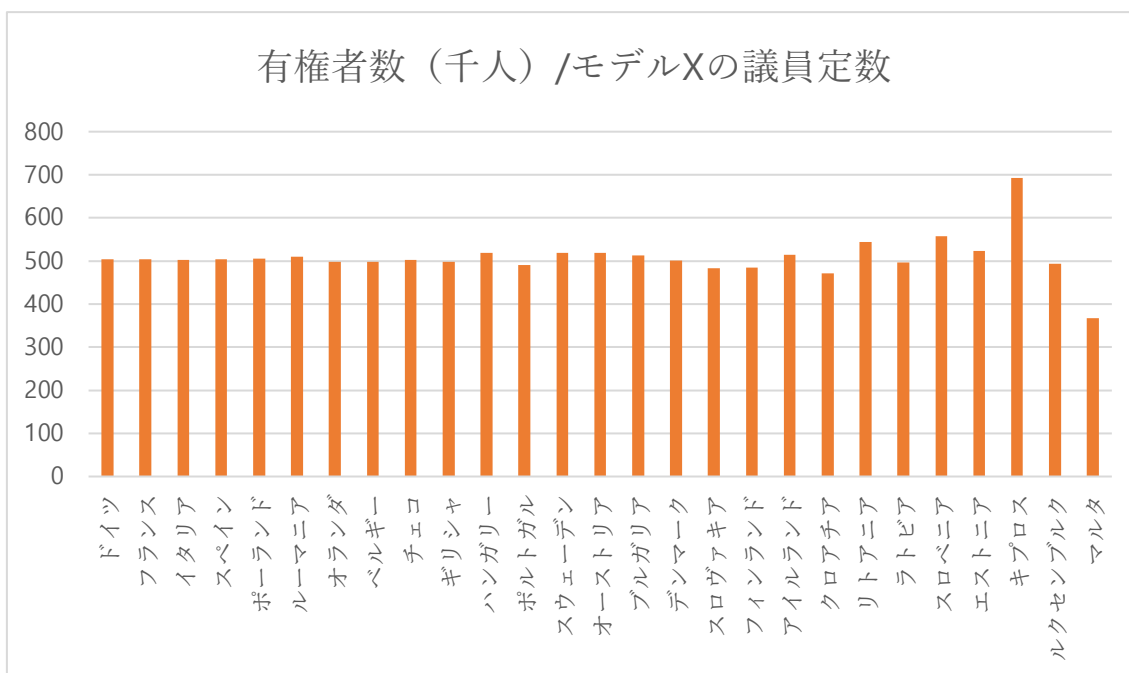
¹⁸ 一森哲男「Webster方式の偏りについて：議員定数配分問題」『日本応用数理学会論文誌』25巻、2015年、1-19項。

議席数が 705 議席になるため定数はそのようにした。つまりこの議席配分のモデル（以下モデル X と呼ぶ）においては、各国から有権者 50 万 4 千人につき一人の割合で議員を選出していることになる。ただし商を四捨五入しているため、一票の格差を完全に解消できているわけではない。図 2 と同様に、各加盟国の有権者数（千人）をモデル X の議員定数で除した値をグラフ化したのが図 4 である。まず図 3 に関して、現行の議席配分は逓減比例の原則に基づいているため、モデル X では人口規模の大きいドイツ・フランス・イタリアなどで議席数が大きく増えた一方で、人口規模の小さい国々、特に現行の



(図 3) 完全人口比例に基づいた欧州議会の議席配分モデル
(出所) 総務省統計局「世界の統計 2022」等¹⁹をもとに作成

¹⁹ ルーマニア、ブルガリア、クロアチア、キプロス、マルタに関しては「eurostat 2022」をもとに作成。その他の国に関しては「世界の統計 2022」をもとに作成。



（図4）各加盟国における有権者数（千人）をモデルXの議員定数で除した値

議席数が一桁であった国の議席数は大きく減少することとなった。この結果は、人口削減比例が人口の少ない国にとっていかに有利に働き、その反対に人口の多い国にとっていかに不利に働いていたかを示している。続いて図4についてみてみると、図2と比較して一票の価値の差が大きく縮まったことが分かる。最大格差はキプロスとマルタの間にあり、キプロスが約69万人に一人の割合であるのに対してマルタは37万人に一人の割合で議員が選出されることになっており、その差は約1.86倍となっている。依然として一票の格差問題は残っているが、現行の議席配分が抱える約12倍もの格差と比べるとかなり改善されているといえる。またこの数字は一つの基準ともいえる2倍も下回っている。欧州議会の議席配分を完全人口比例という観点から見た時に、現行の配分では一票の価値に大きな差が生じてしまっている。それに対しウェブスター方式を用いて上述のように適切な定数を設定して各国の議席数を変更することで、一票の格差問題が大幅に改善され、一票の価値の差が縮まるという意味では遥かに「平等」な議席配分が可能であると考えられる。

第4節 加盟国同士の立場を対等にする「平等」

これまでは完全人口比例であることが「平等」であるという仮定の下議論してきたが、この節では加盟国同士の立場が対等であることの重要性について検討する。EUにおける通常立法手続きは非常に複雑であり、法案の成立まで何段階もの過程が存在する。第1章で述べた通り、立法手続きには欧州議会とEU理事会の両方が関係するが、基本的に欧州議会は法案の承認や修正案の採択に際して多数決を用いる²⁰。欧州議会議員が選出国とは関係なく会派に所属して活動するとはいえ、仮にある問題について国同士の利害が衝突する場合、多数決は当然議席数が多い国、即ち人口の多い国に有利に働く。現行の議席配分ではドイツが最大の96議席を持つ一方で、キプロス・ルクセンブルク・マルタは最小の6議席となっている。人口逓減比例の原則に基づくため、一票の価値の観点からは人口の少ない国が優位であったが、このような議席配分で加盟国間の利害関係を対等にすることは不可能に近く、大国優位であると言わざるを得ない。ましてや完全人口比例を目指したモデルXではその格差がさらに広がり、圧倒的に大国優位になってしまう。

実際に一部の国のみ優位で議論が進んでしまっているともとれる例として、「Fit For 55」が挙げられる。欧州委員会は2021年7月に2030年の温室効果ガス排出量を1990年比で最低でも55%削減するための政策パッケージであるFit For 55を発表した²¹。この中に含まれている代替燃料インフラに関して、それまでの各加盟国が国内法を通じて政策を施行する「指令」から、インフラ整備に拘束力のある目標を設定する「規則」へと改定する案が含まれている。例えば新規案では、EV車の充電ステーションの目標設置数や、一定距離間隔ごとに水素充填ステーションを設置することなどが定められた²²。この目標

²⁰ 鷺江前掲書、78-79項。

²¹ 安田啓「欧州委、温室効果ガス55%削減目標達成のための政策パッケージを発表」『日本貿易振興機構』2021年7月15日
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/07/b625104627664e28.html>（最終アクセス2022年8月10日）。

²² “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the deployment of alternative fuels infrastructure, and repealing Directive” *An official website of the European Union* 2021年 <https://eur->

に対して取り組むことが加盟国に義務付けられたわけだが、例えば EV の欧州最大市場であるドイツは 2020 年には西欧 18 か国の EV 新規登録車台数のうち 25% も占めており²³、さらに EU 域内の充電ポイントの約 69% がドイツ・フランス・オランダに集中している²⁴など、加盟国間で目標達成に向けた土台の完成具合に大きな偏りがある。EV 車は購入するにも関連するインフラを整備するにもコストがかかるため、経済レベルが低いために充電ステーションを導入しても EV 車を購入する人が少なく、その利用率が高くない懸念のある人口規模の小さい国などにとっては、達成が厳しい目標になってしまっているといえる。

この例では加盟国同士の利害が直接的に対立しているわけではないものの、一部の国にとって優位なテーマである。さらにそこにドイツやフランスのような大国が含まれていると、反対に含まれない国、ことさら人口の少ない国にとっては不利な結論が多数決によって決められてしまう可能性がある。これが序論で述べた (A) の方式を採用し、人口比例を「平等」としたときに生じ得る不平等である。この問題は例えば各国の議席数をすべて同じにすれば解消することができる。当然一票の格差は先のどのパターンよりも遥かに大きくなってしまいが、加盟国の立場や意見を対等に反映することができると考えられ、これを「平等」と呼ぶことにもまた合理性がある。実際、国連総会では各加盟国が一票ずつ投票権を持ち、予算や安全保障などの重要事項に関しては 3 分の 2 以上の多数、その他の問題に関しては単純多数決で決定される²⁵。すべ

lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX:52021PC0559 (最終アクセス 2022 年 8 月 11 日)。

²³ 滝澤祥子「欧州自動車工業会、EV 普及へ現実的な取り組みを欧州委に促す」『日本貿易振興機構』2020 年 12 月 16 日

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/12/e82d4764e0e696f0.html> (最終アクセス 2022 年 8 月 13 日)。

²⁴ 安田啓「欧州会計検査院、EV 充電インフラ整備に関する報告書公表」『日本貿易振興機構』2020 年 4 月 15 日

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/04/d26e54d68e4e3abb.html> (最終アクセス 2022 年 8 月 13 日)。

²⁵ 「総会」『国際連合広報センター』

<https://www.un.org/press/en/2021/un-organization-ga/>
(最終アクセス 2022 年 8 月 14 日)。

ての国が等しく一票を持つことは、「豊かな国も貧しい国も、大きな国も小さな国も²⁶」対等に扱われるという点に「平等」を見出しているのだろう。

第4章 欧州議会の本質の考察

第1節 欧州議会は何の代表の集まりであるのか

第3章では欧州議会の議席配分において考えられる2通りの「平等」な議席配分について検討した。この章ではまず欧州議会が加盟国の代表の集まりなのか、それともEU市民の代表なのか、はたまたその両方の側面を持ち合わせているのかについて考察する。なぜなら、そのいずれであるかによって前章で検討した二通りの議席配分のうち適切な配分が異なるからである。つまり、欧州議会がEU市民の代表の集まりであるとするならば、序論の(A)の完全人口比例に基づいた議席配分の方が適していると考えられるし、加盟国の代表の集まりであるならば(B)の加盟国同士の立場が対等であるような議席配分の方が適していると考えられるからである。

欧州議会議員選挙の制度から見るとEU市民の代表としての欧州議会の側面を見ることができる。欧州議会議員選挙の有権者は出身国ではなく居住国で選挙人登録をすることにより選挙権と被選挙権を居住国で得ることができ、EU市民であれば国籍条項は存在しない。実際に1994年の選挙ではイタリア選挙区においてフランス人の大学教授モーリス・デュベルジェが当選したなどの事例がある²⁷。欧州議会が加盟国の代表の集まりであるならば、ある国の選挙区から他国出身者が出馬・当選できるシステムと矛盾が生じる。EUは「あくまで主権国家間の国際条約によって設立され、一定の権限を授権された国際機関にすぎない²⁸」が、2013年のユーロバロメーターの発表によると81%の回答者が自国の国民であることに加えてEU市民でもあるという認識を持っている

²⁶ 国連広報局『国連のここが知りたい』国際連合広報センター、1998年、13項。

²⁷ 田中俊郎「欧州議会選挙について教えてください」『EU MAG』2014年4月23日 <https://eumag.jp/questions/f0414/>（最終アクセス2022年8月16日）。

²⁸ 池本・板橋ほか前掲書、97項。

29。これらの事実は欧州議会が少なくとも EU 市民の集まりであるという側面を持っていることを示している。

一方で前章の第 4 節で述べたように、欧州議会で話し合われた結果を各加盟国に持ち帰ってそれぞれの国の政策に反映する必要が出てくることがある。その内容は政治経済から二酸化炭素の排出規制まで様々であるが、いずれにせよ境界のない EU 市民の代表としてではなく、一国家の国民の代表として議会に参加しなければならないときがあるということである。EU 全体での取り決めに遂行するには、EU が持つ諸機関だけでなく加盟国政府の組織ごとに動かなければならない以上、欧州議会は加盟国の代表の集まりである側面も持っているといえる。

以上より欧州議会の本質は EU 市民の代表と加盟国の代表の両方の側面を持ち合わせている点にあると考えられる。そのような特徴を持つ欧州議会にふさわしい議席配分のかたちについて次節で検討する。

第 2 節 欧州議会にふさわしい議席配分の方法

人口逓減比例の原則に基づく現行の議席配分は第 3 章で述べた 2 つの「平等」の折衷案の一つとも言える。完全人口比例に基づく人口規模の小さな国の立場が大国に比べてあまりに弱くなってしまう（実際モデル X ではマルタ・ルクセンブルク・キプロスの議席数が 1 議席になっている）ため、逓減比例にすることでそれを緩和しようとしていると考えられる。2 つの「平等」のジレンマを直接解消することはそもそも両者が対極な考え方に近いため難しいと思われるが、ここでは全く別のアプローチをしようと思う。それは二院制の形式の導入である。その際アメリカ合衆国連邦議会選挙が参考になる。連邦議会は上院と下院に分かれており、下院が 50 ある州にそれぞれ最低 1 議席を保証したうえで残りの議席は各州の人口規模に応じて配分するのに対して、上院は各州が等しく 2 議席与えられており人口規模の小さな州が大きな州と同じ影

29 「欧州市民年と EU 市民権」『EU MAG』2013 年 3 月 21 日
<https://eumag.jp/feature/b0313/>（最終アクセス 2022 年 8 月 16 日）。

響力を持っている³⁰。これは広い意味で一つの議会に2つの議席配分の方式を導入することで（A）と（B）の2つの「平等」のジレンマを間接的に解消している例であると言える。話をEUに戻すと、欧州議会とともに立法手続きを担っているのがEU理事会であるが、EU理事会も連邦議会上院と似たような構造を持っている。EU理事会は各加盟国の閣僚級代表一人ずつの合計27人で構成されており、外交や経済・財政など分野ごとに開かれて構成員もそれぞれ異なっている³¹。しかしながらこれは選挙で選出されていないため、EU市民が直接選んでいるとは言えない。そこで欧州議会にも各国同じ人数だけ選挙で選んで構成する院を設置し二院制にすることがふさわしいと考える。そしてもう片方の院を第3章で試算した完全人口比例に基づいた議席配分にするすることで、（A）一票の価値が揃っているという意味での「平等」と（B）各国の立場や影響力が対等であるという意味での「平等」を両立することができる。EU理事会が存在している以上米国連邦議会における上院と下院で扱われる内容の分け方を簡単に模倣することはできないが、この調整さえできれば欧州議会が持つ2つの側面を反映した平等性がもたらされると考える。

3. 結論

まず現行の欧州議会の議席配分は加盟国の間に大きな一票の格差があることを確認した。そこで現行の人口逓減比例ではなく、完全人口比例に基づいた議席配分をウェブスター方式によって試算することにより、加盟国によって人口規模が大きく異なる中で一票の格差を最大でも2倍に抑えることができるようなモデルを作成した。一方で人口（逓減）比例に基づいた議席配分では人口規模の大きな国にとって優位な状況が生まれてしまっていることに関しては、国連総会のように各国の議席数をすべて等しくすることで加盟国の立場を対等とすることができる分かった。どちらの平等性を重視するか検討するために欧

³⁰ 米国大使館「早わかり「米国の選挙」 - 連邦議会議員の選挙」『米国国務省出版物』<https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/2987/#enlist>（最終アクセス2022年8月19日）。

³¹ 外務省「欧州連合（EU）概況」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/data.html>（最終アクセス2022年8月20日）。

州議会の本質、すなわち欧州議会は何の代表の集まりであるのかについて考察したが、EU市民の代表の集まりという側面と各加盟国の代表の集まりであるという側面の二つを持ち合わせている機関であることが分かった。そこでアメリカ合衆国連邦議会の上院・下院制を参考に、欧州議会にも二院制を導入して各国の議席数が等しい院を新たに設置する一方で、逓減比例に基づいていた現行の配分を完全人口比例に基づいた議席配分に変えることで、欧州議会の本質である二面性を反映した平等な議席配分が実現すると結論付ける。

参考文献一覧

池本大輔・板橋拓己・川嶋周一・佐藤俊輔『EU政治論－国境を越えた統治のゆくえ』有斐閣、2020年。

欧州議会（2020）。

「欧州議会選挙とは 5年に1度、EU市民が投票」『日本経済新聞』2019年5月28日 <https://www.nikkei.com/article/DGXXKZO45345380Y9A520C1EA2000/>（最終アクセス2022年8月5日）。

「欧州市民年とEU市民権」『EU MAG』2013年3月21日 <https://eumag.jp/feature/b0313/>（最終アクセス2022年8月16日）。

外務省「欧州連合（EU）概況」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/data.html>（最終アクセス2022年8月20日）。

一森哲男『議席配分の数理－選挙制度に潜む200年の数学－』近代科学社、2018年。

一森哲男「Webster方式の偏りについて：議員定数配分問題」『日本応用数理学会論文誌』25巻。

「区割り法が成立 「1票の格差」2倍未満に」『日本経済新聞』2017年6月9日 https://www.nikkei.com/article/DGXLASF09H05_Z00C17A6EAF000/（最終アクセス2022年8月8日）。

国立国会図書館議会官庁資料室「EU（欧州連合）－EU法について」『リサーチナビ 国立国会図書館』2022年7月21日、

<https://rnavi.ndl.go.jp/jp/politics/eu-law.html>（2022年8月4日最終アクセス）。

- 国連広報局『国連のここが知りたい』国際連合広報センター、1998年。
「選挙無効請求事件」『最高裁判所判例集』2017年
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/091/087091_hanrei.pdf（最終アクセス 2022年8月8日）。
- 「総会」『国際連合広報センター』
https://www.un.org/ja/info/un/un_organization/ga/
（最終アクセス 2022年8月14日）。
- 総務省統計局「人口・面積（4）」『世界の統計 2022』2022年3月
<https://www.stat.go.jp/data/sekai/pdf/2022al.pdf#page=15>（2022年8月5日最終アクセス）。
- 総務省統計局「世界の統計 2022」
- 滝澤祥子「欧州自動車工業会、EV普及へ現実的な取り組みを欧州委に促す」
『日本貿易振興機構』2020年12月16日
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/12/e82d4764e0e696f0.html>（最終アクセス 2022年8月13日）。
- 田中俊郎「欧州議会選挙について教えてください」『EU MAG』2014年4月23日
<https://eumag.jp/questions/f0414/>（最終アクセス 2022年8月16日）。
- 米国大使館「早わかり「米国の選挙」 - 連邦議会議員の選挙」『米国国務省出版物』
<https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/2987/#enlist>
（最終アクセス 2022年8月19日）。
- 前田篤穂「欧州議会、ブレグジットに伴い議席配分を見直し」『日本貿易振興機構 ビジネス短信』2020年2月3日
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/02/f29a566b65f98050.html>（2022年8月6日最終アクセス）。
- 安田啓「欧州委、温室効果ガス 55%削減目標達成のための政策パッケージを発表」
『日本貿易振興機構』2021年7月15日
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/07/b625104627664e28.html>（最終アクセス 2022年8月10日）。
- 安田啓「欧州会計検査院、EV充電インフラ整備に関する報告書公表」
『日本貿易振興機構』2020年4月15日
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/04/d26e54d68e4e3abb.html>（最終アクセス 2022年8月13日）。
- 鷺江義勝『EU－欧州統合の現在』創元社、2020年。
“eurostat 2022”
- Ina Sokolska “The European Parliament: electoral procedures” *Fact Sheets on the European Union* 2022年5月（2022年8月4日最終アクセス）。

“MEPs by Member State and political group” *European Parliament*

<https://www.europarl.europa.eu/meps/en/search/table> （最終アクセス 2022 年 8 月 8 日）。

“Official Journal of the European Union, C 306, 17 December 2007” *An official website of the European Union* [https://eur-lex.europa.eu/legal-](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:C:2007:306:TOC)

[content/EN/TXT/?uri=OJ:C:2007:306:TOC](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:C:2007:306:TOC) （2022 年 8 月 5 日最終アクセス）。

“Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the deployment of alternative fuels infrastructure, and repealing Directive” *An official website of the European Union* 2021 年 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX:52021PC0559> （最終アクセス 2022 年 8 月 11 日）。

“Redistribution of seats in the European Parliament after Brexit” *European Parliament* 2020 年 1 月 31 日 <https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20200130IPR71407/redistribution-of-seats-in-the-european-parliament-after-brexit> （最終アクセス 2022 年 8 月 6 日）。

“Rules of Procedure of the European Parliament” *European Parliament*

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/lastrules/TOC_EN.html?redirect （最終アクセス 2022 年 8 月 5 日）。

フランスにおけるイスラム系移民の社会的統合と排除

Religious Discrimination in France

経済学部 2年 宇野有紀

序論

1989年スカーフ事件¹や2005年イスラム系移民二世による暴動²、2020年フランス教師殺害事件³など、フランスではイスラム系移民の社会統合政策の失敗を示唆するような事例が多く存在する。そして、近年イスラム過激派によるテロの被害が急増していることから、フランスではイスラムフォビア、つまりイスラム教を信仰する者に嫌悪感を示す偏見が広く浸透している。

しかし、イスラム教は本来恐れられるような宗教なのだろうか。イスラムの基本的な教えは、「神への絶対服従」「平等」「相互扶助」である（塩尻,2013）。私が高校生時代インドネシアに滞在していた際、ムスリムの友達から教えてもらったことの多くがこれらの教えに沿ったものであった。例に、礼拝は一日5回行う必要があること、断食は食料に恵まれない人々の気持ちを理解するために行うということ、ハラルの食肉は苦痛を最小限に抑えた方法で処理したものであることなどを話していた。

このように、多くのイスラム教徒は神や動物そして他者を尊重し愛することに徹していることから、一般的な信者が過激派のようにテロ行為を行う可能性は低いといえる。それにもかかわらず、なぜイスラム系移民は不当な扱い

¹ 公立学校に通う三人の女子中学生がスカーフを着用して登校し、退学処分を受けた事例。

² パリ郊外で、人種差別や失業、貧困などに不満を持った若者が暴動を起こした事例。

³ サムエル・パティ氏が授業でイスラム教の預言者ムハンマドの風刺画を生徒に見せたことが要因で、後日首を切断されて殺害された事例。

を受け続けるのだろうか。なぜ国籍上はフランス市民である移民二世は「フランス人」として認識されないのだろうか。本レポートでは、これら二つの問いに着目し差別の現状とその原因を明らかにしながら議論を進めていく。また、日本における民族差別にも焦点をあて、フランスとの比較をし「差別」において共通するものを述べる。最後に、差別をなくすために有効な解決策を提示する。

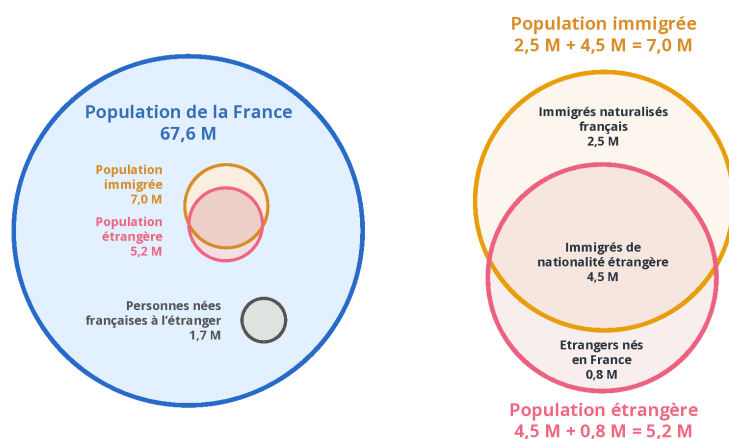
第1章：イスラム系移民とフランス

1.1 イスラム系移民の統計と歴史

まず、フランスにおいて「移民」は、「外国で外国人として生まれ現在フランスに居住する者」(Insee,2022)と定義されている。生地主義的な要素の強いフランスでは、フランス国籍の取得の有無に関わらず外国生まれであれば、永続的に移民としてのステータスが残りといえる。

フランス国立統計経済研究所(Insee)によると、2021年で約700万人の移民がフランスに在住しており、これは総人口の10.3%に値する。図1に従った内訳は、フランス国籍を取得した移民が約250万人、外国国籍の移民が約450万人となる。また、フランス生まれの移民二世は2020年の時点で約760万人いる。(Insee, 2021)。このように、「移民」と言っても、出自の多様性、フランス国籍取得の有無、第一世代と第二世代など、各移民集団によってアイデンティティーや生活条件の相違があることを識別する必要がある。

図1



(出典：Insee,2022)

移民人口の出身国をみると、アルジェリア（12.7%）、モロッコ（12%）、チュニジア（4.5%）などムスリムの多いマグレブ諸国が上位に入る。また、移民第二世代のうちの30%である228万人がマグレブ諸国出身の両親を持つ者である（Insee,2021）。これほどイスラム系移民が多いのには、歴史的要因がある。第二次世界対戦後フランス政府は国内の工業分野における労働力不足を解消するため、欧州隣国と旧植民地、特にアルジェリアなど北アフリカからの移民を大量に受け入れ、低熟練労働力を安価に導入する傾向があった（福田,1980）。1973年のオイルショックを契機とした経済の停滞と雇用状況の悪化を理由に新規外国人労働者の受け入れを停止したが、すでに定住した移民の家族呼び寄せは認められていたため、以降は女性の流入が増加した。入国者の質は異なるものの、現在もフランスは多くの移民を受け入れている。

1.2 社会統合政策

フランスは、公的領域では民族、人種、宗教などの属性の違いは容認せず、外国人に対して受け入れ国の社会への同化を促す社会統合モデルを採用している。そのためフランスにおける社会統合政策は、移住する者がフランス社会に適応できる必要最低限の知識とフランス語能力の習得を推し進めている。現在は「共和国統合契約（Contrat d'intégration républicaine, CIR）」が実施されており、原則として全ての新規移民は研修を修了することが義務付けられている。この5年契約に署名すると「公民教育および語学教育、それにフランス移民統合局（OFII）のプラットフォームで個別面談を受けること」が可能になる（自治体国際化協会 パリ事務所,2021）。しかし、このような契約の義務化は、2007年12月移民法が改正されたのちに入国した者に適用されるため、これまでの大部分の移民は、フランス社会へ統合されるための枠組みが用意されていなかったことを考慮することが必要である。何れにせよ、イスラム系移民が他の移民と同様に言語能力に力を入れ、社会に溶け込むために公民の講義を受講している事実を明記しておきたい。

第 2 章：イスラムフォビア

2.1 雇用格差

イスラム系移民が抱える差別問題において、最重要課題であるのが雇用の機会の平等である。なぜなら、働くことは、社会的地位の確立だけではなく、個人に選択の自由を与えるものであるからだと私は考える。

第二世代以降の世代は、幼少期に来仏した、もしくはフランスで生まれ、フランスの学校教育を受けていることになる。そのため、フランス語能力やフランス社会の基礎知識については親よりも優れているはずだ。2000 年時バカロレア以上のディプロマ取得者は、アルジェリア、モロッコ出身のフランス人で 20% 台半ばを達している（宮島,2009,p.57）。

しかし、学歴があるにも関わらず、仕事を失う人は少なくない。例に、フランスにおける非ヨーロッパ系外国人の失業者のうちの約 20% は、バカロレア以上のディプロマ保持者であった（Deneuve,2002:379）。なぜだろうか。2010 年の研究によれば、同じ学歴にも関わらずムスリム応募者の方が、キリスト教徒の応募者よりも職業面接に呼ばれる可能性が 2.5 倍も少ないことが明らかになっている（Adida, 2010）。履歴書に書かれている姓名が、雇用差別の判断要素になっているのが明確であり、民族差別が存在すると言える。意図的な排除により、イスラム系移民は教育を受けていても望むような仕事に就くことができず、社会的地位の向上が見込めない現状がある。貧困、教育、そして健康問題に直接影響を与える雇用問題を放置するということは、「フランス人」である移民二世の問題を無視することを意味し、市民の平等を目的とする国家の理念と矛盾していることとなる。

2 身体的・精神的苦痛

イスラム系移民は、労働市場における差別だけではなく、暴言や暴力からなる精神的・身体的苦痛を経験している。2013 年において 226 件の反ムスリム行為（そのうち 164 件が脅迫、62 が暴力行為）が報告されている（Moya, 2016, p.45）。報告件数は 2011 年から増加傾向にある。また 2015 年のパリ同時多発テロ事件の影響により、2015 年には昨年から 223% 増の 429 件の被害報告がフランス内務省（CNCDH）により記録されている（Glasser, 2016）。

特に被害者の多くはヒジャブを着用する女性であったことから、フランスでは宗教的属性を公共の場で表すことに問題があると示唆されている。

第3章：差別問題が改善されない理由について

3. 1 フランス共和国モデル

共和国モデル

イスラム教徒が社会経済的に排除される背景には、フランスの共和国モデルが大きく影響していると私は考える。そもそも、共和国モデルとは、法の下での市民の平等の実現を目的とし、個人の民族、人種、宗教などの差異を認めない社会編成原理のことである。つまり、フランスで市民は、あらゆる個別の属性が捨象された抽象的個人として見なされる（宮島, 2009, p.16）。

この基本原理から生じる一つ目の問題が、政府機関は人種やエスニシティ別に統計を取らないということである。イスラム系移民の失業率や年収など正確な統計が取れないことから、政府は彼らがどのように差別されているのかを特定しない。人々の多様性を排斥することは、属性による差異をより強調させ、差別の悪化に繋がる。

イスラム教徒の表現の自由とライシテの対立

また、共和国モデルにはライシテ（政教分離原則）がある。元々は、1870年代にカトリック勢力を政治領域から排除するために制定された法律だが、近年では国の宗教的中立性の文脈で論じられることが多い。具体的には、「公的領域」と「私的領域」を分離することで、宗教的な表現や行いは「私的領域」でのみ許されるという原則（宮島, 2009, p.17）のもとで様々な制度が設けられている。家などの私的空間では政治権力の干渉を受けることなく自由に信仰することができ、市民の平等が守られるという概念だ。イスラム系移民が差別対象になりやすい理由として、「公的領域での非宗教性」と「宗教の自由」の対立が政界やメディアで議論されるからだと主張できる。その代表的な例が、1989年のスカーフ事件である。公立学校に通う三人のアラブ系ムスリム女子中学生がスカーフを纏って登校し、学校から勧告を受けたのにも関わらずスカーフを着用し続けたため退学処分を受けた。2004年には、宗教的標章の着用

を禁止する「スカーフ禁止法」が成立し、2010年には、公共の場で顔を隠すことを禁止する「ブルカ禁止法」⁴が制定された。イスラム教は、他宗教と比較しても服装に関する規定が多いのだが、これらの措置はライシテの名の下でエスニックマイノリティの排除を正当化しているのではないだろうか。

このような法規制がなされている中で懸念すべき点は、イスラムに帰属意識を持たない第二世代以降の世代が、一括りにされ、社会経済的な不利益を受けているという点だ。彼らの多くは、国籍を取得しているため、十分なシティズンシップが保障されているはずだ。ここでシティズンシップは、「国民国家への帰属意識」を持つことで、公民権、政治権、社会権の権利が法的に保障され「自由で独立した個人による国民国家との契約」を結ぶことができる（岡野, 2003, p.41-p.49）ことを意味する。しかしながら、「フランスという政治共同体への帰属意識」と「イスラムへの帰属意識」が対立していることが主張され、1980年代半ばから、ムスリム系移民の排斥を正当化する極右翼政党が勢力を拡大し、現代へその影響は続いている。実際、マグレブ移民新世代の中でモスクに定期的に通い礼拝などの宗教的儀式を行う者は少数で、新世代は宗教的慣習よりも日常生活の経験から「個人の選択としてムスリムアイデンティティを表明する傾向にある」（宮島, 2009, p.76）。例えば、新世代によって構成されたイスラム組織は、モスクの運営に関わる活動はせず、主に郊外で社会経済的排除に苦しんでいる若者が非行に走ることなく生活できるよう学習補助やスポーツの支援を行なっている（宮島, 2009, p.80）。ムスリムアイデンティティの多様化が進んでいることに政府や一部のフランス国民が盲目になっていることが問題だといえるだろう。

つまり、イスラムがライシテに反しているとの理由で施行された法律は、より一層イスラムフォビアを悪化させた。そして、イスラム系移民の子孫は、実際多種多様なアイデンティティを持つものの、世間からはムスリムと見なされるため、他のフランス人と同じように抱える雇用や貧困、教育に関す

⁴ イスラム教徒の女性が肌を隠す目的で着用する「ブルカ」や「ニカブ」を公共の場で禁止する法律。

る問題は見落とされる。フランス市民として認識されない彼らは、理不尽な差別行為を受けることとなり、社会経済的に排除されることになる結論づけることができる。

3.2 フランスの基本原則以外の要因について

フランスの共和国モデルの観点から差別がなくなる原因を考察したが、次は、事実上差別がなくなるそのほかの理由について言及していく。まず、最初にあげられるのが、ソーシャルメディア（SNS）やメディアの影響についてである。SNSで得られる情報の信憑性を確認することは難しく、デマやバイアスのかかった内容が流させることが多い。また、SNSの運営会社は検索履歴や閲覧履歴をアルゴリズムで分析し、ユーザーの選好に沿った情報を表示させることができる。これらのことから、元々ムスリムに否定的なイメージを持つ者は、さらにその印象を植え付けられてしまう。実際アメリカ研究員による調査結果で、情報収集する上でSNSを一次資料とする者は、反ムスリム政策に賛同する傾向が強かったと報告されている（Lajevardi, N., Oskooii, K., & Walker, H., 2022）。一方メディアに関しては、報道の仕方により印象操作を行うことが可能である。実際、フランス社会を脅かすシンボルとしてヒジャブを描写したり、治安に関する議論で極右翼派の意見を積極的に報道する放送局も見られた。加えて、*Le Point*, *L'Express*, *Valeurs Actuelles* などの新聞や週刊雑誌には、ヒジャブを纏う女性の写真と共に、偏った価値観を植え付けるような差別的な言葉を綴っていた（Dubois, 2015; Salingue, 2012）。従って、SNSやメディアは、ムスリム系移民とその子孫に対する差別行為を促す一つの要因としてみなすことができる。

また、移民は郊外に居住していることが多く、地理的にフランスのマジョリティから分離している。そのため、イスラム系フランス人の実情を知る機会がないということももう一つの要因として考えられる。フランスの学校教育においても、宗教に関する授業はカリキュラムに組み込まれていないため、自分と異なる宗教的慣習を持つ人がいるということを幼い頃に知ることができないのもフランスの差別問題に多少なりとも影響していると思う。

第4章：日本における民族差別について

ここまでは、フランスにおけるエスニックマイノリティーへの差別の現状とその要因について考察してきたが、第4章では、日本における民族差別について述べ、フランスと日本の比較を行う。

在日コリアンについて

本稿では、谷による「在日朝鮮人」の定義をもとに「在日韓国人」を、戦前あるいは戦時中に朝鮮半島から日本に来た者とその子孫のうち、韓国国籍を持つ者、もしくは日本国籍を取得した後も自民族への一体感や帰属意識を少なからず抱きながら日本に定住している人々として定義する（谷,1995）。2021年時点で、約282万人の在留外国人がいる。そのうち、約41万人の韓国人が滞在しており、中国、ベトナムを次いで3位である。特別永住者である在日韓国人は、約27万人いると報告されており、特別永住権を取得している外国人の中では一番多い数となる（出入国在留管理庁,2021）。留意しておきたい点としては、この統計には、帰化した在日韓国人は含まれていない点である。

在日韓国人は、四世、五世の世代になっており、帰化申請を行い、日本国籍を取得する者と韓国国籍を保持し続ける者がいる。帰化する人の理由は多種多様だが、外国国籍の場合公的な選挙権および被選挙権がないことや公務員になることが難しいこと、通称名を使用した方が日本で生活しやすいこと、日本への愛着が深まったことなどが理由として挙げられるだろう。

差別の内容

はじめに、在日韓国人に対する差別の調査や実証研究が非常に少なく、特に若者を対象とした統計があまりないことを冒頭で述べておく。そのため、下記で使用する統計は、20年以上前のものもあることを明確にしておく。

在日韓国人は日本人と外見的異質性がないことから、フランスのイスラム系移民のように見た目が引き金となる差別行為はあまりない。また、雇用に関しては、在日韓国人一世や二世においては日本の労働市場の圧倒的な閉鎖性は確認できるものの、現代の在日韓国人の雇用格差が明らかにあるとはいえ

ない。「1993 年在日韓国人青年意識調査」⁵によると、男性においては「一般従業者が6割をこえ」、「日本企業と同胞企業のどちらについても同じくらいの規模の従業先を選ぶことができている」（福岡,1997,p.28）。この結果の背景には、「在日韓国人と日本人のあいだに教育水準の際は観察されな」かったことが影響していると考えられる（福岡,1997,p.28）。

上記のことから、教育格差や雇用格差よりも、職場や学校などの日常生活で人と関わる際に受ける差別的な発言や行為に着目して以下では議論していく。では具体的に、在日韓国人は日常生活において、どのような民族的差別を受けているのだろうか。同調査によると、「一番心に残っている」被差別体験として小学校高学年に受けたいじめが多数を占め、回答者の約4割が直接的な差別を受けたと回答している（福岡,1997,p.46）。しかし、年齢が上がるにつれて直接的な差別行為は減少する一方で、普段の生活の中で日本人の差別感情を意識する度合いは高まる。例に、「あなたは普段の生活の中で、日本人が差別感情を持っていると意識することはありますか」という設問に対し、「とてもよくある」、「よくある」、そして「少しはある」は全体の64.7%だった。加えて、2016年10月から2017年12月に行われたアンケート調査では、自分自身が在日韓国人であることを自己開示することに葛藤を感じる若者世代の証言が記録されている（木下,2019,p.117-p.122）。葛藤は、日本人相手のご家族に結婚の話をするとき、同級生に母親の国籍を説明するときや学生が教員と会話するときなどの状況でみられた。やはり、現代でも差別は存在し、生きづらさを感じる若者も多いことが明らかである。

ヘイトスピーチ

ヘイトスピーチとは、公共の場において特定の民族や国籍に属する集団を侮辱し、差別行為を扇動するような言動のことを指す。2012年から2015年の間で公益財団法人の人権教育啓発推進センターが行なった調査によると、在日韓国人に対するヘイトスピーチを伴うデモ・街宣活動は1152件であった（人権教育啓発推進センター,2016,p.33）。発生地域は在日韓国人の多くが居

⁵ 日本生まれで、韓国国籍を持つ18歳から30歳の者を対象とした調査

住する関東地方と近畿地方が多く、デモの内容として「慰安婦問題」や「竹島問題」などが多く、特定の民族の排斥をテーマとして掲げているものや特定の民族に身体的危害を加えることをテーマとして掲げているものも存在した。

日本における民族差別の要因

在日韓国人に対する差別行為がなくならないのには、政治的な要因と意識的な要因があると私は考える。

本レポートを書く上で参考資料を探している時に明らかになったことだが、前述したように差別行為に関する統計がそもそも少ない。また、データも民間団体や研究者が集計したものであり、日本政府がヘイトクライムに関して定期的に調査している記録は見つけることができなかった。国家が正確な統計を取らないということは、民族差別があってもそれが公に明かされることのないということの意味する。それでは、どのように差別が構造化され、マジョリティが差別に加担しているか分析することが極めて難しくなるのではないだろうか。

そして、同様に見過ごせないのが、日本には民族差別に関する法規制が存在しない点である。2009年に京都朝鮮第一初級学校で「在日特権を許さない市民の会（在特会）」が罵詈雑言を浴びせ、デモ行進を行なった事件がきっかけで、日本政府は2014年に国連からヘイトスピーチを法規制するよう勧告された。そして、2018年にヘイトスピーチ解消法が制定されたのだが、この法律はあくまで理念法であり具体的な罰則は規定していないのが特徴としてある。そのため、差別行為を行なった者は、名誉毀損罪・侮辱罪や脅迫罪などの刑法上の罪でしか問われない。しかしながら、これらは特定の個人に対する誹謗中傷でしか適用されないため、特定民族集団を非難する行為を法で裁くことは難しいのが現状である。つまり、データ集計と法規制の不足により、本来存在する民族差別が、公の場から隠されてしまうことが言える。

次は意識的な要因について考察していく。日本において、反差別を主張するデモがアメリカやフランスと比較しても圧倒的に少なく、日本人は差別に対して無関心であることが示唆できる。それは、決して差別を容認しているわけではなく、同質性を強調する環境にいることを認識していないからだとか

える。例えば、日本にあるクレヨンや色鉛筆は薄橙色を「はだいろ」と書いて販売している。それを使用する子供は幼少期のうちから薄橙色が普通の「肌色」だと思い込んでしまう。肌の色だけではない。相撲のニュースを報道する際にも、「日本出身力士」が優勝したこと強調する記事の見出しが多く見られる。モンゴル出身で日本国籍を持つ力士が日本人として扱われないのは、日本人は日本生まれの日本人でしかないという考え方が、意識されないほど根深く社会に浸透しているからである（梁英聖,2020）。同質性の高い社会であるからこそ、民族差別があっても差別として意識する人は少なく、問題の実情が明るみにならないのではないだろうか。

日本とフランス

差別問題における日本とフランスの共通点は、政府機関が統計を取らないことで、差別の全容を知ることができない点にある。差別を内在化し、国家レベルで問題を放置する方向性は両国から確認できる。もう一つは、特定のエスニックマイノリティに対する差別を罰する法律が存在しないことも顕著に現れている。つまり、差別行為がなくなならない理由は、統計を取らないこと、法的な規制が存在しないこと、そして人々がエスニックマイノリティの子孫の実情を知らないまま差別行為に及んでしまっていることだと結論づけることができる。

第5章：解決策の提案

フランスのイスラム系移民と日本の在日韓国人の差別から理解できることは、差別禁止法の必要性である。具体的に、誰に対する、どのような趣旨での差別を規制するか明文化する必要がある。例として、スウェーデンでは2009年に機会均等法に変わる差別法が施行され、「性差、性同一性障害、民族・人種、宗教・信仰、障害、性的指向・年齢に対する差別を禁止し、他の人々と同じ価値と可能性を持てるようにすることを目的」（第一条）とする（河東田,2009,p.1）。それだけではなく、実際に法律が効力を持つようオンブズマンという政府と一切関係のない中立的な立場で監視・監督を行う独立機関の設立が憲法で定められている。個人は、差別的な扱いを受けた苦情申し立てを

オンブズマンにすることができ、オンブズマンは差別行為が解消されない場合は、労働裁判所へ訴訟を起こすことができる。また、企業や大学、学校などで差別の是正の対策が取られているか調査を行い、必要の場合は罰金を科す権力もある。このような政府の干渉を受けない行政機関の設立があれば、問題を正確に把握することができ、マイノリティーの権利も保障されるのではないだろうか。

この提案は日本においては実現可能かもしれないが、フランスの基本原則は属性の違いを否定しているため、このような法律を制定することは容易ではない。そのため、現時点では個人レベルで、自分の生活環境に差別があることをまず認識し、学校や職場で積極的に話題として取り上げることが必要となってくる。常に、自分がどのような手段で情報を収集し、価値判断をしているのか客観的に判断する習慣を身に着ければ、差別を隠さない社会へ一歩前進できるのではないだろうか。

結論

本稿では、フランスにおけるイスラム系移民の若者世代がフランス国籍を取得しておきながらも不当な差別を受ける原因について、法律、政治、そして個人意識の観点から考察した。イスラム系移民がフランス人として認識されない理由は、統計を取らないこと、ライシテを理由に特定宗教の表現の自由を禁止するような法律を制定したこと、そして、政治家の発言やメディアの印象操作がイスラム嫌悪を悪化させたことにある。そのため、本来宗教とは関係のない問題の現状を可視化することができず、イスラム系移民は不利益を受け続けてしまうことを明らかにした。次に、日本における在日韓国人が被る差別について説明した。フランスと日本の現状を比較して見えてきた点は、差別に関する統計で集計し政府が公表しなければ、人々は「差別があること」自体を忘れ、その状態を無意識に容認してしまうという点だ。解決策として、具体的な内容を記した差別禁止法の制定や個人が意識的に行えることについて提案した。

参考文献

岡野八代『シティズンシップの政治学』白澤社， 2003年。

- 河東田博「スウェーデンの新差別禁止法ー スウェーデン滞在を終えて」 『立
教大学社会福祉研究所ニュースレター』 第 29号,2009年.
- 木下佳人「在日韓国人若者世代の生きづらさはどのようなものかー友人・恋
人への自己開示に注目してー」 『社会分析』 46号,2019年.
- 塩尻和子「イスラームの葉」 『月刊監査役』 8月号,2013年,p.82-83.
- 出入国在留管理庁「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」,2021年.
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001356650.pdf> (Accessed on August 16,2022)
- 自治体国際化協会パリ事務所「フランスの地方時自体における社会統合政策」
『CLAIR REPORT』 517号,2021年,p.52.
- 人権教育啓発推進センター「ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」
<https://www.moj.go.jp/content/001201158.pdf>,2016年.
- 谷富夫「在日韓国・朝鮮人社会の現在ー地域社会に焦点をあてて」 駒井洋 編
『定住化する外国人』 明石書店,1995年,p.133-161.
- 福岡安則・金明秀『在日韓国人青年の生活と意識』 東京大学出版会,1997年.
- 福田邦夫「フランス労働市場と外国人労働力ーアルジェリア人移民労働者を中
心に」 『アジア経済』 21巻6号,1980年.
- 宮島喬『移民の社会的統合と排除』 東京大学出版会,2009年.
- 梁英聖 『レイシズムとは何か』 筑摩書房,2020年.
- Adida, C. L., Laitin, D. D., & Valfort, M.-A. (2010). Identifying barriers to Muslim
integration in France. *Proceedings of the National Academy of Sciences*, 107(52),
22384-22390. <https://doi.org/10.1073/pnas.1015550107>
- Deneuve, C., 2002, «Besoins de main-d'œuvres des entreprises et à l'
immigrationquelles perspectives?» F.Héran (rapports du séminaire présidé par),
Immigration, marché du travail, intégration, La Documentation Française.
- Dubois R. 2015. 'Presse et islamophobie, qu'en est-il?' . Le sens des images,
15.January; and Salingue J. 2012. 'Les obsessions islamiques de la presse
magazine' . (Accessed August 8, 2022)

Glasser, A. “New French report shows rise in attacks on Muslims, sustained targeting of Jews” *Human Rights First* May,6,2016, <https://humanrightsfirst.org/library/new-french-report-shows-rise-in-attacks-on-muslims-sustained-targeting-of-jews/> (Accessed August 11, 2022)

“Immigrés et descendants d’immigrés” , *Insee*, November 25,2021
<https://www.insee.fr/fr/statistiques/5432149?sommaire=5435421&q=immigrants>
(Accessed August 20, 2022)

Lajevardi, N., Oskooii, K., & Walker, H. (2002). Hate, amplified? Social media news consumption and support for anti-Muslim policies. *Journal of Public Policy*, 1-28.
doi:10.1017/S0143814X22000083

“L'essentiel sur... les immigrés et les étrangers” , *Insee*, August 10, 2022
<https://www.insee.fr/fr/statistiques/3633212> (Accessed August 20, 2022)

Moya, M. “FORGOTTEN WOMEN: The impact of Islamophobia on Muslim women in France” *European Network Against Racism (ENAR)* May, 2016, https://www.enar-eu.org/wp-content/uploads/forgotten_women_report_france_-_final.pdf (Accessed August 20, 2022)

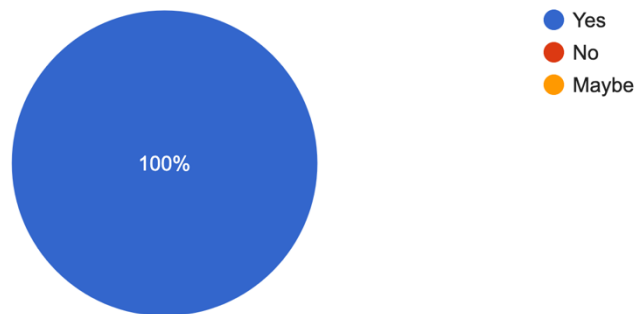
付録

本レポートの作成時に参照はしていないものの、イスラム嫌悪に関するアンケートを作成し、パリ大の学生に回答していただいた。レポートに関連のある質問と回答を抜粋し、以下に記載しておく。

問 8：フランスにおいてイスラムフォビアは存在すると思いますか？
全ての回答者（6人）がはいと回答。

Q8. Do you think Islamophobia exists in France?

6 responses

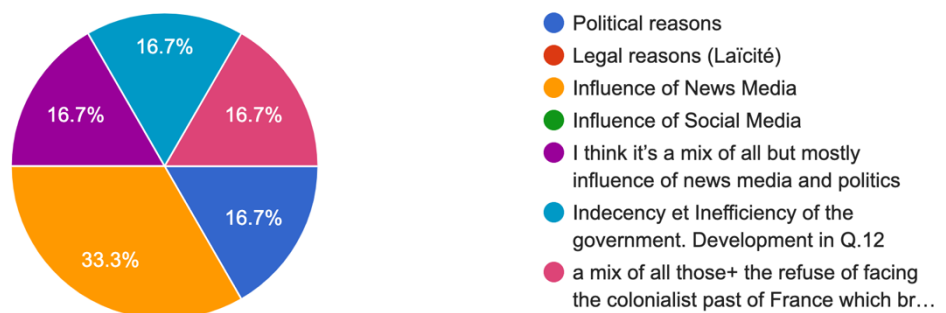


問 9：問 8 ではいと答えた方に質問です。なぜムスリムに対して嫌悪感を抱く人がいるのでしょうか？

最も挙げられていた理由は、マスメディアの影響。

Q9. To those who responded "yes" to Q8, why do you think some people have feelings of hate towards Muslims (Islamophobia)?

6 responses



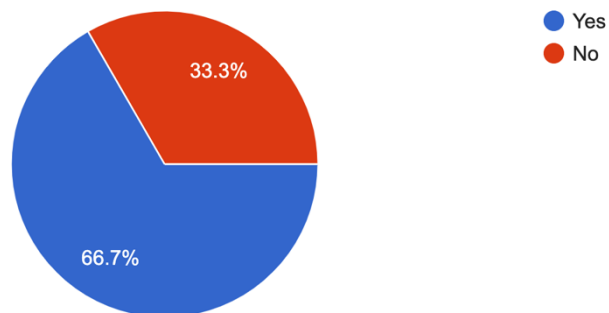
問 10：何らかの不当な扱いを受けるムスリムを目撃したことはありますか？

はい (66.7%)

いいえ (33.3%)

Q10. Have you ever witnessed any form of mistreatment against Muslims?

6 responses



補足：不当な扱いとして挙げられていたのは以下の通り。

- ・友人が仕事場で「君の母親は ISIS（イスラム過激派組織）を支持するの
か？」と聞かれていた
- ・交通機関やお店でムスリムが避けられていた
- ・祖父母がムスリムを侮辱していた

ブルトン語とフランスの地域言語政策

The Breton Language and the Language Policy of France

3年・社会学部 李旻炯

序論

842年、西フランク王国の王シャルル2世と、東フランク王国の王ルートヴィヒ2世は、国境地帯であるストラスブールで会合し、両国間の国境を策定した。会合の結果として取り交わされた文書が、フランス語最古の文献と言われている「ストラスブールの誓い(Les Serments de Strasbourg)」である。西フランク王国はその翌年に正式に独立を果たし、今のフランスの前身となる。ほぼ同時期に産声を上げた政体としてのフランスと言語としてのフランス語は、現代に至るまで「フランス人」という民族のカテゴリーと「フランス的」というアイデンティティの形成のために、非常に密接な関係を築いていくこととなる。

単一の血統・歴史・文化・言語を共有する一つの民族からなる近代的な国民国家(nation state)の概念が出現する前から、少なくとも大革命以降のフランス共和国は、国内外問わず一体性を持つ均質な国家として扱われることが多かった。パリを首都とする五角形の国土、エッフェル塔と凱旋門、バゲット、そして何よりも自由・平等・博愛というスローガンなどで代表されるフランスのナショナル・アイデンティティは、フランス人にとっても非フランス人にとっても比較的明確なものである。そしてそのアイデンティティの最も根本的な部分に存在するものの一つがフランス語であることは、フランス共和国憲法第2条に「共和国の言語はフランス語である」と定められていることから自明である。

しかし、フランス全域で古代から均質なフランス語が使用されていたのかというと、それは全くの間違いである。時代をさかのぼること約200年、大革命

期の神父でジャコバン派の国会議員でもあったグレゴワール師 (Abbé Henri Grégoire, 1750-1831) は、1790年にフランス全国に「あなたの地方では、フランス語を話すことは一般的ですか」という質問からはじまる 43 項目からなる質問調査票をフランス全土に発送した。1794 年、グレゴワール師は国民公会の文部委員会で調査の結果を報告し、こう述べている。「フランスの総人口 2800 万人のうち、600 万人はフランス語を全く知らず、また 600 万人は片言にしか言えない。(中略) 国語を話すフランス人は 300 万人にも満たない。しかも正しく書ける者となるとさらに少なくなる。」フランス語をきちんと話せる者の割合は、わずかに 10% あまりにしかならなかったことになるのである (臼井 1996: 124-125; 大場 2009: 3; 原 1982: 29)。

フランスとフランス語が誕生して 900 年以上が経った 18 世紀後半にも、フランスでは半分以上の人がフランス語でない言語を話していた。そして今も、フランスにはフランス語以外の言語を話している人々が存在する。フランスではそれらの言語を、過去には「俚言 (patois)」、現在は「地域言語 (langues régionales)」と称している。

長年フランス語を国家統合の象徴として掲げてきたフランスは、伝統的にフランスの内部に存在するこれら地域言語を排除すべき共和国の脅威と認識してきた。それに対抗し、自らの言語とそれに根差した文化を守ろうとする地域言語の話者集団は、様々な方法で擁護運動に乗り出した。本稿は、フランスの地域言語の中でも歴史的に最も活発な言語擁護運動が展開されてきたブルターニュ地方のブルトン語をテーマに、フランス中央政府の言語政策とブルトン語話者の擁護運動の背景にある思想・論理と、それが時代を経てどう変化し、ブルトン語の言語環境にどのような影響を及ぼしたかについて、ブルトン語の使用実態を通時的・共時的観点から明らかにすることを目指す。また、最後に台湾の少数言語の実態と普及活動について紹介し、ブルトン語の事例との接点を検討する。

1. フランスの言語状況

1999年、欧州評議会の「ヨーロッパ地域少数言語憲章」の批准を準備する際に、フランスの国内で話される少数言語のリストが作成された。旧植民地である海外県・海外領土などの言語を含め、75言語がリストアップされたが、そのなかにヨーロッパのフランス本土において伝統的に話されている地域言語も収録されている。

それらの言語を検討する前に、まずはフランスの全体的な言語状況を把握するため、唯一の公用語であるフランス語について概観する。カエサルの侵入以来、後にフランスとなる西ヨーロッパの土地にはケルト系のガリア民族とローマの両文明が混在していた。その住民が使用する言語は、大きくゲルマン人の影響を多く受けたオイル語圏と、ラテン語の諸特徴からそれほど逸脱しなかったオック語圏とに二分されていた。

フランスの政治的中心がオイル語圏にあるパリに決められると、パリ周辺で話されていたオイル語の方言であるフランシアン方言(Francien)が権威を持つ言語として浮上し、「フランス語(langue française)」と呼ばれるようになる。そして1539年、当時のフランス国王フランソワ1世は「ヴィレール・コトレの勅令(Ordonnance de Villers-Cotterêts)」を發表し、全ての公文書においてそれまで使われていたラテン語の代わりにフランス語を使用することを義務付けた。この勅令によりフランスにおけるフランス語の政治的・社会的優位は決定的になり、それは今日まで続いている(臼井1996)。

それでは、フランス語がフランス国内で揺るがない地位を確保したことで、全国土で均質なフランス語が話されるようになったのであろうか。それが事実でないことは、既に述べたとおりである。まずはフランス語と同じオイル語圏で、ノルマン語(Normand)・ピカルディ語(Picard)・シャンパーニュ語(Champenois)などがフランスの北部・東部地域で話されている。東部ブルターニュで話されているガロ語(Galo)も、オイル語系統の言語である。これらはフランス語との言語的親縁性が比較的高いことから、独立した言語ではなくフランス語の変種である「地域方言(Variétés regionals)」と言われることが多い。

そして、フランスの最も広大な領域で話されているオック語(Occitan)がある。フランス南部で使用されるオック語は、隣接するカタルーニャ語、スペイン語、イタリア語と類似している。他に、フランス西部で話されるフランコ・プロヴ

アンサル語(Franco-provençal)、フランス南東部からスペイン北部にかけて話される系統不明のバスク語(Basque)、アルザス地方で話されるゲルマン系のアルザス語(Alsacien)、コルシカ島で話されるイタリア語と同じ系統のコルシカ語(Corse)、ベルギーと隣接した北部地域で話されるオランダ語系のフラマン語(Flamand)などが、現在フランスに存在する主な地域言語である。

そして、本稿で扱うブルトン語(Breton)がある。因みに、「ブルトン語」という名称はフランス語由来で、ブルトン語ではブルターニュのことを「ブレイス(Breizh)」というため、最近では「地域名+語」という日本語表記の原則から「ブレイス語」または「ブルターニュ語」という名称も定着しつつあるが、「ブルトン語」という名称が使われる文献・資料が依然として多いため、混同を避けるため本稿でも「ブルトン語」という名称を採用する。ブルトン語の使用地域・成立過程・言語的特性などについては、次章で詳しく述べることにする。

Les langues régionales sur le territoire métropolitain

Le top 5 des langues en métropole

Nombre de locuteurs estimé

Occitan
1 000 000

Alsacien
800 000

Picard
700 000

Breton
200 000

Corse
120 000

Langues romanes

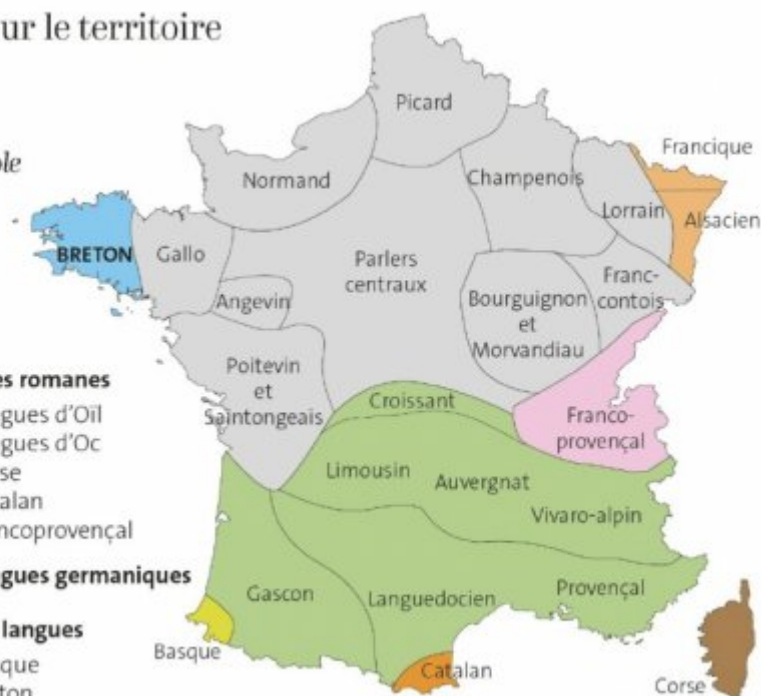
- Langues d'Oïl
- Langues d'Oc
- Corse
- Catalan
- Francoprovençal

Langues germaniques

- Basque
- Breton

Autres langues

- Basque
- Breton



Source : DGLFLF

図 1 フランスの地域言語の分布を表す地図（出典：Le télégramme）

2. ブルトン語の基本情報と成立過程

2-1 ブルトン語の使用地域と話者数の推移

ブルトン語(Breton, ブルトン語では Brezhoneg)は、英仏海峡に向かって突き出たブルターニュ半島の西部で使われる言語である。西のフィニステール県(Finistère)、北のコート＝ダルモール県(Côtes-d'Armor)、北東のイル＝エ＝ヴィレーヌ県(Ille-et-Vilaine)、ビスケー湾に面したモルビアン県(Morbihan)、南東のロワール＝アトランティック県(Loire-Atlantique)の5県が歴史的にブルターニュ地方と分類され、今はロワール＝アトランティック県を除いた4県が「ブルターニュ地域圏(Région Bretagne)」として同じ行政区域に属している。

言語を基準にする場合、サン＝ブリュー(Saint-Brieuc)とヴァンヌ(Vannes)を繋ぐ線を境界に、歴史的にブルトン語が話された地域を「バス＝ブルターニュ(Basse-Bretagne)」、フランス語・ガロ語が話された地域を「オート＝ブルターニュ(Haute-Bretagne)」と区分する。一般的に「ブルトン語圏」とはこのバス＝ブルターニュ地方を指すことであり、これはフィニステール県の全領域とコート＝ダルモール県、モルビアン県の一部に当たる。



図 2 バス＝ブルターニュとオート＝ブルターニュ。白線は県の境界（出典：Agence Bretagne Press）

フランスの国勢調査に回答者の母語を問う項目はないため、行政レベルでブルトン語の話者数の変化をトレースできる統計資料は非常に限られており、研究者と民間団体のアドホック調査を繋ぎ合わせて有意義な傾向を見つけ出すことが最善の方法である。

ブルトン語の話者数を調査した最初のもは 1831 年に発表されたシャルル＝エチエンヌ・コクベート＝ド＝モンブレ (Charles Étienne Coquebert de Montbret, 1755-1831) による調査である。ナポレオン帝政期に内務省の統計局に在職していた彼が行った言語統計調査によると、19 世紀前半にブルトン語の話者は 98 万 5558 人で、当時のバス＝ブルターニュのほぼ全人口がブルトン語を話していたことが分かる (原 1990: 181)。民族学者ポール・セビヨ (Paul Sébillot, 1843-1918) による 1885 年調査では、ブルトン語のモノリンガルが約 67 万 5000 人、フランス語とのバイリンガルを合わせると約 128 万 5000 人と記録している (原 1990: 183)。

20 世紀初頭の調査の結果はほぼ同一で、ブルトン語を日常的に用いる話者数を 100 万人前後と報告している。しかし、1920 年代に入るとフランス語への言語シフトが顕在化し、ブルトン語を「話せる」話者数自体は維持できたものの、ブルトン語しか話さないブルトン語モノリンガルは減少し、ブルトン語とフランス語を両方使用するバイリンガルが増えていることが、多くの調査で確認できる。

そして 1940 年代の調査ではフランス語の浸透がより増大し、1941 年の言語学者による調査ではブルトン語の母語話者でもフランス語を日常言語として使用することが普通になりつつあるとしている。また、1946 年の調査ではブルトン語の使用可能人口は約 115~120 万人だが、日常的に使う人は 3 分の 1 以下 (40 万人弱) に過ぎないと、ブルトン語の使用が 19 世紀末から激減したことを示す数値を提示している (原 1990: 184; 187)。

1970 年代と 1980 年代の調査でも、明らかな話者数の減少傾向が見受けられる数値となっている。そして 1999 年、国立統計経済研究所 (INSEE) が地域言語や外国語の使用に関して実施した調査では、ブルトン語の使用人口を 25 万 7000 人とした (三木 2007: 26)。ブルディックの 2007 年の調査によると、ブ

ルトン語話者はバス＝ブルターニュに 17 万 2,000 人、オート＝ブルターニュに 2 万 2,500 人と、合計 20 万人を超えないとしている（ルアルン 2012: 44）。

最新の調査としてはブルターニュ地域圏で行った 2018 年の調査があり、これも圏内の全人口を対象にした総合的なものではないが、2018 年を基準に 4 県の総人口の 5.5%に当たる約 200,000 人にブルトン語の駆使能力があると推算している。しかし、その中で日常的にブルトン語を使用する人口は 6 万人程度しかなく、しかも話者の平均年齢が 70 歳に達していることから、話者の高齢化・死亡によってブルトン語は急速な衰退を迎えていることが確認できる。

これまでの調査結果を整理すると、調査方法と母集団の設定はそれぞれ異なるものの、20 世紀初頭まではバス＝ブルターニュの全地域で住民の絶対多数の母語として話されていたブルトン語が、フランス語の普及によるバイリンガル人口の増加で 1920 年代頃から急速に衰退し、現在はごく一部の高齢者のみを使用する言語に転落してしまったという大まかな傾向は把握することができる。

2-2 ブルトン語の成立

ラテン語とゲルマン語の混合からできたフランス語とは異なり、ブルトン語はケルト語派という言語系統に属している。その故、語彙、文法、アクセント法など、あらゆる言語的特性が異質であるため、ブルトン語とフランス語との相互理解は不可能である。なぜフランス語と全く異なる言語がブルターニュで話されているのかを理解するためには、フランス語の成立よりも遙か前の、紀元前にまでさかのぼらなければならない。

ケルト人は南西アジアからヨーロッパに移住してきたと考えられる民族で、その起源や初期の正確な居住地は定かではない。考古学的史料によって紀元前 7 世紀ころには今のフランスに定着したとされるケルト人はガリア人と呼ばれ、長い間ローマ帝国と対立しながら徐々に辺境へと追いやられることとなる。ローマ帝国に敗北した地域のガリア人は、ローマの文化と言語を受け入れてケルト人としてのアイデンティティを失うが、多くのケルト人はブリテン諸島に渡り、引き続きローマの侵攻に抵抗した。このブリテン諸島に渡ったケルト人の言語が、ブルトン語をはじめとする現在のケルト諸言語の母体である。

当時のブルターニュはローマ帝国の支配下にあり、アルモリカ(Armorica)と呼ばれていた。ガリア人が居住していたアルモリカにブリテン島からケルト人の移民が流入したのは、西暦4世紀末から7世紀にかけてのことである。当時のブリテン島はローマの影響力が低下し、アングロ＝サクソン人の侵略がはじまったことで非常に不安定であった。その困難を逃れたケルト人が定着したのがアルモリカだったのである。

彼らが使用していた言語が今日のブルトン語の起源となるケルト語で、多くの移民がウェールズやコンウォール出身であったため、ブルトン語は今でもウェールズで話されているウェールズ語と言語学的に最も近い関係にあるとされる。9世紀まではウェールズ語と相互理解が可能だったと推測する研究者もいる(原 1990: 14)。

3. ブルトン語抑圧の歴史・復興運動の胎動

3-1 ブルターニュ公国の興亡と「上流階級の裏切り」

ブルトン人(アルモリカに定着したケルト系の移民)は5世紀末からフランク人と対立するが、845年にノミノエ公(Nominoë, 800-851)の指揮下でフランク軍に決定的な勝利を収め、ブルターニュ地方の統治権を確立する。851年にはノミノエの息子であるエリスポエ(Erispoë, 820-857)がブルターニュのあらゆる勢力を統一し、ブルターニュ王国が成立する(ルアルン 2012: 47)。

913年から931年まで、ノルマン人(ヴァイキング)の侵攻でブルターニュは混乱に陥る。上級聖職者と貴族は侵攻を避けてブリテン島とフランク人の居住地に避難するが、そこでローマ文化とそれを継承したフランク人の文化に感化されることとなる。そして939年、ブリテン島で生まれ育ったブルトン人の子孫であるアラン2世(Alain II, 900-952)がノルマン人を撃退し、ブルターニュ公国の指導者としてフランク王国と良好な関係を築く(McDonald 1989: 13)。

ブルトン語にとって一つ目の大きな転換期がこの時期に訪れる。避難から戻ってきた上流階級がブルトン語の使用を放棄し、より「高尚な文化」と繋がっていると思われたラテン語とフランス語で話しはじめたのである。そして13世紀には行政部門でのラテン語を廃止し、フランス語に置き換えた。政治権力を持っているエリート層のフランス語化によって、ブルトン語は宮廷でますます

す使われなくなり、1119年にブルトン語を話す最後の公爵であったアラン4世(Alain IV, 1060-1119)の死亡で、ブルトン語の威信は著しく低下することとなった。これを後の擁護運動家は「上流階級の裏切り(trahison des notables)」と称する(原 1990: 15; Kuter 1985: 20)。

ブルターニュ公国はその後、16世紀まで独立国としての地位を維持した。1499年に最後の公爵アンヌ＝ド＝ブルターニュ(Anne de Bretagne, 1477-1514)がフランス国王シャルル8世(Charles VIII, 1470-1498)と結婚し、1532年には正式にフランス王国に合併されたことでブルターニュ公国は地図からその名を消されるが、大革命期までブルターニュには広範囲な自治権が与えられた。

3-2 ブルターニュ公国時代のブルトン語：カトリック信仰とブルターニュ

「上流階級の裏切り」のあとも、一般民衆の言語習慣には大きな変化がなかった。ブルトン語は、その政治的権力は失ったものの、依然として農民・漁師・労働者の言語として広く話されていた。

中世から近代にいたるまで、ブルトン語の擁護活動がはじまる前にブルトン語の使用を積極的に推進した唯一の権威ある機関はカトリック教会であった。民衆の支持と献金で維持される教会は、ローマ帝国の影響力が低下し、ラテン語がフランス語・イタリア語・スペイン語などに分化することでラテン語での説教を理解できない民衆が増えたことを意識し、813年に「トゥールの宗教会議」で説教の場での「俗語(vulgar)」、つまりラテン語でない民衆の言語の使用を許可した。また、1373年にはグレゴリウス11世が教区司祭は赴任地域の言葉が話せなければならないという「言葉条規」を公布し、教会での俗語の使用を助長した。

これはもちろんブルターニュにも適用され、ブルターニュの司祭たちはブルトン語で説教を行い、ブルトン語で讃美歌を歌わせ、カテキズム(Catechism, 問答形式で教理を分かりやすく解説する子供のためのキリスト教入門書)をブルトン語で作成した。また、『時祷書』『聖人伝』などの宗教書籍のブルトン語訳が出版され、19世紀以前に出版されたブルトン語の書籍は、大半が宗教書であったほどその存在感は大きかった(原 1990: 27-30)。

民衆の日常生活に宗教の占める割合が大きい伝統社会において、単なる宗教ではなく農村共同体を形成・規定するシステムとして機能したカトリック教会によるブルトン語の積極的な使用は、権力層がフランス語化された以降もブルトン語が民衆の言語として話され続けることに一翼を担った。また、カトリック信仰とブルトン語の使用は強固に結び付けられるようになった。

3-3 フランス大革命とブルトン語抑圧の論理構造の誕生

ブルターニュに与えられた特権的な地位とブルトン語の使用に大きな変化が訪れるのは、18世紀末のフランス大革命期である。「自由・平等・博愛」を掲げてアンシャンレジームを転覆した革命政府は、平等を実現する手段として言語環境の均質化の達成、つまり一般民衆へのフランス語の全面的な普及を試みた。このような革命政府の意志は、ジャコバン派の国会議員ベルトラン・バレール(Bertrand Barère, 1755-1841)は、『方言に関する公安委員会の報告書』で「自由な国民の言語は万人にとって唯一無二かつ同一のものでなければならない」と述べている(大場 2009: 3-4)。

バレールの報告書には、革命政府が多言語国家としてのフランスを好ましく思わなかった理由について、下記の引用で興味深い論理が展開されている。

「最初の国民議会で採択された法令をフランスの方言に翻訳するのにどれほどの出費を要したことか。まるで、我々の方がこうした野蛮な、わけの分からない言葉、下品な方言を擁護しているようではないか。こうした方言なぞ狂信者や反革命主義者にしか役に立たないというのに！」(大場 2009: 4より再引用)

革命初期、フランス語が分からない民衆に革命の理念を伝えるため、『人權宣言』などの重要な法令が諸々の地域語に翻訳されて各地方に伝えられたことがあった。しかし、バレールはそれを批判し、地域言語は「野蛮」で「訳の分からない言葉」であり、さらには「狂信者や反革命主義者」の役に立つ言語であると位置付けることで、地域言語を排撃すべき対象として敵視している。彼は後の国民公安委員会で行った演説で、「所詮ブルトン語を話す者は連邦主義

者であり、ドイツ語を話す者は亡命貴族の共和制嫌いである。イタリア語を話すことは反革命であり、バスク語を話すことは精神異常者である」と、さらに厳しい口調で述べている（臼井 1996: 128; McDonald 1989: 32）。地域言語に対する反感を表したのはバレールだけではない。冒頭で言及したグレゴワール師もまた、1794年に行った「方言を撲滅し、フランス語を唯一の言語として普及させる必要性について」という演説で地域言語の排除を主張している（ルアルン 2012: 38）。

このように地域言語問題が台頭した背景には、実際にフランス各地で勃発した反革命の反乱があった。カトリックの影響力が強く、アンシャンレジームの政治体制の下で高度の自治権を享受していたブルターニュの世論は、無宗教と特権の撤廃を打って出た革命政府の理念に賛同できなかったのである。特に有名なのは、1793年に不平等な募兵令に反発してフランス西部のヴァンデ地方で起こった「ヴァンデの反乱(Rébellion Vendéenne)」である。国民公会は正規軍を投入し蜂起を武力で鎮圧し、地域住民 30~40 万人を虐殺した。1794年にはブルターニュで徴兵に反対するゲリラ組織「フクロウ党(Chouannerie)」が反乱を起こし、ヴァンデの反乱の残党と合流して革命軍と戦った。

第 1・2 身分の圧政から解放されることを待ち望んでいたはずの農民階級が、逆に貴族・聖職者を筆頭に反革命の反乱に加担したことは国民公会にとって不可解なことであった。しかし、ヴァンデやブルターニュはパリとその周辺地域とは言語だけでなく社会的構造もまるで異なっていた。森山(2022)によると、零細な農業がほぼ唯一の産業であったこれらの地方では、農民・貴族・聖職者の関係が比較的良好で、封建的義務も他の地方に比べて軽微であった。他の地方の貴族はルイ 14 世の時代に権力を獲得するためにパリに移住し、領地の状況には気を配らないことが多かったが、西部地域では多くの貴族が農民と同じ地域に居住し、親密な関係を維持した。また、既述したようにカトリックの教区は農村共同体としての役割を果たし、教会の富は村の富と認識されていた。このような状況で、革命後に国民公会が要求した新たな税金と、教会の財産の没収・中央のブルジョアジーへの再配分を、地域の第 3 階級はアンシャンレジームの時よりも大きな負担に感じたのである。

「搾取する第 1・第 2 身分と搾取される第 3 身分」という図式が当てはならない、革命の根幹を揺るがす地方農村の実態を否定するため、革命政府は「狂信者」や「反革命主義者」、さらには「精神異常者」のレッテルを地域言語に張った。そして、民衆をフランス国民という共同体に統一するため、フランス語を革命・平等・善、地域言語と地域文化を反革命・野蛮・悪に結び付け、地域言語排除のための二項対立の論理構造を作り上げたのである（白井 1996: 126; McDonald 1989: 5）。

1791 年 10 月 21 日の法令で国民公会は、「共和国のすべての地域において、教育はフランス語によって行われる」と定め、フランス語を話す単一のフランス国民を創出する作業に着手した。しかし、フランス語が理解できない生徒が全国にあまりにも多かったため、フランス語で行われる教育はまったく効果がなく、結局国民公会は 1794 年 11 月 17 日の法令で「教育はフランス語において行われ、方言〔地域言語〕は補助的な手段としてのみ用いられることができる」とし、事実上フランス語と地域言語でのバイリンガル教育を容認した（大場 2009: 4）。

大革命期にもブルターニュのブルトン語の使用状況に大きな変化は生じなかった。しかし、革命という大事件はフランス社会の在り方を大きく変え、一つのアイデンティティを持つ単一民族による国家としてのフランスを目指すべき方向として提示した。その単一性にふさわしくないと判断された地方の特質、すなわち地域言語は、フランスの統一を妨害する撲滅の対象として捉えられた。このような大革命期の論理構造は、19 世紀末から 20 世紀初頭まで存続した第三共和政期まで根強く生き残り、ブルターニュにおけるフランス語の普及とブルトン語話者数の激減に大きく貢献することとなる。

3-4 第三共和政期のブルトン語抑圧

1870 年に樹立された第 3 共和政期は、国民の使用言語に対する実践的な干渉がはじまった時期である。

第 3 共和政が成立する数年前である 1863 年の公教育省統計で、この時期のフランスの言語状況を確認しよう。統計によると全 37,510 市町村のうち、8,381 市町村(22%)でフランス語が話されていない。大革命期に比べると低くな

っているが、依然として相当な数のフランス国民がフランス語でない言語を使用していることが分かる。ブルターニュ地方に限って言うと、地域言語であるブルトン語のプレゼンスはより明白になる。フィニステール県の小学校教育でフランス語のみを使用する学校は 18%に過ぎず、76%がブルトン語とフランス語を併用していた。そして小学校の 6%はブルトン語のみを使用して教育を行っていた（原 1982: 28-29）。

1880 年代、公共教育大臣を務めたジュール・フェリー(Jules Ferry, 1832-1893)は、「フェリー法(Lois Ferry)」という一連の法令でフランスの公教育の全面的な改革を推進する。公教育の義務化と公立学校の授業料の廃止、公立・私立学校の教育省への登録義務化、教育での宗教性の排除などが実現された。平等の精神の具体化として全国民に開かれた公教育は、教育を公共福祉の一種に盛り込む成果を達成した。しかし、このような公教育改革は国民的特性を形成するために地方の特色を無視する方向で進められた（原 1982: 31）。学校でフランス語のみを使用するようにしたことで、ブルトン語などの地域言語は教育現場で使われなくなったのである。

学校でのブルトン語禁止は教育の脈絡だけでなく、私的な領域にまでも適用された。代表的な事例が 1833 年からはじまった「罰札(Symbole)」の使用である。罰札の形は統一されていないが、基本的には木札に紐を通したもので、学校でブルトン語を話すと先生に札を首に掛けられ、それを外すには他の生徒がブルトン語を話すのを発見するしかなかった。こうしてブルトン語を話す生徒に次から次へと罰札が渡り、最後に罰札を掛けている生徒は罰則を受けた（McDonald 1989: 47）。

罰札の使用はブルトン語を母語とする当時の若年層にブルトン語を話すことは恥ずかしいこと、不適切なことであるという意識を植え付けた。フィニステール県の一部の地域では 1960 年代までも罰札の使用が報告されているが、罰札の使用で体罰や辱めを受けたという証言は非常に多い。多くの家庭がいじめや辱めを恐れて子供にブルトン語を習わせることを諦めることもあった（臼井 1996: 133）。

ブルトン語の排除はあらゆる場面で行われた。ブルトン語による文書や届け出の受理が役所で拒否され、看板や墓碑銘のブルトン語が消されたり、姓名は

地名をブルトン語からフランス語に変更したりするなどの措置が取られた。このような母語の秘匿化と母語に向けられた蔑視感は、20世紀のブルトン語の世代間伝達の断絶と話者数の激減に大きな影響を及ぼした。

もともと乏しかったブルトン語の公的領域での使用がさらに制限されたことは、ブルトン語の衰退の一つの要因に過ぎない。工業化と交通の発展による19世紀後半の近代化はパリなどのフランス語圏に多くの雇用の機会を創出したが、周縁地域であったブルターニュは長い間近代的な経済開発から疎外された。その結果、19世紀後半から20世紀前半にかけて多くのブルトン人がより良い生活を求めて故郷を後にした。出生率の目立つ変動がなかったのにもかかわらず、フィニステール県とコート＝デュ＝モール県（今のコート＝ダルモール県）の人口は1880年代から減少傾向に転じた。19世紀の最後の四半世紀に、50万人のブルトン人が他の地域に移住したともいう（原1990: 171）。フランス語圏への人口の流出は、ブルトン語話者数の減少を加速させた。

社会的変革によってフランス語を習う必要性が増大し、相対的にブルトン語の価値が低下したこと、そしてブルトン語に対して様々な制度的・理念的制裁が課されたことは、20世紀のブルトン語話者の急激な減少に帰結した。ある意味、地域言語を殲滅してフランス語で国家を統一しようとしたフランス政府の意図通りになったとも考えられる。が、ブルトン語の抑圧がはじまると同時に、ブルトン語を擁護しようとする動きが出現するようになったことで、状況は新たな局面を迎える。

4. ブルトン語擁護運動

4-1 ナショナリズムの拡散とブルトン・ナショナリズムの胎動

言語学者ラヴィルマルケ子爵 (Théodore Claude Henri, vicomte Hersart de la Villemarqué, 1815-1895)は、従来のフランス語とブルトン語の関係に集中する論点から脱皮し、ケルト語圏、特にウェールズ語との連帯に重点を置いてブルトン語を研究した。ラヴィルマルケはブルターニュ地方の俗謡を収集した膨大な著作『バルザズ・ブレイズ (Barzaz Breiz)』を発表し、ブルターニュの独自の地域文化の再発見を主唱した。ブルトン語からフランス語的な部分を取り除き、より純粋なケルト的ブルトン語を取り戻そうとする「言語純化運動」をは

じめて提案したのもラヴィルマルケである。多くの研究者は、彼の活動をブルトン語擁護運動のはじまりと位置付ける（原 1990: 191）。

彼の考えに共鳴した人々は、1896年にブルトン語擁護・普及のための「ブルトン語擁護委員会」を設立し、合理的な綴字法の作成、言語の整備、フランス語的な要素の排撃などを骨子とするブルトン語の言語純化運動を展開した。また、1905年にはブルトン語のカトリック系新聞『ブルトン人の十字架(Kroazar Vretoned)』を発刊し、約1000~2000部を発行した。中世からカトリック教会を支持母体としたブルトン語が、初期の擁護運動の際にまでもカトリック信仰と連携していたことが分かる。「ブルトン語と信仰は、ブルターニュにおける兄弟姉妹である」という決まり文句も、この時期に出来上がった（原 1990: 194）。委員会はブルトン語をまったく知らない人のための文法書としては最初のものである『ブルトン語 40 課』を出版し、「KLT 三大方言作家の協定」を発表してブルトン語の4大方言のうちレオン方言・コルヌアイユ方言・トレゴール方言の3方言を網羅する標準的綴り字を作成するなど、近代的な言語としてのブルトン語の規範化に乗り出した（原 1990: 196）。

中央政府の抑圧にも関わらず、もしくは抑圧に刺激され、ブルトン語擁護運動はますます活気を帯びていった。教会の青少年組織をもとに、ブルトン語を教育・使用する集会在定期的に開催され、各地でブルトン語の定期刊行物が出版された（McDonald 1989: 78-79）。ブルトン語を使用することは単にコミュニケーションの道具として何を用いるかの問題ではなくなった。擁護運動は世界的に高まるナショナリズムの影響下で、政治的な自治主義・民族主義と結びつけられることとなる。

4-2 世界大戦とブルターニュ民族主義

第1次世界大戦の勃発直前である1911年、アイルランドの民族主義に刺激されて「ブルターニュ民族主義党」が結成され、1919年には自治主義的立場を表明する政治誌『永遠なるブレイス(Breizh Atao)』が発刊される。ブルターニュをフランスから抑圧・収奪される「内部の植民地」として描写する論説が主流であった『永遠なるブレイス』は、徐々にフランスからの自治、さらには独立を目指す排他的な民族主義と分離主義志向を帯びるようになる

(McDonald 1989: 123)。ただ、ブルターニュの地域政党の分離主義的傾向が強まるなか、知識人層の関心が激変する国内・国際情勢に集中したことで、ブルトン語擁護運動は中断されることはなかったが勢いを失った。

1940年5月、第2次世界大戦の勃発とフランスの降伏で、フランスはナチス・ドイツの影響下に置かれる。ブルターニュ民族主義党の後身にあたるブルターニュ民族党は、ドイツの保護下で1942年「ブルターニュ諮問委員会」を設立し、ある程度の文化的・行政的自治権を付与された。ブルトン語は、小学校の卒業試験科目と各種公務員の採用試験科目として採択されるなど、ナチスによってフランスのナショナル・アイデンティティを分裂させるための手段として利用された。当代のブルトン語擁護運動家の一部は、自治権を獲得・維持するためナチスに協力した。

第2次世界大戦の終戦後、ナチスの統治に協力したブルターニュの運動家は投獄や国外追放の対象となった。ブルターニュでの民族主義・分離主義に付随するように進められたブルトン語擁護運動も、戦後しばらく鎮静化することとなる。

4-3 地域主義の台頭と戦後のブルトン語擁護運動

ブルトン語擁護運動が再び動力を得た契機は、「5月革命(Mai 1968)」とも呼ばれる1968年の学生の主導する労働者、大衆の一斉蜂起であった。自由・平等・性の解放とともに、文化相対主義に基づくマイノリティ・地域文化の尊重を唱える地域主義が謳われた5月革命の後、新しい世代によってブルトン語擁護運動は復活を遂げた。

法的な制度の不備により公共領域での使用が不十分ななか、20世紀初頭のブルトン語抑圧によりほとんど途絶えてしまった世代間伝達を補うための新しい話者の養成が喫緊の課題として浮上した。その解決策として立ち上げられたのが、ブルトン語によるイマージョン教育を行う私立学校「ディワン(Diwan)」である。

公教育では1880年代のフェリー法によってブルトン語の使用が排除されたが、ブルトン語による教育は私立宗教学校などを中心に続いていた。しかし、それも戦後には著しく激減し、ブルトン語での教育はおろかブルトン語を教育

する学校すらも、1970年の段階では皆無に近い状態であった（原 1990: 245-249）。1977年、ブルトン語教育の要求が高まるなか、保育学校1校に生徒数5名ではじまったディワンは、2002年には小学校・中学校・高等学校を備え38校に増えた。生徒数は2008年に3000人を突破している（松井 2012: 31）。2022年現在はブルターニュのみならずパリなどでも開校しており、小学校47校、中学校6校、高等学校2校を擁する総55校に、生徒数は4000人を上回る教育ネットワークに成長した。

ディワンの成功に刺激され、公立学校とカトリック系私立学校でのブルトン語を使用した二言語教育を要求する運動が展開された。その結果、1982年から公立学校にバイリンガルのクラスを開設することが許可され、1990年から一部のカトリック系学校でもブルトン語教育が開始された。大学でのブルトン語講座はブルターニュにキャンパスを置いている6大学のうち5大学で提供されており、西ブルターニュ大学(Université de Bretagne-Occidentale)とレンヌ第二大学(Université Rennes 2 Haute Bretagne)ではブルトン語で学位を取得することが可能である。

行政部門でも一足遅れながら様々な取り組みが進められはじめた。1999年に民間団体として設立され、2010年にブルターニュ地域圏議会の出資による公的機関となった「ブルトン語局(Ofis ar Brezhoneg)」は、様々なレベル・部門の地域行政機関と協力し、ブルトン語の地図や専門用語の作成・選定、教育・行政機関への提言、銀行や会社へのブルトン語使用の提言などでブルトン語使用の活性化を推進している（佐野 2022: 14）。

民間ではメディアでのブルトン語使用が近年注目を集めている。ブルトン語のみで放送するラジオ局が数局あり、テレビでは2000年から「TV ブレイス(TV Breizh)」がブルトン語を用いていたが2010年に中止となり、今は「フランス3ブルターニュ(France 3 Bretagne)」などの公共テレビ局でブルトン語によるニュース番組やドラマ、映画・アニメーションのブルトン語吹き替え版が放送されている。

文化面でのブルトン語使用も活発である。1950年に誕生した文化団体の連合組織「ケンダルフ(Kendalc'h)」は、伝統的な踊りや歌、楽器演奏を様々な祭りでを行い、現在も盛んに活動している。1950年代によみがえったブルターニ

ユの農民の伝統的なお祭り「フェス・ノス(fest-noz)」も、地域の交流を促進する催し物として各地で定期的にかかれ、ブルトン語によるフォークソングやポップミュージックが歌われている。

ブルトン語を使うと制裁された時代から、ブルトン語による教育が行われる小中高が設立され、公共テレビ局でブルトン語の放送が行われる今日までの変化を考えると実に大きな転換のように思われる。しかし、フランスの国語はフランス語だけであるという中央政府の立場は未だに強固で、このような中央政府の姿勢によってブルトン語擁護運動は様々な困難に直面してきた。次章では地域言語に関する 20 世紀の諸法令に焦点を当て、ブルトン語の法的地位がいかに変化してきたのかを考察する。

5. ブルトン語の法的地位の変化

5-1 1951 年「デクソンヌ法 (Loi Deixonne)」

1539 年ヴィレール・コトレの勅令によりフランス語の公文書での使用が義務化され、大革命期から第 3 共和国期まで様々な地域言語抑圧政策が施行されたことは、既に述べたとおりである。戦後にはじめて中央集権的な言語政策が見直されるのは、地方言語の学校教育の基準を定めたデクソンヌ法の成立した 1951 年であった。

社会党所属の議員であったモーリス・デクソンヌ(Maurice Deixonne, 1904-1987)によって作成され、1951 年に可決されたデクソンヌ法は、公立学校においてブルトン語、アルザス語、オック語など一部の地域言語に関して、週に 1 時限、課外学習として教育することを認めるという非常に消極的な内容であった。地域言語の公教育での学習機会を保障した最初の法律である点では有意義であるが、その限定的かつ不分明な内容のため、デクソンヌ法による公立学校での地域言語教育が行われたことはなかった(臼井 1996: 135)。

5-2 1992 年の憲法改定と 1994 年の「トゥーボン法 (Loi Toubon)」

1981 年、フランスの国民議会に設けられた「フランス語に関する特別審査委員会」が発表した報告書で、かつて外交の国際公用語とまで呼ばれていたフランス語が国際諸機関で 25~30%の比率で用いられているに過ぎず、また学問

の領域でも、フランス人学者がフランス国内で研究発表を行う際も英語を用いることが常識化していることが分かった（林 1989: 139）。

英語の侵入によってフランス語の国外だけでなく国内での地位も脅かされていることを懸念したフランス政府は、1992年に憲法第2条を改定し、「共和国の言語はフランス語である」と明記した。この一文が、その後の地域言語関連の法令の違憲性を判断するとき、しばしば持ち出されることになる。

憲法改定に続き、英語の侵入に歯止めをかけるため成立したのが1994年のトゥーボン法である。外国語の単語だけを商取引、公共事業、メディアなどで用いることを禁止する1975年の「バ＝ロリオル法(Loi Bas-Lauriol)」をより強化し、労使関係・消費分野・教育分野・学術分野などで外国語・外来語を最大限排除し、フランス語の使用を義務化することを目的に制定された。しかし、トゥーボン法の第21条に規制の対象となる言語に地域言語も含まれると明記されたことは、法案が外国語の侵入を防ぐだけでなく、フランス語による単一言語主義を強化するためにも利用されたことを示している（長谷川 2000: 223）。

5-3 欧州少数地域言語憲章の署名・批准を巡る論争

1992年11月、欧州評議会のストラスブールでの合意で地域言語の「ヨーロッパ共同の文化遺産」であり、各地の地域言語を保護することが欧州評議会の義務とする「王首相数地域言語憲章（地域語憲章）」が採択された。この憲章の署名と批准の加不について、フランス国内では激論が交わされた。

地域主義に基づいて地域言語の保存と普及を支持する側に対抗して、署名反対派はブルターニュ、バスク、コルシカで地域主義が逸脱し、排外的ナショナリズムと集団暴力に進展した史実を指摘し、英語の台頭によるフランス語の威信の低下が顕著になっている状況ではフランス語・フランス文化の防御がより大事だという立場を取った（長谷川 2000: 223-224）。

1996年、地域語憲章の署名・批准の要求が上院でなされ、国務院はこれに合憲の判決を下した。しかし、憲章第3部に規定された教育・司法・行政および公務における地域言語の使用促進においては、憲法第2条とトゥーボン法を違反したものと判決した。

1997年の国会選挙で地方分権化に積極的な社会党が勝利を収めると、ジョスパン首相の主導で「地域言語文化に関する調査団」が組織され、憲章署名のための準備を開始する。調査団は報告書で多くの地域語が置かれている消滅危機の状況と保護の必要性を強調し、そのためには政府組織と教育制度の改革と財政的・技術的支援が必要であることを提言した。また、憲章の署名・批准に関しては違憲でない項目を抽出して署名することを提案し、長期的には憲法第2条の拡大解釈、または改定を通じた批准が望ましいと判断した（長谷川 2000: 227-228）。

調査団の提案に応じて政府は 1999年に憲章から教育・メディアを中心とした39項目を署名の対象として選択し、5月7日に署名を行ったが、シラク大統領の政治的考慮で批准にはいたらなかった。批准を巡る論争の中で、フランスの政治的構造は従来の右派と左派の対立とは違う様相を呈しはじめた。右派の「主権主義派」と左派の MDC（市民運動）が、共和国の不可分性、フランス人民の単一性、法の前でのすべての市民の平等に反するとして批准を反対したのに対して、その他の穏健右派・左派は憲章の署名・批准に賛成したのである。

長谷川は、欧州連合・地域主義推進派とフランスのナショナル・アイデンティティに訴える共和主義・主権主義派にフランス政治の根本的な構造が変わる段階で、地域語憲章が政治的駆け引きの犠牲になったと指摘している。ただ、一部の項目に対して署名がなされたことで、単一だった「公共領域」が、地域語使用が認められる教育・メディアの場とフランス語の使用が義務付けられたままである行政機関などに二分化したことは有意義であるとも評価している（長谷川 2000: 231-233）。

5-4 2021年「モラック法(Loi Molac)」の成立

21世紀に入り多文化主義と地域文化への関心がより増大したことで、2008年に憲法が改定され、第75条付則1として「地域諸言語は、フランスの文化遺産に属する」の文言が追加された。地域言語が撲滅や抑圧の対照ではなく、保存すべき文化遺産としてフランスの憲法にはじめて公認されたのである。

地域言語の使用範囲の更なる拡大を目指して、ブルターニュ出身でブルトン語局の局長を務めている国会議員ポール・モラック(Paul Molac, 1962-)の主導

で「地域言語の遺産保護と増進に関する 2021 年 5 月 21 日の法令 2021-641 号（通称モラック法; Loi Molac）」が成立した。法令は 3 つのパートからなっており、第 1 部は地域言語遺産の保護について（第 1 条~第 6 条）、第 2 部は地域言語教育について（第 7 条）、第 3 部は公共サービスでの地域言語の使用について（第 8 条~第 11 条）規定している。

それぞれの内容をより詳しく解説する。第 1 条と第 2 条では 2004 年に制定された文化遺産法典(Code du patrimoine)に明記された文化遺産の定義に「地域言語による言語遺産」を追加し、当該言語の教育・普及・擁護に対する中央政府と地域行政機関の支援を規定する。第 3 条はトゥーボン法の改定で、当該法文に第 21 条として「地域言語の使用と公的・私的領域においての地域言語擁護活動はこの法律の適用対象から除外する」という文言を追加した。第 4 条は教育法典(Code de l'éducation)の改定で、地域言語教育の方法として「フランス語言語能力の十分な達成に支障をきたさない、地域言語によるイマージョン教育」を明記し、ディワンなどの学校が法的保護を受けられるようにした。

第 6 条では市町村政府に地域言語教育を提供する私立学校に進学する際の教育費の補助を義務化し、第 8 条では公共機関に管轄区域での地域言語表記・翻訳を提供する義務がある範囲を定めた。第 9 条では、戸籍謄本(Les actes de l'état civil)の形式と内容を規定する民法典(Code civil)第 34 条を改定し、戸籍謄本での地域言語の発音区別記号(signes diacritiques)の使用を保障する。これは、2017 年にブルターニュのある夫婦が子供に「Fañch」という伝統的なブルトン語の名前をつけようとしたところ、地域の裁判所から「ñ」はフランス語の綴り字の一部ではないため拒否されたことが激論を呼び起こしたことを意識した条文と思われる。2 年間の法廷での争いの末、「ñ」がフランス語でも使用されていたという文献証拠と、すでにスペイン系の名前などで「ñ」を使用した名前が登録されていることが根拠となり夫婦は勝訴したが、禍根を除くため地域言語で使われるすべての発音区別記号を含めた文字（ä, ñ, í など）の戸籍での使用を許可するようにしたのである。

最後に、第 10 条・11 条は政府に政策の効果、関連学系の動向、地域言語教育への要求、イマージョン教育の教授法を開発する機関などについての報告書を毎年提出するよう義務付けた。

公共機関における地域言語の使用と地域言語教育に対する法的保護を大きく拡大するモラック法に対し、与党「共和国前進 (La République En Marche!)」は政党としては法案に反対を表明したが、多くの与党議員が党の立場に反して賛成票を投じ、法案は賛成 247 対反対 76 で可決された。

しかし、モラック法は憲法院の違憲判決で一部の内容が削除されたまま成立せざるを得なかった。憲法を違反したと判決されたのはイマージョン教育を法的に認める第 4 条と、戸籍謄本での地域言語用の記号の使用を要求する第 9 条である。

フランス公共政策・新法令広報部「公的生活(Vie publique)」は、フランス語でない言語を用いての教育を法的に公認することと、フランス語に含まれない発音区別記号の公文書での使用を許可することは、国家と個人の間にはフランス語以外の言語で関係を開設することを認めることであり、両条文はフランス語のみを公用語と定める憲法第 2 条違反にあたることを解説している。

6. ブルトン語の今：「新ブルトン語」問題

1997 年と 2007 年、Broudic(2010)はブルトン語の話者数とその属性について 2 回の連続的な調査を行った。ここではすべての年齢層で話者数の減少が見られたが、15~19 歳の話者だけは増加していることが分かった。これはディワンなどでのブルトン語教育による効果だと思われる。

20 世紀後半の擁護運動の再活性化の以降に登場したこの新しい話者層は、近代ブルターニュ文学の嚆矢とされる雑誌『北西風(Gwalarn)』の編集長であったロパルス・エモン(Roparz Hemon, 1900-1978)が作成した文法・綴字法・辞典に基づく「標準ブルトン語」を駆使する。エモンは、ブルトン語と結びついてきた宗教性・後進性・劣等性のイメージを払拭し、近代的な言語としてのブルトン語の望ましい形を新しく定めようとした。また、そうでありながらラヴィルマルケの意志を継承し、ブルトン語からフランス語的要素を除去しケルト性を強調できる要素を自身が構想する新しいブルトン語に取り戻す、もしくは追加するため、科学・経済・技術に関連した多くの近代的概念を、他のケルト諸語、主にウェールズ語から借用したり、ブルトン語にもともとあったケルトの語幹を組み合わせた造語を創作したりしてブルトン語に導入した。

こうして成立した「新ブルトン語(Néo-breton)」は、それまであったどのブルトン語の方言とも異なる、かなり異質なものになったと多くの研究者は指摘する。このような伝統的なブルトン語と「新ブルトン語」の乖離は、ブルトン語の世代間断絶をより深刻化させるという批判もある (Timm 2000)。

これはもっぱら言語面での話ではない。伝統的なブルトン語話者 (以下「伝統的ブルトン人」と称する) と「新ブルトン語」の話者 (以下「新ブルトン人」と称する) の間には、様々な社会的属性の違いがある。新ブルトン人は 20 世紀後半の擁護運動によって出現した話者集団で、数的には 1 万~1 万 5000 人と伝統的ブルトン人よりはるかに少ないが、年々増加している。彼らは多くが社会的・経済的中間層に分類され、都市に居住しながら大学教育を修了した者の比率が高い。ブルトン語に対する劣等意識も少なく、むしろブルトン語擁護運動に積極的に賛同することが多い。Ó hIfearnáin によると、新ブルトン人にブルトン語は「トレンドィーでファッショナブルなことば」として受け入れられている (Ó hIfearnáin 2013: 128)。

一方、伝統的ブルトン人は世代間伝達によって親からブルトン語を伝承され、ブルトン語を母語としている高齢者世代である。ブルトン語の話者の 9 割以上はこのような伝統的ブルトン人が占めている。彼らは多くが農業・漁業に従事し、教育・経済水準が比較的 low、出身地方の伝統的なブルトン語方言を使用する。また、学校でのブルトン語使用禁止やブルトン語を国家統合の足かせと見なした時代を経験しており、そのような外部からの視線をある程度内面化している態度がうかがえる (Manchec-German 2018: 3)。

ブルトン語自体を否定しなくとも、自分たちが使っているブルトン語は欠陥があるのだとみなすこともある。McDonald がバス=ブルターニュの伝統的ブルトン人にインタビューを要請したところ、彼らは自分たちのブルトン語はフランス語が混ざった「奇形」であり、「あまり良いブルトン語ではない」とインタビューを躊躇している (McDonald 1989: 285)。伝統的ブルトン人が使用するブルトン語諸方言は、標準ブルトン語が制定される数百年前からフランス語から多くの語彙を取り入れ、近代にはライフスタイルの変化とブルトン語の抑圧でその程度がさらに激しくなった。結果的にブルトン語はケルト諸語の

なかでケルト諸語固有の語彙の比率が最も少ない言語になっている（Ternes 1993: 374）。

Timm は上記の McDonald と同じく、自分たちの「悪いブルトン語」など習わないで、学校できちんとブルトン語の教育を受けた人々が話す「良いブルトン語」を習うように伝統的ブルトン人のインタビューーから言われたことがあると述べている（Timm 2003: 43）。言語純化運動と標準語の制定により、伝統的ブルトン人が自らのブルトン語を新ブルトン語に比べて「不純な」または「劣等な」ブルトン語として認識するようになり、ブルトン語の中に階層構造が形成されたのである。

日本語	新ブルトン語	伝統的ブルトン語	フランス語
「理由」	abeg	rezen	raison
「贈り物」	prof	prezen	présent
「商店」	stalioù	magazinoù	magasins
「電話」	pellgomz	telefon	téléphone

図 3 新ブルトン語・伝統的ブルトン語・フランス語の語彙の比較（Timm 2001, Manchec-German 2018 をもとに筆者作成）

ブルトン語話者の分裂を緩和するため、ブルトン語局は「記憶の収集家・伝承者(Klaskerien ha Treizherien soñjòù)」プロジェクトを通じて農村地域の伝統的ブルトン人と新ブルトン人が接触する機会を増やしているが、その範囲と効果は今のところ限定的である（Ó hÍfearnáin 2011: 100）。

ただ、新ブルトン語と伝統的ブルトン語の差異がそれほど大きくはないと反論する研究者もいる。Manchec-German は、相互理解の困難は純粋に言語の差異によって発生するのではなく、社会的・心理的要因の影響が大きいという見解を述べている（Manchec-German 2018: 11）。「異質な標準語・方言」という固定観念が先立ち、本来であれば可能である疎通を妨げているというのである。Hornsby は実際に伝統的ブルトン人と新ブルトン人を会話させてみたところ、全く問題なく話が通じたと報告しており（Hornsby 2007: 198）、新ブルトン語

は新しい世代にとってのブルトン語として定着し、いつの日か伝統的ブルトン語の位置を代替することになると予測している。

7. 東アジアの少数言語と言語政策：台湾を中心に

西洋に比べて比較的単一民族神話が根強い東アジアにも、実に多くの地域言語・少数言語が存在し、その多くはブルトン語のように話者の激減により消滅の危機に瀕している。韓国には済州語、日本には琉球諸語・アイヌ語・八条語があり、中国には使用人口が千人未満の少数民族言語が 25 言語に上る。

しかし、ここではかつての単一言語主義から政策方向を大きく転換し、東アジアで最も成功的に多言語社会を実現したとされる台湾の事例を取り上げて、ブルトン語の事例と比較してみたいと思う。

7-1 台湾の言語状況

台湾で最も広く話される言語は「国語」と呼ばれる、北京の中国語をもとに標準化された言語である。伝統的に台湾で話されていた言語ではないが、国共内戦の敗戦後、中国大陸から蒋介石と共に台湾へ避難してきた「外省人」が用いていた言語が中国語であり、蒋介石自身も中国語話者だったため、中華民国台湾政府の成立後はこれが最も権威のある言語として定着した。

次に、明朝・清朝の時代から台湾に居住している漢族である「本省人」の母語である「閩南語」と「客家語」がある。閩南語は台湾と近い福建省南部から移住した集団の言語であり、中華民国の成立以前は台湾で最も話者数が多い言語だったため、「台湾閩南語」または「台湾語」と称されることもある。

客家語は広東省東部や福建省西部から移住した客家人が使用する言語である。以上の 3 言語は、公共交通機関での放送言語として採択されているなど全国的に公用語として認められており、公的な場面を含める日常生活で幅広く使われている。

そして、先史時代から台湾島に居住していた台湾先住民族の言語である「台湾諸語」がある。台湾諸語は多くがポリネシアの島々で話される言語と同じオーストロネシア語族に属しており、23 あるうちアミ語の話者が 10 万人前後と最も多く、その他の言語の話者は数千人以下である。

このように様々なエスニシティが織り成す複雑な言語状況に、台湾政府は政策的にどう対応してきたのだろうか。

7-2 台湾の言語政策の大転換：国語同化政策から多言語社会へ

台湾は15世紀にはじめてオランダによる植民地支配を受けてから、1949年に台北の国民党政府が成立するまで、統一された独立国家が存在したことがなく、20世紀の前までは明朝・清朝の、1895年から1945年までは大日本帝国の辺境の地として認識されていた。今の中華民国政府も厳密にいうと北京にあった政府が移住してきたものであるため、台湾は未だに「外来政府」によって統治されているといっても全くの誤りではない。

そして、蒋介石の国民党政府が成立した直後は、「外来政府」としての統治方法が露骨に表れており、それは言語政策を見ても明らかである。1945年から1949年まで、国民党政権は日本の植民地であった台湾から日本語を排除し、支配言語としての北京語を確立するために、北京語＝「国語」教育の強化など様々な措置を取った。そして政府が台北に拠点を移してからは、中華人民共和国から大陸を奪還することを目指し、台湾をその前哨基地と位置付けたことで、日本語と本省人の母語および台湾諸語の排除が強制的に行われた。1956年には「説国語運動」がはじまり、公の場で中国語以外の言語を話すと罰金が科せられ、学校でこれら話す生徒は「方言札」を掛けられた（中川 2009: 55）。これはブルトン語の抑圧にも使われた罰札が、カトリック宣教師たちによって東アジアに導入され、標準語でない言語を使用する生徒を戒める手段として残ったものである。韓国の済州島、日本の沖縄、鹿児島などでも方言札の使用が報告されている（原 1990: 114）。

1980年代、蒋介石・蔣経国父子による国民党独裁政権も終わりを告げ、中国の辺境としてではなく台湾の独自のアイデンティティを形成しようとする台湾化と土着化の傾向が強くなっていった。これは多言語状況の容認および擁護の形としても現れ、政治的には2000年の総統選挙で民進党の陳水扁が主唱した「台湾新家庭」で具体化された。「台湾新家庭」とは、すべての族群（エスニックグループ）が融合し、平等な社会の創生と相互信頼できる社会を築くべ

きであるという主張で、本省人・外省人・先住民族の差別がない多元的社会的実現を目的とした。

同年、陳は総統に選ばれ、その翌年には民進党が立法院選挙で第一党になった。2003年、言語による差別を禁止し、各言語に対する尊重を基盤とする「語言平等法」の草案が作成されたが、すべての言語に平等な地位を付与すると国家の公用語は何にすべきなのかという現実的問題と、台湾諸語などの表記法が確立していないことから、法案は長い間成立せずに漂流状態に陥った。そして2018年、「過去の権威主義の総括」を掲げて法整備を推進した民進党の蔡英文政権により、ようやく台湾で使用される多様な言語を平等と位置づける「国家言語發展法」が可決した。

台湾では「廣播電視法」の改定によって、閩南語・客家語・台湾諸語によるテレビ・ラジオ放送が可能になった。また、「郷土言語教育」による母語教育が公立学校で行われている。また、国家言語發展法の成立以降も中国語の公用語としての地位が揺るがされることはなく、依然として異なるエスニックグループを繋ぐ実利的なツールとして幅広く使われている。

7-3 台湾の事例の総合的な検討・ブルトン語との比較

台湾とブルターニュは、どちらも政治の中心地から離れた辺境に位置する異質な地域として、長い間その文化と言語が周縁化を余儀なくされたという共通点がある。ただ、台湾の場合は多少複雑な経緯を通じてではあるが、台湾のみを基盤とする政体が成立したことで、台湾の言語状況のみが言語政策に考慮されるという点が、ブルターニュと大きく異なる。

言語と地域の強固な結びつきがないことも台湾の事例の特徴的な点である。閩南語が南部で、台湾諸語が東部の山地でより多く使用されるなどの傾向性はあるが、それがあつた種の分離主義に繋がったり、台湾アイデンティティとは分離される独自の民族性を追求する方向に発展したりするような動きは、今のところ見られない。それは少数言語が台湾全域に比較的均等に分布することに加えて、台湾アイデンティティ自体の定義が比較的最近に、すべてのエスニックグループを総括するような形で形成されたためではないかと考えられる。

ただ、このような相違点にも関わらず、国家言語発展法の成立後も中国語の立地に大きな変化はなく、エスニックグループ間の意思疎通のためという実用的な理由で中国語を使い続ける台湾人が未だに多いということは、地域言語の使用範囲を広めることでフランス語の地位が失墜することに対する憂慮の反証にはなり得る。

結論

本稿ではフランスの地域言語であるブルトン語をテーマに、フランスの単一言語主義とブルトン語擁護運動を支える論理構造の変容を追跡した。考察の結果、ブルトン語とフランス語の対立関の根底にある思想またはイデオロギーは、ブルトン語の成立から今日まで大きく5回の変貌を遂げ、その度に対立構造の本質的転換が行われたことが分かった。

第一に、ブルターニュ公国時代の上層文化と下層文化の分化による言語の階級化である。「上流階級の裏切り」によって権力層がフランス語を母語に選択し、ブルトン語は権威を持たない、下層民の「俚言」として位置付けられた。ただ、当時ブルトン語とフランス語は異なる社会的脈絡のなかで用いられ、互いの使用に干渉することはなかった。また、ブルトン語が活発に使われた唯一の権威のある機関がカトリック教会だったことで、ブルトン語は宗教と強く結びつけられることとなった。

第二に、大革命期の革命・反革命の構図である。革命政府はブルトン語などの地域言語を革命の理念に反する反革命分子・狂信者の言語であると批判し、ブルトン語を排除すべき共和国の障害物としてはじめて規定した。

第三に、第三共和政期の近代・前近代の構図である。国家統合を阻害する地域言語という考え方は大革命期から継承されるが、急激な近代化と教育改革によるフランス語使用の必要性の増大は、ブルトン人自身にブルトン語の使用と世代間伝達を諦めさせた。また、ブルトン語を劣等で無益な言語と見なして次の世代に継承することを諦める、ブルトン人自身による言語の権力構造の内面化が行われた。

第四に、20世紀初頭のナショナリズムの衝突である。初期の擁護運動家は国家と市民の間に民族・地域言語・宗教などが入る余地をなくしたフランスの

なかで、ブルターニュの独自性を認められるために工夫した。そして結局ナショナリズムの導入で政治的自立を夢見るようになり、その一部はナチスと結託することで自治権を手に入れようとしたが、ドイツの敗戦と戦後の対独協力者への処罰で言語と分離主義を結びつける試みは失敗に終わった。

第五に、戦後から今日までの共和主義・地域主義の対立である。多文化主義・地域主義の台頭と、英語の侵入によるフランス語の国際舞台での衰退は、国際的には多言語主義を提唱しフランス語を擁護しながらも、国内的には地域言語を抑圧し多言語状況を拒否する矛盾した政策を生み出した。これを是正するため、20世紀後半から様々な公的・私的領域での地域言語擁護運動が展開され、文化遺産としてフランスの中で価値を認められようとするアプローチが現在の地域言語擁護運動の根幹を成している。中央政府もこれには賛同する態度を見せているが、地域言語が文化遺産ではなくフランス語と同等な「言語」としての権利を要求することは、未だにフランス語の絶対的な地位への挑戦と受け入れられ、法的領域での論争を触発している。

そして今世紀末に入って、ブルトン語擁護運動が完成化するにあたってこれまで見受けられなかった新たな形態の分裂が話者集団の間に生じていることが明らかになった。世代間継承によって伝統的なブルトン語母語として身に着けた高齢層の話者集団と、標準化されたブルトン語を教育機関で学習した新しい話者集団である。伝統的には存在しなかったブルトン語の新しい形が、今後伝統的なブルトン語に代わるブルトン人の母語として継承されていくであろうという予測は、ブルトン語の正統性についての議論はあまり重要ではなく、ブルトン人にとってブルトン語が、それがどのような形であれ、どのような価値を持つのがより重要であることを示唆している。つまり、新ブルトン語の使用は伝統の継承というよりは自らのアイデンティティを可視化する徴表として機能している。また、ブルトン語の内部に近代的な規範化による標準語が成立したことで、統一されていない伝統的なブルトン語諸方言と新ブルトン語の間に、まるでフランス語とブルトン語の関係と類似した認識面での上下関係が形成されたことも確認できた。

最後に台湾の事例を取り上げ、ブルトン語の状況と比較した。台湾とブルターニュの政治的地位と歴史的背景を相違のため、平面的に比較することは容易

ではないが、単一言語主義から多言語主義へと移行した台湾の現状が一つのモデルとしてブルトン語擁護運動とフランスの言語政策に示唆する点があることを確認した。

フランス語とブルトン語の歩んできた歴史は、文明と野蛮、革命と反革命、カトリックと無宗教性、伝統とモダン、中央集権と地方分権、統合と多様性など、それら言語に付与された様々な社会的価値の衝突・逆転・融合の積み重ねによって形成された。20世紀後半から今日にかけて、ブルトン人はフランス語に対する劣等意識でも、排他的分離主義でもなく、自らのアイデンティティの体現という視座から、ブルトン語とフランス語の共存を訴えている。より大きな変化は、フランス政府も段階的にフランス語でない言語の地位を認め、多言語社会としてのフランスの在り方を模索しているということである。2021年のモラック法の違憲判定で、フランス政府は従来通りの立場を再確認したが、議会で法案が左右を問わず多数の議員の支持を受けたことは意味深い。フランスとブルトン人が何百年に渡るイデオロギーの対立を克服し、同じ未来像を目指すことができるかどうかを知るためには、今後の動向を見守るしかない。

最後にやや違う視座から、地域言語問題の拡張性について少しばかり管見を述べて本稿を終わらせたいと思う。地域言語をフランスの文化遺産として、さらに進んでフランスの言語として認めたとき、多言語社会としてのフランスは達成されるのであろうか。グローバリゼーションの時代を迎え、フランスには移民・難民など、歴史的にフランスで話されていなかった言語の話者が年々増加している。フランス国内に明確な地域的・歴史的基盤を持つ地域言語さえも言語としてフランス語と対等に並ぶことを許容されない現状からすると、比較的最近にフランス社会に流入された移民の言語に「フランスの言語」として国家レベルで何らかの地位が付与されることは、はなはだ困難であろうと容易に推測できる。

これはフランスに限った問題ではない。マイノリティのアイデンティティ表出や言語にどれほどの配慮を施すかという問題は、国家の一体性と個人の人權・多様性という二つの相反する立場の対立を具体化したものとして、世界のあらゆる国々で提起されている。

もし誰かが、「個人の言語権は重要なので、国内で使用されている言語を、たとえその話し手が一人しかいなくてもすべて公用語に指定し、学校での教育の機会、公共サービスへのアクセス、公文書の作成・閲覧を保障できるようにしよう」と主張するならば、それは誰からも共感を得られないのであろう。誰もが母語を自由に使用する権利は尊重されるべきであるが、数え切れないほど多くの言語を公用語に指定することは現実的に不可能であるためである。しかし、現に国内で多く使用され、コミュニティの意思疎通の手段として活用されている言語の存在が確認できる場合、法的に認められていないということで当該言語の存在を無視し、その言語による公共サービスを全く提供しない政府があるとしたら、それもまた国民に対する責任の放棄なのではないかと考えざるを得ない。所属する国民を一つに結ぶ国民国家のアイデンティティと、個人のアイデンティティのあいだに乖離が生まれている場合、どちらかを取ってどちらかを捨てるような態度は問題の解決につながらず、より悪化させることになる可能性すらある。

両極端のあいだで弛まざる調査・研究と議論を重ねながら、社会の望ましい在り方について国民的コンセンサスを導き出す過程こそが、言語問題を含むすべての社会問題の解決に不可欠である。ただ、母語を使用する「自由」、全ての言語の「平等」、異なるアイデンティティを持つ隣人への「友愛」が、フランス共和国の揺るがない土台としての革命思想に合致すると判断するフランス人が増えると、フランス政府の言語政策は今後大きな方向転換を余儀なくされるであろう。

参考文献

- ・ 臼井盛利「フランス語の拡張と少数言語の抑圧--抑圧される側からみた言語政策史的展望」『人文研究』第128巻、1996年、107-149ページ。
- ・ 大場静枝「フランスの言語政策と地域語教育運動—ブレイス語を事例として—」『プロジェクト研究』第5号、2009年、1-13ページ。
- ・ 言語権研究会編『ことばへの権利：言語権とは何か』三元社、1999年。

- ・佐野直子他「〔特集〕多彩なるフランスの地域言語」『ふらんす』2022年3月号、4-20ページ。
- ・高橋基樹「フランスにおける単一公用語主義の憲法原理と地域言語の憲法的保障の研究」『成城法学』第82号、2013年、25-106ページ。
- ・田口紀子「フランスの言語政策とCECR（欧州言語共通参照枠）」日本学術会議言語・文学分野参照基準検討分科会資料、2011年。
- ・タンギ・ルアルン著、後藤滯子訳「ブレイスの言語と文化の復興」原聖編『ケルト諸語文化の復興』三元社、2012年。
- ・中川仁『戦後台湾の言語政策—北京語同化政策と多言語主義』東方書店、2009年。
- ・西山教行「言語政策」三浦信孝・西山教行編『現代フランス社会を知るための62章』明石書店、2010年、308-313ページ。
- ・長谷川秀樹「現代フランスにおける言語問題：地域語と欧州少数地域言語憲章をめぐって」『立命館研究』第12巻3号、2000年、217-234ページ。
- ・原聖「ブルトン語の抑圧と擁護--フランス第三共和制期の公教育体制と少数派言語運動」『思想』697号、1982年、27-44ページ。
- ・原聖『周縁的文化の変貌—ブルトン語の存続とフランス近代』三元社、1990年。
- ・林勝一「国際環境の変化と言語政策：フランスの場合」『長野県短期大学紀要』第44巻、1989年、137-147ページ。
- ・松井真之介「フランスのマイノリティにおける言語教育。—ブレイス語のディワン学校と在仏アルメニア学校を例に—」神戸大学大学院国際文化学研究科・異文化研究交流センター(IREC)研究部プロジェクト「ヨーロッパにおける多民族共存とEU—言語、文化、ジェンダーをめぐって—」研究セミナー資料、2012年。
- ・三木一彦「フランスにおける地域言語の推移と現状—アルザス・アキテーヌ・ブルターニュを事例として—」『教育学部紀要』第41巻、2007年、21-29ページ。
- ・森山軍治郎『ヴァンデ戦争—フランス革命を問い直す』ちくま学芸文庫、2022年。

- Adkins, Madeleine. "Will the real Breton please stand up? Language revitalization and the problem of authentic language." *International Journal of the Sociology of Language* 2013, No. 223 (2013): 55-70.
- Broudic, Fañch. *La pratique du Breton de l' Ancien Régime à nos jours*. Presses Universitaires de Rennes, 2009.
- Broudic, Fañch. *Parler Breton au XXIe siècle. Le nouveau sondage de TMO-Régions*. Emgleo Breiz, 2010.
- Dołowy-Rybińska, Nicole. "Language Attitudes and Community Engagement: Diwan - The Breton Immersion High School Through the Eyes of Its Pupils." *Journal of language, identity, and education* 15, No. 5 (2016): 280-292.
- Goalabré, Fabienne. "The Choice of Bilingual Schools in Language Shift Situation in Brittany and in the Western Isles of Scotland." *Proceedings of the Harvard Celtic Colloquium* 31 (2011): 118-136.
- Hornsby, Michael. "Néo-breton and questions of authenticity." *Sociolinguistic Studies* 6, No. 2 (2007): 191-218.
- Hornsby, Michael. "Positions and stances in the hierarchization of Breton speakerhood." *Journal of Multilingual and Multicultural Development* 40, No.5 (2019): 392-403.
- Kuter, Lois. "Labeling People: Who Are the Bretons?." *Anthropological Quarterly* 58, No. 1 (1985): 13-29.
- Manchec-German, Gary. "Which Linguistic Model for Brittany?." *Studia Celto-Slavica* 9 (2018): 1-30.
- Meadwell, Hudson. "The politics of language: Republican values and Breton identity." *European Journal of Sociology* 31, No. 2 (1990): 263-283.
- Mendel, Kerstin "Regional Languages in France: The Case of Breton." *LSO Working Papers in Linguistics* 4 (2004): 65-75.
- McDonald, Maryon. *We Are Not French!: Language, Culture, and Identity in Brittany*. Routledge: 1989.

- Ó hIfearnáin, Tadhg. "Breton language maintenance and regeneration in regional education policy." Catrin Norrby & John Hajek (Eds.), *Uniformity and Diversity in Language Policy: Global Perspectives*, (2011): 93-108.
- Ó hIfearnáin, Tadhg. "Institutional Breton language policy after language shift." *International Journal of the Sociology of Language* 2013, No. 223 (2013): 117-135.
- Ternes, Elmar. "The Breton Language." Donald MacAulay (Eds.), *The Celtic Languages* (1993): 371-452.
- Timm, Leonora A. "Modernization and Language Shift: The Case of Brittany." *Anthropological Linguistics* 15, No. 6 (1973): 281-298.
- Timm, Leonora A. "Language Ideologies in Brittany, with Implications for Breton Language Maintenance and Pedagogy." Richard F. E. Sutcliffe & Gearóid Ó Néill (Eds.), *6th Annual Conference of the North American Association for Celtic Language Teachers* (2000): 147-154.
- Timm, Leonora A. "Transforming Breton: A Case in Multiply Conflicting Language Ideologies." *Texas Linguistic Forum* 44, No.2 (2001): 449-456.
- Timm, Leonora A. "Breton at a Crossroads: Looking Back, Moving Forward." *e-Keltoi* 2 (2003): 25-61.
- 강욱기. "브르타뉴어 현황과 전승문제 연구." 프랑스문화연구 8, (2011): 427-457.
- 「台湾、使用言語の「平等法」可決 北京語重視を修正」『日本経済新聞』2018年12月26日、<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO39397830W8A221C1910M00/> (2022年8月7日最終アクセス)。
- 坂本信博「「中国化」の影…少数言語 25種が消滅危機 13人しか話せない言葉も」『西日本新聞』2022年7月8日、<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/953012/> (2022年8月7日最終アクセス)。
- 台湾文化部「国家言語発展法」『文化部』掲載日時不詳 https://www.moc.gov.tw/jp/content_177.html (2022年8月7日最終アクセス)。
- 松井真之介「フランスはフランス語だけじゃない？ーフランスにおける『地域語』文化の世界と現状ー」『2021年度 多言語多文化教育研究センター

主催シンポジウム 自分を知り、他者を理解するーことばと文化が交わるときー』 2022 年 3 月 2 日、
https://www.youtube.com/watch?v=VydWqkzc6uI&ab_channel=Myaoh.TV%E5%AE%AE%E5%B4%8E%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E5%85%AC%E5%BC%8F%E3%83%81%E3%83%A3%E3%83%B3%E3%83%8D%E3%83%AB (2022 年 8 月 7 日最終アクセス)。

- "A breton name ruled to be illegal in France," *Breizh Amerika*, October 14, 2017, <https://www.breizh-amerika.com/blog/a-breton-name-ruled-to-be-illegal-in-france> [accessed August 3, 2022].
- "Enquête socio-linguistique : qui parle les langues de Bretagne aujourd' hui?," *Région Bretagne*, October 8, 2018, <https://www.bretagne.bzh/actualites/enquete-socio-linguistique-qui-parle-les-langues-de-bretagne-aujourd'hui/#:~:text=Toujours%20plus%20de%20200%20000%20locuteurs&text=5%2C5%25%20de%20la%20population,depuis%20l'enqu%C3%AAte%20de%202007.> [accessed August 3, 2022].
- "French toddler Fañch permitted Breton spelling of name," *Connexion*, October 18, 2019, <https://www.connexionfrance.com/article/French-news/French-toddler-Fanch-permitted-Breton-spelling-of-name-with-tilde-on-the-N> [accessed August 3, 2022].
- "Loi du 21 mai 2021 relative à la protection patrimoniale des langues régionales et à leur promotion," *Vie publique*, May 25, 2021, <https://www.vie-publique.fr/loi/278001-loi-sur-les-langues-regionales-loi-molac#:~:text=25%20mai%202021-,Loi%20du%2021%20mai%202021%20relative%20%C3%A0%20la%20protection%20patrimoniale,r%C3%A9gionales%20et%20%C3%A0%20leur%20promotion&text=La%20proposition%20de%20loi%20apport e,enseignement%20et%20les%20services%20publics.> [accessed August 3, 2022].
- Anna Wolf, "The equality-plurality paradox in language matters and how France and Italy deal with it," *Eurac Research*, June 22, 2021,

<https://www.eurac.edu/en/blogs/eureka/the-equality-plurality-paradox-in-language-matters-and-how-france> [accessed August 3, 2022].

- Filip Noubel, Emma Dewick (translate), "The French government's U-turn on regional languages," *GlobalVoices*, July 26, 2021, <https://globalvoices.org/2021/07/26/the-french-governments-u-turn-on-regional-languages/> [accessed August 3, 2022].
- L'Assemblée nationale et le Sénat, "LOI n° 2021-641 du 21 mai 2021 relative à la protection patrimoniale des langues régionales et à leur promotion (1)," *Légifrance*, May 23, 2022, <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043524722> [accessed August 3, 2022].

——フランスの生活水準の実態

—— 労働と福祉の観点から ——

French Living Standards

経済学部 2 年 千坂貴子

研究動機

Parisian（パリ人）の生活を思い浮かべた時に、華やかでお洒落な生活を思い浮かべる人は非常に多いと思う。例えば、*Emily in Paris* という Netflix のドラマシリーズは、パリへ転勤することになったアメリカ人女性を主人公としたものである。このドラマシリーズでは、主人公は毎日ブランド物を着こなし、お洒落なディナーを食べ、非常に煌びやかな生活を送っている。しかし、このようにドラマなどで取り上げられるパリでの生活は偶像化されているというフランス人の意見もネット記事や実際の会話で耳にすることが多々あることに気づいた。そこで、実際のパリ人の生活は、我々が理想化しフィクションで描かれているような『Parisian Style』にどれほど近いのか疑問を抱いた。さらに、フランス人の友人から聞く話では、フランスの職場では昼休みが長く、残業もせず仕事時間が少ない割には、とても豊かな生活をしているように見受けられた。そこから、フランス全体の生活水準について調べ、実際はどれほど豊かなのか調べてみようと思った。

『豊かさ』とは

フランスの生活水準の実態を説明していく上で、この論文での『豊かな生活』をまず定義しなければならない。私は、日常必需品や最低限の食事に使う以上の資金があり、旅行や外食など、余裕を持った上でできている生活を『豊か』だと定義したいと思う。さらに、国の一般的な中間層が自らの生活に満足して

いることも『豊か』とみなす上で重要である。しかし、これを数値化し、実際に証明することは困難であるだろう。そのため、国ごとの幸福度ランキングや平均年収などの確立されたデータを用いてその国の一般的な生活水準が高いかどうかも見極めていこうと思う。

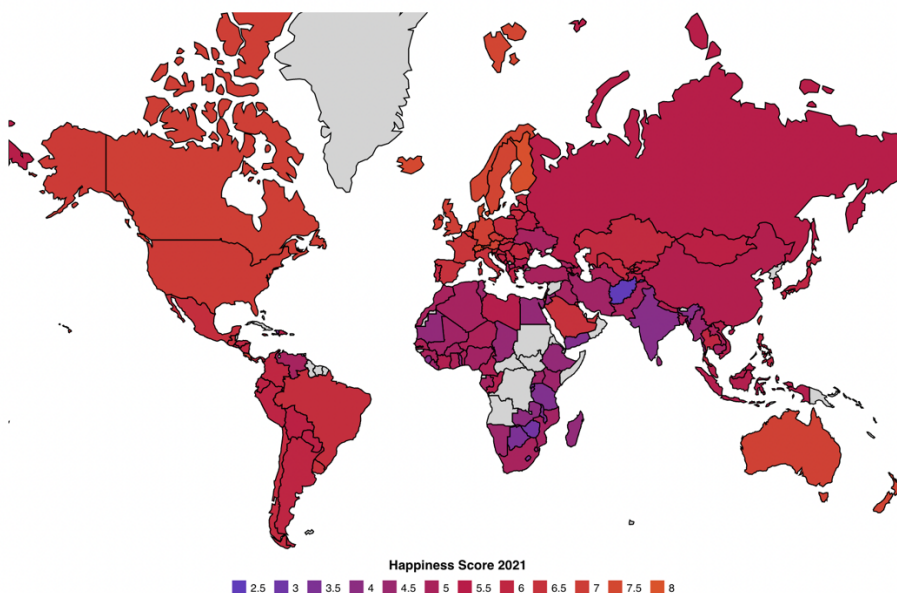
序章

改めて、この論文の研究テーマをまとめたいと思う。まず第1章ではフランスの生活水準の実態を明らかにしていく。そこで、自分なりの定義とデータに基づきどれほどフランスの生活が『豊か』であるか論じていく。第2章と第3章では、フランスの一般的な生活様式がどのように実現できているのかを二つの異なる観点から説明していく。最後に、日本の一般的な生活様式と比較し、相違点を明らかにすると同時に、日本ではフランス的な生活水準を達成することが可能であるのかについても論じていく。

第1章：フランスの生活水準の実態

前述した『豊か』の定義に当てはまるためには、余裕のある生活をしていることが重要となっている。余裕のある生活ができている人たちは、『Happy』だと推測できる。もちろん単純に一言で彼らの生活を定義することはできないが、大まかな前提として世界幸福度ランキング（World Happiness Report 2022）に注目してみた。下の地図は国ごとに2021年度の幸福度を色で表したものである。フランスの色はオレンジにより近い赤だとわかる。実際の幸福度の数値は6.69と最高の8よりは低いですが、世界の国々の中でもフランスの値は比較的に高いことが見て取れる。このデータによると、143カ国の中でフランスの幸福度は21位になると記されていた。幸福度ランキングの上位トップは福祉制度が豊富な北欧諸国やブータンが占めていたが、フランスでの生活は本当に『豊か』なのではないかとここでまず推測することができる。

Happiest Countries in the World 2022



出典：The World Happiness Report 2020

もう一つ国民の幸福度を測るために役立つ指標として OECD が国別に発表している『Better Life Index』というものを使いたいと思う。OECD は収入、ワークライフバランス、治安、環境への配慮、失業率など様々な分野においてそれぞれの加盟国を評価している。OECD とはヨーロッパ諸国を中心とし、日米も含めた先進国合計 38 カ国が加盟している組織である。それぞれの分野において加盟国全体の平均値と比較してあるため、主要先進国の中でそれぞれの国がどの立ち位置にいるのか明確になっている。家庭が『豊か』がどうかを判断する上で大事なのはやはり資金だと思う。実際 OECD のウェブサイトでも『Money, while it cannot buy happiness, is an important means to achieving higher living standards』と書かれている (OECD, 2020)。そのため、フランスの平均世帯年収 (1 人当たり計算) のデータに着目してみた。以下のグラフを見ると、2017 年度の OECD 諸国の平均年収は 28000 ドルであるところ、フランスでは 32000 ドルであることがわかる (OECD, 2020)。他の先進国諸国の平均年収よりも一人当たり 4000 ドルも高いことがわかる。これは日本円に換算するとおよそ約 55 万円である (2022 年度現在)。この事実とフランス人の幸福度が比

較的に高いというデータに着眼すれば、フランスの生活水準は『豊か』といえるのではないか。



出典：OECD 2020

ここまでは数値化されたデータをもとに、フランス人の生活の満足度は世界の他国と比較し『豊かさ』を測ってきた。そこでフランス人のより具体的な生活の質（QoL: Quality of Life）を自分の定義に基づきさらに明確にするために、フランス人の平均的な日常生活をまず明らかにしたい。前述した『豊かさ』の定義にあるように、『豊か』な生活というのは必ずしも毎日外食し、高級ブランドの衣服を身につけた生活を意味しているわけではない。余裕のある生活を送るための安定した年収があり、その中でも余暇に費やす時間が十分あるのであればそれは『豊かな生活』といえるだろう。その点では、フランスでの日常生活は、偶像化されているほどキラキラしたものではないが、9時に仕事を始め、十分に長い昼休みを取った後仕事に戻り、6時ごろ帰宅するというようなものだ。週末は仕事関係のものには一切触れず、家族と時間を過ごしたり、趣味に没頭することができる。このスケジュールだけを見ても余裕のある生活に見えるのではないだろうか。一方、リッチな食文化と歴史的建造物が豊富なイメージのフランスだが、必ずしも生活の全てが充実したものではないことがわかった。例えば、建造物は全て古いため、エアコン設備も乏しく、水道などインフラ設備の故障が頻繁に起こるのが当たり前の生活のようだ（国末,2015）。このように、もちろんフランスでの生活には不便も多々存在するが、全体的にリラックスした生活を過ごすことができていると推測できる。

最後に、フランス人特有の生活様式の一つとして『バカンス』が挙げられる。2006年時点では、1年の間にバカンスに行ったフランス人は、全人口の73.5%と非常に高くなっている（飯田,2008）。バカンス制度の根底にあるのは、

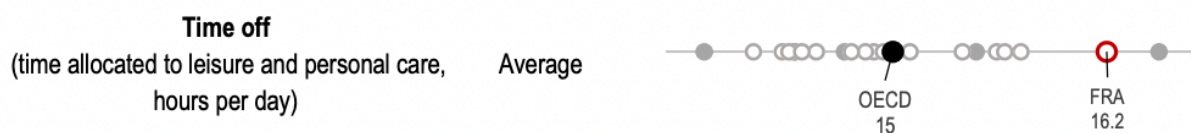
1936年にレオン・ブルム（当時の社会党の党首）によって行われた労働政策である（飯田,2008）。当時の法律では2週間の有給休暇が付与されることになったが、それから有給休暇制度は長年の間何度も改定され、1982年に現在の有給休暇5週間の法律に到達するまで幾度もの変貌を遂げていった（飯田,2008）。フランス文化の一つともいえるバカンスだが、単なる有給休暇ではなく、階層に関わらず、より多くのフランス国民が休暇を取ることができるために様々な制度が設けられている。バカンスを取る人々が多い8月には、1ヶ月ほど学校、官庁、オフィス、工場などのたくさんの施設が完全に閉鎖する（鈴木,2012）。さらに、所得が低く社会的な扶助を受けているような家庭のために、バカンスの交通費や滞在費を補助する制度さえ存在している（鈴木,2012）。これより、バカンスというのはフランスの富裕層のみが取得できる休暇なのではなく、庶民や労働者など収入に関わらず、全てのフランス人の生活の一部だということがわかる。前述した『豊かさ』の定義として余裕を持って旅行をすることができることを挙げたが、フランスにおけるバカンスの慣習はこの定義に当てはまるものだといえる。

これらの事実やデータにより、私自身の定義に基づくと、フランスでの暮らしは全体的に『豊か』であると考えられる。もちろん、フランスも他国同様完璧な国ではなく、様々な社会問題や困難を抱えている。さらに、フランス人全般がドラマなどで見られるような偶像化された煌びやかな生活をしているわけでもない。しかし、実際にさまざまな要素におけるフランスのOECD諸国間での立ち位置からも、平均的なQoLは他の先進諸国と比較しても高い方だと結論づけることができる。この次の第2章と第3章では労働と福祉の観点からフランスの生活水準についてより深く掘り下げていこうと思う。

第2章：なぜ生活が豊かなのか『労働』

なぜフランス人が豊かな生活を送ることが可能なのか考えた際、初めに思い浮かぶ要因は労働であった。そのため、具体的にフランス人がどのような労働環境の中でどれくらいの時間働き、それらの背景にある労働に関する法律について紹介していきたいと思う。まず一番大きな要因はやはり労働時間だと考えら

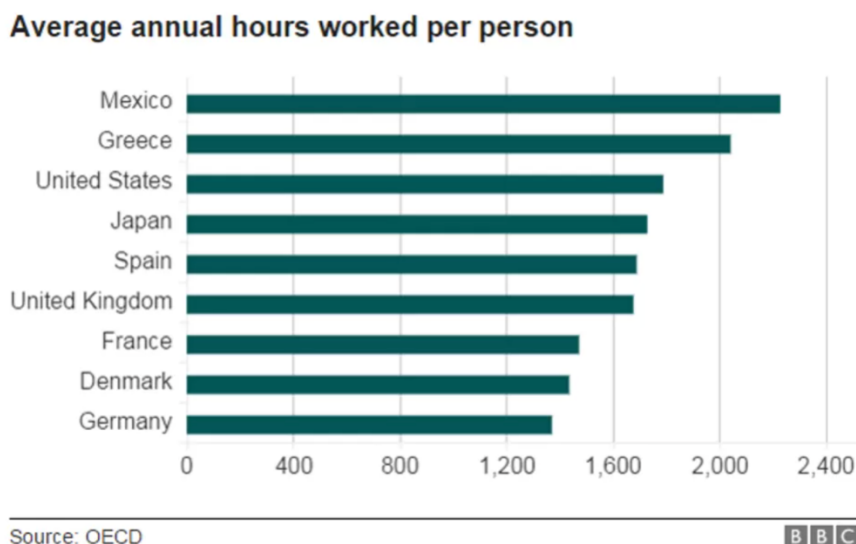
れる。前述したように、フランスの平均年収は OECD 諸国の平均を上回っていることがわかる。しかし、ここで着眼すべきは平均年収の高さと平均労働時間の比較である。下のグラフを見ると、1日の中でフランス人が仕事以外に費やすことにできる平均時間は 16.2 時間だとわかる (OECD,2020)。これは OECD 諸国の平均である 15 時間と 1.2 時間しか変わらないが、24 時間の中の約 1 時間というのは非常に大きい差である。そのため、赤点 (フランスの平均値) が黒点 (OECD の平均値) を大幅に超している。つまり、労働時間がその分短いといえる。



出典：OECD 2020

平均年収が高いにも関わらず、労働時間も他国と比べて少ないことから、フランス人の生活ではワークライフバランスがよく取れていることが推測できる。さらに、フランスには『right to disconnect』という法律が存在する (Eurofound, 2021)。これは 2021 年に新たに制定されたものだが、フランス人が週末仕事関係のメールを確認することを禁止する法律である。法律によって強制されることで、より一層労働時間は厳格に制限され、ワークライフバランスを保ちやすくなるに違いない。ワークライフバランスは高い QOL を達成するために欠かせない要素の一つだろう。実際、フランスには他にも労働時間に関する様々な法律が存在する。例えば、1週間における労働時間は 35 時間と定まっている (労働政策研究・研修機構 2013)。月曜から金曜日の 5 日間で働くとする、1日 7 時間ずつ働くという計算となる。一方、日本の法律では、1日に 8 時間以内、そして 1 週間に 40 時間以内という労働時間が定められている (厚生労働省)。ドイツでも日本と同様 1 週間に 40 時間以内と決まっている。これらの労働時間は原則として定められているものであるため、実際はより多いかもしれないが、そもそも法律で決まっている労働時間は、フランスは他国に比べ週に 5 時間も少ないことがわかる。さらに、以下のグラフを見ると、年間

の労働時間で比べてもフランス人の平均労働時間は他国と比べ少ないことが見て取れる。



出典：BBC 2015

ではフランス人は残業をするのだろうか。フランスで週 35 時間以上働くことは可能であるが、個々人が残業するための申請を企業にしなければならない (BBC,2015)。もちろん企業は残業代を払うことが義務付けられている。しかし残業代は通常給与の 25% 増しであるため、雇用主側が全ての残業申請を許可するとは考えられない。そして、雇用主に要請されないまま残業をしても残業代は発生しないため、残業する人はフランスには少ないのではないかと考えられる。さらに、残業をしないだけでなく、フランス人は非常に長い昼休みをとることで知られている。一般的に 12 時から 2 時の間で最低 1 時間は昼休憩に費やす人がほとんどである。これらの事実から、「フランス人はそこまで仕事をしない」という仮説はある程度事実であると考えられる。

しかし、労働時間が少ないにも関わらず、平均年収が高いのはなぜなのだろうか。そこで労働時間の次に、賃金に着眼してみた。以下のグラフは 2005 年から 2013 年のフランスの最低賃金の推移をまとめたものである。ほんの 1 年の間でも僅かにではあるが、賃金が上がり続けていることがわかる。

2005	8.03ユーロ
2008	8.71ユーロ
2009	8.82ユーロ
2010	8.86ユーロ
2011	9.00ユーロ
2012	9.40ユーロ
2013	9.43ユーロ

出典：労働政策研究・研修機構 2013

2022年現在のフランスの最低賃金は11.07ユーロと2013年に比べて1ユーロ以上も増えている（Republique Française, 2022）。今年（2022年）の8月1日に新たに引き上げられた結果である。フランスの最低賃金は円換算すると現在（2022年）の為替でおよそ1540円である。もちろん各国の物価に相応する賃金であるため、単に賃金の高さだけで比較することはできないが、それでも最低賃金が高いということがわかる。さらに、年々為替や物価の変動に合わせてというのもあると思うが、ここまで継続的に最低賃金が上がっているのは驚くべきことだと思う。ここで興味深い点は、フランスの最低賃金は地域によって変わることがないということだ（労働政策研究・研究機構, 2013）。日本では、都心部の方が最低賃金は高く、田舎に行くほど下がっていく。東京と比べて200円近くも最低賃金が低いエリアも存在している。その点、フランスでは国内全域で同じ最低賃金が設けられているというのも生活水準の高さに関係しているのではないか。

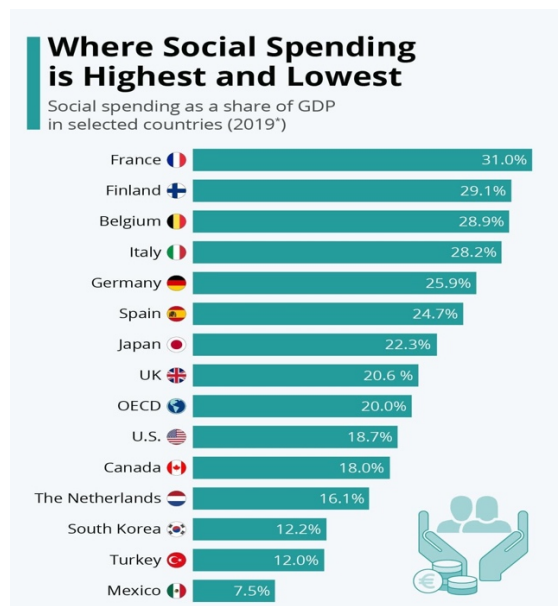
そして最後に雇用について説明したい。フランスでは解雇されることがほとんどないと聞いたことがあるため、実態を調べてみた。結論からすると、フランスで誰かを解雇するためには多くの書類や審査が必要であるため、雇用主側にとって非常に厄介なプロセスとなっている（JETRO, 2022）。例えば、従業員の過失を理由に解雇する場合、雇用主は過失を発見してから2ヶ月以内に事前会談を含む全ての制裁手続きを開始しなければならない（JETRO, 2022）。そ

して弁護士や専門家などと共に数々の会合や手続きを通して、最終的に雇用主と従業員が合意した場合は条件をまとめた合意書を作成し、解雇のプロセスは終了となる。これほど時間と労力のかかる作業をしなければいけないため、よほどのことがない限りフランスで解雇はされないのではないかと思った。

このように、たくさんのフランスの労働者は様々な労働法によって安定した生活を保障され、守られていることがわかる。有給休暇もきちんと保障され、国民の大半がバカンスに行くことができている事実からも、フランスでの労働環境は『豊か』な生活を送るための鍵だと考えられる。

第3章：なぜ生活が豊かなのか『福祉』

そしてもう一つの生活水準の高さに貢献している要因として考えられるのは福祉だ。まず、以下の図は2019年に各国がGDPの何割を社会保障に使ったかを示したグラフである。図には示されていないが、北欧諸国であるデンマーク、スウェーデン、ノルウェーは25%以上のGDPを社会保障にあてている（World Economic Forum, 2021）。その中でもフィンランドが29%と一番多くを費やしているが、それらの北欧諸国全てを抜き、フランスがなんと1位にランクインしている。ここ10数年の間、OECD諸国が社会保障に費やすGDPの割合は減少を続けている（World Economic Forum, 2021）。それでもその年月の間1位になり続けているフランスは、国民の生活の質を優先して考えることのできる『豊か』な国だといえると思う。



出典：World Economic Forum

では具体的にどのような福祉制度が存在しているのだろうか。フランスには様々な社会保障制度が存在し、国民の暮らしの質を上げ、安定に保つ手助けをしている。例えば、2007年度にフランスは失業扶助制度に20億ユーロをも32万4000人に費やしていた（天瀬, 2010）。この数値をイギリスのデータと比べてみた。イギリスでは同様に21.3億ポンドが給付されていたが、受給者の人数は73万7000人だった（天瀬, 2010）。フランスとイギリスの失業扶助制度を比べると、費やした資金はほぼ変わらないにも関わらず、受給者の数が約40万人も違うことがわかる。つまり、フランスでは一人当たりが受け取ることのできる失業扶助金が高いといえる。このように、フランスでは福祉制度の種類が多いだけでなく、GDPの多くをそれぞれの制度に費やしていることがわか流。

第4章：日本の生活水準との比較

ここまでフランスでの豊かな生活環境とそれを可能にする制度などを挙げてきたが、日本ではこのような生活水準を一般的な家庭で導入することは可能なのだろうか。第1章と第2章ではOECDが発表しているフランスの平均年収と余

暇の時間のデータを用いた。そこで、同じく OECD が公表しているデータの日本版を見てみたいと思う。



出典：OECD 2020



出典：OECD 2020

まず、平均年収は 29000 ドルほどであるため、OECD 諸国の平均を僅かだが上回っていることがわかる。しかし、余暇の時間を見ると、平均値である 15 時間よりも 1 時間ほど短く、1 日の中で 14 時間ほどしか仕事以外に設ける時間がないことが見て取れる。これは平均値を 1 時間強上回っていたフランスと正反対のデータである。フランスは両者が平均値を大きく上回っていたため、『豊か』だと推測することができた。しかし、このデータのみだと、フランス人と比べた際、日本人の一般的な生活が余裕のある『豊か』なものだとはいえない。

ではこの違いを生み出しているのは何なのか。一番目立つ違いはやはり働き方だと思う。日本の一般的なサラリーマンは一日 10 時間を優に超えて働き、残業代もなしに残業していることが多い。サラリーマンの平均年収を労働時間で割り時給換算した時、最低賃金を下回っている人も多いのではないだろうか。一方、フランスでは長い昼休みと柔軟なスケジュールで働き、趣味や家族のための時間も十分確保することができる。長期有給休暇を取ることもラグジュアリーではなく、フランスの一般的な文化の一つとなっている。フランス人の労働時間が日本人よりも少ないにも関わらず、平均年収は日本人よりも高くなっ

ている。そのため、フランスのような余裕のある『豊かな』生活を日本でも可能にするためには、着眼すべきポイントは労働であると思う。福祉制度においても、単に種類を増やすだけではなく、一人当たりの支援をできる限り多くするために GDP の使用内訳に着眼してみてもいいかもしれない。

結論

初めに仮説を立てた通り、実際の平均年収やワークライフバランス、そして生活様式を観察したところ、フランスの生活は『豊か』だということができる。彼らの余裕のある生活を可能にしているものは、柔軟な労働時間と労働者を守る様々な労働に関する法律だった。さらに、フランスが国として福祉・社会保障制度に多大な費用をあてていることも明確になった。彼らの生活の全てがもちろん『豊か』であるわけではないが、平均的に高い QoL を達成できているといえるだろう。第4章で比較したように、日本がフランス人同様の『豊か』な生活を一般化するためには労働と福祉に着眼すべきだと思う。

参考文献

BBC (2015) “ French work week: Do they really work less? ”

<https://www.bbc.com/news/34667552>

Eurofound (2021) “ Right to disconnect ”

<https://www.eurofound.europa.eu/observatories/eurwork/industrial-relations-dictionary/right-to-disconnect#:~:text=Call%20for%20an%20EU%20directive,disconnect%20outside%20their%20working%20hours>

OECD (2020) “ Better Life Index ”

<https://www.oecdbetterlifeindex.org/countries/france/>

OECD (2020) “ How’ s Life in France? ”

OECD(2020) “ How’ s Life in Japan? ”

Republique Francais (2022) “ Increase of minimum wage in France ”

<https://www.welcometofrance.com/en/increase-of-the-minimum-wage-in-france>

World Economic Forum (2021) “ These countries spend the most, and the least, on social benefits ”

<https://www.weforum.org/agenda/2021/02/social-spending-highest-lowest-country-comparison-oecd-france-economics-politics-welfare/#:~:text=France%20remains%20the%20country%20most,all%20spending%20more%20than%2025%25.>

World Happiness Report (2020) <https://worldhappiness.report/>

JETRO (2022) “ フランスの労務知識 第 6 回 「労働時間」 ”

JETRO (2022) “ フランスの労務知識 第 9 回 解雇 ”

天瀬光二 (2010) “ ドイツ・フランス・イギリスの 失業扶助制度に関する調査 ”

飯田 芳也 (2008) “ フランスバカンス制度についての一考察日本での長期休暇普及のために何を学ぶか ”

厚生労働省 “労働時間・休日”

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou_uzikan/index.html#:~:text=%E4%BD%BF%E7%94%A8%E8%80%85%E3%81%AF%E3%80%81%E5%8E%9F%E5%89%87%E3%81%A8%E3%81%97%E3%81%A6,%E3%81%AA%E3%81%91%E3%82%8C%E3%81%B0%E3%81%84%E3%81%91%E3%81%BE%E3%81%9B%E3%82%93%E3%80%82](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudou_uzikan/index.html#:~:text=%E4%BD%BF%E7%94%A8%E8%80%85%E3%81%AF%E3%80%81%E5%8E%9F%E5%89%87%E3%81%A8%E3%81%97%E3%81%A6,%E3%81%AA%E3%81%91%E3%82%8C%E3%81%B0%E3%81%84%E3%81%91%E3%81%BE%E3%81%9B%E3%82%93%E3%80%82)

鈴木 宏昌 (2012) “ フランスのバカンスと年次有給休暇 ”

労働政策研究・研修機構 (2013) “ 賃金・労働時間・解雇法制 ”

https://www.jil.go.jp/foreign/basic_information/france/2013/fra-4.html

フランスにおける移民の子孫が抱える学業困難

Difficulties of immigrant descendants in education in France

2年・社会学部 田邑瑞希

序章

ヨーロッパの中でも、フランスの移民政策にはとりわけ長い歴史がある。そのため、移民の社会統合の方策に関しても長い歴史があるのだが、戦後、フランスと地理的文化的に共通点の多いヨーロッパ系移民だけでなく、旧植民地であるマグレブ3国を中心とした非ヨーロッパ系移民が多くフランスに移入した。それにより、従来よりも「フランス人」との文化的・宗教的・人種的違いの大きい移民の社会統合が、近年重大な課題となっている。とくに、教育の分野では、「イスラム子女のスカーフ問題」¹や学業不振など、とりわけ非ヨーロッパ系移民の子どもの社会統合において課題が目立っている。本レポートでは、

1

1989年、パリ郊外の学校で「イスラム子女のスカーフは宗教色が強い」等の理由から、スカーフを着用していたイスラム系の女子生徒2名が教室から退出させられた事件が発生した。「イスラム子女のスカーフ問題」は多くの場合この事件により生じた一連の問題や議論をさす。この問題はフランス国内で大きな注目を集め、これを契機に公立学校における「ライシテ」（政教分離や国家の宗教的中立）に関する法的判断が盛んに議論されるようになった。その結果、2004年には「公立の小学校、中学校、高校における全ての目立つような宗教的、政治的しるしの着用を禁止する」法律が制定されたが、その過程や内容についてはいくつかの問題点も指摘されている（満足 2004）。

移民の抱える教育困難の問題をとりあげ、「移民とネイティブの子どもの間にみられる学業達成の格差の実態はどのようなものか」、および「現在フランスで行われている教育政策は移民の子どもが直面する教育困難の解決に効果的といえるか」の2点を主要な問いとして設定する。

本レポートでは、まず第1章においてフランスの移民の歴史的背景や現状、そして移民政策の原則になっている「共和主義」などのいくつかの概念について確認する。つづく第2章ではフランスの教育制度を概観したうえで、移民の子どもとネイティブの子どもの間、そして移民の子どもどうしの中に生じている学業達成の格差について確認し、それらが主に移民の出身階層が低いことでもたらされていることを指摘する。第3章では移民の子どもが抱えている教育困難の問題をより具体的に述べ、それらが① 出身階層、② 移民出自のもたらす直接的な影響、③ 移民出自のもたらす間接的な影響の異なる3つの要因により生じていることを指摘する。第4章では1981年以降フランスで継続して行われている優先教育政策について、当初のZEP政策から現在のREP、REP+への改善をみつつ、両者が3章で述べたような移民の抱える教育困難にどのように対処できるか/できないかを考察する。

第1章 フランスの移民について

1-1 「移民」の定義と歴史的背景

日本語の「移民」という言葉には、他国からその国に移住する人を指す「移入民」（英：immigrant, 仏：immigré(e)）と、その国から他国へ移住する「移出民」（英：emigrant, 仏：émigré(e)）の2つの意味が含まれている（江口2021）。本レポートにおいては、おもに「移入民」をさす言葉として「移民」という言葉を用い、日本語で「移入(民)」や「移出(民)」を明示する必要がある場合にはこれらの言葉を用いる。また、本レポートでは「移民」を、1991年にフランスの統合高等審議会（Haut Conseil à l'intégration）により定められた定義に基づき、「外国で生まれてフランスに居住している人」とする。また、「移民の子孫」と述べる際は、特に付記の無い場合、「移民2世/3世」を念頭に置いている。

フランスの移民受け入れの歴史について、江口は以下のように述べている。「西欧の中心に位置するフランスは、ドイツ、イタリア、スペインなどと陸続きであり、国境を越えた人々の往来が古来盛んであった。そういった地理的条件の下に、まずフランスという国家が存在し、そこに 19 世紀以降多くの移民を受け入れてきたのが「移民受入大国」フランスである」（江口 2021、51 頁）。19 世紀以降、フランスでは数多くの移民受け入れ政策が展開されてきたが、本レポートでは、第二次世界戦以降の移民及び彼らに対する政策に注目する。というのも、彼らや彼らに対する政策が、現代のフランスに、より大きな影響を及ぼしていると考えられるからである。

第二次世界大戦後、大戦による人的・物的被害と 19 世紀以降の出生率の停滞及び高齢化の問題が結びつき、フランスでは人口衰退問題と労働力不足の問題が重要課題となっていた。政府は移民の導入こそがこれらの諸問題を解決する手段の一つであるとし、外国人の入国及び滞在をコントロールする 1945 年 11 月 2 日のオールドナンスを制定した（渡辺 2009）。これにより、外国人²を一時滞在外国人、通常在留外国人、特別在留外国人に区分し、それぞれに応じた在留許可証を定めた。また、新たに設置した入国管理局で外国人労働者の募集・受け入れを一元的に行い、よりコントロールされた移民受け入れが試みられた。このとき、移民とともに移民家族の受け入れも認められた（江口 2021）。これ以降、フランスはイタリアやポルトガルなどのヨーロッパ諸国や、フランスの旧植民地であったマグレブ諸国などアフリカ諸国を出自とする大量の移民を受け入れることとなり、フランス国内の移民人口も増え続けた（図 1）。

² 1991 年の HCI の基準によれば、「フランスに居住するものであって、フランス国籍をもたない者」のこと。

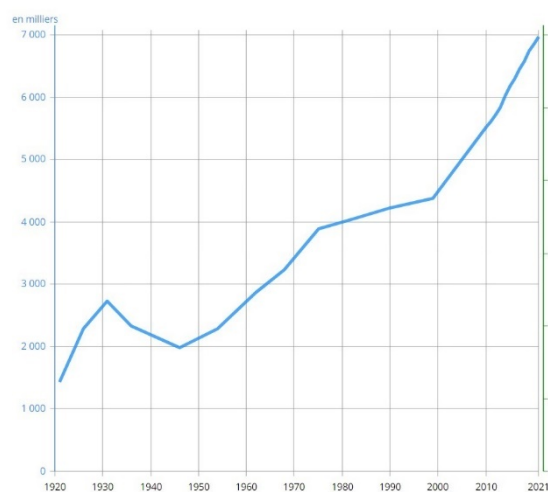


図 4：フランスにおける移民人口の推移、INSEE（2022）より。縦軸の単位は千人。

しかし、1973年の第一次石油危機においてフランス経済が打撃を受けたことから、74年の7月にはフランス人の雇用状況を改善すべく移民の受け入れは停止された（江口 2021）。これにより新規の労働移民の受け入れは停止されたものの、すでに定住した外国人労働者による家族呼び寄せは認められていたため、移民の数はその後も増加が続いた（日本厚生労働省大臣官房国際課 2010）。

1981年、移民に対して寛容な社会党政権が誕生したが、経済政策の失敗により失業率が増加すると世論の矛先は移民に向けられるようになり、83年の地方議会議員選挙では移民問題が右派と左派の主要な争点の一つとなった。このため、同年移民担当大臣は「フランスにいる移民の適切な統合を確実にするため、新たな移民を禁止する」という方針を打ち出し、これが83年以降の政府の移民政策の基本方針となった。1990年代には新たな移民が減少し、かつ母国に帰国する者も増えたことから移民の数は横ばいとなった。これを反映してか、90年代末には移民問題が政治的争点となることも少なくなっていた（江口 2021）。

このような状況の中、2005年秋に移民系住民による全国規模の暴動が起きると、移民の社会統合政策が改めて重視されるようになった。これを受けて、2006年には移民流入の抑制、移民選別の促進、移民の社会統合促進の3つの

柱で構成されている「移民統合法」が制定された。さらに、その翌年の 2007 年には、移民の選別と社会統合をさらに強化する「移民制御・統合・庇護法」が制定された。現在のフランスの移民受け入れについて、日本厚生労働省大臣官房国際課（2010）は「不法移民や家族呼び寄せによる移民等の流入は厳格に抑制されているが、国益となる有能な移民の受け入れには積極的である。また、正規滞在移民の社会統合を図ることが重要な政策の柱となっている」と指摘している。

1-2 フランスにおける移民の出身国別の人口比

現在、フランスには移民が 534 万人おり、全人口の 8.3% を占めている（INSEE 2008）。

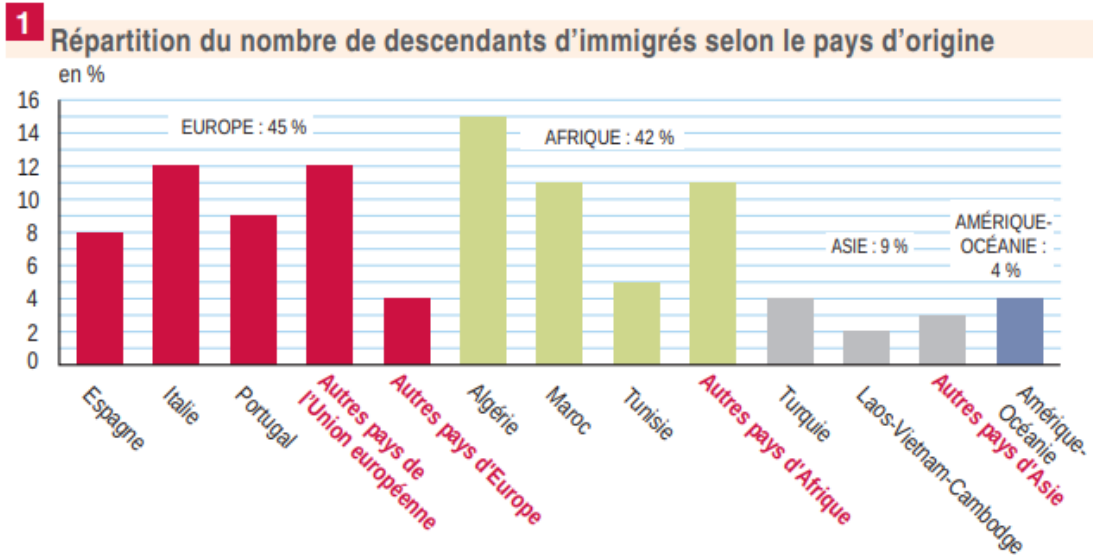
また、移民の出生国別内訳は図 2 のようになっている。

	1975年	1982年	1990年	1999年	2008年	
	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	人数 (千人)
EU圏内	63	53	47	41	34	1808
スペイン	15	12	9	7	5	257
イタリア	17	14	11	9	6	317
ポルトガル	17	16	14	13	11	581
その他のEU諸国	14	12	12	12	12	653
EU圏外	37	47	53	59	66	3534
アルジェリア	14	15	13	13	13	713
モロッコ	6	9	11	12	12	654
チュニジア	5	5	5	5	4	235
その他のアフリカ	2	5	7	9	13	669
アジア	2	5	8	9	10	518
その他	8	8	9	11	14	745
移民合計 (千人)	3870	4087	4238	4387	100	5342

図 5：フランスにおける移民の出生国別内訳、江口（2021）より。

これを見ると、近年は EU 圏内からの移民が低下傾向にあることがわかる。他方で EU 圏外からの移民は増加傾向にある。国別で見ると最も多いのは 2008 年時点ではアルジェリアからの移民であり、これにモロッコとチュニジアを合わせたマグレブ 3 国からの移民がここ 30 年間移民の 3 割を占め続けていることがわかる。

また、本レポートで対象としているフランスにおける移民の子孫について、その出身国別の割合を示したものが図 3 である。



Note : le pays d'origine est celui du parent immigré ou celui du père si les deux parents sont immigrés.

Champ : France, ménages ordinaires.

Source : Insee, enquête Emploi de 2015, enquête annuelle de recensement de 2015.

図 6：移民の子孫の出身国別割合、INSEE(2017)より

これを見ると、2015年現在、移民の子孫のうち半数以上が非ヨーロッパ圏（Afrique, Asie, Amériqae-Océanie）以外のルーツをもっていることがわかる。その中でも、前述したマグレブ3国（Algérie, Maroc, Tunisie）をルーツに持つ人々が半数以上を占めている。

以上より、本レポートでは「移民」および「移民の子孫（子ども）」について考える際に、主にマグレブ3国に民族的・文化的ルーツをもつ人々に注目する。

1-3 移民政策の前提

フランスの移民政策の歴史は本章第1節で概観した通りだが、ここではその基本となっているいくつかの概念を確認する。

フランスの移民政策の前提として最も重要な概念の一つは、「フランスは不可分で政教分離の民主的かつ社会的な一つの共和国である」という理念に基づく「共和主義」である（第五共和国の1958年憲法第1条）。これにより、国民は宗教や人種、出自などによらず法の下での平等が保証されている。フランスの公式統計において宗教や人種、出自などの属性を問うことが、この原則に反

する差別的なものであると考えられて禁じられたり、それらの属性をもとに積極的差別是正政策（アファーマティブ・アクション）が行われたりしないのはこの原則のためである。それゆえ、この概念はフランスの移民政策に大きな影響を与えているといえる（森 2019）。

また、フランスは同憲法第 2 条において、フランス語を共和国の言語と定める「単一言語主義」をとっている。江口は、「多言語の使用を公式に認めるかどうかは、多言語主義か同化主義かの重要なメルクマール³となる」（江口 2021、105 頁）と指摘しているが、それを踏まえるとフランスの移民政策は同化主義的であると判断できる。これは移民の帰化の要件にも如実に表れている。例えば、民法典第 21-24 条は「何人も、その水準及び評価方法がコンセイユ・デタ⁴で定められるフランスの言語、歴史、文化及び社会並びにフランス国籍及び共和国の基本的な原則と価値への同意によって与えられる権利と義務に関する、その条件に応じた、十分な知識によって、フランス共同体への同化を証明しない限り、帰化できない」として、同化主義を国籍取得要件として具体化している（江口 2021）。

ここで、移民政策の前提として、フランスの国籍取得要件について述べる。フランスの国籍取得は、「両親の少なくとも一人がフランス人である子は、フランス人である」（民法典第一編第 18 条）という血統主義を基本としている。その一方で「両親が外国人であって、フランスで生まれたすべての子は、成人になった時点においてフランスに居所を有し、かつ、11 歳以降継続的又は非継続的に少なくとも 5 年間フランスに常居所を有していた場合には、成人になったときにフランス国籍を取得する」（同第 21-27 条）という生地主義も併せて採用している（江口 2017）。これらに影響を与えているのは前述した同化主義であり、「フランス人になるためには、フランス語を話し、フランスの歴史、文化、社会を理解し、その基本的な価値に従わなければならない」という思想を見出すことができる（江口 2021）。

第 2 章 フランスの学力格差について

³ ドイツ語で「指標」を意味する *merkmal* の日本語表記。

⁴ 国務院。フランスにおける最高位の行政裁判・諮問機関のこと。

本章では、PISA など国際学力調査の結果を踏まえてしばしば指摘される、フランスにおける移民の子孫の学力格差について、実際のデータを用いその実態を確認する。

2-1 フランスの教育制度について

まず、次節以降の内容の前提となるフランスの教育制度について、図4のフランスの学校系統図を参考に述べる。

フランスには、義務教育開始前の2歳時点から5歳まで小学校付設の幼児学級・幼児部で行われる就学前教育が存在している。その後の義務教育は3歳（幼稚園・幼児学級）から16歳（リセ・職業リセなどの後期中等教育）までの13年間にわたって行われる。義務教育について特筆すべきは、その開始時期が3歳からと、他のヨーロッパ諸国に比べても極めて早いことである。これは、2019年の改革により義務教育の開始年齢が6歳から3歳へと引き下げられたためであり、その目的は貧困地域や海外県と他の地域との間に生じている教育の不均衡を是正することにあった。また、2020年度より16~18歳までは教育・訓練等に従事することが義務付けられている（日本文部科学省2021）。

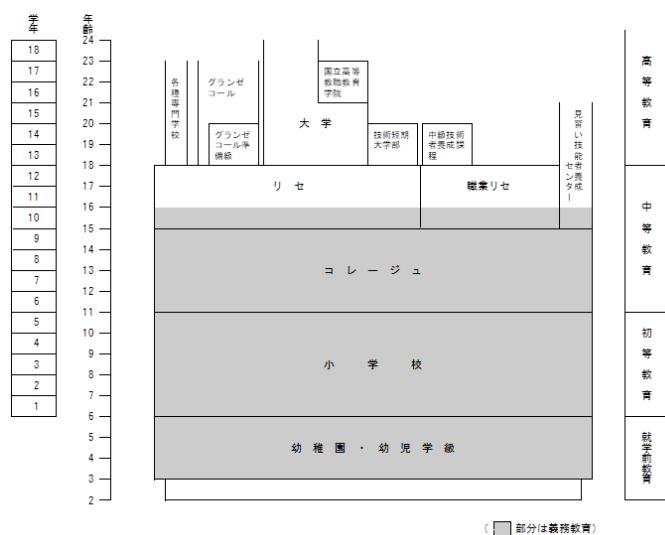


図7：フランスの学校系統図、文部科学省（2021）より。

初等教育は小学校（*école primaire*）で5年間行われる。学年制度は年齢ではなく学習過程の習得度により進み、それは主に教師によって判断される。そのため、小学校の段階から、児童は教育内容の理解度に応じて、同一学年に留まったり、他の児童より先んじて進級したりする。ただし留年については、その効果の低さから、各学習期に1度までに制限されるようになっている（市川 2015）。

前期中等教育は4年制のコレージュ（*collège*）で行われ、ここでの観察・進路指導の結果に基づいて生徒は後期中等教育の諸学校や過程に割り振られる。そのため、日本のような高校入試はフランスには存在しない。ただし、生徒はコレージュ卒業時に卒業試験に合格しなければならず、それにより中学卒業資格（DNB）を得た若者は、以後、さらなる上級資格の取得を目指して進学していく。後期中等教育は3年制の高等学校であるリセ（*lycée*）や職業リセ等で行われる。高等学校を卒業するには、全国的に実施される、バカロレア（*baccalauréat*）と総称される試験に合格しなければならない。これを取得することが高校卒業という学歴や、大学の登録資格、ひいては職に就くための資格となる（市川 2015）。

このバカロレアは、高等教育に進む際に必要となるだけでなく、就職にも大きく関係することから、フランスにおける学業達成の一つの重要な基準となっていると考えられる。そのため、ここではバカロレア及びその試験について確認しておきたい。まず、バカロレア試験は、高校2年生末3年生末に全国一斉に実施され、合格者には中等教育の修了認定と高等教育の入学資格（バカロレア）が付与される。バカロレア試験には、普通バカロレア試験（普通教育中心）、技術バカロレア試験（普通バカロレア試験と職業バカロレア試験の中間的性格）、職業バカロレア試験（職業教育中心）の3種類がある。なお、これらは高等学校の各コースに対応して実施される（図 5）。取得したバカロレアの種類によらず、合格者は基本的にどの大学にも入学できるが、大学入学者の多くは普通バカロレア取得者である（細尾 2018）。

高校	系・専門領域	バカロレア試験
普通科	<ul style="list-style-type: none"> ・経済・社会系 (ES) ・文学系 (L) ・科学系 (S) 	当該の系の普通バカロレア試験
技術科	<ul style="list-style-type: none"> ・工業・持続可能な発展系(STI2D) ・実験科学系(STL) ・マネジメント・経営系 (STMG) ・健康・福祉系(ST2S) ・デザイン・応用芸術系 ・ホテル業・外食産業系 (STHR) ・音楽舞踊系 (TMD) ・農学・生物系 (STAV) 	当該の系の技術バカロレア試験
職業科	工業製品整備、輸送、受付、販売、調理、写真など 100 以上の専門領域	当該の専門領域の職業バカロレア試験

図 8：高校とバカロレア試験のコースの対応、細尾（2018）より。

1960 年代以降の中等教育改革による教育の大衆化を受け、高等教育も広く中間層及び庶民階層に開かれるようになり、現在では若年層の 4 割が高等教育に進学するようになった（園山、2016[b]）。高等教育は大学とグランゼコールに分かれて行われている。大学には国立大学と私立大学があり、バカロレア取得者にすべて無試験で、かつほとんど無償で開かれている。学生は、第 1 期で 3 年間の科目履修（bac+3）をすると、学士号を取得でき、その後さらに第 2 期に進んで 2 年間（bac+5）の研究を積み、修士号を取得することができる。グランゼコールとは少数選抜によるフランス独自の高等教育機関である。高校を卒業すると、学力優秀者は、しばしば高校付設のグランゼコール準備級（CPGE）に 2 年間通い、修了後に難関の入学試験を突破することで、このエリート養成機関に進学することができる（市川 2015）。

以上のような教育課程をへて得られる資格は、就職と深くかかわっているため学業達成の一つの基準であり、また必要不可欠な要素であるといえる。これをふまえて、以降の章では、移民出自をもつ子どもの学業達成と、その過程で彼らが直面する困難について述べたい。

2-2 移民の子どもとネイティブの子どもの学業達成の差異について

移民出自の子ども（移民2世以降）が、成績や進路達成においてネイティブの子どもに比べ成功していないというのは、いくつかの先行研究やフランス国内外の学力調査結果（PISA や「1997年パネル調査」など）がすでに明らかにしていることである。しかし、成績に関しては、社会的属性（両親の学歴や親の雇用状況、兄弟の数、社会階層など）を統制変数として考慮すれば、移民の子どもとネイティブの子どもとの間には、多くの場合ほとんど差異がなくなる（マシュー 2018）。また、バカロレア取得率や高等教育進学率など進路達成の面においても、移民の子どもの方がネイティブの子どもよりも明らかに達成の度合いが低い。しかしこれも、同一の出身階層に統制した場合、両者に大きな差異は見られなくなった（園山 2018）。これは、移民の子どもの学業達成に大きな影響を与えているのが、彼らの移民出自や文化というより、保護者の文化資本や住宅地区、出身地や経済的条件など、おもに彼らの出身階層に関する要因であることを示唆している。そうであれば、移民の多くが非熟練労働者であり、失業しやすいなどの理由から不安定な生活を強いられ、庶民階層に属している傾向が高いという現状が、移民の子どもの学業困難を生じさせているといえるのではないか。

2-3 移民の子どもの間の学業達成の差異について

また、移民の子どもとネイティブの子どもの間だけでなく、移民の子どものどうしの間でも上記のような学業達成の差異が見られる。例えば、マシュー（2018）と園山（2018）はともに、「1997年パネル調査」を利用し、移民の子どもの学業成績にはそのエスニシティにより図6のような違いがみられることを明らかにしている。これは学業成績に限ったことではなく、高等教育進学率などの進路達成においても見られ、同一の出身階層の場合でもトルコとサハラ出身の移民の学業成績や進路達成は他に比べ成功していない（マシュー 2018）。

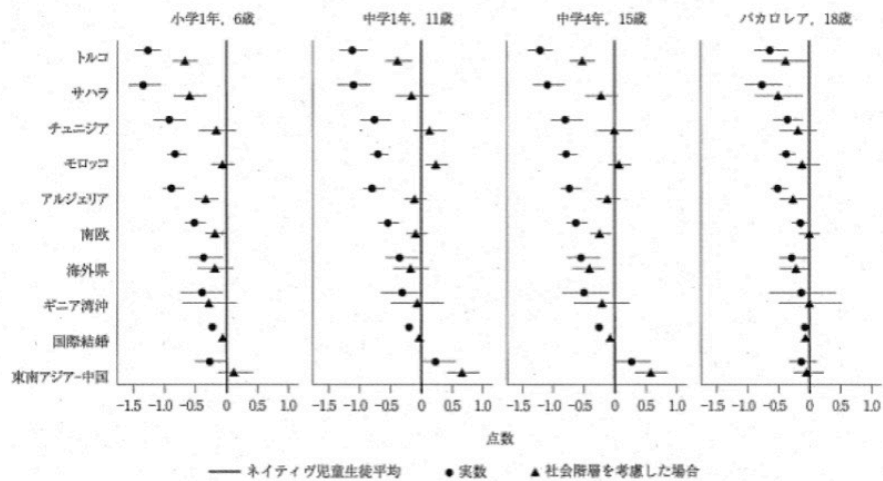


図 9：移民の子どもの学力調査の比較、園山（2018）より。

では、移民の子どもの間にみられるこのような差異はどのようにして生まれるのか。マシューは、フランスでの居住歴や学校での人種的な分離現象（セグレゲーション）、そして移民である親がフランス国内で占める社会的地位以上に、出生国における移民の社会的地位を考慮に入れなければならないと指摘している（マシュー 2018、271 頁）。たとえば、トルコやサハラ出身の移民は出身国において農村地帯に暮らしていたり、相対的に低い職業的地位にある家庭の出身であったりすることが多い。その一方で、東南アジアや中国出身の移民は多くの場合、出身社会において都市の恵まれた、学校の世界とより近い社会的グループであることが多い。これは、両者の子どもの学業成績の差異をとりわけよく説明している。

以上を踏まえると、ネイティブの子どものと比較したときに際立つ移民の子どもの学業困難は、移民が低い社会階層に位置する傾向が高いことや、それに付随する保護者の文化資本や社会関係資本の欠如、そして居住地区などによりもたらされていると推定することができる。では、それらは具体的にどのような困難として移民の子どもの前に立ち現れているのか、次章で考察する。

第3章 移民の子どもが抱える学業困難とは何か

前章において、移民の子どもは出身階層の低さゆえに生じる要因から、学業困難に直面しやすいことを述べたが、本章第1節ではそれをより具体的に述べる。さらに、進路選択や進路指導において特に重要となる、保護者が移民であることによって生じてしまう構造的な困難についても述べる。第2節では移民の子どもが就職の際に直面することの多い困難について述べ、それがさらにその子どもの教育において困難を生み出す負の連鎖が存在することを指摘する。

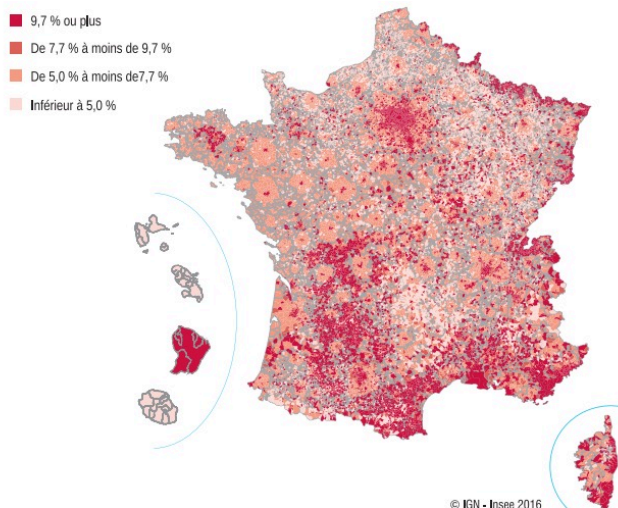
3-1 移民の子どもが中等教育において抱える学業困難

3-1-1 学業達成に必要な情報の得にくさ

中等教育において、フランスでは、出身階層によって進路達成に大きな差がみられる⁵が、それはその出身階層によって進路に関する情報や、学校に関する情報の量や質に大きな差があることが一因となっている。出身階層により生まれるこのような情報や教育環境の差は、移民の保護者をもつ子どもの場合さらに深刻なものとなる。それは、移民の保護者が、多くの場合高い教育への関心や学業達成への意欲をもちつつも、フランス語の能力や受験経験の乏しさのため、結果的に教育制度における選抜システムについての知識を得られないことが多いためである。また、フランスの中等教育においては伝統的な「書き言葉」優位のエリート文化がいまだに根強く残っていることが知られているが、これは庶民階層出身者の、とくに元来そのような文化をもたないエスニックルーツをもつ移民の子どもには越えがたいものとなると考えられる（園山 2017）。

⁵たとえば、管理職の保護者をもつ生徒は中学生の15%を占めるだけだが、グランゼコール準備級第1学年には55%が在籍する。逆に、労働者の生徒は中学校に38%はいるが、9%しかグランゼコール準備級に進学していない（Lemaire 2004）

3-1-2 地域や学校間の格差



Champ : France.
 Source : Insee, recensement de la population de 2012, exploitation complémentaire.

左の地図（INSEE 2016）は、各地域の総人口に対する移民の割合を示したものである。色が濃いところほど、移民の割合が高い。これを見ると、移民がパリ近郊など特定の地域に集住していることや、地域によって移民の比率が大きく異なることが分かる。そして、この差異が、地域や学校間で受けられる教育や進路指導の格差につながっていると考えられる。例え

ば、高等学校における進路選択の内容に大きくかわる選択科目の種類や、グランゼコール準備級の設置の有無、そして受けられる教育の質は大きく異なるが、これは校区住民のニーズに応じて決められている（園山 2018）。それはつまり、いまだバカロレア取得率や高等教育進学率において平均的なネイティブの子どもと差がある、庶民階層や移民の多い地区の学校に通っている子どもが高等教育に進もうとしたときに、あらかじめその選択肢が狭められていたり、十分な支援を得られなかったりする可能性が十分に考えられることを意味している。

3-1-3 進路指導における不平等

フランスの進路指導も、学業達成における格差を生じさせる社会的な不平等を拡大していると指摘されている（園山 2017）。なぜなら、そこでは教員や進路指導専門員の意見に基づき、生徒の出身階層や性別、そして保護者の学歴や職業種に応じた指導が行われているためである。移民出自を持つ父親の職業的地位や母親の教育レベルが比較的に低い傾向にあることはマシュー（2018）ほかいくつかの先行研究ですでに明らかになっているが、これは前述の指導方法が移民の生徒にとって不利にはたらく可能性を示唆している。つまり、生徒本人や家族の属性あるいは経歴により、移民の生徒の進路面での学業達成や社

会上昇は、同一の成績のネイティブの生徒よりも困難になっているのではないかと考えられる。さらに、前述したように移民の保護者はフランス語の能力や受験経験に乏しい場合がネイティブの家庭よりも多いと考えられる。ゆえに移民の子どもは進路選択、進路指導において特に情報面や経験面での不平等に直面しやすいと推測できるが、それが彼らにより多くの困難をもたらしているのは想像に難くない。

3-1-4 エスニシティや居住地に対する差別

加えて、出身階層や保護者の社会的地位ほどの影響力はないにせよ、移民の子どもがそのエスニシティの影響で学業困難に直面していることを指摘している先行研究もある。そこには、移民をスティグマ化する社会環境が深くかかわっており、例えば、「フランス人」やアジア系の生徒に比べて、マグレブ系の特に男子生徒は、教員から「暴力的」で「秩序を乱す者」といった否定的なイメージをもたれやすい、その結果、「振る舞い」という教師の主観が入る基準により、「最も悪いクラス」に入りやすいことが明らかになっている。また、学校関係者が、マイノリティの親やその居住地に対してしばしば疑いや侮蔑の感情を抱き、こうした場所と家族に対する日常的な無視をすることが指摘されている（鳥羽、2009）。

3-2 移民の子どもが教育後に抱える困難

ここで、移民の子どもが教育を受けた後の就労の段階で抱える困難について着目する。まず、同一の資格水準や学歴が認められる場合においても、移民の若者の失業率は高く、特にマグレブ系やサブサハラ系の移民の若者に顕著である。それには、前節で述べたような学習の困難さや低い資格だけでは説明できない、「就労差別」の問題が深くかかわっているとされる。多くの場合、このような差別は宗教や出身地、そして人種を示す表象としての「姓」や「肌の色」のために行われており、実際に決して少なくない数の移民の若者たち（アフリカ系男性 28%、女性の 20%）が「これらを理由に差別を受けた」と認識している（園山 2018）。

このような就労差別によって移民の若者が失業し、生活が不安定化すると、前節で述べた通りその影響は彼らの子どもの学業達成におよぶ。移民出自をもつ子どもが学業達成においてネイティブよりも困難を抱え、それを乗り越えても就労差別や居住地差別により不当に社会上昇を阻まれることで、今度はその子どもも教育段階で困難を抱える可能性が高まるという、負の連鎖が生じているといえるだろう。

まとめると、移民の子どもは主に① 出身階層、② 移民出自のもたらす直接的な影響（差別等）、③ 移民出自のもたらす間接的な影響（保護者のフランス語能力や学校知不足など）の異なる3つの要因により生じる教育困難に直面していることが分かった。ここで、第2章において、同一の出身階層であればネイティブの子どもと移民の子どもの学業達成に大きな差はないと述べたことを思い起こせば、移民出自により明らかに困難を抱えている（②、③）子どもが、なぜネイティブの子どもと同程度の学業達成をはたすことが可能であるのか、という疑問が生じる。これに最も関係しているのが、移民の保護者が抱えている教育への期待や、学業達成への意欲であるとされている。例えば、移民の親は、非移民の親に比べて子どもの普通バカロレア取得や高等教育進学をより強く望む傾向にある（園山 2018）。これは翻っていえば、出自によって生まれている教育困難の克服が、あくまで「個人」の努力によって行われていることを意味するのではないか。そうであれば、本来個人の代わりにその役割を担うべき国や地域、学校による支援や政策が、現状においてあまり効果的ではないといえるのではないか。次章ではこの点について詳しく述べたい。

第4章 移民に対する教育政策の現状

フランスでは、社会経済的背景に起因する学業の失敗や学力格差が深刻な地域の学校に対する積極的差別是正措置として、1981年から優先教育（EP）政策が実施されている。この政策を通じて、EPの対象校への財政や人材の重点的な配分や、新しい教授法の導入が行われたが、学力格差是正の目的はあまり果たされていない（服部、田口 2022）。本章の目的は、その特性から主に移民を対象としているとされる優先教育地域（ZEP）政策の成果と課題を前章の学

業困難の問題と絡めて論じ、現在までつづくフランスの学力格差是正政策が移民の子どもの学業困難を解決しうるかを考えることである。

4-1 優先教育地域（ZEP）政策

優先教育地域（ZEP）政策とは、1981年に社会党政権下で開始された積極的差別是正のための政策であり、「持たざる者により良い物をより多く与える」という理念に基づいている。この「持たざる者」というのは移民や外国人の子どもに限定されてはおらず⁶、学業達成において困難な状況にあるすべての子どもを示している。また、この政策の対象は、その名が示すように個人ではなくあくまで「地域」となっているため、子ども個人に対して個別具体的な支援を行うものではないことを念頭に置かなければならない。以上を考えると、この政策は移民や外国人の子どもに向けたものとは正確にはいえない。しかしその一方で、ZEPの対象地域の選定基準として、「移民の子ども」とほぼ意味の重なる「外国籍の子どもや非フランス語圏の子ども」の割合が高いことが重要な指標となってきた。それをふまえると、対象地域が移民の子の多い地域と重なることにより、この政策が実質的に移民の子の教育困難を解決するねらいをもっていたと考えることができる。

この政策の評価点としては、対象地域や生徒の状況をふまえて、必要な学校に経済的な援助や人材補填を行うことを可能にした点があげられる。特に、人材の補填によって現場の教師の負担が軽減されたことにより、困難な状況にある子どもに対処できる時間が増えたとして、制度の有効性を証言する声があったことは注目に値する。また、ZEPは困難な地域に住む生徒の成績と全国平均との格差拡大を食い止めると同時に、生徒の「学業的失敗」という問題への対応において学校外のアクターと連携することを可能にした（鳥羽 2008）。さらに、1980年代の政策開始当初と比べて景気が悪化しているとされるZEPにおいて、この政策を通じて多くの支援を提供し、生徒の学業達成を支えたという指摘もある。

⁶ 第1章で述べた、出自に関係なく個人の法の下での平等を謳う「共和主義」が影響しているものだと考えられる。

課題点としては、多くの先行研究によって指摘されている通り、ZEPとそれ以外の地域を往々にして比較することにより、対象となった地域をスティグマ化し、制度の意図に反してZEPを学校選択において「避けるべきレッテル」にしてしまったことがあげられる。これは移民の子どもと学校の挫折の相関性を認め、諸問題をエスニックな論理に結びつけるものとして作用してしまった。また、個人ではなく地域を対象とした優遇政策であることから、問題を抱える学校や子どもをひとくくりにして対応する形となり、前章であげたような個別具体的な学業困難に上手く対処できないという課題もあった（鳥羽 2008）。さらに、Bénabou（2009）らによれば、ZEPの地位のシグナル効果は教師にとってマイナスであり、ボーナスや、キャリアアップなどのインセンティブがあったにもかかわらず、教員の資質や離職率は改善されず、むしろ低下した。これはつまり、第3章の第1節のbで述べた地域・学校間の教育の質の格差が是正されたどころか、むしろ悪化したことを意味している。

以上をまとめると、ZEP政策は困難な地域に住む移民をはじめとする生徒と、それ以外の地域の生徒の学業成績の格差の拡大をある程度食い止めたものの、それを是正するには至らなかったと指摘できる。むしろ、対象地域のゲットー化を招いたという点において、一部状況を悪化させてしまったといえる。

4-2 現在のEP政策 —REPとREP+—

最後に、2015年から現在まで行われているREP（優先教育ネットワーク＝Réseaux d'Éducation Prioritaire）とREP+（優先教育再生校＝Réseaux d'Éducation Prioritaire Renforcé）が移民の子どもの学業困難についてどのように対処し得るか、あるいはし得ないかを考察する。REPとは非EP校よりも顕著に社会的困難に直面している中学校及び初等教育学校によって編成された、各大学区が管轄している教育ネットワークのことである。また、REP+とは社会経済的困難が最も深刻な状態で集中しており、より特殊な状況にある地域や学校のことであって、国が管轄している。これらを中心に現在進められている第6次優先教育（EP）政策は、前節のZEPの反省を踏まえ、地域や学校でひとくくりにして学業困難の問題に対処する方向ではなく、困難な状況にある生徒の個別対応に重点を置くような形となっている。例えば、各学校に学級数プラス

1名の教師を配備し、それによって生徒の個別対応や少人数授業を行いやすくするといった対策がある。他にも、小学校教師に年間18回の半日研修を保証したり、中学教師に授業時間外の研修や授業準備のための時間を与えたりするという対策もある。それにより、第3章で述べた地域・学校間の教育の質の格差を是正する目的があると考えられる。また、保護者とのコミュニケーションを図るため、教師が保護者に説明する機会を定期的に用意することを求めている。これにより、第3章で述べた、移民の保護者の教育制度等に関する知識不足や、それに基づく移民の学業困難を軽減できると考えられる。さらに、学校間および地域との連携がより強化され、学校を都市開発事業に取り込んでいくことが重要視されており、今まで教育の分野だけでは解決しきれなかった「貧困」の問題について、医療や政治、文化などあらゆる面から解決をめざすことができるようになった（園山 2018）。

その一方で、この政策のもとでEP校に指定されたことによるスティグマ性は未だ完全に解消されたとはいえず、学校選択の段階で富裕層や中間層がなおこれらの学校を回避し続ければ、地域・学校間の格差やそれに基づく移民の学業困難の問題を解消することは難しいだろう。また、生徒のエスニシティに付随して生じる学業困難（進路指導における差別など）は、教育現場で起きている問題とはいえ、移民やその子どもに対する社会の動向と強く関連しているため、教育政策の工夫だけではどうしても解消しきれないのではないかと考えられる。

結論

移民の子どもは、同一階層のネイティブの子どもと比べて学業達成の程度に大きな差があるとはいえないが、出身階層やそのエスニシティに基づくより多くの学習困難を抱えていることは明らかである。今日のフランスにおける優先教育政策は、それらを解消するために大きく改善されつつあるものの、依然としてEP対象校のスティグマ化などの課題が残されているといえる。さらに、エスニシティに基づく学習困難や、就労における困難は、排外主義などの社会問題と関連している以上、教育政策で解決するには限界があると考えられる。

参考文献

- ・市川直子「フランスの教育制度と公民教育」文京学院大学総合研究所『文京学院大学外国語学部紀要』第14号,2015年2月,161-179頁.
- ・江口隆裕『移民政策と国民—アメリカ・フランスの同化主義か,シンガポールの多文化主義か—』神奈川大学出版会,2021年.
- ・江口隆裕「フランスにおける同化主義の意義 — 国家統合原理としての共和國的価値とその限界 —」神奈川大学法学会『神奈川法学』第50巻第1号,2017年,1-32頁.
- ・大前敦巳「フランスの学力向上策と個人化された学習支援の多様性」志水宏吉、鈴木勇編『学力政策の比較社会学【国際編】—PISAは各国に何をもたらしたか—』明石書店、2012年、79-98頁。
- ・厚生労働省大臣官房国際課、『「2008～2009年 海外情勢報告」 諸外国における外国人労働者対策』2010年.
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/10/index.html>
(最終閲覧日：2022年9月13日)
- ・鈴木勇編『学力政策の比較社会学【国際編】—PISAは各国に何をもたらしたか—』明石書店,2012年,79-98頁.
- ・園山大祐「移民・外国人にみる中等教育の大衆化と職業参入」園山大祐編『教育の大衆化は何をもたらしたか—フランス社会の階層と格差—』勁草書房,2016年[a],180-199頁.
- ・園山大祐「教育の大衆化は庶民階層にどのような教育効果をもたらしたか」園山大祐編『教育の大衆化は何をもたらしたか—フランス社会の階層と格差—』勁草書房,2016年[b],1-11頁.
- ・園山大祐「1980年代以降のフランスにおける中等教育の民主化と教育不平等：庶民階層と移民にみる進路決定要因に着目して」,九州大学学位論文(博士),2018年.
- ・園山大祐「「移民系フランス人」の学業達成と庶民階層に見る進路結果の不平等—中等教育内部にみる自己選抜と周縁化のメカニズム—」,青土社『現代思想』第45巻第7号,2017年4月,184-197頁.

- ・鳥羽美鈴「学校教育による平等・統合とその挫折」宮島喬『移民の社会的統合と排除—問われるフランス的平等—』東京大学出版会,2009年,91-106頁.
- ・日本文部科学省,『諸外国の教育統計』,2021年.

https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/syogaikoku/1415074_00010.htm

(最終閲覧日:2022年9月13日)

- ・服部憲児,田口遥「フランス優先教育政策の存在意義と今後の課題—地域に対する積極的差別是正措置の影響分析—」京都大学大学院教育学研究科『京都大学大学院教育学研究科紀要』第61号,2022年3月,151-175頁.
- ・細尾萌子『フランスの高大接続からのヒント—思考力・表現力と内申点の評価—』名古屋大学大学院教育発達科学研究科附属高大接続研究センター『名古屋大学大学院教育発達科学研究科附属高大接続研究センター紀要』第4号,2018年,80-110頁.
- ・マチュー・イシュー著,村上一基訳「移民の子どもの小学校入学から中学校卒業までの学業成績の差異」園山大祐『フランスの社会階層と進路選択—学校制度からの排除と自己選抜のメカニズム—』勁草書房,2018年,253-292頁.
- ・満足圭江「現代フランス社会における「ライシテ(政教分離)概念」の変容—イスラム子女のスカーフ問題をめぐって—」東洋哲学研究所「東洋哲学研究所紀要」第20号,2004年
- ・森千香子「移民社会フランスの新たな挑戦」三田評論 ONLINE,2019年.

<https://www.mita-hyoron.keio.ac.jp/features/2019/07-5.html>

(最終閲覧日:2022年8月15日)

- ・森千香子『排除と抵抗の郊外—フランス〈移民〉集住地域の形成と変容—』,東京大学出版会,2016年.
- ・渡辺千尋「移民と移民政策の変遷」宮島喬『移民の社会的統合と排除—問われるフランス的平等—』東京大学出版会,2009年,31-45頁.
- ・BBC NEWS, “France to lower school starting age from six to three”, March 27, 2018. <https://www.bbc.com/news/world-europe-43562029> (Accessed on August 17, 2022).
- ・INSEE, “L'essentiel sur... les immigrés et les étrangers”, 2022.

https://www.insee.fr/fr/statistiques/3633212#graphique-Tableau1_radiol

(Accessed on August 14, 2022)

- INSEE, “recensement de la population”, 2008. INSEE, “Être né en France d’un parent immigré”, 2017.
- Roland Bénabou, Francis Kramarz, Corinne Prost, “The French Zones d’Education Prioritaire: Much Ado About Nothing?”, *Economics of Education Review* 28(3):345-356

NATO 式の「核共有¹」は日本に適用できるのか

Is the NATO-like Nuclear Sharing System Applicable to Japan?

2 年経済学部 中島義貴

はじめに

7月8日、過去10年以上にわたり日本を牽引してきた安倍晋三元首相が兇弾を受けて身罷られた。一昨年9月に退任以来、安倍元総理は首相時代に宣伝が困難であった防衛関連の政策に注力していた。特にここ半年ほどは、首相時代に確定させた集団的自衛権に続いて効果的な軍事力となり得る「核共有 (NUCLEAR SHARING)」について情報発信を行い話題となっていた。非核三原則を掲げる日本では、核兵器論議にある種のアレルギー反応があり、口の端に上ることさえもタブー視されてきた。然し敗戦から実に77年、広島・長崎の惨状を口承する人々も次第に減少している。また、安倍元総理の一連の発言、田母神元航空幕僚長ら保守論客の啓蒙活動により、日本人の核兵器に対する意識も変わってきている。

意識の変革が見られるのは決して日本だけではない。海外でも、ロシアによるウクライナ軍事侵攻を受けて再び核戦争の恐怖が語られるようになった。2021年1月時点で、世界の核兵器のおよそ半分を占める6000発を所持しているロシアに対する戦争に、諸国が不安を感じるのは至極当然である。今回の事変に関して、ロシア側は核兵器の使用は絶対ないと断言しているが、苟も米英の補助を受けるウクライナ国がこの事変の勝者となった暁には核戦争の発生も否めないというのがEU側の危惧である。軍事・戦争分野の権威であるスト

¹ 「核共有」とは核兵器の共有自体を指すのではなく、「核抑止力の利益、責任、リスク」のシェアであることに注意。あくまで欧州有事に対するNATOとして軍事作戦の延長という位置づけである。

ストックホルム研究所の所長であるダン・スミス氏によれば、ウクライナ問題は冷戦後最も核弾頭が使用される可能性が高い状況であるという(SIPRI 2022)。

このように、冷戦が終結し 30 年以上経った現在、再び世界規模で核兵器に対する関心が高まっている。それも恒常的な廃絶運動とともに、対局に位置するはずの核兵器肯定論も伸張しているのが興味深い。本稿では、現在一部で大いに期待されている日本における核共有運用論の展望を観ることを最終目標として、まず核開発・核軍縮の歴史を振り返り、次に実際に欧州で行われている核共有の現状、日本への順応性について議論する。

第一章：核兵器

核兵器といっても、多種多様なものである。まず核兵器は原子爆弾と水素爆弾の二種類に大別できる。前者がウランやプルトニウムといった天然では不安定な元素の核分裂反応を用いた爆弾であるのに対して、後者はその核融合反応を用いている。これらは製造国・製造年によってモデルも違えば威力、能力も大きく異なる。ただ確実に言えるのは、現代の核兵器爆弾は日本人の一般認識よりもひどく恐ろしいものであるという事である。

核兵器と聞いた時、日本人は実際に投下された広島・長崎が壊滅した惨状を思い浮かべるが、第二次世界大戦時に使用されたものは核兵器誕生から数年しか経っていないプロトタイプであった。冷戦を通して米ソは水素爆弾、中性子爆弾など、科学の進歩とともに、より強力な破壊兵器へと開発していった。例えば 1945 年に使われた核兵器の破壊力は広島・長崎それぞれ TNT 火薬換算で 15 キロトン、21 キロトンであったのに対し、1961 年にソ連が実験した水素爆弾「Tsar Bomba」は 50 メガトンであった²。これは実に広島爆弾の 3800 倍の威力である【筆者計算】。次の図を見てみるとその威力がよく分かる。図 1 は東京都庁舎に Tsar Bomba が投下された仮定での、原子爆弾シミュレーションである。都心のみならず、小田原に筑波、市原を含む副都心群も甚大な被害を受けると予想される。首都圏への一極集中が進み人口流入が続

² 計画段階では倍の 100 メガトンとされていたが、放射性物質の降下(死の灰)を制限するために半分まで減らされた。

く中、日本人の四分の一が死傷すると考えられる。ちなみに Tsar Bomba は、実験場から 1000 キロメートル離れた地点からも観察できたという。それはつまり東京が爆心地となるとしたならば、爆弾投下が北は根室から南は鹿児島まで、また韓国の釜山からさえ観測可能となるのである。

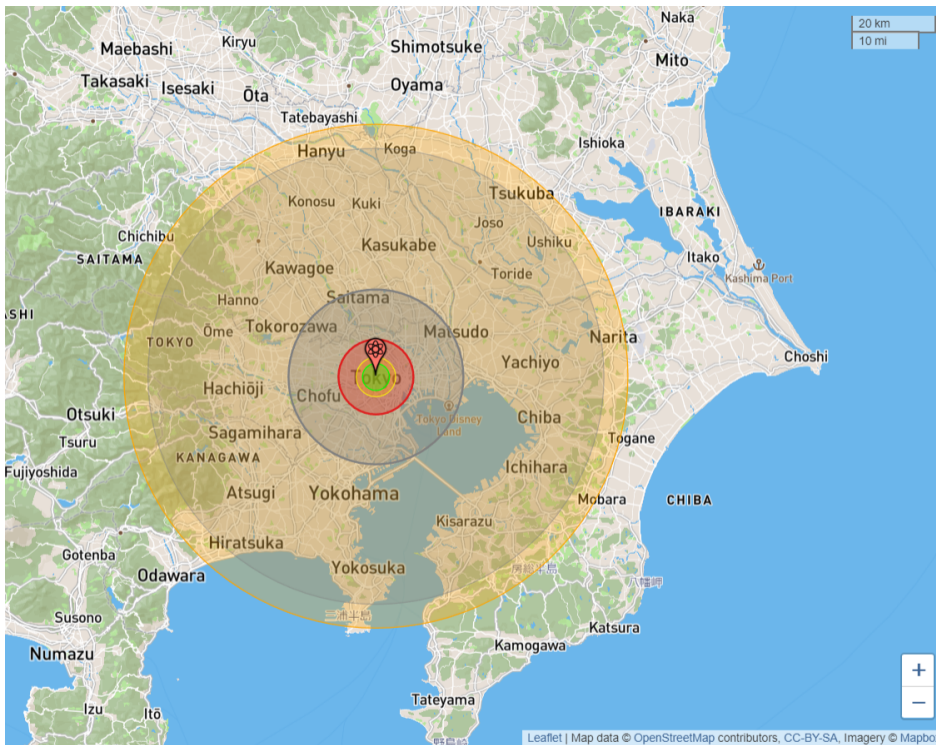


図 1：東京都庁に 50 メガトン級の核兵器が使用された場合の被害予測

こうした状況から現在の核兵器はたったひとつで大きな威力をもたらし、その所持は大きな戦争抑止力・防衛力を生むと考えられている。特に核兵器保有国同士の戦争は MAD (Mutual Assured Destruction: 相互確証破壊) を誘引し、戦争への参加そのもののリスクが大きくなる。こうした思想に基づいた「核抑止」論が、現在核兵器の保持を是認する第一の原理となっている。例を挙げてみる。今年 2 月から続くウクライナに対するロシアの軍事侵攻はウクライナが核兵器を放棄しなければ起こらなかったという主張がある。ウクライナは、ソ連崩壊時にアメリカ、ロシアに続く核弾頭を所持していた。然し、技術者の不足やコストを鑑みて、米露との交渉により資金援助との交換でその全てを放棄したのだ。ウクライナ官邸に外交政策アドバイザーとして出入りしていたスヴェトラ

ナ・ザリシュチュク氏は「若し、私の国が核兵器を所持していたならば、この戦争も悲劇も起こり得なかった」と発言している(Alexa Phillips 2022)。これは今回の事変が起きてから言われ始めたのではなく、例えば冷戦終了時ウクライナの核放棄交渉で重要な役割を果たした防衛大臣も 2012 年の時点で核抑止力について同様の発言をしている(Graham Allison 2012)。

日本ではどうであろうか。若し 1945 年以前に日本が核兵器開発に成功し、世界に公表していたならばどうであったか。外交評論家の加瀬英明氏³はホワイトハウスで原爆投下を決定した際、その会議に出席していたジョン・マクロイ元陸軍長官に次のような質問をしたことがあるという。「もし、あの時、日本が原子爆弾を一発でも持っていて、アメリカのどこかに落とすことができたとしたら、日本に核攻撃を加えたでしょうか」。するとマクロイ氏は「もちろん、君も答を知っているだろう。もし、日本があの時に原爆を一発でも持っていたとしたら、日本に対して使用することは、ありえなかった」と答えたという(加瀬 2016)。非公式なのが惜まれるものの、原爆投下決定会議の内部者によるこの発言は、広島・長崎の惨状は核兵器の所持で免れた、つまり核抑止力の正当性を裏付ける重大な資料とも言える。

第二章：核廃絶に向けての世界協調

1945 年 7 月 16 日、米国はニューメキシコ州の砂漠で人類史上初めての原子爆弾実験に成功した。その後一か月も経ぬ間に 2 種類の異なる原子爆弾を大日本帝国に投下、世界は核兵器の威力を知ることとなった。その惨状は瞬く間に各地で反核運動を展開、マンハッタン計画に参加したオッペンハイマー、アインシュタイン物理学教授らが中心に立った。しかし、列強諸国は寧ろ核兵器誕生を好機と捉え、冷戦期には廃絶へ近づくどころか逆に拡散されたのである。60 年代初頭に Tsar Bomba の実験、キューバ危機発生により核戦争の危機が高まったことを受け、一定の軍縮の動きが始まったが実際に核兵器の弾頭数が減るのは 80 年代以降であった。

³ 氏の父親は、重光葵外相に付いて戦艦ミズーリ号上で降伏調印式を見届けた一人である。

下の図1は1945年から現在までの各国の核弾頭保有推定量の推移である。一目で瞭然とするのは、米国では60年代、ソ連邦では80年代後半以降、弾頭数が急速に減少していることが分かる。すでに米露両国は全人類を何度も殺戮できる量の核兵器を所有しており、その数は言わば経済的な余裕の誇示、パフォーマンスと化していた。ソ連が劇的な方向転換に走ったのは1986年である。この年までソ連の核弾頭保有量は35130→36825→38582→40159(頭)と、毎年約1600頭ずつ増加する右肩上りの傾向にあった。では何故この年を境として核軍縮に転換したのであろうか。最大の要因と考えられるのは、チェルノブイリ原子力発電所の事故である。この発電所が爆発を起こしたことにより、いわゆる「死の灰」、放射性物質がヨーロッパ全域に広がった。ソ連当局は当初、この事実を隠蔽しようとしたため、欧州各国に情報が回るのが遅くなり、ソ連は国際的な非難を浴びた。また、前年にはゴルバチョフが書記長に就任、対欧米緩和政策に励み東西の緊張が和らいだことも挙げられる。

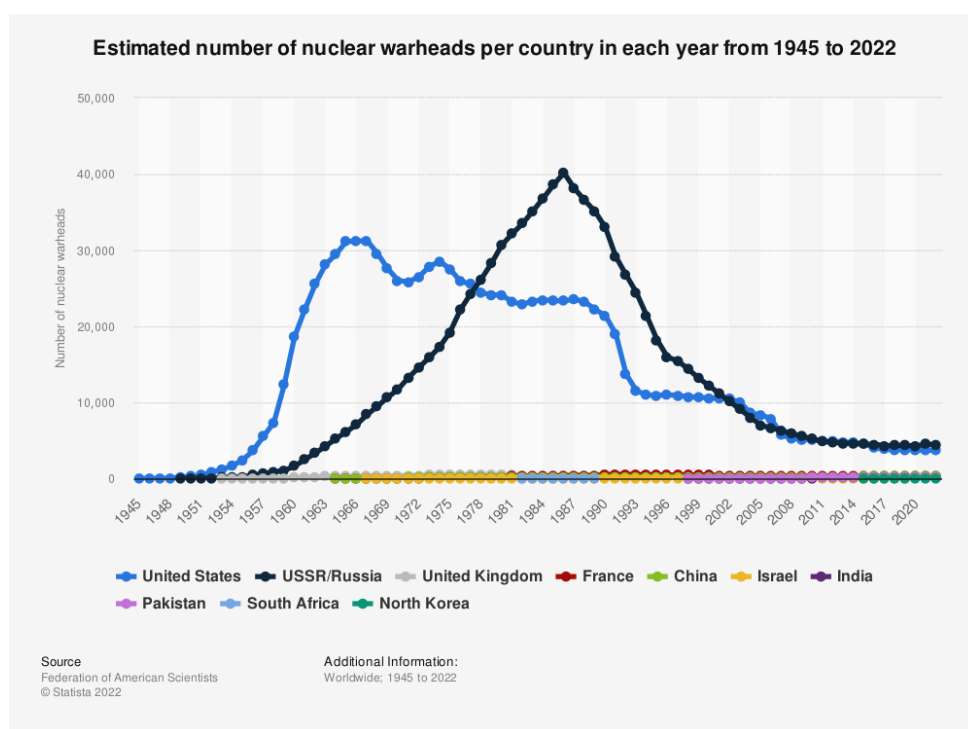


図2 「戦後から現在までの各国の想定核弾頭所持数」

これ以降、米露両国は核弾頭数を大幅に削減していく事となる。然しその一方でアメリカは60年代に計画を開始した核シェアリングを開始、ヨーロッパ

内五カ国⁴が新たに核兵器を保持した。また、カシミール地方を巡る緊張からインド・パキスタンが、そして自衛目的と称して北朝鮮が核ミサイルを配備したり、イランのように新たに核兵器の所持が怪しまれる国があったりと、冷戦以降、弾頭数こそ減ったものの核爆弾は外交カードとしての一面をより強く表し、拡散が進んでいる。

第三章：核シェアリング

現在欧州で核兵器を保持しているのはイギリス・フランスの二カ国である。イギリスは 1952 年、アメリカの技術支援を受けながら核実験を成功させ、米露に続く三番目の核保有国となった。フランスは米英ソに対抗する独自外交を目指したド・ゴール政権下の 1960 年に核を保有するに至った。第二次世界大戦後、民主主義を掲げる西側諸国はソ連を中心とする社会主義勢力に対抗するため、NATO(The North Atlantic Treaty Organisation)を結成、軍事的な協力を強めた。1954 年に初めて欧州に持ち込まれたアメリカ製核兵器は、その数年後に核シェアリングで各国に配備されることとなる。NPT (核拡散防止条約)締結後も、これに抵触しない軍事作戦として認められ、現在もドイツ・イタリア・オランダ・ベルギー・トルコの五カ国に設置されている。1971 年には最大 7300 発が持ち込まれていたが、現在ではその 98%程度が(6つの基地から)撤去されて約 100~150 発が配備されていると考えられる(Hans M. Kristensen 2022)。

図 3

⁴ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、トルコの五カ国。



Source: Federation of American Scientists

核兵器を自国で所有することと、米国核兵器を共有するのは何が違うのか。最大の違いは「誰が行使権を所有するか」という点である。自国の核兵器を所有していると、他の火力兵器と同様に行政の判断で利用可能である。対するシェアリング状態では、最終行使権は米国が持つのである⁵。従って核兵器の使用には「NATO による軍事作戦の決定」と「米国政府の認可」の両方が必要となるのである。つまり核共有は二国間による個別的な取り決めでなく、あくまで軍事同盟の作戦上に存在するのだ。

次の図は、実際に核共有が行われていた、若しくは現在も行われている各国の軍事基地を表している。同様に、図に埋め込まれた表は各国の基地・核弾頭・航空機の詳細である。図から分かるように、冷戦後の緊張緩和からギリシャやイギリスに配備されていた核兵器は撤去され。ドイツ・トルコにおいても縮小している。現在ヨーロッパに常置されている核兵器はすべて「B61」型で、これは「戦術核」に分類される兵器である。「戦術核」とは軍事情勢において戦場での使用を目的に設計された核兵器のことを指す。その多くは短射程ミサイル、地雷、魚雷の種である。このうちトルコは核弾頭を輸送する航空機を現在所有しておらず、故に実質的な行使は行えない。

⁵ ドイツでは、「dual key」として、ドイツ側も核兵器の使用に拒否権を持つ。谷口智彦（2020）

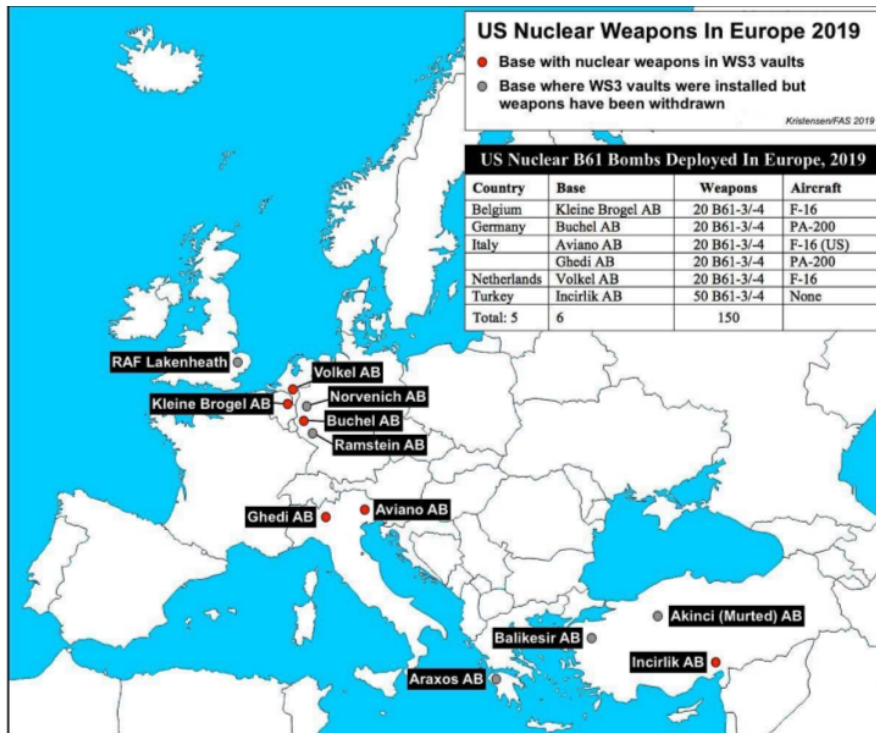


図4 「2019年 欧州における米国核兵器の配備」

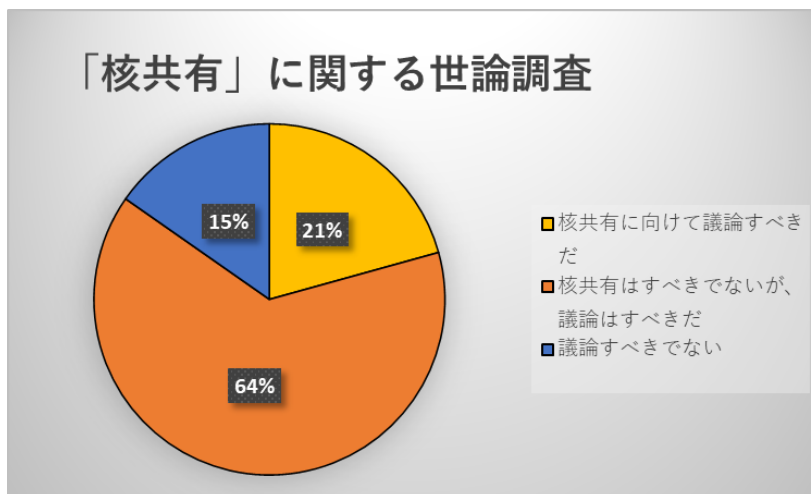
以上から考察できることは、欧州における核共有は必要最低限の範囲に留まっているという事である。核兵器の種類は通常戦闘用程度のものであるし、長距離射程のものでないためロシアの安全保障も脅かさない。航空機も量産型であるF-16、若しくはトーネードIDS（PA-200）のいずれかである。あくまで戦争勃発時のNATO軍事戦略における、通常攻撃の延長という位置づけであろう。また、構成国は軍事大国である「イタリア・ドイツ・トルコ」と、そうでない「ベルギー・オランダ」に大別できる。前者の三カ国は、二度の大戦でアメリカと対峙していた国々でもあるため経済的な問題の他に、自国で核兵器を製造しないようにという考慮の結果、配置された可能性がある。

第四章：日本における「核共有」問題

日本国憲法第9条は戦争の放棄を唱えている。然しながら現在軍事力を持っていない国は、ツバルのようなミニ国家であるか集団安全保障に参加しているかのいずれかに含まれる。日本のような大国が防衛力を持たないことは事実上

不可能と考えられており、それを指し示すように我が国では自衛隊、集団的自衛権、敵基地攻撃能力などが容認されてきた。核兵器に対する政府の見解は、基本的に非核三原則に基づいている。非核三原則とは、「核は保有しない、核は製造もしない、核は持ち込まないという」ものであり、1964年に中国が核保有に至った事を機に佐藤栄作内閣時にまとめられた国会決議である（外務省）。また日本は同時に、同盟関係にある米国の核兵器保持は容認する立場を取っている。2022年の6月に開催された核拡散防止条約の締約国会議では、当条約に批准していない日本はオブザーバーとしての参加が可能であったが、岸田首相は次のように説明している。「核兵器国は一国も条約に参加していない。まずは唯一の同盟国である米国との信頼関係の下に、現実的な核軍縮・不拡散の取り組みを進めるところから始めていくべきだ」⁶。

核共有については、安倍元首相らの啓蒙活動により一般への認知が進んできた。今年、FNNと産経新聞が合同で行った世論調査⁷によると、8割を超える人が核共有の議論を進めるべきだと答えている。この調査は3月に行われたものだが、ちょうど一ヶ月前にはロシアが戦略的核抑止部隊に「特別警戒（ロシアにおける最高レベルの警戒態勢）」を命令している。身近に核戦争の危機を感じ取った人々が議論に前向きになったことが原因と考えられる。



（産経・FNN合同世論調査より筆者作成）

⁶ <https://www.asahi.com/articles/ASQ6N7GRHQ6NUHBI017.html>

⁷ FNN・産経の世論調査は、2019～20年にかけて業務委託先がデータを改竄していたため注意が必要。

繰り返しになるが、日本政府は非核三原則に立脚して核の不所持を続けている。然し非核三原則は国会決議によるものであり、核兵器を保有しないための法的根拠にはならない。また三原則の最後である「持ち込ませず」に関しては日本政府は守る気がないという指摘がある(池田信夫 2022)。何故ならば、沖縄返還協定裏で佐藤栄作元首相とニクソン米大統領が交わした密約において、日本は米国が「極東諸国の防衛のために負う国際的義務を遂行するため」に核兵器の持ち込みを許可したことが明らかになっているからである。これを裏付けるかのように、日本政府が非核三原則を掲げたあとも内密に核兵器の運搬が行われていることがわかっている⁸。日本において核に対する反対意識は根強いが、常にそのような思想が政治を動かしていたわけではない。例えばタカ派の政治家として知られる石原慎太郎氏は1968年にはじめて国政選挙に参加した際、核武装をその公約に掲げたにも関わらず東京第一区で300万票を取って大勝した(加瀬 2016)。また、非核三原則を掲げたはずの佐藤元首相は米政府に向けて公電で「非核三原則はナンセンスだ」と発言したことがアメリカの公文書開示から分かっている(鈴木多美子 2010.5)。

第五章：日本での核シェアリング利用の問題点

・政治面において

核兵器の所持は、防衛力を飛躍的に向上させるのは上に書いたとおりである。然し現実にも目を合わせれば、「専守防衛」を唱える我が国では敵国を攻撃する核兵器は現時点では何の意味も持ち得ない。専守防衛は別名として消極的防衛と呼ばれることから分かる通り、敵国による攻撃を受けるまでは防衛力の行使ができないという考えである。我が国の伝統的な政治指針であったが、この方針のために海上自衛隊・海上保安庁は不法侵入する北朝鮮籍の船に警告しか行えず一度も捉えることができていない。特に1999年には北朝鮮の、日本人拉致を行ったと思われる工作母船を目の前にして、海自は撤退するの他選択肢がないという自体に陥った⁹。同じロジックで専守防衛を読むならば、核兵器

⁸この原則を発表する以前、本土復帰以前は在日米軍基地において核兵器が最大で1300発配備されていた。

⁹伊藤 祐靖 (2020) <https://bunshun.jp/articles/-/39781>

を相手が使用する際には黙って何万人が死ぬのを見届けなければならない事を意味する¹⁰。こうした不測の事態を阻止するために「敵基地攻撃能力」についての議論が行われるようになったが、これが認められない限り核兵器で敵国を攻撃できず、つまり核抑止力は無効となる。

また、非核三原則「持たず、作らず、持ち込ませず」の最後の「持ち込ませず」についてしっかりと議論を行わねばならない。現在の政府は核有事には国民の安全を守るため「時の政権が命運を懸けて決断する」とし、持ち込みを事実上認めている¹¹。核共有は実現したら米国による持ち込みではなく、両国の同盟関係に基づく軍事作戦の延長という位置づけになるが、非核三原則の変更は免れないものとなるであろう。

この2つ以外にも国民感情を含めて多くの課題の余地はあるものの、上記二点の解決なしには日本の核抑止力に基づく安全保障議論は机上の空論と化してしまう。

・外交面において

同時に、核共有は NPT に抵触する可能性も否めない。また抵触しなかったとしても、日本が被爆国として 80 年近くかけて訴え続けて築いてきた信用は間違いなく失われるであろう。核の脅威を間近に感じる事となる中国・北朝鮮は日本に対してより一層の嫌悪感を表し、不法侵入などを抑止する代わりに核兵器の開発を急ぐ可能性などが指摘されている。

専門家の中には日米同盟に対する影響を不安視する人もいる。例えば東海大の小谷哲夫教授は、核共有は米国による安全保障を懐疑していると米国が捉えるのではないかと危惧している¹²。確かに米国が日本の核武装に賛成するとは考えにくく、核共有も米国が進んで行うとは考えづらい。但しトランプ政権時に話題にもなったが、「米国が日本を守らなければならないのに逆がないのはお

¹⁰ 実際に北朝鮮は「日本列島を核爆弾で海に沈めなければならない」と公言している。

牧野愛博（2017）「「日本を核爆弾で沈める」「米国を焦土化」北朝鮮が声明」朝日新聞デジタル

<https://www.asahi.com/articles/ASK9G3V7SK9GUHBI015.html>

¹¹ 中国新聞（2022）<https://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=117249>

¹² 中国新聞（2022）<https://www.chugoku-np.co.jp/articles/-/142231>

かしい」、日米同盟の関係が対等になるようにという意見が米国側からも出ているため、上の意見は事を急いでいるようで少し短絡的にも見れる。どちらにせよ、核共有の議論は日米同盟を新たな形態へと変革させる触媒に違いない。

第六章：考察

日本で核共有を行うとした場合、NATO 式の共有システムを転用することは現実的ではないと考えられる。まず地政学的見地から日本と欧州は全く異なる。欧州では NATO という軍事同盟をもとに、核保有国の米英仏が中心となっており、また冷戦後に東欧が吸収されていった中で、核抑止の対象とされているのはロシアのみである。これに対して日本は米国・ロシア・中国・北朝鮮という核大国に囲まれている。さらに日本は同盟関係にある米国を除いて、他の三国とは領土・経済・歴史認識などを巡って近年関係が悪化している。特にロシア・北朝鮮のミサイル実験は日本の EEZ(排他的経済水域：Exclusive Economic Zone)内に着水することも多く、欧州に比べて有事の核攻撃の危険性が一段と高い。前述の通り、北朝鮮などはあからさまな核攻撃を宣言している。中国は直接的な表現を避ける傾向はあるものの、原子潜水艦が尖閣付近の領海を潜航していたこともある。こうした現状から NATO と同じ戦略を移植することは現実的でない判断できる。また海洋国家である日本にとって、射程が短く通常兵器に近い NATO 型の戦術核¹³のシェアは無価値に等しい。最も大陸側に位置する海上自衛隊基地、佐世保地方総監部周辺に配置するとしてもソウルさえ 500km 圏内には当たらない。核共有により抑え込みたいはずのロシアや中国はおろか、北朝鮮にさえ届かない。また NATO でシェアされている B61 は、投下型核兵器であり、ミサイルではないため米国にとっても、戦術核を配備するなら大韓民国などの陸続きの国に置くのが望ましいはずである。日本で核シェアリングを有意義に利用するには、ICBM(Intercontinental ballistic missile)や SLBM(Submarine-launched ballistic missile)のような長射程ミサイルのような、長射程で威嚇出来る兵器の共有が必要と考えられる。

¹³ ここで戦術核とは、一般に射程距離 500km 以内の核兵器のことを指す。明確な定義は存在しないが、アメリカ・ロシア両国が核軍縮の絵画で使ってきた上記のものが最もよく使われる定義である。

政治家や学者の中には、NATO 式の核共有が行えないため、核共有は不可能だという論理のすり替えが横行しているように感じられる。確かに政界における議論が開始していないために我が国が核共有を議論を開始する際に、現状で行われている NATO 式を参考にするのは至極当然である。而して、同時に日本が国際上で置かれている立場が欧州から大きく異なることも考慮しなければならない。岸田首相は「政府として(核共有の)議論は考えていない」と発表しているが、自民党内でも福田達夫総務会長らが議論を求め、日本維新の会や国民民主党も同調する中で、国民の過半数が議論を望んでおり、近い未来に核共有が検討される可能性が出てきた。核兵器は国内のみならず世界全体のパワーバランスに直接影響を与えるため、取り扱いには細心の注意が必要である。一歩間違えば計り知れない数の命が失われる。核廃絶という理念に盲目と化して思考停止に陥ることなく、そしてこの崇高な「世界平和」という目的を理想論で終わらせないために「核共有が国益に叶うのか、その形は地理上・経済上等において適切か」を慎重に、そして十分に検討していく必要がある。

参考文献・資料

- 加瀬英明 (2016) 『今誇るべき日本人の精神』 (被爆国家である日本こそ核武装すべき) ベスト新書
- Hans M. Kristensen & Matt Korda (2022) “United States nuclear weapons, 2022”
- NUKEMAP by Alex Wellerstein
- NATO, “NATO’s Nuclear Sharing Arrangements” Fact Sheet, (February 2022).
- UNITED STATES DEPARTMENT OF ENERGY “The MANHATTAN PROJECT Making the Atomic Bomb” (1999):58
<https://www.osti.gov/opennet/manhattan-project-history/publications/DE99001330.pdf>
- Alexa Phillips “Russian invasion 'wouldn't have happened' if Ukraine still had nuclear weapons, Ukrainian political adviser say” *Sky News* 2022
<https://news.sky.com/story/russian-invasion-wouldnt-have-happened-if->

- [ukraine-still-had-nuclear-weapons-ukrainian-political-adviser-says-12556811](https://www.ctbto.org/specials/testing-times/30-october-1961-the-tsar-bomba)
- CTBTO “30 OCTOBER 1961 - THE TSAR BOMBA”
<https://www.ctbto.org/specials/testing-times/30-october-1961-the-tsar-bomba>
 - Union of Concerned Scientists ” How Do Nuclear Weapons Work?” 2018
<https://www.ucsusa.org/resources/how-nuclear-weapons-work>
 - SIPRI ” Global nuclear arsenals are expected to grow as states continue to modernize-New SIPRI Yearbook out now” June 2022
<https://sipri.org/media/press-release/2022/global-nuclear-arsenals-are-expected-grow-states-continue-modernize-new-sipri-yearbook-out-now>
 - ロイター通信（2022.6）「世界の核弾頭、冷戦後初めて増加へ＝国際平和研究所」
<https://jp.reuters.com/article/ukraine-crisis-nuclear-arsenal-idJPKBN2NU00Q>
 - Motoko Rich and Makiko Inoue “With Submarine, Japan Sends Message in South China Sea” *The New York Times* Sept.2018
https://go.gale.com/ps/i.do?id=GALE%7CA554763394&sid=googleScholar&v=2.1&it=r&linkaccess=abs&issn=03624331&p=AONE&sw=w&userGroupName=tacoma_comm
 - Federation of American Scientists “Status of World Nuclear Forces” 2022
<https://fas.org/issues/nuclear-weapons/status-world-nuclear-forces/>
 - Rintaro Tobita “Senior Japanese Lawmakers eye ‘nuclear sharing’ option with US” Mar.2022
<https://asia.nikkei.com/Politics/Senior-Japanese-lawmakers-eye-nuclear-sharing-option-with-U.S>
 - 谷田邦一（2022）「ウクライナ侵攻でにわかに関心が高まる「核共有」：日本が導入するための前提条件」
<https://www.nippon.com/ja/in-depth/d00809/>

- 川田篤志（2022）「「核共有」日本導入なら非核三原則変更は不可欠
政策研究大の岩間教授に聞く」 東京新聞
<https://www.tokyo-np.co.jp/article/163892>
- 産経新聞（2022）「自民、維新支持層「核共有」の議論求める傾向」
<https://www.sankei.com/article/20220321-HCS4IPTQKFPJBDV44EXPKSBZTE/>
- Hans M. Kristensen “U.S. Nuclear Weapons in Europe” Federation of
American Scientists Nov. 2022
https://uploads.fas.org/2019/11/Brief2019_EuroNukes_CACNP_.pdf
- 池田信夫（2022）「日本が非核三原則という「嘘の封印」を解くとき」
JB Press
<https://news.nicovideo.jp/watch/nw10614170>
- 鈴木多美子（2010.5） 「【島民の目】ノーベル平和賞」 琉球新報デ
ジタル
<https://ryukyushimpo.jp/news/preentry-162536.html>
- 谷口智彦（2020） <https://wedge.ismedia.jp/articles/-/21410>
- Graham Allison (2012) 「What Happened to the Soviet Superpower’s
Nuclear Arsenal? Clues for the Nuclear Security Summit」 p.13
https://dash.harvard.edu/bitstream/handle/1/9403176/RWP12-038_Allison.pdf?sequence=1

フランスの PACS（連帯民事協約）が

日本に与える示唆について

The Implications of the French PACS (Solidarity Civil Agreement) for Japan

2 年・経済学部 陳暁

1. はじめに

近年、海外では同性婚を導入する国が増えており（2000 年代からは、2000 年にオランダ、2003 年にベルギー、2005 年にスペイン及びカナダ、2006 年に南アフリカ、2008 年にノルウェー、2009 年にスウェーデン、2010 年にポルトガル、アイスランド及びアルゼンチン、2012 年にデンマーク、2013 年にウルグアイ、ニュージーランド、フランス、ブラジル及び英国（イングランド及びウェールズ）、2014 年にルクセンブルク、2015 年にアイルランド及びフィンランド、2017 年にマルタ、ドイツ、オーストリア及びオーストラリア、2019 年にエクアドル、2020 年に英国（北アイルランド）及びコスタリカでそれぞれ同性婚制度が導入された）、日本においても同性間の婚姻または婚姻に相当する関係としてパートナーシップ制度の導入についての議論が白熱化している。しかし、政府や国会は、これは日本における伝統的な家族のあり方を揺るがしかねず、実行までには慎重な検討が必要であるとして問題解決を先延ばしし続けてきた。

その一方で、フランスでは特徴的な婚姻形態を持つことで知られている。1999 年に成立した PACS 制度を使い、婚姻関係を結ばずにして共に家族として暮らす者はフランス社会の中で大きい割合を占める。この制度のもとでは、同性カップルも届け出により法律上の利益を受けられ、フランスにおいて同性

婚承認への橋渡しの役割も伺える。同性婚制度の成立の早急の整備が難しいと思われる日本において、近年、地方自治体がパートナーシップ制度の整備を進めている。日本にも PACS 制度の導入は必要かどうか、ということについては自然と想起される疑問である。したがって、本稿では、PACS とはいかなるものかについて、その成立の経緯や内容について紹介し、続いて本制度の導入後の社会的な反響について肯定的と否定的な意見について若干の考察を行い、その制度の変遷を記述し、最後に、日本の婚姻制度に与える示唆について論じることとする。

2. PACS の概要

2-1 PACS の成立経緯とその時代背景

PACS（連帯民事協約）は、1999年末に「連帯民事契約に関する 1999年 11月 15日の法律第 99 - 944号」によって成立した制度であり、既存の民法典への修正・加筆という側面を持つ（北原、2011、346頁）。当該法律では、PACS を「異性あるいは同性の自然人たる二人の成人による共同生活を組織するために行われる契約である」（フランス新民法五一五―一条）（丸山、2005、61頁）として定める。すなわち、その性質は性別の制限がなく同性カップルをも承認するという性質と、法的な婚姻と、婚姻関係を持たずに共に生活するコンキュビナージュ（事実婚）の間に位置する性質を併せ持つものである。PACS は、顕在化した同性愛者の存在と、増え続けたコンキュビナージュを背景に導入が検討されたと言える。第一節では、PACS の成立に至った歴史的背景をその二つに分けてそれぞれ検討する。

① 同性愛者の存在の顕在化と差別の撤廃

同性愛者の存在は 1970 年代より顕在化した。アメリカより同性愛者の差別撤廃を求める運動がフランスにも波及した。かつて同性愛は「性犯罪」であり、精神医学などの領域では一種の「病気」として定義されていた。欧州人権裁判所は、1979年 10月に、性的指向は本人に帰責性を認めず、これを元に差別を行うことは基本的人権である幸福追求権の侵害にあたる

との見解を公表した（山口、1999、14 頁）。これ以降、フランスは刑法から同性愛者に対する差別条項を削除し、1985 年には憲法に「性的指向による差別の禁止」が追加された（北原、2011、351 頁）。同時期に、ヨーロッパ諸国が同性愛者のカップルに対して次々と法的保護を与え始めた。同性婚を認めるまでではないにしろ、共同生活上の法的問題を処理するために、デンマークは 89 年に同性カップルの登録を認め、93 年にノルウェー、94 年にスウェーデン、96 年にアイスランド、98 年にはオランダとベルギーも法的承認をするに至っている（丸山、2005、59 頁）

② コンキュビナージュの増加

フランスの社会を大きく変動させたのは 1968 年の五月革命である。それより前のフランスでは、コンキュビナージュは少数の若者による「反社会的異常行動」（北原、2011、353 頁）として見られ、家族生活の開始を社会的に認知するためには法的婚姻が必要であった。佐藤は「フランスの Pacs 法成立と象徴闘争としての親密関係の変容」の 8～9 頁で当時の社会状況を、

家族は、異性間でなければならず、社会的承認が必要であり、その中で生まれた子供だけが正当な子供であり、離婚は原則として認められない。このような法の中の規定にあるのが近代家族であり、ここからはみ出るのは社会的病理だったのである

と記述している。五月革命を契機にして、フェミニズム運動が盛んになり、男女間に存在する性別役割分業が批判された結果、女性解放が進み、より多くの女性が社会進出し自立できるようになった。と同時に、婚姻制度は政府が個人を「縛る」ための装置として捉えられ、社会装置による拘束を嫌ったフランス市民はより自由な形を追い求めた。カップル間に子供が産まれても結婚せず、同棲を続ける選択をした者が増えた。婚外子の割合は、1980 年の 11% から 1990 年には 30% に増加した（小関、2008、75 頁）。離婚件数は 1975 年の 54,306 件から 1986 年の 106,709 件へと

ほぼ倍増し、婚姻は1972年の416,521件から1987年の265,177件へおよそ40%減少し、コンキュビナージュは全てのカップル（婚姻状態およびコンキュビナージュ状態のカップル数の合計）の12.4%を占めるようになった（山口、1999、14-15頁）。当時のフランス社会は、「婚姻せず、内縁関係を継続する男女が多数存在し婚姻制度の死とまでいわれる危機的状况が既に存在している」（山口、1999、3頁）とまで指摘されている。

北原は、「PACSは、同性愛者たちの運動から始まり、女性運動がそれに連動する形で起こった末に成立したもの」としており、PACSは社会の変動の流れの中で、同性愛者の婚姻における差別撤廃の要請とコンキュビナージュの一般化に伴う法的保護拡大の要求という社会の需要に応えるために生まれた産物であった。

2-2 PACSの内容

PACSは、婚姻とコンキュビナージュの中間に位置するものである。「性別に関係なく、成年に達した二人の個人の間で共同生活を営むために交わされる契約である」（佐藤、2004、12頁）。また、PACSは直系血族または三親等以内の傍系血族である時や、すでにPACSを締結している時は締結できない。PACS制度の成立当初の内容としては、佐藤「フランスのPacs法成立と象徴闘争としての親密関係の変容」第12頁では、主に以下3つにまとめられる。

- ① 相続税、贈与税の控除が認められる。
- ② 締結後、3年後には、税の共同申告もできる。
- ③ 共働きの公務員の場合、一方が遠隔地に転勤させられる不都合が少なくなる。

また、その他にも

- ④ PACSの下で、パートナー同士は共同生活の中で、共助義務を負う。
- ⑤ 財産に関しては婚姻と同じく共有財産制が取られるが、特約が認められる。
- ⑥ 生活面に関しては婚姻と同じく共同休暇の原則、一方が死亡または別居する時には借家権の移転が認められる。

がある。以上は本稿を執筆するにあたって特出して重要な点を抜粋したものであるが、PACS 制度の内容は山口「フランスの新家族制度・民事連帯協約（PACS）について」や、丸山「PACS—同性愛の制度的承認か？—」『家族のメタファー』などで網羅的に記述されている。

3. PACS 導入直後の社会的影響

3-1 積極的評価

同性カップルの法的な承認と保護において、無論 PACS 制度の誕生は歴史を大きく変えた瞬間といえる。ゲイとレスビアンセンター代表のカロリヌ・フレストは、PACS の誕生は「希望の瞬間である。PACS が、権利の平等を実現していないにしても、その方向へ向かうことになる」とし、法律専門家のダニエル・ポリロは「人権と基本的自由にとって極めて重要なことであり…フランスにおける同性愛が普通のことになる」一歩であると高く評価した（丸山、2005、67 頁）。また、社会保障・相続や住宅賃貸契約など、従来以上に税優遇を享受できる点も市民から歓迎された。

さらに、PACS の導入からフランスではそれまで低迷していた出生率は徐々に回復の兆しが見え、2000 年代にかけては増加傾向を示している（フランス国立統計経済研究所（INSEE））。

現在、フランスの新生児のうち半数以上は婚外子であることにも注目したい。PACS も出生率に少なからず影響を及ぼしたとする説（Le Monde, Paris, septembre, 2006）が紹介されている（北原、2011、357 頁）。フランスでは同時期にシングルマザーに対する社会補助制度の充実化が進められ、（井上たか子著「フランス女性はなぜ結婚しないで子どもを産むのか」199 頁では、ひとり親の収入格差を例として取り上げ、元々あった 12 倍の収入格差は、政府の補助後に 2.4 倍まで縮小されることが例として挙げられた）、家族政策のみならず社会政策全体が子どもを育てやすい社会になるように制定された（同 209 頁では、オブリ法という労働時間を極端に減らす政策が例として挙げられた）など他の要因もあるが、同棲を促した点で間接的な効果はあっただろう。

3-2 批判と問題点

今でこそフランス社会で普遍的に受け入れられている PACS 制度だが、成立当初は政府、国民議会、法曹界など多数のアクターを巻き込んだ論争が起きていた。

上述の通り 1990 年代は同性愛者の権利が拡大してきているが、依然としてフランスにおいて同性愛者や性同一性障害を一種の非倫理的なものとしての見方が残っていた（山口、1999、14 頁）。丸山は「PACS がただ単に婚姻外の共同生活関係を承認して、さまざまな法的保護と効果を与えようとすることにあったのではない」、「その保護の対象に同性愛カップルを含めて彼らを異性間カップルと同等の位置付けをすることによって、ホモ・セクシュアリテを法的に承認するという象徴的・政治的効果がもたらされると考えられたためであった」（丸山、2005a、58-59 頁）と指摘する。PACS 法案に対して、カトリックをはじめとする宗教団体や保守派の政党は「家族制度が崩壊する」（佐藤、2005、12 頁）として反対し、市町村長も法案を拒絶した者が多かった。

それに加え、コンキュビナージュの周縁化が指摘される。PACS 導入前、フランスにおけるカップルは、婚姻または事実婚（ユニオン・リーブ）のいずれかの形態を取っていた。コンキュビナージュを容認する理由としては、国家の基本的な姿勢として、「内縁関係は法律を必要としないのだから、法律も彼等に関心はない」（栖原、2005、215 頁）というのがあった。つまり、事実婚をとるものは、法律の枠組みによらない生き方を選択し、そういったものに対して法律も積極的に関与し保護する必要はないという考え方であった。しかしながら、それでもこれまで裁判所は、判例法を通して事実婚をとるものに対応して様々な権利を認めてきた。PACS の誕生によりこうした事実婚をとるものを「法の外に追いやり、PACS による婚姻、PACS、コンキュビナージュの分節化によって、彼らを社会的、財政的支援の外に置くことになる」（丸山、2005、70 頁）。すなわち、PACS は、結婚せずに一緒に暮らしているカップルに対する法的保護を事実上弱めたとも言える。（丸山、2005、70 頁）。新

制度の誕生は、市民が自らが進んで「私的」な婚姻関係である事実婚を選ぶことを困難にさせかねない。

さらに、PACS の誕生により、同性愛者の婚姻は事実上法的に認められないこととなった。同性婚や事実婚は、正式な結婚と対比して劣位に置かれてしまったのである。

また、PACS は現存の養子縁組制度・人工生殖に関する問題を解決できなかったことが指摘されている。実際、PACS 制度ができて個人が養子縁組をすることが認められるようになったが、同性愛者が養子縁組をすることは難しい上、人工授精も選択できない。その背景には、同性愛者であることだけを理由に資格を否定した裁判所があり、PACS は、「同性カップルを婚姻と全く同じように扱っているのではなく、共同生活上に生じた最低限の法的問題を処理するという立場に立っている」（丸山、2005、59 頁）ための法律であることを主張している。それに加え、フランスの医療倫理は、子どもの福祉の観点から、同性カップルの育てる子どもの精神・社会的成長過程に確信を持ってないことも理由の一つであるとされる（山口、1999、10 頁）。その例として 2000 年 12 月 21 日ナンシー行政控訴院判決では、同性愛者に対して養子縁組申請を却下している（小関、2008、86 頁）。

法律家によっては PACS 法の性質の曖昧さも批判されている。PACS の内容は物質的な側面に限られるため、ある種の財産上の「契約」として見ることができる。しかし、偽装 PACS カップルへの対策はほとんどない（丸山、2005、10 頁）。前述の通り、公務員は PACS を利用して普通の婚姻を行った夫婦と同じく、配属先を決定するに当たっての選考で優遇を受けられる。PACS 制度の開始直後では、フランスの中等教育の教員はその制度を濫用し、特定の地域への配属を避けるために偽装 PACS を結んだケースが多数あると指摘されていた（丸山、2005、81-82 頁）。さらには、本来の契約原理には存在しない、原因も代償もなく PACS 締結当事者の一方の意思のみによって、契約の解除、すなわち PACS の解消ができる仕組みが導入されている。これらは、学説において、「パクス法は曖昧である。政治的な論争に明け暮れた結果、法的な手当が十分ではない」（大村、2005、253 頁）として指摘されている。

社会福祉の受給の面でも、PACS カップルはその当事者双方の合算した収入を元に給付額が割り出され、実質的には減額あるいは全く受け取れなくなるケースがある。これは法的婚姻を結んだものにも当てはまるが、PACS の当事者だけは税金の控除に3年を待たなければならず、制度の不公平さが指摘される（丸山、2005、86頁）。

以上のことにより、PACS は立法としての曖昧性が指摘され、実質上受けられる法的利益の少なさから PACS の将来性についても疑わしいとされ、評価されなかった。

3-3 対応策・婚姻制度の発展と成熟化

前述の指摘を受け、フランスの立法は度々 PACS 制度を修正してきた。2005年では、婚姻カップルとの税制上の待遇の違いをなくし、2013年同性婚法の成立・施行に伴い、同性愛者が受ける婚姻上の差別はなくなったと言える。マクロン政権下で、2021年6月、これまで異性カップルのみが対象だった人工授精や体外受精などの生殖補助医療を、独身女性や女性同士のカップルにも拡大する法案を可決した。「ジェンダー平等、家庭内平等」の面から、「むしろ性別分業意識から離れた、結婚よりも先をいく」ものとして評価されている（井上 2012、212頁）。

4. 日本社会への示唆

以上で指摘した通り、フランスにおいて PACS 制度を導入する裏では、同性カップルの利益を守る以上に、法定婚を選ばないカップルに法的な保護を与えようとする立法の背景も伺える。PACS は同性カップルに対する存在である以上に、婚姻を嫌うフランス人を法的に認知することに意義がある。全く質を異とする時代背景や社会背景のもとでフランスと日本を比較することは難しいが、以下では日本の現状に対し、PACS から与えられる有意義な示唆を見つけることを試みる。

4-1 日本の現状と日仏の違い

日本では同性婚が法律より認可されていないが、これにより顕在化してきたさまざまな問題に対処するため、同性婚の合法化をめぐる議論が起きている。

同性婚推進派は、そもそも同性婚を認めないことは違憲であるとの見解を示している。日本国憲法第 24 条では、「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立」としている。第一に、憲法は禁止事項を明文化する特徴があるとして、「両性の合意」とあるが、同性による合意は禁止されていないと主張する。第二に、旧民法を参照すると、結婚に当事者の意思だけでなく、戸主による同意も必要であった。新旧法令を対照させると、憲法では「両性」という性質よりも、「婚姻の当事者」のみによる合意であることが強調されて規定されている。従って、同性婚を認めることは憲法に反していない上、制限すべきではないと主張する。同性婚を認めないことは、憲法第 24 条に反するだけでなく、憲法第 13 条の幸福追求権を侵害し、憲法第 14 条の平等原則にも反するものである。

一方で、現在の立法、行政は同性婚に対して消極的な態度を持つ。憲法第 24 条の婚姻に

おける「両性の合意」が、一夫一婦の婚姻を想定しているとの前提のもとで、安倍晋三前内閣総理大臣は、「憲法 24 条は、婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立すると定めており、現行憲法の下では、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されていない。同性婚を認めるために憲法改正を検討すべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えている」（第 189 回国会参議院本会議録第 7 号 27 頁（平 27.2.18））と答弁しており、現職の岸田文雄内閣総理大臣も同性婚の推進に対しては消極的な態度をとっている。

法律上の問題はさておき、多くの同性愛者の実生活上の多数の問題が顕在化してきている。同性愛のカップルと彼らが育てる子どもたちは、結婚している家族が享受している法的保護、税制、社会保障の権利と恩恵から除外されている。例えば、保育園に子どもを迎えに行っても、実の親として認められず、子どもを返してもらえないケースがある。パートナーや子供が病気でも介護休暇

を取ることができず、家族として健康保険の加入や利用もできない。パートナーが先に亡くなった場合、死亡退職金を受け取ることができず、二人で築いた財産を相続することもできない。この場合、二人の共有財産は認められず、パートナーの両親や兄弟姉妹、子供たちが直接相続することになってしまう。また、パートナー名義で締結した借地権も、相続権がないために明け渡さなければならないことがある。以上のさまざまな問題により、同性カップルの家庭は、安定した家族関係の維持すらままならない。この問題は PACS 結成前のフランス社会にも顕在していた。一方で、日本の民法に基づいて、夫婦ではなくても個人で普通養子縁組をすることができ、また、結婚は依然として社会における夫婦が共同生活するに当たっての通過儀礼として見做される側面があり、結婚を国家機関による個人への強制として捉える見方は浸透していないことに日仏の違いがある。

4-2 日本型 PACS 導入の必要性とその留意点について

日本でも近年同性カップルの存在が顕在化してきている現状を踏まえて、東京都渋谷区を筆頭に、さまざまな地方自治体においてパートナーシップ制度が制定された。しかし、これは地方自治体が制定した努力義務に留まり、法律上の制度を何らかの形で整備するものではない。渋谷区のパートナーシップ制度が作られた「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」を参照すると、「男女の人権の尊重、性的少数者の人権の尊重、区・事業者・区民の責務、女平等・多様性社会推進会議の設置、男女平等・多様性社会推進行動計画の策定」が主な項目となっており、法的強制力はないことがわかる。第一節では、同性カップルの実生活上の問題点として、法律婚で認められる相続などの法的保護や、税制上の優遇、家族として健康保険に加入し利用できることを含む社会保障の権利が受けられないことを取り上げた。もし立法機関が主導して日本型 PACS を導入すれば、同性カップルはより広い範囲で現状より強い保護を得られることが期待できる。また、日本では、フランスほど同性愛に関する問題は根強い訳ではないがゆえに、同性カップルが抱えている問題点は軽視されがちである。具体的には、フランスでは「共和主義、ユダヤ・カトリック

の伝統に根を持つ同性愛行為処罰の歴史、自覚的な同性愛嫌悪者の存在、深刻なエイズ問題」（ペルサン、2004、182 頁）があり、それゆえ同性愛者の存在は意識され続けてきた。しかし、日本ではこのような「ネガティブの要素の欠如」が、同性カップルに対する問題意識の低さを引き起こしている（ペルサン、2004、183 頁）。フランスでは PACS が社会に定着するにつれて、公で明白に同性愛嫌悪を示すことは許されない社会の雰囲気が出来上がり、これがのちに性的指向を理由とする差別の禁止を法律で明記するきっかけとなった（ペルサン、2004、168 頁）。したがって、日本でも PACS に似た、同性愛者の権利を守る法律を導入し、これが社会で広く認知され、利用された場合に、同性愛者が抱える問題点に社会が注目しやすくなり、これが今まで以上に同性愛者に配慮した制度の制定につながることを期待できる。

以上の他に、現戸籍制度における問題点をある程度解決できる。現在、戸籍法 74 条 1 号に記載された通り、婚姻をするためには婚姻の届書には、夫婦が称する氏を記載して届け出なければならないと定められている。国内における選択的夫婦別氏制度を求める声は高いが、この戸籍制度について政府は改正に対して難色を示している。そこで、パートナーシップ制度の導入は、夫婦同姓の現制度下で結婚を遠慮してきたカップルにも法的保護を与えることができる。

しかし、もし導入するとしても、日本ではいくつかの問題に直面する可能性はある。日本では家族観の変化により少子化が進行している。法的な結婚より緩やかな男女の結びつきを制度化して、カップルを作りやすくすることは、出生率に少なからず寄与するという PACS に対する研究はあるが、これは必ずしも日本のケースに当てはまらないのだ。なぜならば、日本はそもそも同棲するカップルの数はフランスと比較して少ない。また、日本の出生率が低いのは男女の結びつきが大変難しいから、という理由だけでは片付けられない。すなわち、PACS の制度の導入は日本の少子化を食い止めるための効果がそれほど大きくない可能性がある。PACS が社会に与えるインパクトという面で考えれば、フランスの導入初期よりはその効果は期待しにくい。

他に、2004 年に実施された「同性間パートナーシップの法的保障に関する当事者ニーズ調査」からは「医療・看護・介護・福祉や相続などいざという時

のための『医療・福祉資源』と、同性間パートナーシップに『経済的優遇』」の需要が求められることがわかる（堀江、2010、44 頁）。一方で、「同じ氏を名乗る義務や同居義務、貞操の義務などについては、ニーズが低い」（堀江、2010、45 頁）が挙げられる。

これらの問題に留意しつつ、日本における PACS 制度の導入の可否について検討を行っていく必要があるのは言うまでもない。

5. おわりに

フランスの PACS 制度は、本来同性愛カップルや、事実婚のカップルに法的な保護を与えるために制定された。導入時に様々な問題を抱えながら、時代の需要に応じて変化・進化をし続けてきた。日本の現状からわかる通り、LGBTQ の保護、少子化の進行が問題となっている。日本社会におけるマイノリティーが持つ種々の困難を解決するためにも同性婚、あるいはフランスの PACS 制度のようなパートナーシップ制度の制度導入を検討する必要性がうかがえる。しかし一方で、前述のフランスのパートナーシップ制度を議論する上で指摘した通り、これはあくまでも便宜的な措置だけであって、本質的な問題を解消するものではない以上、同性婚制度の設立に向けて建設的な議論を続けていくべきであると考えられる。

参考文献

- 井上たか子『フランス女性はなぜ結婚しないで子供を産むのか』，勁草書房，2012.
- 大村敦志「パックスの教訓 フランスの同性カップル保護立法をめぐる」岩村正彦，大村敦志編『個を支えるもの』，東京大学出版社，2004.
- 北原零未「フランスにおける PACS の位置づけと概況」『経済学論纂』，中央大学経済・商業学会 51 卷 1-2 号，2011.
- 小関武史「パックスに見る現代フランスのパートナーシップのあり方」中野知律，越智博美編『表象されるアイデンティティ』，明石書店，2008.

- 丸山茂「PACS—同性愛の制度的承認か?—」丸山茂『家族のメタファー ジェンダー・少子化・社会』, 早稲田大学出版部, 2005.
- 佐藤典子「フランスの Pacs 法成立と象徴闘争としての親密関係の変容」, 『哲学』 No.112, 三田哲學會, 2004.
- 栖原彌生 (2005) 「パクスもう一つの「人権宣言」」若尾祐司・栖原彌生・垂水節子編『革命と性文化』, 山川出版, 2005.
- 堀江有里, 同性間の〈婚姻〉に関する批判的考察 — 日本の社会制度の文脈から —, 『社会システム研究』第 27 号, 2010.
- 丸山茂「PACS—その実践と問題—」『家族のメタファー ジェンダー・少子化・社会』, 早稲田大学出版部, 2005.
- 山口龍之「フランスの新家族制度・民事連帯協約 (PACS) について」『沖大法学』, VOL. 21, 1990.
- ロランス・ド・ペルサン, 齊藤笑美子訳「パックス : 新しいパートナーシップの形」緑風出版, 2004.
- 第 189 回国会参議院本会議録第 7 号 27 頁 (平 27.2.18) , <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=118915254X00720150218¤t=1>, (2022 年 7 月 29 日にアクセス) .

日本における 女性管理職登用にかかるクォーター制導入の意義 ～日仏比較の視点から～

A Significance of Introducing a Quota System for Promoting Women to Management Positions in Japan

経済学部2年 白井理咲子

1. 序論

格差や差別を解決する手段として社会で使用される制度の一つに、ポジティブ・アクションがある。これは、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどによって、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる制度だ。日本では1999年に、男女雇用機会均等法が、男女格差に関するポジティブ・アクションとして初めて法律において施行された。政治・経済、様々な分野で導入され、所外先進国では男女格差の是正に著実に貢献してきた歴史がある。一方、今日の日本の男女平等の達成度は、ジェンダーギャップ・レポートなど様々な指標からもわかる様に、その他の先進国に比べて大きな遅れをとっている。あらゆるセクターで指摘される日本の男女不平等の制度だが、中でも特に企業における女性管理職率は、女性の管理職への参画が企業の経済的成長につながるという観点から注目され、日本における比率の低さが問題視されている。こうした背景の中、法的拘束力を持つクォーター制度を日本に導入することで期待される効果や可能性を指摘する先行文献は多い一方で、当制度の導入の土台となる社会の同意形成の手段を示唆する文献には限りがある。

本論文では、フランスでの事例との比較を軸に、まず、日本の女性管理職割合を向上させる手段として指摘されているクォーター制度がどのような観点から有効であるか検討する。さらに、クォーター制度導入を可能とする社会の同意形成を育むために何が必要か、当事者である女性目線で検討する。

2. 日本の女性管理職登用を阻む社会的構造

2-1 過去の取り組み

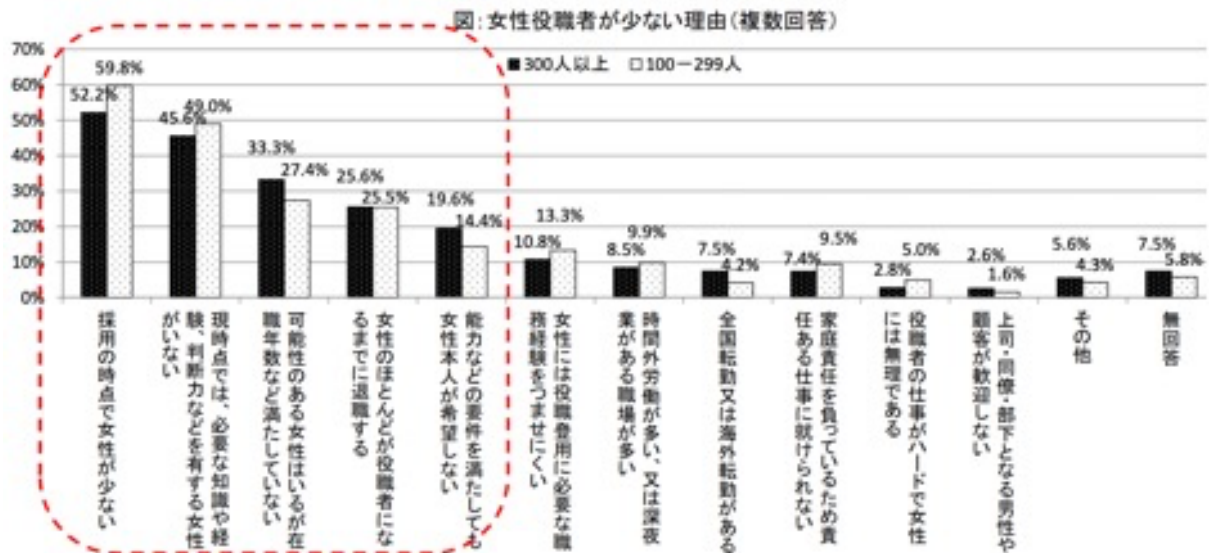
日本における企業の管理職比率向上を目的とした動きは、1999年代の「男女共同参画基本法」の施行に始まる。この法律が施行された1990年代は、学卒者が初めて就く仕事の8割が正社員だった前半から、後半にかけて女性の正社員割合が大きく下がったことが特徴として挙げられる。(長瀬) その背景には、長引く不況や雇用環境の流動化に伴う企業のコスト削減や雇用の柔軟化政策によって、正社員中心の雇用から人件費が安く雇用量を柔軟に調節できるパート労働や派遣労働など多様な雇用形態を生み出され、それらの労働を主女性が担うようになった事実がある(西川)。実際、初職で正社員に就く女性の割合は、1995～99年の65.4%から、2000～05年では、55.2%と減少した。(長瀬・森泉) その後の2003年、政府は男女共同参画基本法に基づき、「2020年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」という内容の女性のチャレンジ推奨法、別称「2020年30%」目標を設定した。しかしながら、序論で触れたように日本は期限内にその目標を達成することはできず日本の役員に占める女性の割合は、OECD 諸国の中では最下位にある。(山極 2020) さらに、2015年には、仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、個性や能力を存分に発揮できる社会の実現を目標とする「女性活躍推進法」が制定された。その内容は、従業員301人以上の企業に対して、「その事業における女性の職業生活における活躍に関する状況」の数値把握と、その改善のための行動計画の策定・公表の義務化、国による優れた取組を行う一般事業主の認定などである。

2-2 管理職を占める女性割合の増加を阻む原因

日本において、女性管理職を占める女性の増加を阻む理由として先行研究によって、1)企業の側の取り組みの姿勢 2)女性の側の意識の問題 の2点が提示されている(石井 2015) 独立行政法人労働政策研究・研修機構「男女正社員のキャリアと両立支援に関する調査結果」(2013)によると、従業員

300人以上の大企業において、女性役職者が少ない理由については、「採用の時点で女性が少ない」や「現時点では、必要な知識や経験、判断能力などを有する女性がいない」、「可能性のある女性はいるが在職年数など満たしていない」「女性のほとんどが役職者になるまでに退職する」、「女性本人が希望しない」という回答が上位を占めている。(図1)

(図1)



資料出所: JILPT「男女正社員のキャリアと両立支援に関する調査結果(平成25年)」

女性役職者が少ない理由 資料出所 J I L P T「男女正社員のキャリアと両立支援に関する調査結果」(平成25年)

1位の採用時点での格差の原因については、令和2年度雇用均等調査で「女性の応募がなかった」と回答する企業割合が65.0%(平成30年度66.8%)と最も高く、男女の学歴差や性別役割分担意識が応募数の差に働いていると考えられる。2-4位に関しては、女性は、退職や勤務年数・知識の不足により、勤務年数の長い男性と比べた時に、役職者に適した人材が不十分である状態を示唆している。これらの事実と女性の第一子出産離職率が46.9%(厚生労働省「出生動向基本調査」)というデータから、女性管理職割合増加を目指した政策の

最優先事項の一つとして、女性の産後離職を防ぐことが効果的であることを推測することができる。

政府は2009年の育児・介護休業法の改正など法整備を通して、育児休業制度や短時間勤務制度を充実させる方針をこれまでとってきた。この方針に関しては、2020年度の育休取得率は女81.6%に上回った。(厚生労働省) さらに、離職防止に一番役立っていることとして、大企業は「短時間勤務を利用できるようになったこと」、中小企業は「育休制度が取りやすくなったこと」との解答がそれぞれ60%を越えおり、(厚生労働省委託 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング) からわかるように、女性の短時間勤務制度や育休制度の利用が産後離職防止に一定の効果を果たしていると推測される。

ここまで、日本における女性管理職登用促進に向けたこれまでの取り組みの紹介、女性管理職割合の増加を阻む原因と短時間勤務制度や育休制度の利用が持つ効果について考察してきた。ここからは、フランスと日本における時短勤務制度の形態の共通点、さらにそれら制度の持つ負の側面について考えていきたい。

3. 時短勤務制度が男女のキャリア形成格差に与える影響

3-1 フランスと日本における時短勤務制度の形態の共通点

3-1-a フランスの時短勤務制度

まず、フランスのパートタイム雇用として以下の2点が挙げられる。1点は、パートタイム労働者の時間当たりの賃金は、同等業務に同等年数勤務するフルタイム労働者と同じでなくてはならないという点だ。これは、「同一価値労働同一賃金」の原則を実現するために、フルタイム労働者と同様の労働協約条及び法的な権利を有す規制を強化してきた経緯がある背景があり、2009年以降、男女賃金格差は縮小傾向にある。(藤野) 2点目は、社会保障制度にも加入し、保険料を支払う義務が法律で定められている点である。つまり、フランスにおけるパートタイム雇用制度は、労働時間が短い正規雇用者という位置付けと言えるであろう。パート労働者の平均就労時間は週23.2時間で、フ

ルタイム労働者の39.6時間と比べると4割程度短い。(労働政策研究・研修機構)

3-1-b 日本の育児短時間勤務制度

日本においてフランス型のパートタイムに形態が類似したものとして、育児短時間勤務制度という制度がある。この制度は、2009年の育児・介護休業法の改正により、企業に導入が義務付けられた。その内容は、3歳までの子を養育する労働者が、1日の所定労働時間を原則6時間とすることができることだ。この制度は、雇用期限に期限がないという点、社会保障制度に加入し、保険を支払う義務がある点で、すなわち、労働時間が少ないという事実が、雇用契約に負の影響を与えないという点フランス型のパートとタイム制度と類似する。

3-2 時短勤務制度が男女のキャリア形成格差に与える影響

前項では、日仏に共通して、フルタイム労働者と同様の権利が保障された時短勤務制度が子供を持つ者のキャリア選択肢として整備されていることを確認した。しかしながら、女性管理職問題の解決には、女性が育児や家事との両立をするために、柔軟に勤務時間を調整するだけでは、十分ではないと考えられる。例えば、女性管理職が少ない理由として、先の独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査結果は、「可能性のある女性はあるが在籍年数などを満たしていない」が、約30%を占めていると示唆する。この背景としては、育休や時短勤務制度を利用した女性が、同年代の子供を持たない同性や、性別別役割分担意識を理由にそれら制度を利用しない異性に比べて、勤務経験が少なることを理由にキャリア形成に対する障害が存在することがあると考えられる。この主張は、以下、日仏の時短勤務利用率の男女比較からも推測することができる。

3-2-a フランス型パートの利用率

フランスにおける雇用形態のうち、パートタイム労働は、女性雇用労働者の31.0%に相当する。フランスにおけるM字カーブの克服に、すなわち、女性の産後離職率の改善に、女性パートタイム雇用の増加が貢献したことは、

井上によって示されている。この主張は、育児中の子供の数が増加すると、パート就労の選択をする女性が増えるという関連性(労働政策研究・研修機構)からも、関連していることから示されると考えられる。一方、パートタイム制度の男性の利用率に目を向けると、雇用者全体の6.6%に伴い、女性との差が見受けられる。この差の背景として、自発的にパートで就労している理由が、男女で大きく異なることが挙げられる。「子供や家族を世話するため」をあげる割合が、女性では33.8%を占めるのに対し、男性では7.0%に過ぎない。つまり、フランスにおけるパートタイム雇用は、労働時間を柔軟にすることで女性の産後離職を防ぐ役割を果たすものの、その利用が女性に偏ることで、女性と男性の労働、つまり経験の差という点で、職場における男女格差を再生産している側面が見受けられると考えられる。

3-2-b 日本における育児短時間勤務制度の利用率

日本において、子育てのための、女性の時短勤務利用率は29.2%、男性は0.5%とのデータ(厚生労働省による平成30年度雇用均等基本調査)が報告されていることから分かるように、フランスと同じく、産後の仕事と育児家事のバランスを取る役割は、女性に期待されていることが推測される。事実、松原は、フルタイム正社員と短時間正社員の業務の違いについて、1迅速性、緊急性の有無、2チャレンジ性の有無、3出張の有無、の3つの特徴をあげ、短時間正社員の場合にこれらの特性を欠く傾向があるためにキャリア展望が描きにくくなっていると指摘する。すなわち、武石(2013)が指摘するように、同じ企業に長期に勤続してキャリア形成を図るという観点からいけば、入社数年程度のキャリア形成の初期段階で長期にわたって短時間勤務制度を利用すると、様々な状況にチャレンジして能力を試す時期に経験が制約され、フルタイム勤務者と比べるとスキル形成の面でキャッチアップがしにくくなる可能性があるのだ。つまり、女性の勤務経験年数の総数が伸びるだけでなく、同年代の子供を持たない同性や、性別別役割分担意識を理由にそれら制度を利用しない異性との相対的な差を埋める取り組みが、本課題の解決に必要である。

4. クォーター制度導入による効果

ここまでの議論により、以下の2点を考察できることができた。1)日仏両国において、出産育児に伴う勤務時間の短縮は、主に女性に偏りが見受けられる。2) 勤務時間及び経験が少なることを理由にキャリア形成に障害が出ることは、管理職登用を困難にする。こうした共通課題を持ちながら、フランスにおける女性管理職の割合が日本に比べて高い事実の背景を1)フランスがクォーター制度を導入していることから検討する。

フランスのクォーター制とは、ポジティブアクションの一つである。内閣男女共同参画局によると、ポジティブアクションの定義は、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置、のことを指す。クォーター制度自体は、政治・行政・経済・科学技術など多方面において各国独自の政策が見られるが、経済分野におけるそれは、主に(1)取締役会におけりクォーター制と(2)女性管理職に関するクォーター制度に分けられる。これまでに、法律による強制力を持った取締役会におけるクォータ制を導入した国として、イスラエル、ノルウェー、スペイン、オランダ、アイスランド、フランスが述べられる。(男女共同参画局) フランスでは、「女性は全人口の半数以上を占めるのだから民主主義は国の議会や行政におけるパリテ（男女同数制）を要請する」と主張するアテネ宣言を採択した欧州委員会内の欧州ネットの積極的な動きもあり、1999年に憲法改正法が成立し、政治分野におけるジェンダー・クォータが導入された。(石田)

2011年にフランスにおいて導入された取締役クォーター法は、対象企業に毎年労働者のウェブサイトで幹部役員に占める男女の割合の公表、割合の達成ができない企業には罰金、という確実な変革に重きを置いたルール作りを通して施行され、効果として2020年度に女性役員比率は45.1%に上昇している。(厚生労働省 役員クォーター制に関する各国の取り組み)。一方、日本においては、2015年有価証券報告書等への役員の男女別人数・女性比率の記載義務づけ、同年の第4次男女共同参画基本計画の策定、などの動きは見られるものの、いずれも、フランスにおいて見られる罰金などの強制力はない。日本における、法的実行力を持ったクォーター制度の導入は、これまでの議論で見てきた通り、男女性別役割分担意識から生じる、女性の勤務経験不足という構造的

問題を、推進力を持ってカバーすることができるという点で推奨することができると考えられる。

5. 考慮すべき課題点

第三章では、男女性別役割分担意識から生じる、女性の勤務経験不足という構造的問題を、推進力を持ってカバーすることができるという点でクォーター制度が日本においても推奨されるべきだという主張を行った。しかしながらこの主張をさらに説得力を持たせるためには、クォーター制度導入が孕むである問題点についても考察する必要がある。障害の一つとして、当事者の女性の昇進に対する意識の低さ挙げられるだろう。その傾向を掴むため、以下のような先行調査を観察した。Adecco Group Japan が課長職相当以上の管理職として働く女性 1,065 名を対象に、行った、「昇進の動機や管理職としてのキャリアに関する意識調査」(2021)では、以下のような結果が得られた。女性管理職の 8 割以上は「非自発的」に管理職となり、更なる上位職への昇格へ意欲的な方は 48.6%と半数以下であることことだ。また、『女性労働者の処遇等に関する調査 2004』(21 世紀職業財団)を用いた安田の研究によると、40 歳未満の一般社員女性のうち、「管理職になりたい」と答えた女性は、総合職で 21.9%、準総合職で 13.3%、専門職で 6.2%、一般職で 6.8%、コース別人事のない企業で 9.4%である。それに対し、「管理職になりたくない」と答えた女性は、総合職で 32.7%、準総合職で 34.7%、専門職で 61.0%、一般職で 55.3%、コース別人事のない企業で 52.5%と、管理職になりたい女性を遥かに上回っている。上記の 2 つのアンケート調査から、管理職への登用を自発的に希望する女性は、未だ少数派である傾向を読み取ることができる。さらに、日本経営協会が 2021 年に女性管理職 400 人に行った調査「女性管理職調査」によると、将来の希望について、現在のままでいいと回答した人が 41%、上級の管理職・役員を目指したい人が 11.7%であった。この調査からは、既に管理職の立場で働く女性において、さらなる上級役職への登用に消極的な人がマジョリティであることを、読み取ることができる。これらの数字から、女性という括りのマイノリティとして、制度を通して管理職への登用という機会の恩恵を与えられる側の女性には、実際には、積極的にその

機会を希望する者が少数というねじれが生じていることが推測される。当事者の強い希望が、クォーター制度導入に大きな役割を果たすことは、クォーター制度の導入するために必要な要素を示した貴重な論文からも確認することができる。Krook の指摘によると、強力な女性運動、政治エリートの戦略的判断とそれを促す女性票の存在、国際圧力、政治文化・規範との親和性、の 4 つの要素がクォーター制度導入を促す政治的条件がその導入を促すほぼ通説となっている (Krook)。この内の一つである女性運動は、女性の地位を向上させることを切望する人々の積極的な活動と捉えることができ、このことから、つまり、自発的に管理職への昇格を望む女性を増やすような取り組みがクォーター制度導入に先立って行われることが、導入の土台となる社会の同意形成につながると考える。残念ながら、フランスの女性の昇進意識に関する直接的なデータを見つけることはできなかった。今後クォーター制度導入以前のフランス人女性が自発的に管理職への登用を求めている傾向を示すことができれば、本仮説の検証がより妥当なものになりうると考えられる。

6. 結論

本論文では、1) 出産育児などのライフイベントに合わせた女性の時短勤務が、日仏の女性管理職登用にどう影響を与えうるのか 2) 男女平等参画社会推進のために、企業におけるクォーター制度を導入する意義 の2点について論じた。1点目については、女性が育児と仕事の両立を目的に、時短勤務制度をとることによって生じる勤務時間の男女間の相対的な差が、女性のキャリア形成を困難にし、さらに、このことが、企業の人事採用によって女性が管理職として選ばれる機会が少なる可能性を、日仏共通の観点として示唆した。2点目に関して、男女性別役割分担意識から生じる、女性の勤務経験不足という構造的問題を、推進力を持ってカバーすることができるという点で日本においても推奨することができると考えられる。更なる懸念点を議論した第四章では、自発的に管理職への登用を望む女性を増やす政策や取り組みをクォーター制度導入に先駆け行うことで、土台となる社会の同意形成を醸成する必要性が日本にあるという推察を行った。

参考文献

- 石井 清香 「女性の管理職登用を阻む要因 Some factor to block the appointment of the woman managerial class」 2013年
- 西川 真規子 「1990年代の女性の労働供給に関する考察」 2003年
- ユンシジョン 「取締役厄介における女性役員及びクォータ制度導入に関する洞察」 2020年
- 平成30年度雇用均等基本調査 事業所調査 | 厚生労働省
- 井上純園 「フランスにおける女性労働力率カーブの考察」 2013年
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構 「国別労働トピック」 2013年
- 永瀬 伸子 「非正規雇用と正規雇用の格差 ―女性・若年の人的資本拡充のための施策について」 2018年
- 石黒 久仁子 「女性管理職のキャリア形成：事例からの考察」 2010-2012年
- 男女共同参画局 「男女共同参画白書(概要版)」 2013年
- 山極 清子 「企業における女性活躍の阻害要因とその解決への道筋」 2021年
- 厚生労働省 「平成25年版労働経済の分析」 2013年
- J T U C連合 「男性の家事・育児参加に関する実態調査」 2019年
- 鈴木 宏昌 「フランスの有期雇用：日本の非正規雇用」 2022年
- 日本労働研究機構欧州事務所 「フランスの家族政策、両立支援政策及び出生率上昇の背景と要因」 2003年
- Adecco Group Japan 「昇進の動機や管理職としてのキャリアに関する意識調査」 2021年
- 21世紀職業財団 「女性労働者の処遇等に関する調査」 2004年
- 日本経営協会 「女性管理職調査」 2021年
- 石田久仁子 『フランスのワーク・ライフ・バランス』パド・ウィメンズ・オフィス, 2013年

Mona Lena Krook 「Quotas for Women in Politics: Gender and Candidate Selection Reform Worldwide」 2009 年

EU における環境政策とスマートな街づくり

Environmental Policy and Smart Urban Development in the EU

3年・法学部 戸塚菜生

1. 序論

近年、世界各地で異常気象の発生が相次いでいる。世界気象機関は、日本をはじめ世界中で観測されている顕著な高温や降水量の増加は、長期的な地球温暖化の傾向と関連しているという見解を示している。このような状況において、どのような環境政策がとられているのであろうか。なかでも、独自の法体系をもつ唯一の地域連合である EU は、その独自性を活かしてどのような対策を講じているのか。深刻化する環境問題への取り組みとして、EU の環境先進国において先進的に導入されているスマートな街づくりと環境対策の面から見たその効果について論ずる。まず、第二章と第三章では EU における具体的な環境政策を示す。次に、第四章と第五章ではドイツやオランダといった EU の環境先進国に焦点を当て、各国における実際の取り組みについて紹介する。

2. EU における環境政策とその影響

地球規模での環境問題への取り組みを概観し、その後、EU という特殊な地域連合が独自に取り組む政策の環境的・経済的効果を考察することで先進的に行うスマートな街づくりの意義を探っていく。

2-1 世界レベルでの環境対策

大気中の温室効果ガスの濃度を安定させ、現在および未来の気候を保護することを目的として気候変動枠組条約が 1994 年に発効された。この条約によっ

て、気候変動がもたらす様々な影響を防止するための原則や措置が定められている。条約に基づき、毎年、気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催されている。2020年までの枠組みを定めた「京都議定書」や2020年以降の枠組みを定めた「パリ協定」は、国連気候変動枠組条約の目的を達成するための具体的な枠組みとして発効されたものであり、環境指針などにふれる際によく耳にするだろう。気候変動というグローバルの問題に、各国が共通して取り組むために、様々なルールが必要である。環境と経済のバランスや、各国内のエネルギーや経済状況の差異などを踏まえ、COPでは気候変動対策を推進していくにあたって具体的なルールを決定する。2021年に開催されたCOP26では、「グラスゴー気候合意」として気候変動対策の方向性を示す包括的文書の作成を行ったことに加え、炭素クレジットの国際取引ルールの設定など、パリ協定の実施に向けたルールブックが完成した（日本政府代表団 2021）。

2-2 EUレベルでの取り組み

EU諸国は、COP1以降、EUワンボイスでまとまって交渉にあたってきた。2019年、EUは、2050年までに世界で初めて気候中立な大陸になるという目標を掲げ、それに向けた変革の方針として「欧州グリーンディール」を発表した。欧州グリーンディールとは、（1）50年までの温室効果ガス排出の実質ゼロの達成（2）経済成長と資源利用の切り離し（3）気候中立への移行において、誰も、どの地域も取り残さないことの3つを主要目標としている（佐藤2022）。具体的な政策分野としてクリーンエネルギーの確保、循環型経済へ向けた産業戦略、持続可能な輸送、生物多様性保護、グリーンな農業、汚染対策など広範な分野を含んでいる。達成へのステップとして2030年までの温室効果ガスの削減を1990年比で55%以上とする、野心的な目標も掲げた。それに伴い、EU理事会は「欧州気候法」を採択し、パリ協定で公約した達成すべき削減目標はEU域内で法的拘束力をもつものとなった。そこでEUは、2050年目標の実現に向け、関連法の見直しを行い、法提案などの必要な施策の検討を求める欧州気候法の条文に基づき、施策パッケージとして「Fit for 55」を発表した。このパッケージは、「エネルギー効率の改善」、「再生可能エネルギーの利用拡大」、「土地利用・林業による温室効果ガス吸収の拡大」、「EU排

出量取引制度（EU-ETS）の適用拡大」、「低排出・持続可能な輸送手段・燃料の普及」、「税制と気候目標の整合化」、「カーボン・リーケージ（排出規制が緩やかな国・地域への産業流出）対策」などを目的とする、8つの現行の規則改正案と5つの新規則案という、合計13の法提案から成る（ジェットロ 2021）。このように、EUは地球規模の環境政策について、EUレベルで取り組む姿勢をとっており、EU加盟国が共同でその目標を達成するため、EU域内において独自の政策を導入している。

2-3 CBAMの導入と域内外への影響について

グリーンディールの看板政策として、炭素国境メカニズム（CBAM）があげられる。CBAMとは、EU域内の事業者がCBAMの対象となる製品をEU域外から輸入する際に、EU排出量取引制度（EU-ETS）に基づいて、域内で生産した場合に課される炭素価格に対応した価格の支払いを義務付けるものだ（ダーベル 2021）。この制度は、EUが温室効果ガス削減規制を強化する中で、規制の緩いEU域外への製造拠点の移転や域外からの輸入増加などを防止する目的がある。いわゆるカーボンリーケージ対策としての措置である。欧州委員会は、カーボン・リーケージはEUの削減目標に悪影響を与えるだけでなく、世界全体の温室効果ガス排出量増加にもつながりかねない点を危惧し、あくまでも気候変動対策としてCBAMの導入を目指すとしている（EU Magazine 2021）。また、CBAMを現行のリーケージ対策であるEU-ETSの無償割り当ての代替制度として位置付けており、最終的には無償割り当てと置き換える方針であることを明確にした。EU域外の国々の温室効果ガス削減を促進し、EUと同レベルで気候変動対策を講じる動機付けをすることも狙っている（ダーベル 2021）。

3. 環境政策としてのスマートな街づくり

環境への取り組みに積極的なEUでは、低炭素社会の実現といった環境政策の一環としてスマートな街づくりに力を入れている。EUにおいては、多くの都市がスマートな街づくりを推進しており、EUが協力的に支援を行っている

(国立研究開発法人 2017)。「スマートな街づくり」とは、ここでは、環境問題の解決と生活環境の向上の両方を目指す街づくりと定義する。すなわち、スマートな街づくりのひとつとしてスマートシティ構想やスマート農業などがあげられる。都市問題の新たな解決策としてまずスマートシティについて考察する。

3-1 スマートシティとは？

デジタル技術を活用することによって、都市インフラ・施設・運營業務などを最適化し、企業や人々の利便性や快適性の向上を目指す都市をスマートシティと呼ぶ。具体的には、都市内に張り巡らせたセンサー、カメラ、スマートフォンなどを通じて、環境データ、設備稼働データ、消費者の属性、行動データなどの様々なデータを収集・統合してAIで分析し、更に必要に応じて設備や機器などを遠隔制御することで、都市インフラ・施設・運營業務を最適化し、企業や人々にとって住みやすい都市を目指すものである。人と人、人とインターネットをつなげる情報技術であるICT (Information and Communication Technology) と、ネットワークを通じて建物・車・電子機器などの様々なモノがサーバーやクラウドサービスに接続されることで人とモノをつなげるIoT (Internet of Things) 技術がスマートシティ構想の中核を担っている。街の機能がすべて通信技術でつながることによって、様々な社会課題が解決できるといわれている。例えば、都市部では店舗無人化や無人決済、自動運転による渋滞緩和、他方で、過疎化が進む地方ではセンサーを使ったひとり暮らしの高齢者の見守り、ロボットによる農作業自動化などがあげられる。また、水位自動監視システムによる洪水の防止、GPSを活用した災害予測・復旧の迅速化など災害対策への効果も見込まれている。

このように、スマートシティ構想に活用される技術や分野は多岐に渡り、暮らしの快適さや便利さをもたらすとともに、様々な課題を解決する根幹になると、大きな期待が寄せられている。さらに、技術やデータの活用によってスマートシティ構想が経済発展と環境問題の解決を両立させることができるのではないかとされている。

3-2 持続可能な都市開発における EU の役割

ヨーロッパでは、環境問題への関心が高く、多くの都市がスマートシティの実現を推進しており、EU が積極的にそれを支援している。EU は、2005 年に、スマートシティのエネルギーの効率的な利用を促進する研究開発を支援するために、欧州委員会エネルギー総局が「コンチェルト（CONCERTO）イニシアチブ」を立ち上げた。同イニシアチブは、2005 年から 2010 年までの期間において、EU の大型研究開発助成スキームである第 6 次枠組計画（FP6）と第 7 次枠組計画（FP7）で、22 のプロジェクトを通して、23 か国の計 58 地方公共団体に 1 億 7550 万ユーロ以上を助成している（国立研究開発法人 2017）。プロジェクトの研究開発テーマは、エネルギー分野に限定されていて、具体的には、再生可能エネルギーの利用、エネルギーの効率性の計測、持続可能な建物と地区の展開、経済査定、エネルギーの利用の透明性などであった。また、欧州委員会の主導と支援のもと、「コンチェルトイニシアチブ」の延長として、欧州各地で実施されているスマートシティのプロジェクトの情報を収集し、交換することを可能にするデータベースである「スマートシティ情報システム（SCIS）」を立ち上げ、オンライン上で誰もが利用でき、ヨーロッパのスマートシティの関する情報を収集するにあたって有用性が高いものになっている。「コンチェルトイニシアチブ」のあと、欧州委員会によって、2011 年に「スマートシティとコミュニティ産業イニシアチブ」が策定された。同イニシアチブのもと、FP7 において、スマートシティの研究開発に合計で 8100 万ユーロが予算として割り当てられ、6 つのプロジェクトに助成された。その後、2012 年には、同イニシアチブは、「欧州スマートシティ・コミュニティ技術革新パートナーシップ」によって引き継がれた。前身の「スマートシティとコミュニティ産業イニシアチブ」がエネルギー部門だけを管轄していたのに対して、「欧州スマートシティ・コミュニティ技術革新パートナーシップ」には、交通部門と ICT 部門も追加され、より包括的なスマートシティの実現を推進するように方針が転換された。同パートナーシップのもと、FP7 において、スマートシティの研究開発に合計で 3 億 6500 万ユーロが予算として割り当てられ、予算が大幅に増加された（国立研究開発法人 2017）。「欧

州スマートシティ・コミュニティ技術革新パートナーシップ（EIP of SCC）」は、欧州におけるスマートシティの実現を促進するため、スマートシティのステークホルダーである EU 市民、産業界、地方公共団体などの提携を支援するプラットフォームを整備している（ワーヘニンゲン UR 農業経済報告書 2012）。

4. 環境先進国ドイツからの視点

ここからは、EU のなかでも特に環境先進国と呼ばれるドイツの事例についてみていく。

4-1 環境都市フライブルク

ドイツ南西に位置する地方都市フライブルクは、環境に配慮した都市として世界的に知られている。省エネ住宅を推進し、再生可能エネルギーを導入することで、2030 年までに CO2 排出量を 1992 年比 40%削減することを目標に掲げる。都市計画としては、LRT（Light Rail Transit）と自転車優先、市街地への自動車乗り入れ規制という交通政策でも世界の最先端を走っている。

フライブルクにおける環境対策は広範囲、かつ多角的に進められている。環境に対しては住民の意識も非常に高く、環境問題に取り組む NGO も多数存在し、フライブルクでは行政と住民・企業が一体となって環境対策に取り組んでいる。

4-2 ボーバン地区の取り組み

フライブルクの環境政策を牽引する先進的な地区として、1997 年から再開発が進められているのが、フライブルクの南端に位置する面積約 38ha のボーバン（Vauban）地区である。この地区の 1 つ目の大きな特徴として、住宅がすべて集合住宅であることがあげられる。戸建てに比べて集合住宅の方がエネルギー効率の面で優位であるという考え方に基づいている。ボーバン地区の住宅には、「低エネルギー住宅」「パッシブ住宅」「プラスエネルギー住宅」という 3 タイプの建物がある。低エネルギー住宅やパッシブ住宅では、屋根や壁、

ガラスなどの断熱性能が高い構造となっており、また、適度な長さのひさしをつけることで、南中高度の高い夏には日差しを遮って室内の温度を下げ、南中高度が下がる冬には日差しを多く取り入れることで、温度を上げている。一方、プラスエネルギー住宅は、パッシブ住宅に太陽光パネルや太陽光利用システムを搭載することで、生産するエネルギー量が消費するエネルギー量を上回るようにしている。このような住宅を地区全体に導入することで、ドイツ国内の平均的な住宅では、年間 250kWh/m² を消費するのに対し、低エネルギー住宅は年間 65kWh/m² 以下、パッシブ住宅は 15kWh/m² 以下しか消費しないという（藤堂 2018）。

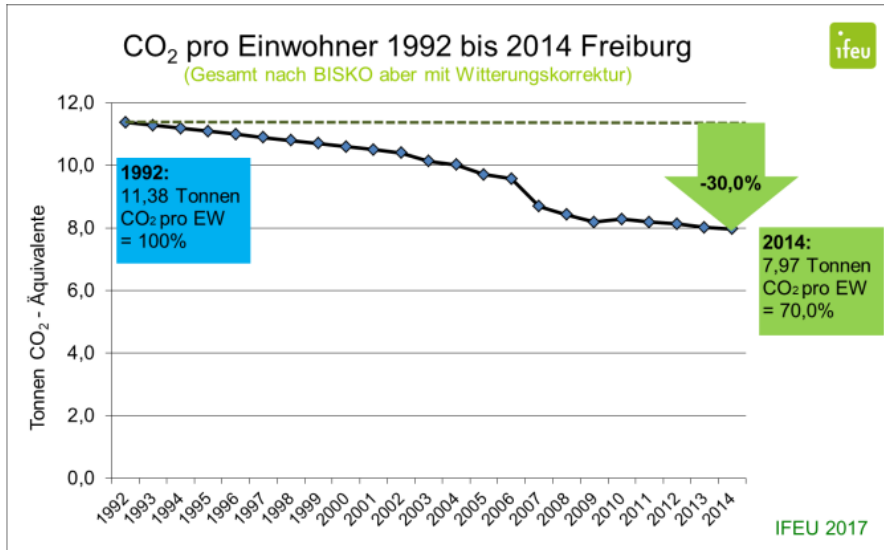
2つ目の特徴は交通インフラの整備である。自動車を規制することに伴いトラムを街の中心に通し、各エリアに住む人々が平等に公共交通を利用でき、自動車が住宅エリアに入ることがないように計画されて街がつくられている。ポータン地区の隅に共同駐車場が2か所設けられていて、自動車ではなく公共交通や自動車を利用する方が便利なように設計されている。いわゆるパークアンドライド方式により、住民や観光客の利用する自動車による二酸化炭素の排出を防ぐ狙いがある。

3つ目はエネルギー面である。フライブルクでは2050年までに市内の全てのエネルギーを再生可能エネルギーで賄うことを目標としている。2019年には、原子力発電によるエネルギーの割合を1992年時点での60%から5%以下へと減らした（Hans Hertle 2017）。

4-3 データから見る環境への効果

フライブルクにおけるCO₂の排出量について定量的に分析することで環境に対する効果を考察する。フライブルクの住民数に対する全セクターのCO₂排出量は、1992年の11.38トンから2014年には7.97トンに減少している（グラフ1）。これは、1992年の排出量と比べると-30.0%の減少に相当する。1年あたりの平均CO₂排出量削減量は-1.4ポイントで、この展開を将来に外挿すると、具体的な排出量は2030年に住民1人当たり5.5トン、2050年には住民1人当たり2.4トンとなると予測されている。

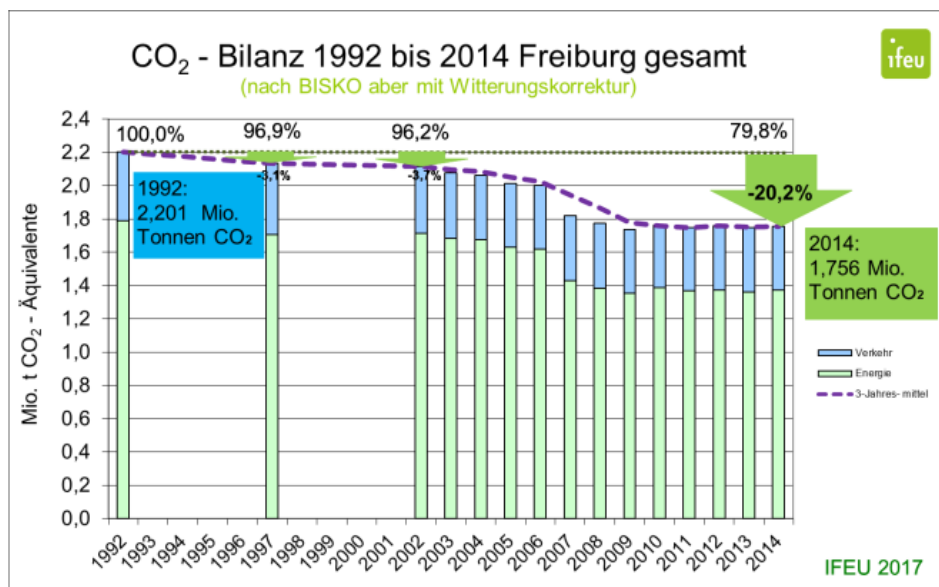
(グラフ 1) 1992 年から 2014 年までのフライブルクの住民一人当たりの CO₂ 排出量



出典 : Institut für energie und umweltforschung Heidelberg (2017)

一方で、全セクターの CO₂ 総排出量は、1992 年の 221 万トンから 2014 年には 175 万 6000 トンに減少した。1992 年から 2014 年までの間にエネルギー部門と運輸部門の全体として 20.2%の CO₂ 総排出量の削減を達成した (グラフ 2)。

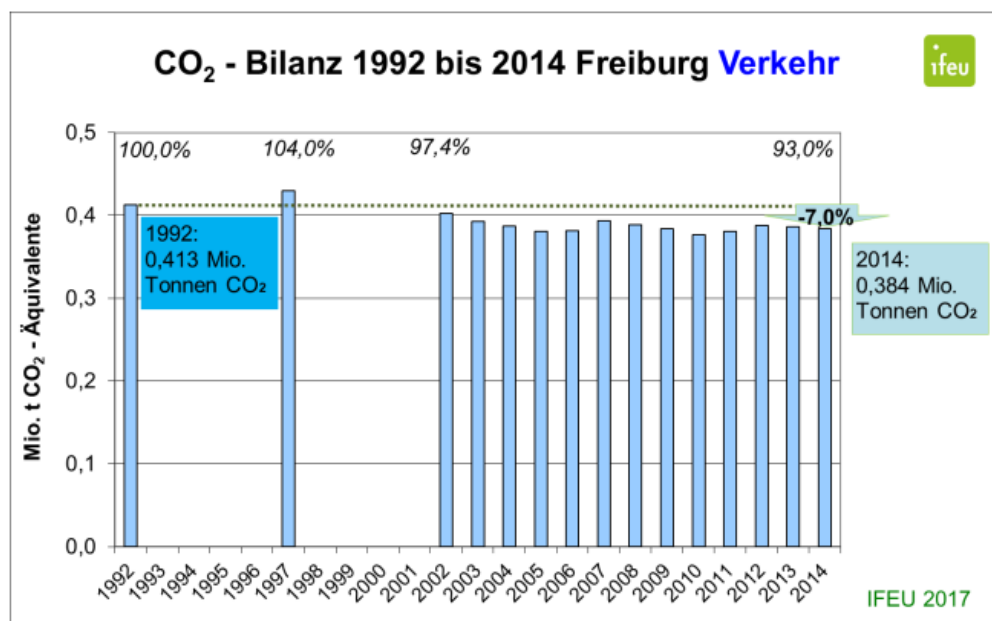
(グラフ 2) 1992 年から 2014 年までのフライブルクにおける CO₂ 総排出量



出典 : Institut für energie und umweltforschung Heidelberg (2017)

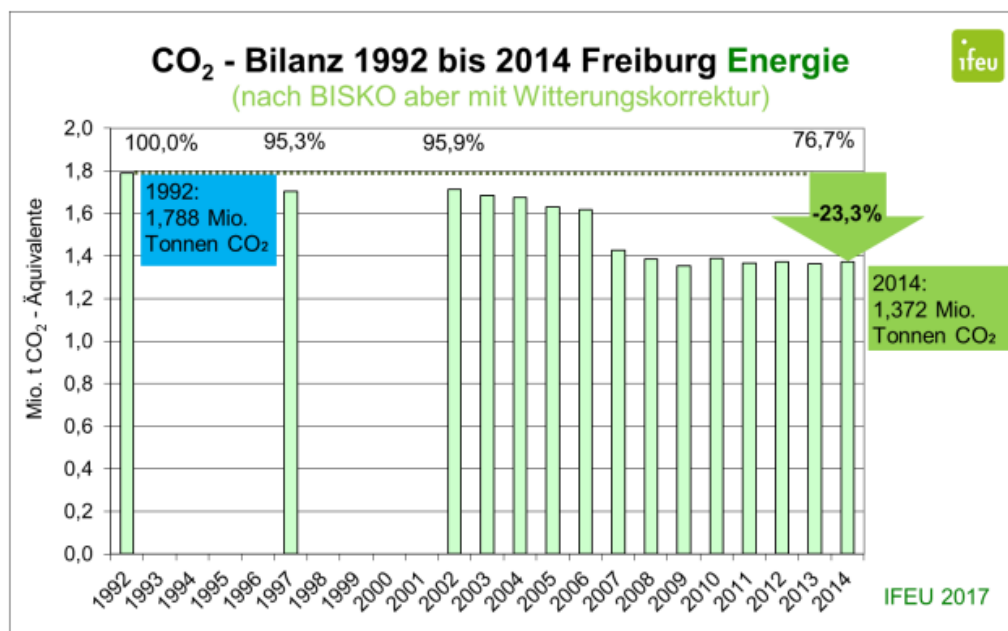
ここからは部門ごとに分けて考察する。まず運輸部門については、CO₂ 排出量は、1992年の0.413万トンから2014年には0.384万トンに減少した（グラフ3）。これは、1992年比では7.0%の減少に相当する。7.0%の減少というトラムの導入の効果はあまり大きくないと感じるかもしれないが、トラムは1992年時点ですでに利用されていたのであって、7.0%の減少は徒歩や自転車の利用の増加によって達成できた部分が大いと考えられる。実際、フライブルク市民の交通行動に関する現状調査において、環境交通（徒歩、自転車、公共交通機関）の割合が高いことが2016年の調査でわかっている。環境交通は、市内移動の全行程の79%を占め、前回（1999年）の交通行動調査に比べ11%増加している（Hans Hertle 2017）。次に、エネルギー部門については、CO₂ 排出量は1992年の178.8万トンから2014年には137.2万トンに減少した（グラフ4）。これは、1992年比では23.3%の減少に相当する（Hans Hertle 2017）。

（グラフ3）1992年から2014年までのフライブルクの交通部門におけるCO₂ 排出量



出典：Institut für energie und umweltforschung Heidelberg (2017)

(グラフ 4) 1992 年から 2014 年までのフライブルクのエネルギー部門における CO₂ 排出量



出典：Institut für energie und umweltforschung Heidelberg (2017)

5. 環境先進国オランダからの視点

次に、EU のなかでもドイツと並んで環境問題に取り組んでいる国としてオランダに着目する。

5-1 海面上昇の脅威

海面上昇も気候変動による影響のひとつである。国土の約 4 分の 1 が海面より低い位置に存在するオランダにとって海面上昇はとりわけ脅威であり、環境問題の影響はまず海面上昇として現れる。1880 年以降、平均海面水位は 23 センチ以上上昇しており、そのうち約 8 センチは過去 25 年間に上昇している。現在も毎年 0.32 センチずつ上昇中である (CCKP 2021)。米海洋大気局 (NOAA) などがまとめた海面上昇に関する報告書が 2022 年 2 月 15 日に発表された。それによると、海面上昇は加速しており、2050 年までに 25~30 センチ上昇すると予測されている (CCKP 2021)。国土の約 4 分の 1 が海面より低い位置に存在するオランダは、海面上昇という脅威に対して緊急の対策が求め

られる。そのため、環境対策に関して高い意識をもって世界に先駆けて様々な側面からアプローチしてきた。

5-2 スマート農業で世界的農業大国へ

環境問題の進展による海面上昇という課題を抱えているオランダでは、スマートな街づくりの一環として、農業に着目し、環境にやさしい農業として「スマート農業」に取り組んでいる。このスマート農業の導入がオランダの農産物生産を支える特徴の一つとしてもあげられる。例えば、オランダで行われている施設園芸では、岩を原料にしたロックウールなどに苗を植え、そこに水や養分などを自動的に供給して栽培している。ハウス内の各所に設置したさまざまなセンサーが温度や湿度・光量・光合成に必要な CO₂ の量、風速などを検知し、コンピューターでこれらのデータを解析させて、自動的に植物の光合成が最も効率よく進む環境にしている。さらに、気象予測に基づいて、温室内の環境への影響を最小にする技術も確立されている。これによって、雨が降る予報が出れば、事前に温室の天窓を自動的に閉じ、晴れの予報が出れば、シェードやカーテンを自動的に開くなど、きめ細かい環境整備を可能にしている。オランダはこうした ICT 技術を活用した農業を世界に先駆けて推進することで農業生産効率を大幅に上昇させた。

また、オランダの施設園芸では、温暖化を引き起こす原因とされている CO₂ を積極的に農業活用している。施設園芸の温室には、天然ガスを利用した大型発電設備を設置していることが多く、発電した電気を施設内で利用し余った電力は売電している。さらに、発電で発生する熱は温室を温めるために利用し、発電の際に出た CO₂ もパイプで温室内に送りこんでいる。作物は吸収した CO₂ と太陽光で光合成することで、成長が促されるという効果をもつ。この仕組みは熱と電力の2つを活用するコージェネレーションを発展させたうえに、CO₂ も利用しているためトリジェネレーションとも呼ばれている。ワーヘニンゲン UR 農業経済報告書によると、施設内の CO₂ 濃度を通常より 2~3 倍高くすることで光合成が促進され、収穫量が 20~40% 増えると研究機関による実証実験で示されている。

近年では、工場や精油所から排出される CO₂ も、積極的に施設園芸に活用されはじめている。ロイヤル・ダッチ・シェルの製油所では、2005 年から精製工程から出る CO₂ をほぼ 100% の濃度まで高め、園芸農家の施設に供給し、また、バイオエタノール製造会社でも、約 500 軒の農家に年間 30 万 t もの CO₂ を供給している。工場側としては排出する CO₂ を削減することができ、農家側は作物の生育を高められるというメリットがある。これを受けて、石油精製工場やごみ焼却施設などの工場の近隣に、温室がつくられることも増えてきているという。ワーヘニンゲン大学ではこれらの取り組みによって、240 万 t の CO₂ が削減できたと報告した（ワーヘニンゲン UR 農業経済報告書 2012）。

5-3 温室効果ガス排出に関するオランダ最高裁判決

海面上昇などの環境問題への対処が必要なオランダでは、司法の観点からも特徴的な環境政策の事例があげられる。近年、環境問題が人々の高い関心事になっていくにつれ、市民が政府などを被告とし、気候変動対策の強化を求める気候変動訴訟が世界に広がっているが、ここでは、判例の中でも特に先例として考えられている、オランダ最高裁判決についてふれる。

浅岡によると、2019 年 12 月 20 日、オランダ最高裁は、「国は温室効果ガスの排出を 2020 年までに 1990 年比 25% 削減すべき（既存の政府目標は 1990 年比 20% 削減）」と命じたハーグ地裁(2015 年 6 月)及びハーグ高裁判決（2018 年 10 月）を支持し、オランダ政府の上告を棄却した。これは、2013 年にオランダの NGO・Urgenda と 886 人の市民がオランダ政府に対して、「国の温室効果ガス排出削減目標の引き上げ」を求めて提訴したものであった。原告らの主張を容認した 2015 年のハーグ地裁判決は世界から注目され、世界各地に同じ趣旨の訴訟が多く提起される契機ともなった。地裁判決を支持した高裁判決、そして今般、最高裁判決でも認められ、国に科学に基づく応分の排出削減義務があることが確定した（浅岡 2020）。このように、環境 NGO や市民がオランダ政府を相手として、2020 年の温室効果ガス排出削減目標の引き上げを求めて提訴した事件は、訴訟での請求の内容、1 審、2 審でも勝訴し、気候変動に関する代表的で先駆的な訴訟として注目された。

オランダ最高裁がこのような判決を下した背景には、気候変動への危機意識が高まっていることがあると考えられる。実際、オランダ最高裁は、危険な気候変動による深刻な影響は、オランダ国民のほとんどすべてといってもよい人々(特に若年世代)にとって、既に現実で切迫した人権侵害であり、国には、実効性ある方策を講じてこのような重大で広範な人権侵害から国民を保護する義務があり、危険な気候変動を防止するために気温上昇を 2℃未満に抑制することは国際社会のコンセンサスとなっているとした(浅岡 2020)。2℃未満に抑制するためには、先進国は温室効果ガスの排出を 2020 年までに 1990 年比で 25~40%削減することが求められると 2007 年の IPCC 第 4 次評価報告書が指摘し、毎年の COP でもこれを確認していた。つまり、「先進国における温室効果ガス排出量 25~40%削減」は、もはや世界のコンセンサスであり、少なくともその最下限の削減はオランダという一国としての義務であると判断したといえる。オランダ最高裁は、「気候変動対策は政治的な交渉によるもので行政・立法府の裁量に委ねられている」とする国の主張についても、「人権侵害から国民を守るのは裁判所の職責」と述べて退けた(浅岡 2020)。こうして司法が気候変動対策に関する具体的な数値目標を示したオランダの訴訟は先進的かつ画期的なものであり、気候変動という共通の課題を抱えるほかのすべての国にとって、意義深いものになったといえる。

6. EU に学ぶ今後の都市像

6-1 ワールドシティプロジェクト：EU 都市と世界都市の協力

先進的に地域全体で持続的な開発に取り組んでいる EU であるが、そのなかでも環境先進国といわれるドイツやオランダを取り上げ、各国の特徴的な取り組みとそれによる CO₂ の排出量削減についてみてきたが、これらの取り組みが可能となっているのはやはり EU による協力体制によるところも大きい。EU 域内において、地域間協力を推進する URBACT を長期的に実行したり、試験的なプロジェクトを促進したりするために 2015 年以降の 7 年間で 2 億 7 千万ユーロを配分している (European Commission)。URBACT プログラムでは都市政策に関して EU 都市間協力に注力し、相互に発展、協力を目指していくこ

とで EU 全体としての効果的な開発、発展につなげる狙いがある。こうしたなかで、ワールドシティプロジェクトが開始され、都市開発について EU と第三国の協力についての資金提供もなされてきた。EU 加盟国と非加盟国がタッグを組み、テクノロジーやイノベーション、環境政策など多岐にわたる分野について連携し、世界全体で持続可能な開発を推進していく姿勢を見せている。こうしたパートナー都市間で経済発展を追求しつつ、環境に配慮した成長に焦点を当て、それぞれの都市の先進的な取り組みを輸出しあっている。

6-2 環境先進都市の役割

近年、スマートシティへの注目度が高まり、日本だけでなく世界各国の都市で様々な取り組みが行われている。スマートシティは一般に、IoT や AI などの先端技術を活用し、エネルギーや交通網などのインフラを効率化することで生活やサービスの質を向上させた人々にとってより快適で便利な住みやすい都市のことをいうが、先端技術を活用することで、エネルギーをはじめ、教育や医療、交通など、幅広い分野における課題を解決しようという、「分野横断型」の取り組みが増えている。ここで着目したいのが、環境政策の一環としてのスマートな街づくりである。上述のように、ドイツのフライブルクやオランダなどにおける取り組みは、深刻化する環境に配慮した暮らしの在り方の追求に先進的に取り込むことで CO2 の排出量削減といった環境問題への対処に成功している。こういった環境先進都市が、後発都市とパートナーシップを結び、互いに環境政策を共有、応用しながら持続可能な都市を創り上げていくことが求められるフェーズになっている。今後、先進技術などを用いた発展的な都市を目指していくにあたって、環境政策は常に隣り合わせで無視できないものである。そんな中で、環境先進都市がノウハウなどを輸出するために果たすべき役割は一層大きくなっていくであろう。

6-3 環境政策を都市から考える

人々が暮らす街における環境問題への有効なアプローチは、再生可能エネルギーの普及、IoT を活用したエネルギー消費の効率化、ごみの削減や資源活用

などがみられる。現在日本では経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会として「Society5.0」を提唱している。

内閣府によると、「Society5.0」とは情報社会の次に位置する未来の社会の姿で、ビッグデータやAIなどのサイバー空間と現実世界のフィジカル空間の融合を目指している。そしてスマートシティでは、街全体を制御することでエネルギーの効率化を実現できると考えられている。エネルギーの需要と供給をリアルタイムでデータをやり取りすることで、より柔軟な運用が可能になることに加え、街中に張り巡らされたセンサーやWi-Fiが収集したデータが予測する人々の行動をもとに、照明や空調が自律運転すれば、エネルギーの無駄を減らすことができるだろうといわれる。また、二酸化炭素の排出削減のために代替として導入が期待されている太陽光や風力などの再生可能エネルギーであるが、自然条件によって出力が変動するため、安定運用が難しいという課題を抱えている。しかし、気象情報などを含むビッグデータの活用によって再生可能エネルギーの発電予測精度が向上すれば、安定した需給運用も可能になると考えられている。ゴミやプラスチックに関する問題に関しては、省エネと比較すると個人の意志や選択に委ねられる部分が多いのが現状である。そして分別やリサイクルも重要だが、そもそもゴミの量を減らすことがもっとも問題解決のために必要なことである。そのため、未来の社会では、買い物情報をデータ管理することで食品ロスなどの無駄を省き、ゴミの量を減らし、さらにゴミの量を見える化し、家庭レベルで廃棄やリサイクルの方法をフォローするシステムも実用化されるかもしれない。

こうして、あらゆるデータを活用することで、それぞれの生活に適した環境に優しい行動を知ることができる。さらに、行動に移すためには個人の意識改革はもちろんのこと、無理なく実施するためのシステムが必要である。日常生活に溶け込んだ環境に優しい行動の一つ一つが積み重なり地球温暖化を解決に導く、データ活用を基盤としたスマートな街づくりはそんな世界を実現してくれるだろうという期待が込められている。

7. 結論

環境問題という世界共通の課題を抱える今、各国が協力してその解決に取り組まなければならない。本レポートでは特に CO2 の排出に着目してきた。気候変動枠組条約などに基づき、例えば再生可能エネルギーの普及や低炭素車両の導入によって CO2 の排出量削減を進めてきたが、環境先進国であるドイツやオランダの事例に基づき、ここでは新たにスマートな街づくりから環境対策について考えてきた。私たちの生活をより豊かにするスマートな街づくりと、環境問題への対処が両立していけることが分かった。地域レベルで先進的に取り組む EU 都市と世界都市の協力によって、環境に配慮した都市を各地に創っていくことが求められている。

参考文献

- ・浅岡美恵 「【判決紹介】オランダ最高裁「危険な気候変動被害は人権侵害」科学が要請する削減を政府に命じる」『気候ネットワーク』 2020年2月29日
<https://www.kiconet.org/info/publication/Urgenda-climate-case> (2022年8月11日最終アクセス)
- ・上野泰也 「気候変動でオランダ最高裁が驚くべき判決」『日経ビジネス』2020年1月28日
- ・国立研究開発法人 情報通信研究機構 「欧州における IoT とスマートシティの研究開発に関する動向」2017年1月 [a1489129184837.pdf \(nict.go.jp\)](#) (2022年8月9日最終アクセス)
- ・佐藤俊輔 「欧州グリーンディールとその対外的側面」『経団連タイムス』2022年3月17日
https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2022/0317_14.html (2022年9月4日最終アクセス)
- ・ダーベル暁子 「EU の炭素国境調整メカニズム」『三井物産戦略研究所』2021年12月
https://www.mitsui.com/mgssi/ja/report/detail/_icsFiles/afieldfile/2021/12/14/2112e_darvell.pdf (2022年9月4日最終アクセス)

- ・藤堂安人 「第 15 回ドイツ・フライブルク市ボーバン地区 居住地区からクルマを排除」 2018 年 1 月 5 日 『日経 BP 総研クリーンテック研究所』
<https://project.nikkeibp.co.jp/atclppp/PPP/080200047/121000023/?P=2>
(2022 年 8 月 9 日最終アクセス)
- ・内閣府 「Society 5.0 とは」 https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/ (2022 年 8 月 2 日最終アクセス)
- ・日本政府代表団 「国連気候変動枠組条約締約国会合 (COP26)」 2021 年
[900518177.pdf \(env.go.jp\)](900518177.pdf(env.go.jp)) (2022 年 7 月 30 日最終アクセス)
- ・日本貿易振興機構 (ジェトロ) ブリュッセル事務所 海外調査部 「『欧州グリーンディール』の最新動向政策パッケージ「Fit for 55」の概要と気候・エネルギー目標」 2021 年 12 月
[20210051.pdf \(jetro.go.jp\)](20210051.pdf(jetro.go.jp)) (2022 年 7 月 30 日最終アクセス)
- ・ロナルド・ホール 「欧州連合都市開発政策と国際協力」 欧州委員会地域政策総局 2016 年 8 月
https://doc.future-city.go.jp/doc/pdf/forum/2016_06/02_05_hall_jp.pdf
(2022 年 8 月 13 日最終アクセス)
- ・ワーヘニンゲン UR 農業経済報告書 2012 年
- ・Climate change knowledge portal(CCKP) 『Netherlands』 2021 年
[Netherlands - Sea Level Rise | Climate Change Knowledge Portal \(worldbank.org\)](Netherlands - Sea Level Rise | Climate Change Knowledge Portal (worldbank.org)) (2022 年 9 月 4 日最終アクセス)
- ・Europe magazine 「世界の最先端を行く EU の気候変動対策」 2021 年
<https://eumag.jp/feature/b1021/> (2022 年 7 月 30 日最終アクセス)
- ・Fiona Wieland 「URBACT launches new call」 European Commission 2017 年 2 月 23 日
[European Commission, official website \(europa.eu\)](European Commission, official website (europa.eu)) (2022 年 8 月 14 日最終アクセス)
- ・Hans Hertle, Frank Dünnebeil 「CO2-Bilanz Energie und Verkehr für die Stadt Freiburg bis 2014」 2017 年 7 月 27 日 Institut für energie und umweltforschung Heidelberg
2014_Freiburg_Klimaschutzbilanz.pdf

(2022年8月9日最終アクセス)

- Knoema 「[The World's Leading Exporters of Agricultural Products](#)」

2020年11月5日 [The World's Leading Exporters of Agricultural Products -
knoema.com](#) (2022年8月14日最終アクセス)

ドイツが財政健全化を達成できた要因に関する考察

An analysis of the factors which led Germany to success in its financial reconstruction.

2年経済学部 胡千恵

1. はじめに

先進国において、新型コロナウイルスの蔓延による赤字国債の増加が度々話題となっている。コロナ対策に関する給付金や補助金による歳出増加、税収の減少による歳入減少が主な原因であると考えられ、各国の財政を圧迫している。日本も総額 77 兆円となる新型コロナ補正予算を成立させており（日本放送協会, 2022）、2020 年度の新規国債発行額は 112 兆円超となった（時事ドットコムニュース, 2021）。だが、日本の財政悪化は今に始まったものではない。

日本の財政は「ワニの口」と揶揄されることがある。歳出と歳入を折れ線グラフで示した際、歳出が年々増加しているのに対し、歳入が伸び悩んでおり、グラフが口を開けたワニのように見えるからだ。ワニの口はバブル崩壊後の 1990 年台から開き始め、差額は公債の発行で穴埋めされていた（財務省, 2021）。そのため、日本の借金である公債は増加し続けている。日本の普通国債残高は 2000 年では 368 兆円であったのに対し、2020 年には 1004 兆円（財務省, 2022）と、20 年間で 3 倍にも増加している。また、2022 年度の一般会計歳入では、公債金が 34.3%（財務省, 2022）と全体の 1/3 を占めていることから、日本の財政は公債金に依存しており、公債金額は今後も増加していくことが見込まれる。

歳出と歳入の乖離による国の借金増加は日本にとって重大な問題であると考えられる。政府の借金は将来世代に引き継がれ、将来の社会保障削減などの歳出減少、税率引き上げなどの歳入増加によって、返済されることになると考えられる。これにより、現在の国民への給付は将来世代への負担の先送り（財務省, 2021）となっており、将来における日本の発展や経済安定のための最適な財政

出動を妨げる可能性がある。また、国債への信頼度は国の財政の信頼度に大きく依存しているため、政府の政策や言動に左右されやすい。「公的債務が大きくなるほど、将来の政治や政府の気まぐれ（についての予想）によって、現在の投資家の信頼が動揺するリスクが大きくなるわけである」（小林，2004）ため、巨額公的債務によって、投資家が神経質になり、不安定な市場を作り出す可能性がある。仮に公債の「取り付け」が起きるかもしれないという不安心理が市場に広まった場合、国債の価格と金利が不安定になるため、連動している家計や企業の借入金利も大きく変動し、家計や企業の経済活動を阻害する可能性がある。このようなことから、公債の累増は様々な弊害があることから、公債で歳出を賄うことは持続可能ではないと考えられる。

政府は 2002 年度から国・地方のプライマリーバランスの黒字化を目標とした財政健全化目標を掲げている。2002 年度に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」では、「2010 年代初頭に国と地方を合わせたプライマリーバランスを黒字化させることを目指す。」（財務省，2021）と示されている。しかし、2010 年代中盤である 2015 年度の「経済財政運営と改革の基本方針 2015」においても、「国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020 年度までに黒字化、その後の債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す。」（財務省，2021）と、2002 年と類似した内容の方針が閣議決定された。他の年度の経済財政運営と改革の基本方針でも似たような目標が掲げられており、プライマリーバランスの黒字化は幾度も頓挫し、先延ばしにされていることがわかる。また、目標が形骸化しているとも捉えられる。財政再建に成功した事例を分析することで、このような事態を打開するための足掛かりを得られるのではないかと考える。よって、本稿では 2011 年から 2015 年にかけてドイツがどのようにして財政再建を達成したのかについて分析したい。

財政再建を行なった国の中でドイツに焦点を当てる理由を述べる。1 つ目は、日本と同様に第二次世界大戦の敗戦国であり、自動車産業を主軸に戦後復興を実現した国であるからだ。自動車産業によって著しい経済成長を遂げ、自動車産業が国の経済に大きな影響を与えて続けていることから、産業面において日本に類似していると考えた。2 つ目は、ドイツの人口構成が日本と似ているからだ。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」

によると、日本の2040年の高齢化率は35.3%（厚生労働省，2020）になると推計されている。ドイツでは、「現在のままでは、2040年にはドイツの人口の40%以上が65歳以上」（今井，2016）になると予想されている。日本の財政赤字拡大は高齢化による社会保障費の増加が主な原因とされているため、同じように少子高齢化が進んでいる状況に直面しているドイツを分析することでより日本の財政再建に応用可能な足掛かりを見つけることができると考える。

2. 財政再建の背景

ドイツは第二次世界大戦敗戦後、戦勝国によって東ドイツと西ドイツに分裂した。東ドイツはソ連を中心とする社会主義国家、西ドイツは米国を中心とする資本主義国家の一員となったが、冷戦が終結したことで1990年に東西ドイツ統一を果たした。だが、50年にわたる長期的な分裂は東西ドイツの経済格差を生み出した。東ドイツは中央集権型政府の計画経済であったため、市場の競争による技術の発展や生産性の向上がなく、西ドイツに比べて生産性が低く、経済力も弱い。三菱UFJリサーチ&コンサルティングによると、東西ドイツの再統一の東西の所得格差は約4倍であり、ドイツ全土の雇用者1人あたりの名目GDPを100とした場合、西ドイツは115程度なのに対し、東ドイツは50前後であり（土田，2020）、著しい生産性の格差があったことがわかる。

東西ドイツ統一後、西ドイツ経営者連盟と東ドイツ労働組合は賃金を一刻も早く同一水準にすることに合意した（Barysch, K. B., 2003）。西側は安価な労働力によって、低いコストで安い商品を作り、商品の国債的競争力が増すことを狙いとしており、東側は東ドイツの労働者が西ドイツの高賃金の職につくために西側に流入し、東ドイツに労働者がいなくなることを心配していたことから、このような合意に至ったと考えられる。賃金同水準化を実現するためには東ドイツの賃金を値上げする必要があるが、財務基盤が不安定な会社が多く、賃上げに耐えることができずに人員削減を行なった結果、失業者が急増した。西側の失業率はヨーロッパの平均と同水準の5.7%を維持していたのに対し、共産体制時は0%であった東側の失業率は20%超にまで増加した（Barysch, K. B., 2003）。東側の失業率増加率が西側よりも大幅に高くなっていることから、

東西ドイツ統一は西ドイツに大きな影響は与えなかったものの、東ドイツの経済や市民生活に甚大な影響を与えたと考えられる。

ドイツ政府は西側で行なっていた社会保障を東側にも適用し、東側の失業者にも失業手当を給付したため、社会保障費が急増し、1989年から1995年の7年間で公債が2倍以上に増加し、財政を圧迫するようになった。歳出の増加は失業手当の増加のみならず、東側の経済復興のための多額の公的資金投入も原因の一つであると思われる。東西の経済格差が顕著に表れていることから、政府は国の財政ではなく、格差是正を優先し、東ドイツへの支援を行わざるを得なかったのではないかと考える。また、失業手当や補助金などが継続的に支払われることや、少子高齢化による社会保障費などの増加によって、財政赤字が今後拡大し、財政状況が長期的に悪化することが予測され、財政再建の必要性が浮かび上がった(羽森, n. d.)。

また、ドイツは東西統一によって、経済が停滞した。ドイツ政府は歳入増加のために行なった増税がドイツの賃金上昇につながり、商品価格に上乗せされたことで国際的競争力を弱くした。また、東側の公的投資による建設ブームが資金不足によって中断され、建設途中のビルが多くできたとされている。

(Barysch, K. B., 2003) このようなことから、ドイツの東ドイツの経済対策支出金は予想していた効果を得ることができず、経済の停滞を招いたと考えられる。

経済停滞、高失業率、財政赤字という状況に陥ったことからドイツは「ヨーロッパの病人」と呼ばれていた。だが、ドイツは現在「一人勝ち」(日本放送協会, n. d.)と言われるほど安定した経済基盤を築いている。安定した経済成長、低失業率、財政黒字を維持している。

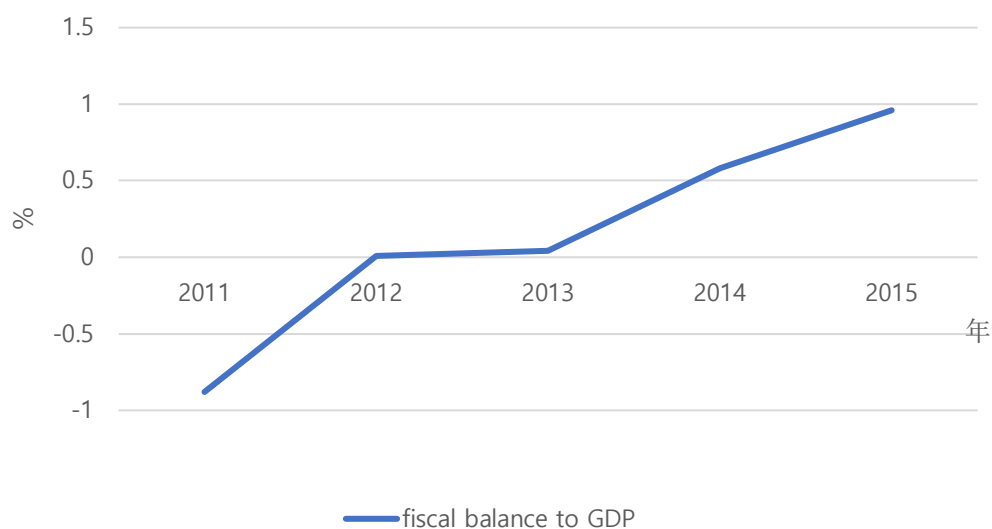
本稿では、2011年から2015年にかけてドイツがどのようにして財政黒字化を達成したのかについて考察する。財政再建を達成できた主な要因としてユーロの導入、労働市場改革、債務ブレーキルールが挙げられる。各政策単体では財政再建を果たすことはできないが、要因同士が互いに影響を与え、財政再建に必要な経済基盤やインセンティブを作り出したことが重要であると考えられる。各要因についての説明とそれが財政再建に与える影響の分析をした後、要因の相互関係について全体的な考察をする。

分析対象を 2011 年から 2015 年に設定した理由は以下のとおりである。2011 年に債務ブレーキルールの実施が始まったため、3 つの要因を全てカバーするために 2011 年から分析するのが妥当であると考えた。分析対象を現在までとせず、2015 年で区切りをつけた理由として、現在のコロナ禍を分析対象外にすることが挙げられる。本項は平常時の財政運営を分析するのが目的であるため、非常時の財政出動に影響されるコロナ期間に関しては分析を行わない。

3. ドイツの財政再建

ドイツの対 GDP 財政収支は図 1 で示しているとおおり、右肩上りとなっている。2011 年は赤字であったが、2012 年には黒字に転じ、2012 年以降の余剰額も増加している。これにより、ドイツは歳出と歳入のバランスをとった財政運営に成功しており、歳出過多による借入の必要がないことが読み取れる。

図 1 : ドイツの財政収支 (対 GDP 比)

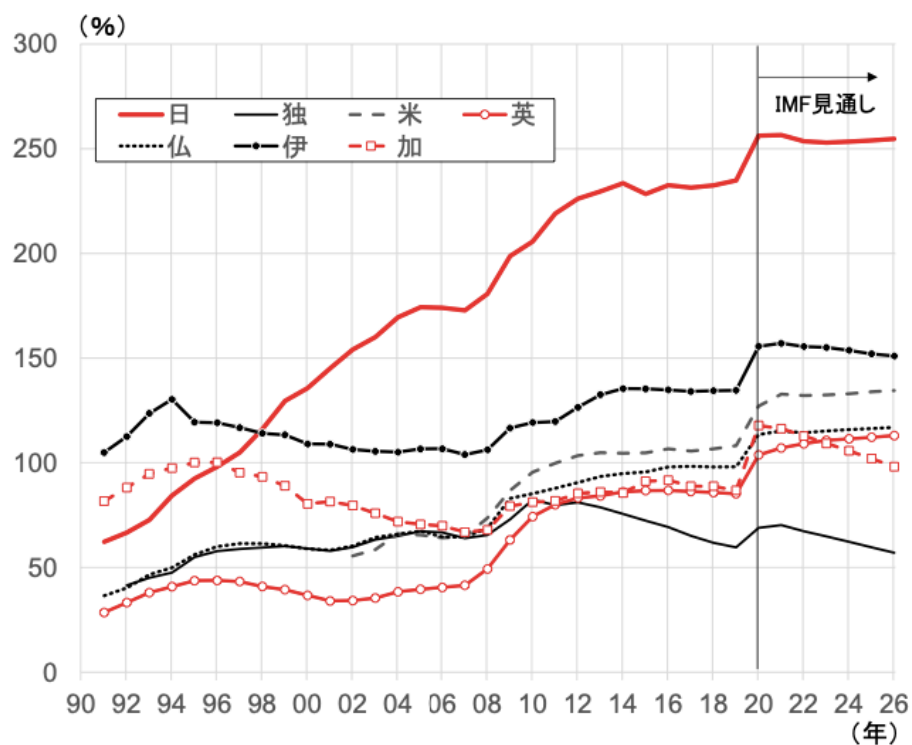


(「世界のネタ帳」, 2022, ドイツの財政収支の推移を元に著者作成)

また、図 2 からグロス債務残高が 2011 年から 2015 年にかけて継続的に減少していることがわかる。2010 年まではフランスとほぼ同水準で推移しているが、2012 年から減少傾向に転じ、フランスより低い水準で推移している。

世界各国の債務残高が増加傾向にある中、ドイツのみがトレンドから逸脱した存在となっていることがグラフから読み取れる。また、ドイツの債務残高が100%以下であることから、「取り付け」にも確実に対処することができると思われる。

図 2 : G7 諸国の一般政府部門のグロス債務残高対名目 GDP 比率



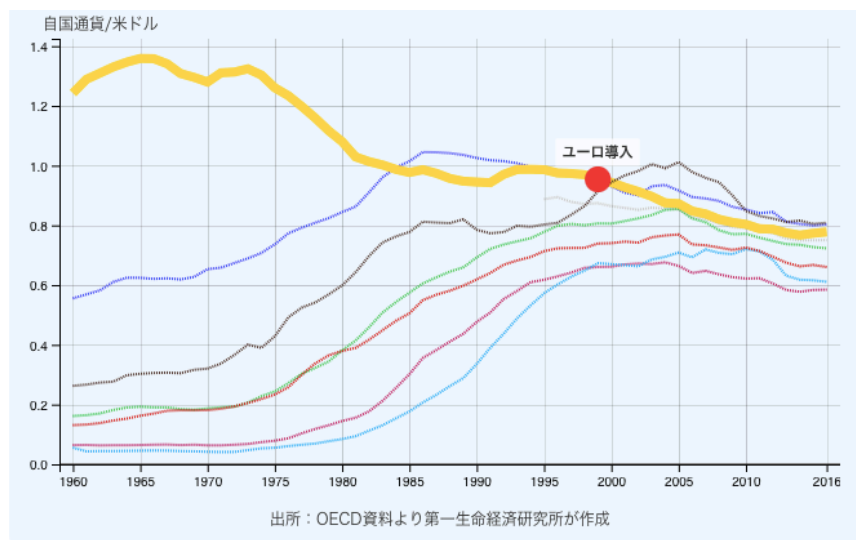
(橋本, 2021)

このようなことから、ドイツは財政再建を達成できていると考えられる。

4. 単一通貨ユーロの導入

1999年に、第二次世界大戦後から始まった欧州統合の一環としてユーロが導入された。ドイツはマルクを使用していたが、EUのメンバーとして通貨統合に参加し、2002年からユーロの流通を始めた。ユーロは統合通貨であるため、ユーロの価値は一国の経済状況ではなく、ユーロを使用している全ての国の経済状況で決まる。そのため、ユーロの為替レートはドイツの経済だけでなく、他国の経済状況にも影響を受け、ドイツの経済が成長していても他国の経済が低迷している場合はユーロ安が進む。図3で示されている黄色の線はドイツの通貨価値を購買力で表している。1999年のマルク時代からユーロ導入後にかけて通貨価値が下がっていることがわかる。ユーロ発足当初はドイツと同水準の生産性を持つ国がユーロを使用していたが、その後、2001年にギリシャ、2000年代後半から2010年代初めにかけて比較的生産性が低いとされている東ヨーロッパの国々が加盟したことから、ユーロ圏の平均的な生産性を低下させたと考えられる。そのため、ユーロ圏内における経済格差が一層広がり、ユーロは各加盟国の経済状況を正確に表すことができなくなっていると考ええる。ユーロの価値はユーロ圏がデフレであることの影響を受け、金融緩和策が試作されていることによって低い水準を推移し続けている。メルケル前首相が「もしドイツマルクが存続していれば、現在のユーロ相場と異なった水準にあったのは間違いない」(Dalder, 2017)と示唆しているように、ユーロ圏で強い経済力を持つドイツにとって、ユーロは「永遠の割安通貨」(唐鎌, 2017)となっているのだと考える。

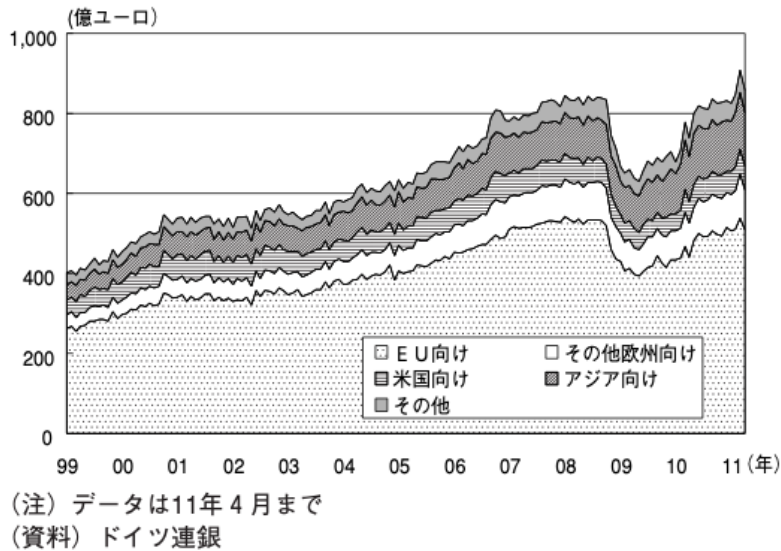
図 3: ユーロ圏主要国の購買力平価の推移



(日本放送協会, n. d.)

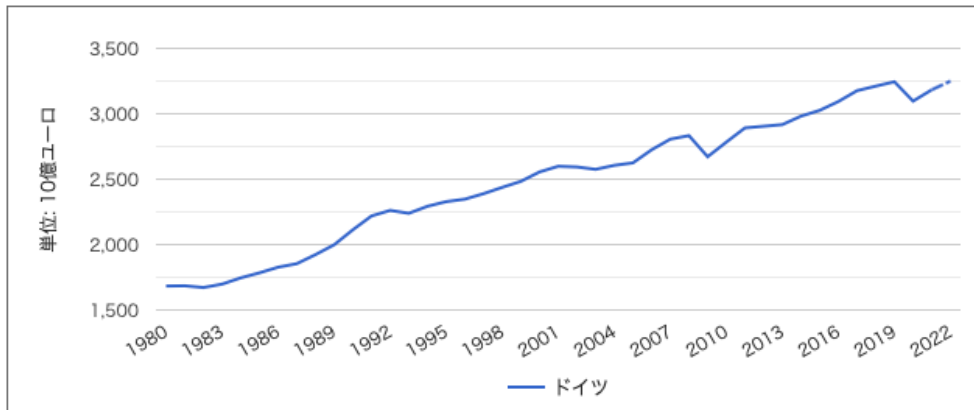
ドイツはユーロが割安であることから大きな恩恵を受けていると考える。ドイツは輸出依存度が GDP 比 50% (海津, 2019) と高く、輸出大国である。また、図 4 が示しているように、ドイツの輸出額はリーマンショックで一時下落したものの、年々増加している。通常、国際収支が黒字となった際、通貨価値が上昇し、貿易収支が悪化するが、ユーロが割安を維持していることから、貿易収支を好調に保つことができている。そのため、ドイツは自国通貨を使用している国とは異なり、通貨高を気にすることなく輸出を拡大することができる。また、ユーロ圏内の貿易はユーロ決算となるため、為替レートに影響を与えない。図 4 で示されているように、ドイツの輸出の約 6 割が EU 向けである。EU 向けの輸出は通貨価値と無関係であるため、ドイツは為替レートに制限されることなく輸出を拡大することが可能である。

図 4：ドイツの地域別輸出額



貿易黒字はドイツの経済成長において重要な役割を果たしていると考えられる。図 5 で示しているようにドイツの実質 GDP はリーマンショックで減少しているものの、堅調に増加し続けている。経済理論上、貿易収支は GDP に含まれているため、貿易収支の増加は直接的に GDP の増加につながると考えられ、ユーロ圏による貿易黒字がドイツの経済成長の一因となっていると考えられる。だが、輸出と経済成長の関係性に関しては様々な研究が行われており、実際にどのような関係があるか不明確である。Bakari の 1985 年から 2015 年のドイツを対象とし、VAR モデルとグレンジャー因果性検定を使用して行った研究では、輸出と経済成長に正の相関関係があると結論づけられている。(Sayef, 2017) そのため、ドイツの安定的な輸出はドイツの経済成長の原動力であると考えられる。

図 5：ドイツの実質 GDP の推移



(世界のネタ帳, ドイツの名目 GDP(自国通貨)の推移, 2022)

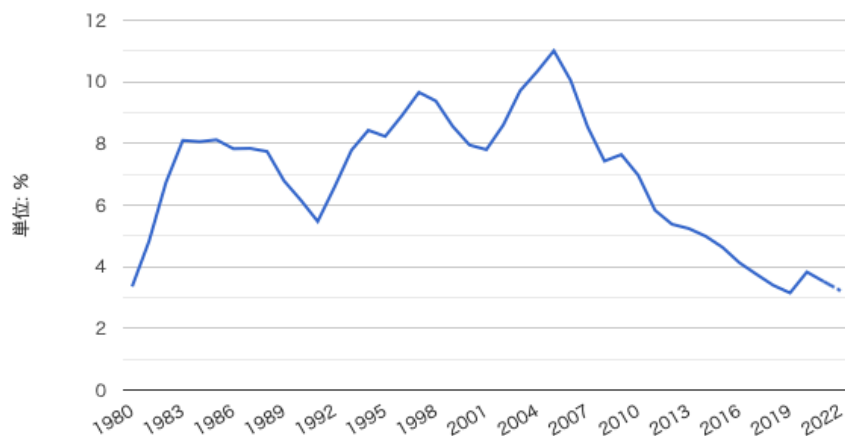
ドイツは「ヨーロッパの病人」時代、東側の低い生産性によって経済が停滞していた。だが、輸出の拡大が一因となって、経済成長を達成している。ユーロ圏の金融政策は、欧州中央銀行（ECB）及び各国中央銀行からなる欧州中央銀行制度（ESCB）を通じて単一の金融政策として行われ、各国中央銀行は、定められた金融政策方針に従って、各国内で金融政策を実施することを任務としている。そのため、ドイツは景気対策のために自国に適した金融政策を制定することが難しく、経済停滞した際には財政政策を利用して経済を刺激する必要がある。経済が停滞している場合、拡張的財政政策を行なって経済成長を促す必要があるため、あまり必要がない支出でも景気刺激を理由に承認されてしまう可能性がある。それにより、支出をコントロールすることが難しくなる可能性がある。だが、ユーロ安によって輸出が拡大し、安定した経済成長が達成されているため、拡張的財政政策の必要性がなくなり、政府は不要不急な支出を回避することができる。また、景気低迷にも繋がりがねない財政再建について市民からの不満が少なくなると考えられる。経済が停滞している状況下で財政再建のために歳出を削減した場合、景気がさらに悪化し、市民の日常生活を圧迫したり、政府に対する不満が蓄積されたりする可能性がある。よって、ユーロ導入による安定した輸出は、安定した経済成長をもたらすことで、政府の財政再建を実行する上で必要な環境を作り出す重要な役割を担っていると考える。

5. 労働市場改革

東西ドイツ統一によって低経済成長、高失業率、財政赤字で「ヨーロッパの病人」になり、この状況の打開策としてシュレーダー前首相は2003年から、経済成長を刺激し、社会保障制度を安定させ、ドイツの競争力強化を狙った労働市場・社会保障・税制の一体改革であるアジェンダ2010を実施した。

高止まりしていた失業率を下げるため、企業が柔軟な採用を可能にするため解雇規制が緩和され、就労を促す改革が行われた。解雇規制を緩和することで、企業は柔軟な採用を行うことができる。就労を促す改革として、政府は失業者に対しては職業紹介所への速やかな届け出が義務づけ、失業給付の期間が短縮した。失業者への雇用斡旋を厳格化することや失業手当の給付期間を短くすることで、失業者が失業手当に頼った生活を送るのを防止し、再就職をするインセンティブを作り出すことで、就業意識を向上させることに成功していると考える。さらに、期間を短縮することで財政への負担をも軽減する効果があると考える。だが、ドイツの失業率は図6で示しているように、労働市場改革を行ったにもかかわらず2003年から2005年で9.71%から11.01%（世界のネタ帳，2022）にまで上昇している。これは、解雇が容易になったことで企業が相次いでリストラを行ったことが原因であり、改革の失敗であると捉えられる（磯山友幸，2011）。だが、2005年以降には失業率が減少傾向に転じ、2010年にはアジェンダ2010の目標を満たす6.97%まで減少させていることから、改革は成功していると考えられる。従来ドイツでは多くの業種で企業や買収にマイスターの資格者が必要であったが、改革を行ったことでその必要がある業種が大幅に減少した（磯山友幸，2011）。そのため、新規事業の参入が容易になり、若者を中心とした多くの雇用が創造されたのではないかと考える。

図 6：ドイツの失業率の推移



(世界のネタ帳, ドイツの失業率の推移(1980~2022年), 2022)

労働市場改革の長期的な効果として、ドイツ経済に安定をもたらしたことが挙げられる。労働市場の流動化を実現したことで、失業率を低下させただけでなく、低水準で保てるような環境を作り出したと考える。新たな雇用を作り出すことが容易になったことや、企業が採用しやすくなったこと、失業者が高い再就職意欲を持つような政策を打ち出したことが主な要因であると考えられる。また、改革は国際競争力を向上させることにも貢献したと考える。改革により、伝統的な事業への新規参入が容易になったことで競争が生まれたことや、労働市場が拡大したことで人材の最適配置を容易にしたため、生産性が向上し、強い輸出競争力を身に付けたのではないかと考える。

労働市場改革はドイツ経済に長期的なメリットを与えたが、問題点も孕んでいると考える。2005年から2010年にかけてドイツでは労働者の社会保険料負担が免除される低賃金労働者（ミニ・ジョブ）が500万人にまで増加した（田中，2014）。これは、改革により、正規雇用を生み出すインセンティブが減り、正規雇用で行われていた職務が幾つものミニ・ジョブに分けられたためだとマンハイムベース ZEW シンクタンクの Holger Bonin は指摘する（Marsh, S., & Hansen, H., 2012）。ドイツでは統一された最低賃金が設けられていないため、1時間 55セントのようなどても低い賃金で働く非正規労働者が増加してしまったと考えられる。ヨーロッパ統計局によると、低所得による貧困率

は 2005 年の 4.8%から 2010 年には 7.2%に増加した (Marsh, S., & Hansen, H., 2012)。このように、雇用の創出によって失業率は低下したが、創出された雇用の多くが低賃金労働であったことから、所得格差や貧困が問題になったと考えられる。改革は雇用の量を増加させることができたが、雇用の質を維持することができなかつたのではないかと考える。低賃金は労働者にとってデメリットとなるが、ドイツ企業は低賃金によって生産コストを低く抑えることができ、国際競争力を向上させたと考える。また、安い労働力を求めて発展途上国に生産をシフトさせることを防止し、職の流出を少なくすることで、国内の雇用を守っていると考えられる。

6. 債務ブレーキルール

ドイツでは累積債務の増加の防止を目的とした 2009 年の憲法改正(「第 2 次連邦制改革」基本法の新 109 条 3 項と新 115 条 2 項)に債務ブレーキを導入し 2011 から実施している。「歳入と歳出は、原則として、借入による収入なしに、これを均衡させなければならない」(115 条 2 項 1 文) (中村, 2012) と連邦の憲法で書かれているように、債務ブレーキでは、均衡財政が義務付けられており、歳入と歳出を均衡させなければならない。また、旧 115 条は赤字国債の発行を禁止していないのに対し、現 115 条は赤字国債の発行を法的に禁止したように、債務ブレーキルールは赤字国債等の借入による収入を基本的にゼロにする制度でもある。国家は累積債務を削減させる義務は負わないが累積債務を増加させない義務を負う。

債務ブレーキルールは基本ルールと例外ルールが設けられている。

基本ルールでは連邦政府および州政府は原則として財政収支を均衡させることが求められており、連邦政府は景気循環要因や一時的な要因を除いた構造的財政収支は GDP 比-0.35%以上、州政府は 0.0%以上を満たす必要がある (中田, 2017)。また、景気調整を踏まえた上限値からの逸脱具合を毎年チェック勘定 (管理勘定) ではかっている。財政執行の実務と推計の乖離を事後的にチェックする仕組みであり、債務ブレーキの導入以来、累積債務がどれほど増減したか通算することができる。チェック勘定残高の赤字が名目 GDP の 1%以上であった場合、超過分を翌年の新規債務負担上限から差し引き、チェック勘定残高

の赤字が名目 GDP の 1.5%以上の場合は憲法上の予算削減義務が課されると法律で定められている。(中村, 2012) 法律上でルールを遵守しなかった場合の処罰を明記し、継続的に連邦政府及び州政府の財政状況を監督することで、ルール厳守を徹底させ、ルールの形骸化を防ぐことができたのではないかと考える。また、チェック勘定に余裕があるときは次の会計年度の予算制約が少なくなるため、連邦政府及び州政府は債務を減少させるインセンティブが与えられ、主導的に財政規律に向けた働きかけをされると考えられる。

例外ルールは景気調整と非常事態の際に適応される。ケインズの経済思想をもとに反循環的な経済政策を講じるために景気調整の規定が定められ、非常事態対処のための財政出動の要請が財政規律の要請に優先し、新規債務の上限を例外的に超過することを認めるのが非常事態の規定である。だが、財政出動の際には返済計画を付し、適当な期間内に返済を行う必要があるため、例外ルールを利用して多額の借り入れを行い、債務ブレーキルールを実質無効化することはできない仕組みとなっていると考えられる。本制度は、コロナ禍において適用されたが、本稿では 2011 年から 2015 年に焦点を当てており、例外ルールは適応されていなかったことから、基本ルールに着目する。

債務ブレーキルールは政治家の判断に影響を与え、財政再建に向けた取り組みを促している要因になっていると考えられる。2009 年に自由民主党 (FDP) とドイツ最大野党の (CDU) は大幅な税率引き下げを行うことに合意したが、債務ブレーキルールにより、実行せずに終わった。また、緑の党など左派の政党は公債を発行し、公的投資を増加させるべきだと主張しているが、メルケル前首相は債務ブレーキルール元に制定した財政収支目標を盾に主張を否定している。(Reuters, 2019) 債務ブレーキルールは政治家の討論において歳出拡大を阻止する理由として効果を発揮していると考えられる。法律上において借り入れへの制限を設けることで、政府借り入れ額が政府内の派閥や権力闘争など、政権の影響を大きく受けることを回避することもできると考える。政府支出の増加を主張している政党が政権を握った際、通常では赤字が増大する可能性がある。だが、債務ブレーキルールの存在により、自由に借り入れを行うことができず、赤字の急増に歯止めをかけることができるのではないかと考える。

債務ブレーキルールは債務額を直接的に減少させる政策であるが、直接的に借入額を減少させるだけでなく、間接的にも借り入れを減少させる効果があると考えられる。政府は補助金や給付金などの財政出動を支持率集めの道具として使用することがある。政治にあまり関心のない市民は予想外の恩恵を与えられることでその政党を支持すると考えられる。債務ブレーキルールがない場合、借り入れを行うことが比較的容易であるため、政府は歳出が歳入を上回っている状況においても、政治的意図によって、公債を元にし、経済的には不必要な歳出を行う可能性がある。だが、債務ブレーキルールが規定されていることで、政府は限られた財源で財政を運営する必要がある、安易に財政出動を謳うことができない。また、市民も債務ブレーキルールの存在を認知しているため、「大幅な財政出動を行う」という公約は政党の支持につながらず、市民が政党に懐疑的になると考えられる。そのため、政府の歳出増加に対するインセンティブが少なくなり、結果として不必要な歳出を減少させることができるのではないかと考える。さらに、債務ブレーキルールは政府の歳出削減を実現する大きな後押しになったのではないかと考える。歳出削減は社会保障費や補助金を減額することにつながるため、市民に決断の理由を明確に開示することが必要であり、理解と支持を得にくい。そのため、一度開始された補助金や給付金は給付を停止することが難しく、継続的な政府支出につながっている。だが、債務ブレーキルールが制定されたことで、不必要だと判断されているが継続して給付している補助金などを停止する理由が作られる。政府は債務ブレーキルールの遵守という理由を利用することで、市民の同意を得ることが容易になり、反対が少ない状態で歳出削減を行うことができるようになるのではないかと考える。

債務ブレーキルールは以上のように、財政再建において重要な役割を担っていると考えられるが、その反面、様々な問題点も存在すると考える。しかし、債務ブレーキルールは導入されてから日が浅く、現在も経済に効果を与えている。そのため、現段階では包括的な分析を行うことが困難であり、今後の運用を注視し、その効果を見定める必要がある。

債務ブレーキルールでは、潜在 GDP を使用して毎年の財政収支目標額や最大借入額を計算している。潜在 GDP の計算は複雑であり、計算過程が不透明である。(Feld, Lars P.; Reuter, Wolf Heinrich, 2021) 様々な変数を使用して

いることから、政府は恣意的に変数を調整し、潜在 GDP を意図的に高く設定することでより多くの借り入れを行うことができ、政策の抜け道になるのではないかと考える。また、潜在 GDP を的確に計算することは不可能に近いと考えられる。2005 年から 2015 年の EU15 において予想した 1 年以内の潜在 GDP は実際の潜在 GDP と 1% 程度の誤差が生じていたことから、潜在 GDP を的確に予想することは不可能であると考えられる (Reuter, 2020)。また、GCEE (2019) は実際の潜在 GDP を使用して最大借入額を計算した場合、最大公債発行額は予測を使用して計算した額よりも少なくなると指摘している。ドイツ連邦銀行 (2019) は、政府の監督において債務ブレーキルールに関する情報の透明性を担保するために審査基準を見直したと説明している。だが、様々な重要な情報が国民に向けて開示されていないことなどを踏まえ、政策の透明性を向上させるにはあまり効果がないのではないかと考える。

7. 要因の相互関係

以上の 3 つのセクションでドイツの財政再建に貢献したと思われる要因は、各要因単体では財政再建を達成することができなかったと考える。3 つの要因が互いに影響を与えあい、複雑に絡み合って財政再建を達成したと考えられる。

3 つの要因において財政黒字を直接的に達成させたと思われるのが債務ブレーキルールである。法律上で具体的な数値目標を制定することで、連邦政府と州政府はそれに従わねばならず、強制的に財政再建が実行されるからだ。だが、債務ブレーキルールを遵守するためには歳出を制限する必要があり、経済にとって痛手となる政策や市民からの理解を得にくい政策、政治的に不評な政策を施策せねばならない。アジェンダ 2010 において、失業率が 2005 年に急上昇したことにより国民がデモを行い、シュレーダー政権が退陣に追い込まれたように、経済が停滞している状況で債務ブレーキルールに従って社会保障や補助金などの政府支出を削減した場合、国民からの不満が噴出する可能性がある。そのため、政府は国民の反感を買うことを避けるために法律の抜け道を探し出し、ルールが形骸化することが考えられる。だが、ルールが形骸化せず、遵守されたのは債務ブレーキルールの監督制度のみならず、経済が好調であったことが理由の一つになっていると考える。経済が安定している状況で債務ブレーキ

ールに沿った政策を行なったことで、国民は政策によって日常生活が悪化する心配が少なく、政策に理解を示すことができる。政府は国民からの反対が少ないことで、政策を推進することができ、債務ブレーキルールを遵守し、財政再建を実行することができたと考える。また、Christoph、Katja、Achim (2016)は、シミュレーションを行なった結果、ドイツ経済が現在のような成長を見せていなかった場合、歳出削減は経済成長を大きく妨げ、債務高は依然高い水準を保つ事になると指摘している。歳出削減は収縮的財政政策となるため、経済を冷やす効果がある。そのため、経済に成長に極力影響を与えずに債務ブレーキルールを円滑に進めためには、底堅い経済成長が必要である。ドイツの好景気は、政策推進を促しただけでなく、政策の効果も向上させたと考えられる。

債務ブレーキルールで制定された目標値を達成するために必須とされたドイツの好景気は、ユーロ導入と労働市場改革が作り上げられたと考える。2つの要因が相互に影響して築き上げたと考える。

労働市場改革がドイツの伝統的な労働環境にメスを入れ、構造改革を行なったことで、職を創り出し、競争を生み出したことで生産性を向上させることに成功した。また、賃金の平均水準が低下したことで企業に生産拠点をドイツに設けるインセンティブを与えたり、製品の生産コスト低下によって価格が抑制されることで、国際競争力を向上させたりしたと考える。しかし、労働市場改革のみでは財政赤字を黒字化することができなかつただろうと推測する。労働市場改革によって失業率は下落したものの、低所得の非正規型雇用が増加したため、家計全体における所得は増加しにくく、国内の需要が低迷している。(黨, 2013) そのため、労働市場改革のみでは、安定した経済成長を達成することが困難であると考えられる。だが、ユーロ導入がもたらした通貨安の影響によって、輸出を大幅に増加させることが可能となったため、国内の需要に頼らず、海外向けに生産を行うことで、総生産を増加させ、底堅い経済成長を可能にしたと考える。労働市場改革は構造改革であるため、その恩恵を受けるためには、それを最大限発揮できる場が必要である。ユーロ導入は世界市場を取り込んだという点で、構造改革の利点を発揮できる場となり、構造改革によって実現し

た高い生産性を駆使して生産量を増加させる契機となったのではないかと考える。

このように、ユーロ導入がなければ輸出が現在ほど増加することがなく、現在のような底堅い経済成長を実現できなかつたと考えられる。しかし、「シュレーダー時代の改革があったから、ユーロ安の追い風をフルに享受できた」（磯山，2011）と言われているように、労働市場改革が行われず、ユーロ導入のみであった場合、通貨安による輸出増加のチャンスを掴むことができなかつたと考える。伝統的なドイツ市場は生産コストが高騰し、企業規制が多く存在していたことから、商品の値段が高くなると考えられる。そのため、ドイツの国際競争力が低いことや、企業が生産コスト減少のために発展途上国に拠点を移したりすることで、輸出が減少していた可能性がある。このように、ユーロ安は好循環を生み出す市場構造が構築された上で、輸出増加の「追い風」として作用していることから、堅調な経済成長を促進することに貢献したと考えられる。

このように、財政黒字化において、底堅い経済成長は最も重要な要素であると考えられるが、間接的な要素であるため、それのみでは財政再建を推進することが難しい。そのため、ユーロ導入や労働市場改革は間接的に財政再建に貢献しているが、債務ブレーキルールの後押しがなければ財政健全化は成功しなかつたと考えられる。だが、債務ブレーキルールが形骸化せず、現実的に実行され、達成することができたのはユーロ導入や労働市場改革によって底堅い経済基盤が作られたからである。よって、3つの要素は互いに連携しながら財政再建を達成したと考えられる。

参考文献

- 今井民子．2016年．*ドイツの人口問題と移民*．[newsdigest.de](http://www.newsdigest.de)．
<http://www.newsdigest.de/newsde/news/featured/7775-1025/>（2022年9月2日最終アクセス）

- 磯山友幸. 2011年. *ドイツ経済の勝因は左派政権の「小泉改革」にあり*. Wedge ONLINE(ウェッジ・オンライン).
<https://wedge.ismedia.jp/articles/-/1422> (2022年9月4日最終アクセス)
- 海津政信. 2019年. *深刻化する景気低迷、ドイツは何を間違えたのか*. NOMURA.
https://www.nomuraholdings.com/jp/services/zaikai/journal/w_201910_01.html (2022年9月3日最終アクセス)
- 唐鎌大輔. 2017年. *コラム：ユーロ圏を脅かす「ドイツー強」問題＝唐鎌大輔氏*. Reuters. <https://jp.reuters.com/article/column-forexforum-daisuke-karakama-idJPKBN16208G> (2022年9月3日最終アクセス)
- 唐鎌大輔. 2019年. *ドイツの景気が日本よりも落ち込んでいる理由*. 東洋経済オンライン. <https://toyokeizai.net/articles/-/315001?page=2> (2022年9月3日最終アクセス)
- 熊谷徹. 2010年. *輸出で急成長！ドイツ経済*. newsdigest.de.
<http://www.newsdigest.de/newsde/column/dokudan/2944-831/> (2022年9月3日最終アクセス)
- 厚生労働省. 2020年. *平成の30年間と、2040年にかけての社会の変容*. 令和2年版 厚生労働白書.
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/19/dl/1-01.pdf> (2022年9月2日最終アクセス)
- 小林慶一郎. 2004年. *財政悪化、なぜ問題か*. RIETI.
<https://www.rieti.go.jp/jp/papers/contribution/kobayashi/21.html> (2022年9月2日最終アクセス)
- 財務省. 2021年. *日本の財政を考える*. 財政はどのくらい借金に依存してきたのか. <https://www.mof.go.jp/zaisei/current-situation/situation-dependent.html> (2022年9月2日最終アクセス)

- 財務省. 2021年. *日本の財政を考える*. 「借金」の問題点.
<https://www.mof.go.jp/zaisei/current-situation/situation-problem.html> (2022年9月2日最終アクセス)
- 財務省. 2021年. *17. 我が国の財政健全化目標とその変遷*. II. 財政健全化の必要性と取組.
https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal_condition/related_data/202110_02.pdf (2022年9月4日最終アクセス)
- 財務省. 2022年. *財政に関する資料*. 財務省.
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a02.htm#a02 (2022年9月2日最終アクセス)
- 時事ドットコムニュース. 2021年. *コロナ禍で増えた借金「1216兆円」 その行き着く先は... 【政界web】*: 時事ドットコム. 時事ドットコム. <https://www.jiji.com/jc/v4?id=20210730seikaiweb0001> (2022年9月3日最終アクセス)
- 田中 信世. 2014年. *ドイツの労働市場改革 ~改革は何をもたらしたのか*. 季刊 国際貿易と投資 Summer 2014.
<https://iti.or.jp/kikan96/96tanakan.pdf> (2022年9月4日最終アクセス)
- ダルダール マイケル. 2017年. *ユーロ相場はドイツには低過ぎる、為替はECBの専管事項=首相*. Reuters.
<https://jp.reuters.com/article/germany-security-merkel-euro-idJPKBN15Y0WA> (2022年9月3日最終アクセス)
- 土田 陽介. 2020年. *東西統一から30年が経過したドイツ 経済の課題*. 東西統一から30年が経過したドイツ経済の課題.
https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/01/report_200127.pdf (2022年9月2日最終アクセス)
- 黨 貞明. 2013年. *ドイツでは内需拡大の好循環が生じるか*. 三井住友信託銀行 調査月報. <https://www.smtb.jp/>

/media/tb/personal/useful/report-economy/pdf/19_2.pdf (2022年9月4日最終アクセス)

- *ドイツの財政収支の推移*. 世界経済のネタ帳. 2022年.
https://ecodb.net/country/DE/imf_ggxcnl.html (2022年9月4日最終アクセス)
- *ドイツの人口・就業者・失業率の推移*. 世界経済のネタ帳. 2022年.
https://ecodb.net/country/DE/imf_persons.html (2022年9月4日最終アクセス)
- *ドイツのGDPの推移*. 世界経済のネタ帳. 2022年.
https://ecodb.net/country/DE/imf_gdp.html (2022年9月4日最終アクセス)
- 中村匡志. 2012年. *ドイツ・スイスの債務ブレーキ制度とEFSF拡充に関するドイツ保証引受法改正*. JETRO.
https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07000809/ch_de_sai_mu.pdf (2022年9月3日最終アクセス)
- 中田 一良. 2017年. *日本の予算制度における財政健全化に向けた課題*. 三菱UFJリサーチ&コンサルティング. https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2017/03/report_170321.pdf (2022年9月3日最終アクセス)
- 日本放送協会. 2022年. *あなたの「コロナ予算」かかった費用77兆円の使い道をデータで検証 - NHK*. NHK NEWS WEB.
<https://www3.nhk.or.jp/news/special/covid19-money/> (2022年9月2日最終アクセス)
- 日本放送協会. n.d. *かつては“欧州の病人”、今や“一人勝ち” その国は？* / *NHK news web*. NHK NEWS WEB.
<https://www3.nhk.or.jp/news/special/german-election-2017/german-strength/> (2022年9月2日最終アクセス)
- 橋本 将司. 2021年. *ドイツの財政収支構造分析 ~日本との比較~*.
<http://www.iima.or.jp/docs/newsletter/2021/nl2021.18.pdf> (2022年9月4日最終アクセス)

- 羽森直子. n.d. *ドイツ経済の構造変化とユーロ危機に関する分析*. EU及び単一通貨ユーロの貢献.
https://www.kampozaidan.or.jp/pdf/jisseki/report/281_S1.pdf (2022年9月2日最終アクセス)
- Bakari, Sayef. (2017). *Trade and economic growth in Germany - LMU*. Munich Personal RePEc Archive. Retrieved September 3, 2022, from https://mpr.a.ub.uni-muenchen.de/77404/1/MPRA_paper_77404.pdf
- Barysch, K. B. (2003). *Germany - the sick man of Europe?* CENTRE FOR EUROPEAN REFORM policy brief. Retrieved June 23, 2022, from https://www.cer.eu/sites/default/files/publications/attachments/pdf/2012/policybrief_germany_man_kb-5422.pdf
- Feld, Lars P.; Reuter, Wolf Heinrich. (2021). *The German "debt brake": Success factors and challenges*. Retrieved June 16, 2022, from <https://www.econstor.eu/bitstream/10419/235568/1/1761613642.pdf>
- GCEE - German Council of Economic Experts (2019), *The Debt Brake: Sustainable, Stabilising, Flexible*, Chapter 5 in Annual Report "Dealing with Structural Change", Federal Statistical Office, Wiesbaden.
- Marsh, S., & Hansen, H. (2012). *Insight-the dark side of Germany's jobs miracle*. Reuters. Retrieved September 4, 2022, from <https://www.reuters.com/article/germany-jobs/insight-the-dark-side-of-germanys-jobs-miracle-idINL5E8D738E20120208>
- Paetz, Christoph; Rietzler, Katja; Truger, Achim. (2016). *The federal budget debt brake since 2011: The real test is yet to come*. Econ.Stor. Retrieved September 4, 2022, from <https://www.econstor.eu/bitstream/10419/156379/1/870240501.pdf>
- Reuters. (2019). *Factbox: 'debt brake', 'black zero' - Germany's fiscal rules under scrutiny*. Reuters. Retrieved September 3, 2022,

from <https://www.reuters.com/article/us-germany-debt-factbox-idUSKCN1V51XU>

- Reuter, W.H. (2020), Benefits and Drawbacks of an “Expenditure Rule” , as well as of a “Golden Rule” , in the EU Fiscal Framework, Study requested by the ECON Committee, European Parliament, Brussels.

ドイツ政府による高等教育への出費の検証と、 日本での実現可能性

Possibility of Free Tertiary Education

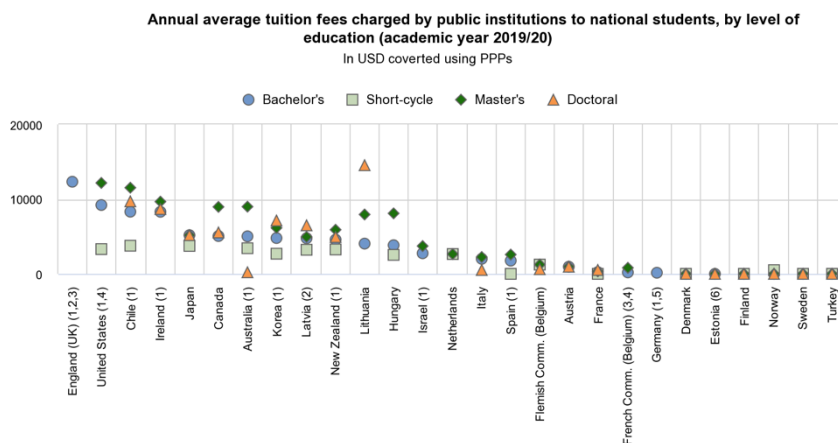
経済学部 2 年 マッケープ ブレンナン 礼

0. はじめに

現在ほとんどの先進国では高等教育を受ける人口の割合は増加傾向にあり、市民の大半が学士以上である高度に専門化された世界は、そう遠くないものとなっている。実際、世界経済機構（OECD）加盟国の 25-34 歳人口のうち、大学教育を受けた割合の平均は 2020 年に 45% と半分に差し掛かっており、2008 年から 10% の上昇を見せている（OECD, 2022）。その反面、アメリカを筆頭に、多くの国では大学教育を受けるための高額な費用が問題視され、数十年にわたって膨大な奨学金の返済に苦しむ人が少なくない状況ともなっている。そんな中、EU 諸国の多くが無償で市民に大学教育を与えることに成功し、「権利としての教育」という近代的な理念の実現を果たしている。日本やアメリカでも同様に一定の教育は権利として保障されており、たとえば日本では中学校までの教育は国民の「義務」として養育する子供全員に受けさせることが定められている（衆議院憲法調査会事務局、2015）。アメリカでも同様、高校までは公的資金で教育を受ける機会が保障されている場合がほとんどだと言える。問題はその後の大学教育であり、ここで生じる国家間の格差はとても大きい。しかし、上述した日本やアメリカでは高等教育を多額の出費が伴うものとする一方で、欧州の多くの国では教育費を支払うことの方が少ない。高等と言われるだけに、その専門性に相応の出費があるように思えるが、公的資金でそれを賄っているのだ。

世界的に見ても、ヨーロッパでは特に経済的に大学に通いやすい環境を整えているといえる。実際、OECD が 2021 年に刊行した最新の指標（グラフ 1）を見てみると、最も大学の学費が低い国々はトルコを除いて全て EU 加盟国であることが明らかだ。さらに、文部科学省「諸外国の教育統計」（2019）によると、ドイツではおよそ 7 割の、フランスでは全学生が公立大学に通っており、グラフの統計が当てはまる学生が大半だ。対して日本は公立大学が比較。大半の大学が集中する首都圏での家賃や食費などの生活費は、ほとんど家庭からの仕送りや学的高額であるだけでなく、4 分の 3 以上の学生が授業料がおよそ倍の私立大学に通っている（図表 1）。では日本では主に学生の生活支援に充てられているのかというと、支援が手厚いとは言い難く、自身のアルバイトや仕送りなどで得た資金で賄っている印象だ。

グラフ 1 市民が公立高等教育機関に通うための平均学費

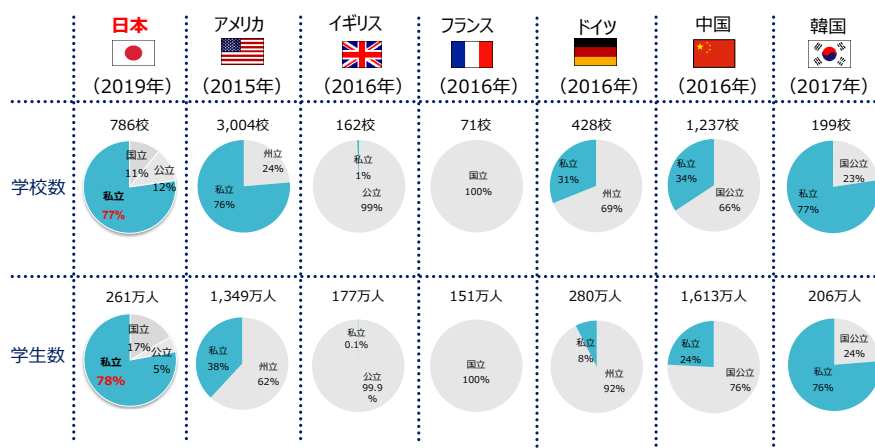


出典：OECD

図表 1

学校数・学生数の国際比較

日本は私立大学が多く、学校数・学生数ともに約8割を占めており、諸外国と比較しても多い傾向。



注：○日本：大学（学生数は学部） ○アメリカ：総合大学（大学院含む）・その他4年制大学（リベラルアーツカレッジ） ○イギリス：大学・高等教育カレッジ。私立は1校のみ。 ○フランス：大学。大学は国立機関である。大学型私立高等教育機関は存在するが（27校）、学位授与権を持たない。 ○ドイツ：総合大学・専門大学・教育大学・神学大学・芸術大学 ○中国：大学（本科）
○韓国：大学・教育大学

【出典】文部科学省「諸外国の教育統計」平成31（2019）年版、「学校基本統計（令和元年度）」

本レポートでは、公的資金による教育への投資の内情と、日本での高等教育無償化の実現可能性について論じていく。しかし、この検証を日本の場合は塾などの存在なども鑑みた際、教育全体で検証することは非常に複雑を極め、中等教育以下については因子が多すぎる。したがって、今回は主に高等教育に絞って検証していくこととする。高等教育は世界的な統計で比較が容易な上に、小学校などでみられる食費や教材費の提供の差異など、「無償教育」内の細かな違いが少ない。留学が最も一般的であるがために、国際比較や、一学生として情報を最も入手しやすいことも高等教育に絞る一因だ。

1. 権利としての教育

これほどまでに革新的に教育の無償化をおこなっている EU 諸国は、他国と比較してより基本的な権利として教育を定め、より強固な法律を以て実現を果たしているのであろうか。日本と比較すると、そうとも言いきれないことがわかる。近年の先進国の例に漏れず、日本やヨーロッパ連合そのもの、そして EU 加盟国単位でも当然、教育を受けることを権利として補償しているところは多い。日本の場合は憲法第 26 条が教育を権利として定め、義務教育に関しては

「無償」かつ「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ」とある。

同様に『欧州連合基本権憲章』でも、第14条に権利としての教育を明記している。しかし特筆すべきは、義務教育に類似する概念としての” compulsory education” は、” this right includes the possibility to receive free compulsory education” と、その無償性に関しては「可能性」にとどめていることだろう。EU は多くの国家を含むため、権利を定める際は比較的慎重であることが考えられ、そのため「無償」と言い切る日本ほど強い法律でもないのだ。ことドイツに関しては、ドイツ法務省のウェブサイト (www.bmj.de) に掲載されている憲法の英訳を見ると、どこにも権利としての教育が規定されていないことがわかる (German Ministry of Justice)。その代わり、ドイツの最高裁により、第2条の “free development of personality” と第7条の “The entire school system shall be under the supervision of the state” の二つの条文から、無償で政府が権利としての教育を提供する必要性が憲法の一部として解釈されている。(Library of Congress, 2021)

上記のことから、EU 諸国の多くに関しては、日本以上に強固な法的な根拠をもとに無償の高等教育を実現しているわけではなく、国民性や、将来的な納税者を育成するなどという合理的な観点から実現がなされていると考えられる。

2. 日本とドイツの比較

今回、高等教育の無償化を成した欧州の国として、ドイツを取り扱うことにする。これは、ドイツが学生の規模と、学生支援の点において日本に最も類似している欧州の国だと考えたためだ。①まず、OECD(2021)によると 2018 年の統計で日本では GDP の 1.4%相当を、ドイツでは 1.2%相当を高等教育にあてていた。そのうち研究開発費を省いた割合はドイツは 0.7% (約 280 億ドル)、日本は 1.4%—研究費 (約 360 億ドル) で、両国の研究費を除いた大学への支出が近いことが判明した¹。

¹ Education at a Glance(OECD,2021) には研究費を除いた値が載っていなかったため、2018 年における高等教育機関への全体的な支出の割合 (1.4%) から、文部科学省「科学技術要覧

②生徒数に関しても、文部科学省の「令和3年度学校基本調査」によると日本の大学生約292万人に対し、ドイツでは約294万人(Federal Statistical Office,2022)と類似している。この類似性は、日本での少子化問題と、市民ではない学生に対しても無償で高等教育を提供しているドイツでは、留学生の人口が多いことが要因として考えられる。③さらに、両国では学生の生活面における支援はほとんどない。ドイツの大学が共同で運営している留学支援団体「German Academic Exchange Service」によると、月867ユーロ≒12万円が平均的な大学生の生活費であるという。これは家賃や教材費などを含めた額であり、それらが公金で賄われるケースは記載されていない。日本でも同様、生活費への援助は基本的にないといえる。物価の違いによる生活のしやすさには無論違いはあるだろうが、今回は学生の生活の質に関しては論じない。

以上の3点から高い類似性を有している両国だが、大きな違いとしては、全大学教育費における公的支出の割合の違いが挙げられる。OECD(Education at a Glance 2021 table C3.1,2021)によると、日本は32%が公的資金から賄われているのに対し、ドイツでは83%を公的資金が占めている。学生数の規模がとても近いことを考えると、80億ドル(説明し直す)もの違いは考察すべき値である。前述した通り、教育費全体の4割ほどを研究開発費に充てているドイツが、教育という面において無償化を果たした理由の裏には、大学教育費のほとんどを公的資金で賄っていることだけでなく、大きなコストダウンも伴っていることがわかる。

3. 考えられるコストダウンの要因

両国の統計では、高等教育支出の細かな内訳は見つからなかった。しかし、大学の教育にかかる基本的な費用を計算し、そこから両国の違いの説明を試みた。大学での教育という面において、その費用を大きくする要因には、教員の給与、生徒対教員の比率、大学自体のメンテナンスコストなどが挙げられる。ドイツ文部科学省によると、ドイツの大学教授は研究者としての達成度を示す「Wス

令和2年版」に記載されている2018年の大学への研究支出(3.72兆円)を当年の対ドル平均為替を用いてドルに変換し、差し引いた。

ケール」の指標に従って上下し、5300 ユーロ≒72 万円から 7500 ユーロ≒102 万円の月収が一般的だという (Federal Ministry of Education and Research)。一方、日本ではボーナスなどを含めた教授の平均年収は 1070.5 万円 (厚生労働省「平成 29 年賃金構造基本統計調査」)。統計としての性質が違うために単純比較は困難だが、ドイツが特に安い賃金を教授に支払っているとは言いがたい額だ。教授の数に関しては大学院も含めた値ではあるが、ドイツでは教員一人当たりの生徒数、すなわち ST 比はドイツで約 12 (OECD, Indicator D2, 2021)、日本では約 15 であった (文部科学省「学校基本調査」)。しかし、この値はビジネスの観点からより利益を重視した、日本の大半を占める私立大学によって上昇させられていると考えられる。実際、日本の国立大学のみ ST 比はおおよそ 9 であり、ドイツを下回る。

コストの格差の一つの大きな要因として考えられることとして、上記通り私立大学が大半を占めることによる利益向上を目指した学費の上昇がある。アメリカではこの問題が顕在化しており、世界を凌駕するほどの学費の高さが問題となっている。日本でもアメリカに見られるような大規模な奨学金制度があり、大学生の多くが貸与型の奨学金を利用する事態となっている。そのため、大学が消費者 (生徒) の支払い能力に合わせる形で学費を抑えるインセンティブが欠けてしまうのだ。その上、私立大学は利益を重視したビジネスである。その反面、利益を出すことが目的ではない公立の大学が大半を占めるドイツでは、やはり生徒一人当たりの教育費は低く抑えられている印象だ。実際「Education at a Glance 2021」によると、ドイツでは 2018 年の大学生の 1 年あたりの教育費には 9739 ドルほどかかっているという。日本の 8 割近くの学生が通う私立大学での授業料が年間平均 93 万円ほどであるため一見そう変わらないように思えるが、初年度に支払う入学料のおよそ 25 万円や毎年の施設設備費 18 万円を加味すると (文部科学省『私立大学等の令和 3 年度入学者に係る学生納付金等調査結果』)、その格差の理由が浮かんでくる。

4. 大学教育の社会的効果

大学卒業資格の主なメリットとして、賃金の高さや就職のしやすさなど、経済的な利点が挙げられる。厚生労働省の『令和 3 年賃金構造基本統計調査』によ

ると、21-24 歳時点で高校卒と大学卒の間では平均年間約 30 万円、給与のピーク時点である 55-59 歳には 170 万円以上もの賃金格差があることが公表されている。ドイツでも同様に、大学資格を保有しない人の 6 割近くが中央値の賃金に達していない中で、大卒資格保有者はその 7 割近くが中央値を超えている(OECD,A4,2021)。失業率に関しても OECD (2021)によると、OECD 加盟国において最終学歴別の差は顕著であり、大学卒業資格を持つものは中等教育までしか終えていない人と比べ、職についている割合が高いことが指摘されている。

主に賃金などの経済面における便益に集中される傾向のある大学教育のメリットだが、無論それのみに限られることではない。大学は実践的な技術から論理的な思考方法、そしてリサーチの仕方に至る分野にまで、多義にわたるスキルの習得につながり、加えてそれらの習慣化にもつながる面もあると考えられる。実際、その影響としてより生産性の高く、社会貢献につながる労働人口の育成や、市民の投票率や犯罪率を改善する社会的な価値が指摘されている。同時に、

より豊かな生活や、新たな知見や技術への順応をしやすくするなど、個人的なレベルでの便益もあるとされている（Chan, 2016）。

表

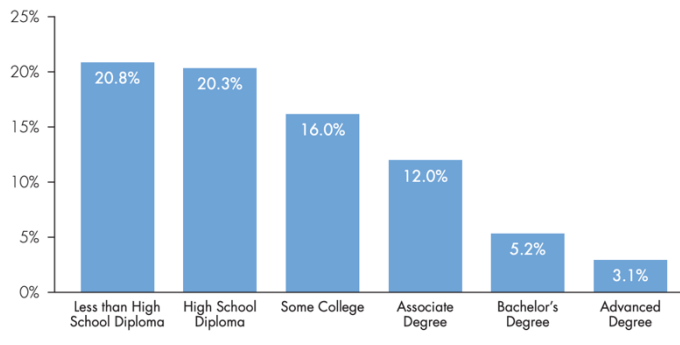
Societal Benefits (public)	Individual Benefits (private)
Advanced knowledge and higher cognitive skills	Advanced knowledge
Greater productivity and higher tax payments	Improved health and life expectancy
Increased quality of civic life	Higher salaries and work benefits
Reduced crime rates	Increased personal status
Decreased reliance on governmental financial support	Greater rates of employment
Greater appreciate for diversity	Personal and professional mobility
Social cohesion	Better consumer decision-making
Increased charitable giving	Improved working conditions
Increased community service	Improved ability to adapt to new technologies
More likely to vote	Less likely to experience poverty
More likely to donate blood	More likely to attend graduate school
Less likely to smoke	More likely to raise children with higher IQ

出所：Chan, 2016

さらに、大学教育を受けることは健康や幸福にも直接関係することが近年確認されている。たとえば、大学教育によってより社会的、経済的地位が高いグループは、「禁煙、運動、食生活、より健康的な飲酒、そしてシートベルトの使用」などに至る、生活面でより健康的な生活を送る傾向がある（Lawrence, 2016）。以下のグラフ（図表3）は、喫煙に関してアメリカで行われたサーヴェイである。傾向として、学歴が高くなるにつれて体に害となる喫煙をする割合が減っていることが読み取れる。例えば、高校が最終学歴の場合と、大学で学資を取得した人との間には、15%もの差がある。喫煙の健康上の害や、寿命への悪影響はもはやコモンセンスであるため、ここでは論じない。これらのような結果との因果関係に関しては、やはり大学での教養や学びによるものであ

り、それぞれの地域や大学の性質によっても変化するだろうが、世界的に相関関係があることが示されている。

図表



Source: Author's calculations using the January 2011 Tobacco Use Supplement of the Current Population Survey, ages 27-66 and not enrolled in college, N = 57,135.

出所：Trostel,

5. 日本での実現可能性

繰り返し述べてきた通り、日本ではほとんどの大学が私立大学である現状、それらを全て国有化し、その収益性を廃止することは不可能だと考える。権利の問題や、それらを賄う資金は、医療や軍事予算が上昇し続ける傾向にある中では到底用意することはできない。さらに、もともと専門性が高く、世界的に見ても費用が嵩む高等教育としては不当なほどに費用が高いわけでもないように思う。そして価格の競争はあまりないような印象だが、学費への法的な介入は難しそうだ。教員を減らし、ST比を高めることは教育の質に関わる重大な問題であり、コスト削減のために踏み切るにはデメリットが多いため、得策ではない。教員の給与に関しても、減給に踏み切ってしまうと教員の質や、先進的な技術を有する研究員の海外への流出という事態に陥る可能性がある。したがって、ドイツほど一人当たりの教育費を削減することは、前提として現実的ではない。ただし、学費の高さが問題ではないわけではない。

学生支援機構の「令和2年度学生生活調査」によると、半数近くの大学生が奨学金を受給しており、実家からの仕送りや自身のバイトでは生活費を補いきれ

ていない状況にあるようだ。より現実的な政策として、国立大学の学費支援は同規模のまま、増やしていくことも視野に入れるべきだと思う。しかし、世界最大規模の国債を抱える日本が、少しの教育費増額のためにでも割ける予算は限られているため、おおきな変化を起こす余裕は残っていないと結論づける。ただし、もしドイツ規模の無償化をコストダウンをせずに実現しようとするならば、先ほど算出した 360 億ドルほどの高等教育費（研究開発を除いた額）の 8 割がたを補う必要が出てくる。この 2 兆円強を国家予算から支出するとした場合、財務省が公表した予算の概要に基づいて考えると、防衛費の約半額、もしくは公共事業費の 1/3 を当てなければならない。その点で、やはり現状の日本では革新的な高等教育を公費で実現することはできない。

6. 高等教育へのアクセスをやすくするためには

では日本ではドイツほどの大きな改革はすぐには不可能であるとして、ここに今後向かっていくためにはどのようなアプローチが考えられるのかについて考えていく。これは最近日本でも浸透している SDGs のうち、第 4 の目的の一部「一生にわたって学習できる機会」に即している。なお、本章で扱う「アクセスがしやすい」とは、大学に行くための様々な条件が少ない、もしくは容易に克服可能であることを指すとする。条件とは主に学費、4 年間以上の生活費などの経済的な面に偏っていると考えられる。というのも、大学自体は資金源さえあれば多少の努力でいける上、大学が集中する首都圏から離れて住んでいたとしても寮などの安価な宿泊施設と、食費などを賄うだけの資金があれば可能なのだ。

まずは奨学金による大学へのアクセス緩和だが、公的資金で賄えない以上、現状個人で負担する他ない。こちらは、政府が奨学金制度を主導し、すでに比較的安い利子を実質的に廃止することが可能ではないかと思う。無論卒業後の返済は求めるが、その期間や返済額を学生もしくは親に定めさせることによって、生活が苦にはならない程度の返済額を実現することができるはずだ。必然的に返済を終了するまでの期間は伸びる上に、もし返済ができなかった際にはローンを組む際などの信用に関わってきてしまうが、その期間を

余裕のある現実的なものに設定することで、卒業後に豊かな生活を送る上での支障にさほどならないと考えられる。

もう一つの方法としては、生活費や宿泊費を大幅に軽減する策として、近年コロナ禍で大きく発展したオンライン講義が挙げられる。首都圏の物価の高さや地理的な要因によるアクセス困難が生じた際には、オンラインで学士を取ることができる制度や大学を整えることができれば、大幅なコスト削減とアクセスの良さを実現できるのではないかと思う。現実、コロナ禍やまだその危険性が謳われている現在では、多くの大学がオンラインの講義を取り入れ、対面授業同様に単位を与えている。学士ほとんどオンライン上で取得することができる制度もみられるため、対面でないことによる教育の質の低下を甘受すれば、完全オンラインかつ、好アクセスの高等教育を実現することもさほど難しくはない。

参考文献（日本語）

公益財団法人日本ユニセフ協会 . “4.質の高い教育をみんなに.” *SDGs* クラブ, 日本ユニセフ協会（ユニセフ日本委員会）,

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/sdgs/17goals/4-education/>.

厚生労働省「平成 29 年賃金構造基本統計調査」

厚生労働省「令和 3 年賃金構造基本統計調査」

衆議院憲法調査会事務局 基本的人権の保障に関する調査小委員会

「教育を受ける権利に関する基礎的資料」平成 15 年

総務省統計局「労働力調査」令和 3 年

独立行政法人 日本学生支援機構「令和 2 年度学生生活調査結果」

文部科学省「諸外国の統計」平成 31 年版

文部科学省「学校基本調査」令和元年度

文部科学省「学校基本調査」令和 3 年度

文部科学省「科学技術要覧」令和 2 年

文部科学省「私立大学等の令和 3 年度入学者に係る学生納付金等調査結果」

財務省「予算はどのような分野に使われているのか」

<https://www.mof.go.jp/zaisei/current-situation/index.html>

References (foreign sources)

Abel, Jaison R., and Richard Deitz. "Do the benefits of college still outweigh the costs?." *Current issues in economics and finance* 20.3 (2014).

Alyabyeva, A. (2019, May 8). *Right to education: The case of Germany*. UCLan Cyprus law blog. Retrieved September 2, 2022, from <https://lawblog.uclancyprus.ac.cy/right-to-education-the-case-of-germany/#:~:text=In%20the%20German%20Constitution%2C%20the,includes%20the%20right%20to%20education>

Chan, Roy Y. "Understanding the purpose of higher education: An analysis of the economic and social benefits for completing a college degree." *Journal of Education Policy, Planning and Administration* 6.5 (2016): 1-40.

European Court of Human Rights https://www.right-to-education.org/sites/right-to-education.org/files/resource-attachments/ECHR_Guide_Art_2_Protocol_1_ENG_0.pdf

European Union Agency for Fundamental Rights. "Article 14 - Right to Education." *EU Charter of Fundamental Rights*, 3 June 2022, <https://fra.europa.eu/en/eu-charter/article/14-right-education#explanations>.

Federal Ministry of Education and Research. (n.d.). *Professorship*. Professorship - Research in Germany. Retrieved September 2, 2022, from <https://www.research-in-germany.org/en/your-goal/advanced-research/career-options-and-dual-careers/professorship.html>

Federal Statistical Office, Wiesbaden 2022 | created: 2022-08-

28 / 15:31:37 <https://www->

genesis.destatis.de/genesis/online?operation=abruftabelleBearbeiten&levelindex=1&levelid=1661693454400&auswahloperation=abruftabelleAuspraegungAuswaehlen&auswahlverzeichnis=ordnungsstruktur&auswahlziel=werteabruf&code=21311-0001&auswahltext=&werteabruf=Value+retrieval#abreadcrumb

German Academic Exchange Service. (n.d.). *Costs of education and living*. www.daad.de. Retrieved September 2, 2022, from <https://www.daad.de/en/study-and-research-in-germany/plan-your-studies/costs-of-education-and-living/>

Germany: Constitutional Court Rejects Challenge to Pandemic Prohibition of In-Person Classes; Finds Constitutional Right to Education. 2021. Web Page. Retrieved from the Library of Congress, <www.loc.gov/item/global-legal-monitor/2021-12-14/germany-constitutional-court-rejects-challenge-to-pandemic-prohibition-of-in-person-classes-finds-constitutional-right-to-education/>.

German Federal Ministry of Justice, “Basic Law for the Federal Republic of Germany,” Translated by: Professor Christian Tomuschat, Professor David P. Currie, Professor Donald P. Kommers and Raymond Kerr, in cooperation with the Language Service of the German Bundestag https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_gg/

Horowitz, Jonathan. “Relative Education and the Advantage of a College Degree.” *American Sociological Review*, vol. 83, no. 4, 2018, pp. 771-801. *JSTOR*, <https://www.jstor.org/stable/48588568>. Accessed 1 Sep. 2022.

Lawrence, Elizabeth M. “Why Do College Graduates Behave More Healthfully Than Those Who Are Less Educated?” *Journal of Health*

and Social Behavior, vol. 58, no. 3, 2017, pp. 291-306. *JSTOR*, <http://www.jstor.org/stable/44504742>. Accessed 1 Sep. 2022.

National Center for Education Statistics (NCES), a part of the U.S. Department of Education. (2021). *Digest of Education Statistics, 2021*. Retrieved September 13, 2022, from https://nces.ed.gov/programs/digest/d21/tables/dt21_601.40.asp

OECD (2021), *Education at a Glance 2021: OECD Indicators*, OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/b35a14e5-en>.

OECD (2022), Population with tertiary education (indicator).DOI: 10.1787/0b8f90e9-en (Accessed on 12 September 2022)

“Student Dormitories in Germany.” *Study in Germany*, 14 Oct. 2019, <https://www.study-in-germany.de/en/community/student-dormitories-in-germany/>.

Trostel, Philip A. "It' s not just the money the benefits of college education to individuals and to society." (2015).